

臼杵市地域防災計画

地震・津波対策編

令和8年2月

臼杵市防災会議

目 次

第 1 部 総 則（共通）

第 1 章 計画の目的	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の性格と内容	1
第 3 節 計画の理念	1
第 4 節 計画の位置づけ	2
第 5 節 計画の修正	3
第 6 節 計画の周知	3
第 2 章 白杵市の地勢	6
第 1 節 地形及び地質	6
第 2 節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方	8
第 3 節 土地利用等社会条件	10
第 4 節 気象	10
第 3 章 災害とその特性	11
第 1 節 地震・津波の特性	11
第 2 節 海溝型地震と活断層型地震等の特性	12
第 3 節 県内に被害を及ぼした地震・津波	14
第 4 節 豪雨災害・台風災害	14
第 5 節 その他の災害	15
第 4 章 被害の想定	17
第 1 節 地震・津波想定	17
第 2 節 地震被害想定	20
第 3 節 豪雨・台風の想定	22
第 4 節 その他の災害	22
第 5 章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	23
第 1 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	23
第 2 節 防災行動計画（タイムライン）の作成	31

第 2 部 災害予防

第 1 章 災害予防の基本方針等	33
第 1 節 災害予防の基本的な考え方	33
第 2 節 災害予防の体系	35
第 2 章 災害に強いまちづくり	36
第 1 節 被害の未然防止事業	37
第 2 節 災害危険区域等の対策	42

第3節	防災施設の災害予防管理	43
第4節	都市・地域の防災環境整備（防災まちづくり）	44
第5節	建築物等の安全性の確保	47
第6節	公共施設等の災害予防	49
第7節	特殊災害の予防	52
第8節	地震防災緊急事業5箇年計画の推進	55
第9節	防災調査研究の推進	56
第10節	社会資本の老朽化対策	56
第3章	災害に強い人づくり	57
第1節	自主防災組織	59
第2節	防災訓練	64
第3節	防災教育	66
第4節	消防団・ボランティアの育成、強化	72
第5節	要配慮者の安全確保	74
第6節	帰宅困難者の安全確保	80
第7節	市民運動の展開	81
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	82
第1節	初動体制の強化	84
第2節	活動体制の確立	90
第3節	津波からの避難に関する事前の対策	98
第4節	個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	102
第5節	救助物資の備蓄	107
第5章	その他の災害予防	108
第1節	災害対策基金の確保	108

第3部 災害応急対策

第1章	災害応急対策の基本方針等	109
第1節	災害応急対策の基本方針	109
第2節	市民に期待する行動	110
第3節	災害応急対策の体系	113
第2章	活動体制の確立	114
第1節	組織	114
第2節	動員配備	127
第3節	通信連絡手段の確保	130
第4節	気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達	133
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達	139
第6節	災害救助法の適用及び運用	142
第7節	広域的な応援要請	145
第8節	防災ヘリコプターの運用体制の確立	148
第9節	自衛隊の災害派遣体制の確立	150
第10節	他機関に対する応援要請	156

第 11 節	技術者、技能者及び労働者の確保	159
第 12 節	ボランティアとの連携	161
第 13 節	帰宅困難者対策	164
第 14 節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	165
第 15 節	交通確保・輸送対策	166
第 16 節	広報活動・災害記録活動	176
第 3 章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	180
第 1 節	地震・津波に関する情報の住民への伝達等	180
第 2 節	地震・津波に関する避難の指示等及び誘導	186
第 3 節	津波からの避難	192
第 4 節	救出救助	195
第 5 節	救急医療活動	199
第 6 節	消防活動	206
第 7 節	二次災害の防止活動	207
第 4 章	被災者の保護・救護のための活動	210
第 1 節	避難所運営活動	210
第 2 節	避難所外被災者の支援	218
第 3 節	食料供給	220
第 4 節	給水	223
第 5 節	被服寝具その他生活必需品給与	225
第 6 節	医療活動	229
第 7 節	保健衛生活動	231
第 8 節	廃棄物処理	234
第 9 節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	235
第 10 節	住宅の供給確保等	239
第 11 節	文教対策	244
第 12 節	社会秩序の維持・物価の安定等	251
第 13 節	義援物資の取扱い	252
第 14 節	被災動物対策	253
第 5 章	社会基盤の応急対策	254
第 1 節	電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策	254
第 2 節	道路、河川、都市公園、漁港、空港、鉄道の応急対策	255

第 4 部 災害復旧・復興計画（共通）

第 1 章	災害復旧・復興の基本方針	257
第 2 章	公共土木施設等の災害復旧	258
第 3 章	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	259
第 4 章	被災者支援に関する各種制度の概要	261
第 1 節	経済・生活面の支援	261
第 2 節	住まいの確保・再建のための支援	272

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援	283
第5章 激甚災害の指定	289
第1節 激甚災害指定の手続	289
第2節 特別財政援助	294

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	297
第1節 推進計画の目的	297
第2節 地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域	297
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	297
第2章 重点施策に関する事項	298
第1節 津波からの防護のための施設の整備等	298
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	300
第1節 津波からの防護のための施設の整備等	300
第2節 津波に関する情報の伝達等	301
第3節 避難対策等	301
第4節 消防機関等の活動	302
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応	303
第6節 交通対策	304
第7節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策	305
第8節 迅速な救助	307
第9節 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応	308
第10節 管理又は運営する施設に関する対策	311
第11節 市のとるべき住民への措置	312
第4章 関係者との連携協力の確保	313
第1節 資機材、人員等の配備手配	313
第2節 他機関に対する応援要請	313
第3節 帰宅困難者への対応	314
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	315
第1節 耐震化の推進	315
第2節 施設等の整備	315
第6章 防災訓練	317
第7章 地震防災上必要な教育及び広報	317
第8章 津波避難対策緊急事業計画	317
第9章 南海トラフ地震防災対策計画	318

第1部 総則（共通）

第1章 計画の目的

第2章 臼杵市の地勢

第3章 災害とその特性

第4章 被害の想定

第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、臼杵市における地震・津波災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって市域の保全と市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、市に係る地震によって発生する災害や津波の襲来による災害、前線や台風等に伴う大雨や風水害、原子力災害等に係る防災事務又は業務の処理に関し、概ね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示す。このため、市、大分県、指定地方行政機関並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力のための体制を整備するとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図ることにより、この計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努める。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮する。

- 1 臼杵市及び防災行政機関の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱
- 2 防災業務の促進、防災施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項
- 3 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助衛生その他災害応急措置事項
- 4 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項
- 5 災害復旧に関する事項
- 6 その他防災に関し必要な事項

第3節 計画の理念

「市民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

1 市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

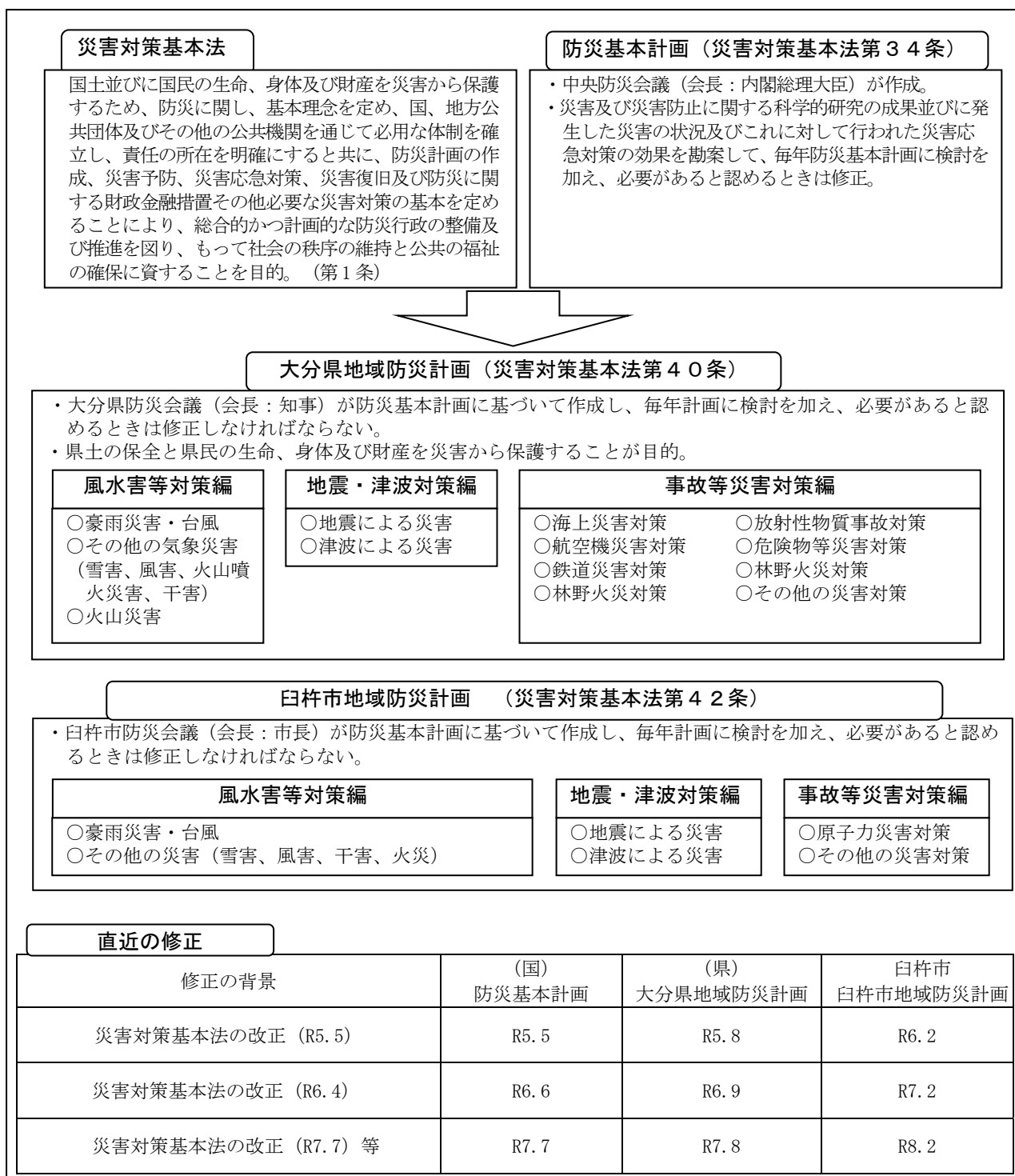
- (1) 災害に強いまちづくり
- (2) 災害に強い人づくり
- (3) 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

2 迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- (1) 活動体制の確立
- (2) 生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開
- (3) 被災者の保護及び救援のための活動の展開
- (4) 社会基盤の応急対策の迅速・的確な推進

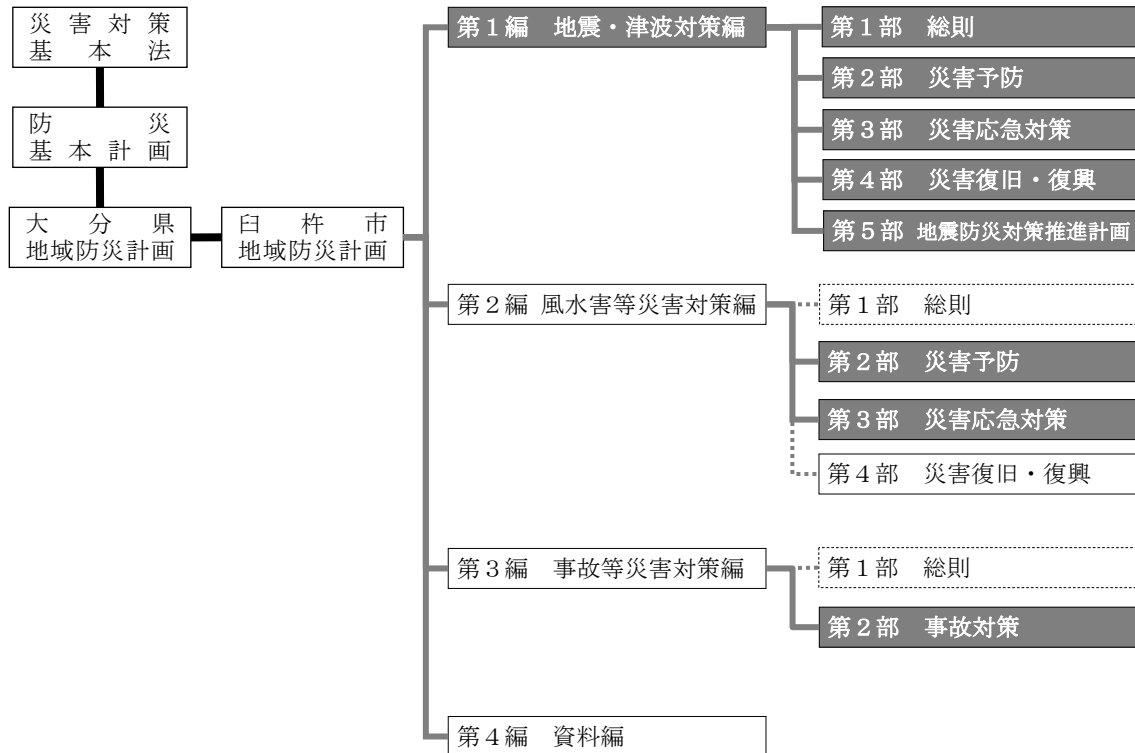
3 速やかな復旧・復興の推進

第4節 計画の位置づけ



なお、第2編「風水害等災害対策編」及び第3編「事故災害対策編」の第1部「総則」・第4部「災害復旧・復興」は、本編の「地震・津波災害対策編」と併用して対応する。

また、第1編「地震・津波対策編」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画と併せて、地震防災対策を推進する。



計画の位置づけ及び構成

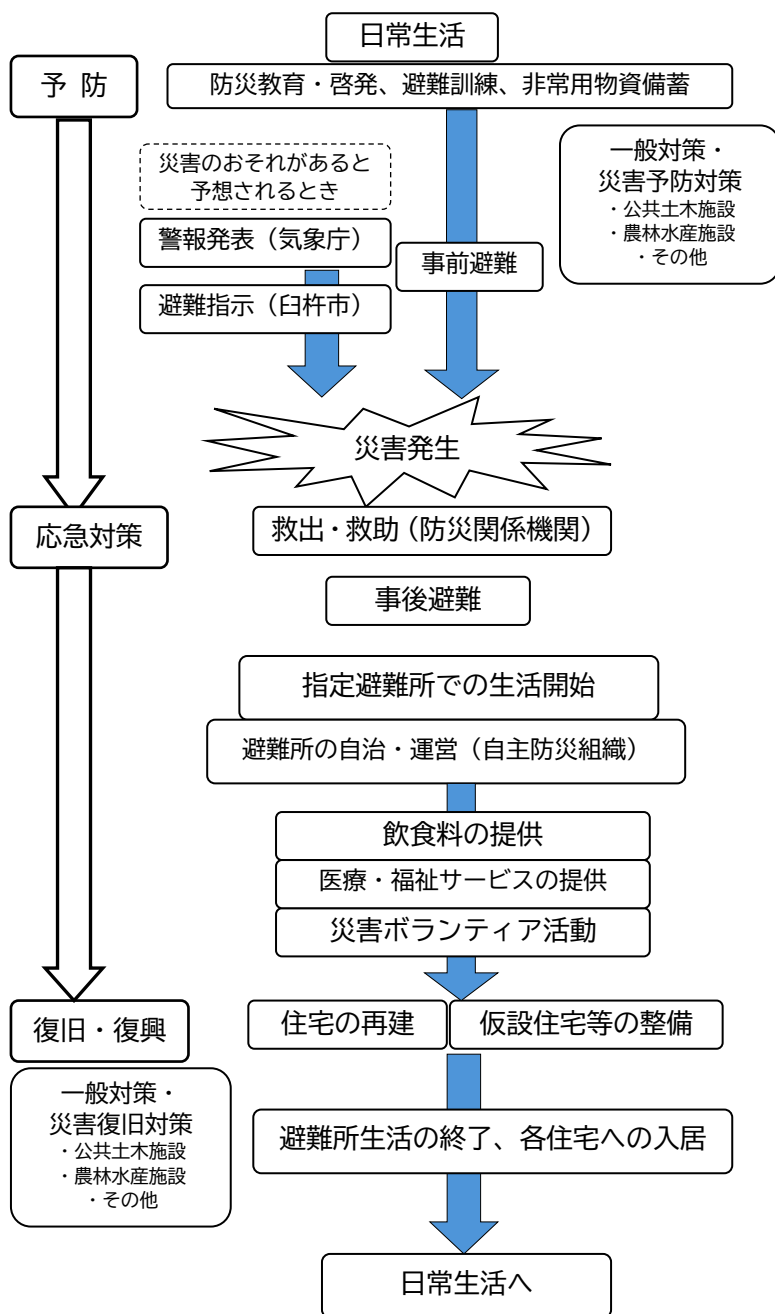
第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加える。

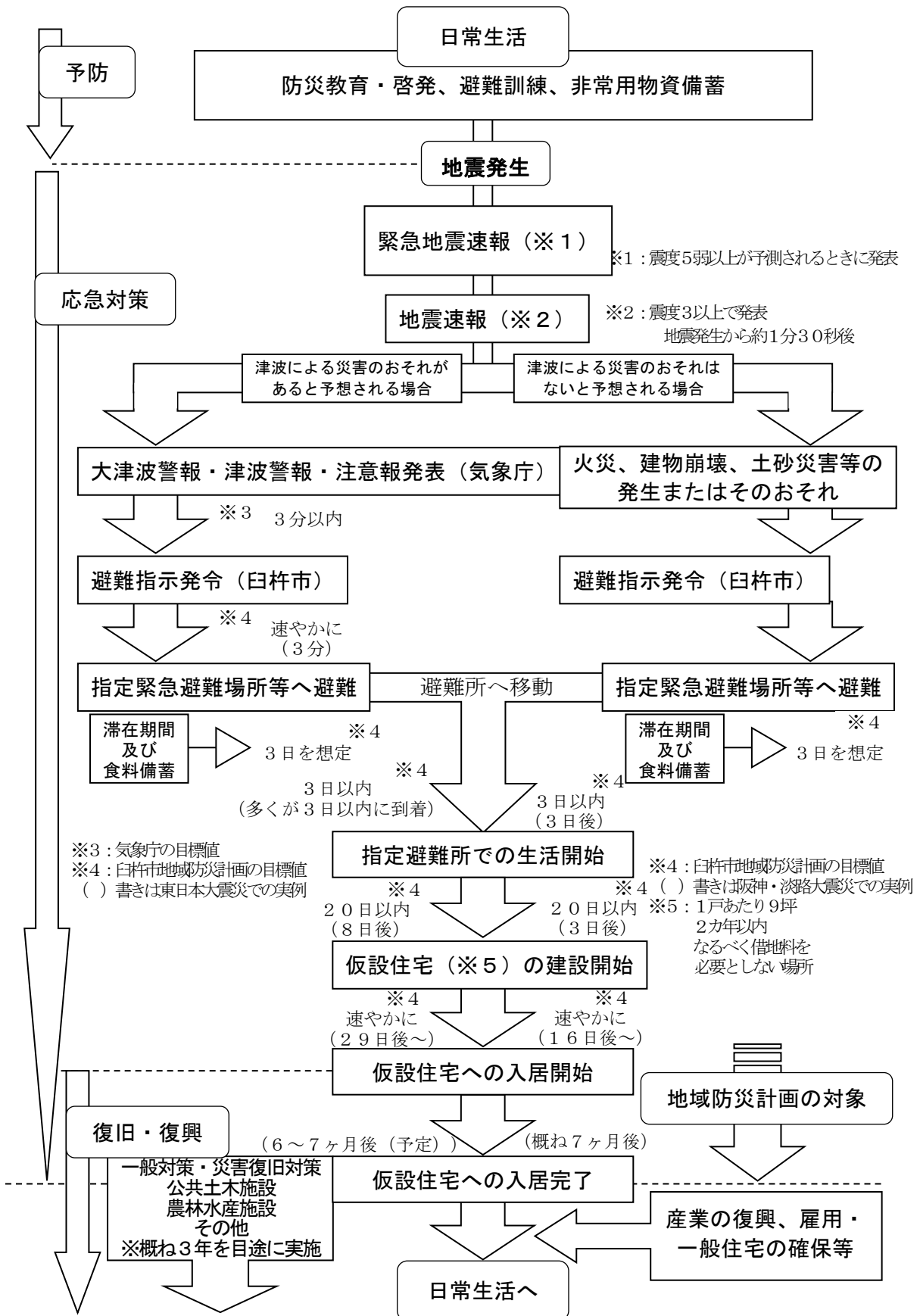
第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、県及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については市民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図る。

【参考】風水害発生時等の基本的な行動



【参考】地震災害発生時等の基本的な行動



第2章 臼杵市の地勢

第1節 地形及び地質

臼杵市は、九州の東岸、大分県の東南部に位置し、北は大分市に接し、西は豊後大野市、南は津久見市に隣接している。東西 19.35km、南北 21.88km、総面積 291.20km²である。

大分県内には、松山－伊万里構造線、大分－熊本構造線、臼杵－八代構造線などによばれる大規模な構造線が通過する。臼杵－八代構造線より北方の地域は領家帯とよばれ、花崗岩類と変成岩類で特徴づけられる。南方の地域は秩父帯、四万十帯で、プレート運動により付加帯として形成された地質である。秩父帯には石灰岩層がはさまれ、多くの鍾乳洞を発達させる。

海岸部では第四紀の海水準変動と地殻変動の結果としての海岸地形がみられ、豊後水道域は国内屈指のリアス式海岸を形成している。



1 地形

(1) 山地

臼杵市の北部は、大分市と接する縦木山、九六位山系に囲まれ、中央部は武山、姫岳、鎮南山が連なり、水ヶ城山を中心とする台地が南から北東に起伏して広がっている。南東部は、急峻な山岳地帯で、九州山地の山なみに連なっており、西部は緩やかな丘陵地帯となっている。

(2) 低地及び河川

臼杵市を流れる臼杵川、末広川、熊崎川及び海添川は、臼杵湾奥部に流下し、小規模な沖積地を形成している。臼杵湾奥部以外の海岸低地は、山地・丘陵地が海岸沿いまで迫り、小規模河川が流下している。

また、野津川は北流して大野川に合流しており、豊後大野市境を三重川が北流している。

（3）海岸

臼杵市の海岸は、豊後水道に面して佐賀関半島から続くリアス式海岸が津久見市との境まで伸びて臼杵湾を形成している。湾内には津久見島、黒島等の島がある。

2 地質

県内には、臼杵一八代構造線などの構造線が分布している。臼杵一八代構造線は九州の地質区を2分する大規模なもので、その北側と南側はそれぞれ内帯・外帯と呼ばれる。内帯には花崗岩類や変成岩類などからなる領家帯と、結晶片岩などからなる三波川帯とが分布する。外帯には北から秩父帯、四万十帯が仏像構造線を挟んで分布する。これらは、主に古生界～中生界の砂岩、頁岩などの堆積岩類などからなるが、秩父帯には花崗岩類、変成岩類、石灰岩などがレンズ状に挟まれている部分がある。

市北部は変成岩帯が東北東方向に帯状に分布し、市中部は上部白亜系中世層帯と阿蘇溶岩帯が混じっており、市南東部は千枚岩質粘板岩・砂岩及び石灰石・白雲岩となっている。

臼杵市近隣の断層帯は、「別府-万年山断層帯」が分布し、「中央構造線断層帯（豊予海峡-由布院区間）」、「日出生断層帯」及び「万年山-崩平山断層帯」の3つが平成29年12月地震調査研究推進本部により再編成されている。

第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

1 災害の素因と誘因

(1) 災害の素因（地盤環境）

- 1) 災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業なのかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。
- 2) 災害に対応する場合は、特に自然から見た県土の理解が非常に重要になってくる。県南から県北、県東部から西部まで、素因（地盤環境）を理解することにより、自分たちにとってどう影響してくるのかが認識できる。
 - ア 基本的な視点の例
 - a 地形・地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩石が崩落する）、内陸なのか沿岸なのか、平野なのか盆地なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。
 - b 物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダムの基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。
 - c 水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。
 - イ 地震災害の場合
地震災害の場合は、地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。長時間地震の揺れが続くと、切り土や盛り土を行った箇所（大規模な住宅地として利用されている造成地）や埋立地で、被害の割合が極端に変わってくる。
 - ウ 参考関連図

■ 資料編1-1 臼杵市危険度マップ 参照

■ 資料編1-2 臼杵市揺れやすさマップ 参照

(2) 災害の誘因

1) 地震災害

災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、大分県においては、地震を起こす環境、津波を起こす環境、火山噴火を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。

どういう場所で起こりやすいのか、また、災害の繰り返し間隔や継続時間により、被害の程度が異なってくる。

災害の繰り返し間隔については、千年に一回であるのか、数十年に一回であるのかなど、多様な時間での繰り返しが考えられる。継続時間については、地震は揺れた時のみであるが、津波は引いても繰り返し来るので、数日間は経過をみる必要がある。また、火山噴火の場合は、何年間にも及ぶことがある。これらのことは、災害史からも知ることができ、

参考にする必要がある。

なお、侵食や堆積現象を起こす環境もあり、阿蘇の溶結凝灰岩では、雨などである程度の期間、風化・侵食されたところに地震などの別の誘因が重なることで、大きく一度に崩れることがある。

2) 風水害

災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、大分県においては、地震を起こす環境、津波を起こす環境、火山噴火を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。

どういう場所で起こりやすいのか、また、災害の繰り返し間隔や継続時間により、被害の程度が異なってくる。

災害の繰り返し間隔については、千年に一回であるのか、数十年に一回であるのかなど、多様な時間での繰り返しが考えられる。

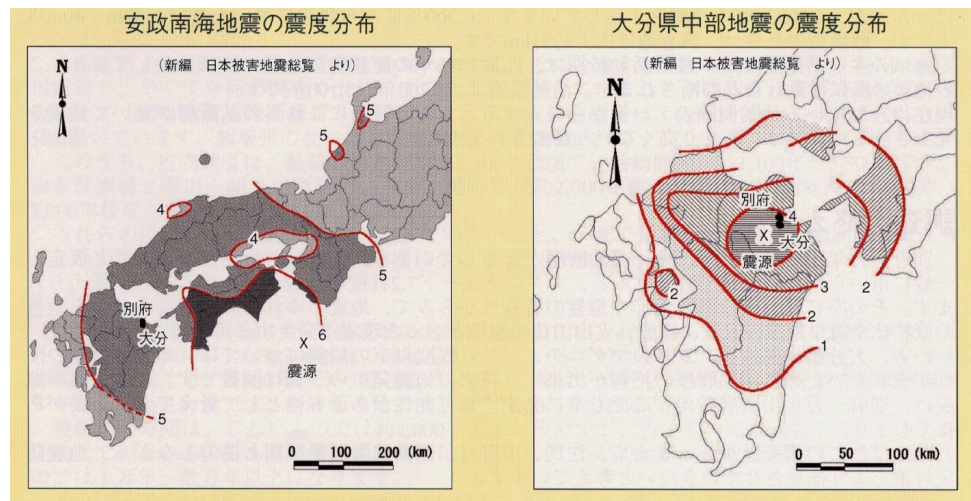
2 災害に対する基本的な考え方

起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応ということになる。そのためには、自分の住む地域や県土を見て知り、的確な診断の上に立った想定に基づき、市民全体がそれらの認識を持つことが重要である。

地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めていろんな影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図る。

地震災害の場合、災害誘因となる地震は、規模や揺れの範囲などが地震源によって異なっている。それによって生じた被害は、地域に残された貴重な記録であるので、それらの検討と検証は重要な課題である。

例えば、安政南海地震と大分県中部地震をみると、影響を受ける地域・範囲が異なっている。市内で対応できる場合と広域的に対応していく場合があり、それぞれに応じて対応の仕方を考えておく必要がある。



海溝型と活断層型（内陸で発生）の震度分布図（平成16年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料）

第3節 土地利用等社会条件

臼杵市は平野が少なく周囲を山に囲まれているため、土地利用のうち約68%を森林が占めている。

土地利用面積（令和6年）		（単位：ha）				
総面積	農耕地	林野森林	河川等	道路	宅地	その他
29,120	2,340	20,587	693	869	751	3,880

（令和6年度「大分県統計年鑑」による）

第4節 気象

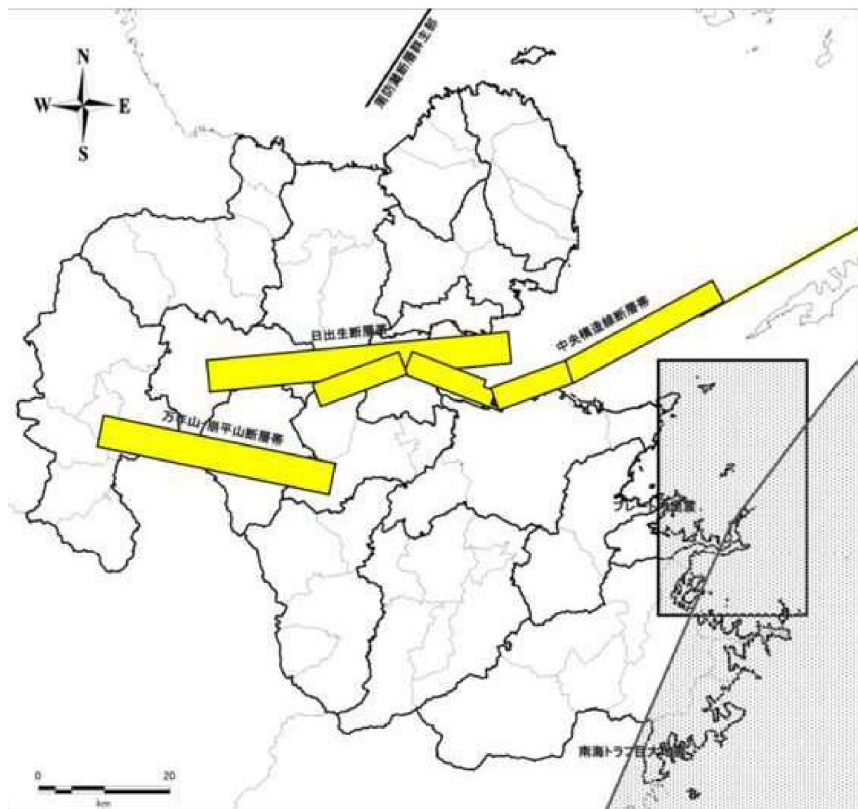
臼杵市の気象は、瀬戸内海型と南海型が混在し、冬季は比較的晴天の日が多く、年平均気温15～17℃で年間平均降水量は1,500～2,000mmの温暖多雨で台風の常襲地域となっている。

第3章 災害とその特性

第1節 地震・津波の特性

臼杵市において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。

区分		主に影響を受ける地震の震源
南部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
中部地域	(海溝型)	南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震
	(活断層型)	中央構造線断層帯（⑩豊予海峡-湯布院区間） 日出生断層帯



地震位置図

■ 資料編1-3「大分県内の活断層図」 参照

第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

1 海溝型地震

大分県東方海域で発生する主な海溝型地震は、南海トラフを震源とする地震と、日向灘を震源とする地震、及び安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震である。これらの地震について、地震調査研究推進本部地震調査委員会が行った地震発生確率等に関する長期評価等は次のとおりである。

(1) 南海トラフを震源とする地震（南海地震、東南海地震）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震（以下、「プレート間地震」という。）である。過去の地震の規模は、南海地震でM8.0～M8.4、東南海地震でM7.9～M8.4、二つの地震の領域が一度に破壊したとされる1707年の宝永地震ではM8.6であったとされている。今後、南海トラフを領域としてM8～M9クラスの地震が30年以内に発生する確率は、60～90%程度以上とされている。

佐伯市米水津の龍神池での津波堆積物の調査により、過去3300年間に8回の大津波が襲来したことが判明しており、684年の白鳳地震以来、大津波を伴う地震が約300年～400年と約700年の間隔で繰り返し発生したと推定されている。現在、約300年前の宝永地震（1707年）によるものが最新と考えられていることから、次の南海トラフの地震は大津波を発生する可能性が高いと考えられる。

(2) 日向灘を震源とする地震は、M8程度の巨大地震の発生頻度は不明で、同様な地震が今後30年以内に発生する確率はXランク（不明）とされている。M7.0～M7.5程度の地震は過去約100年で5回（およそ20.6年に1回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度とされている。

(3) 安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7～M7.4の規模の地震が過去約400年間で7回（およそ60.3年に1回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は40%程度とされている。

(4) 海溝型地震は、津波に対して注意（深い海底で起こる海溝型地震による津波は、東北地方太平洋沖地震のように10分から数十分程度の間、海面が上昇しつづけ、したがって浸水範囲が広がると考えられている。）が必要であり、特に佐賀関半島から南のリアス式海岸の湾奥では、集中効果などにより、津波の高さが高くなる可能性がある。また、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

2 活断層型地震

県内には、震源断層となる活断層として中央構造線帯等が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。

(1) 中央構造線断層帯（豊予海峡-由布院区間）の過去の活動時期は、17世紀頃とされ、平均活動間隔は約1千6百～1千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.8程度と推定され、将来の地震発生確率は、今後30年以内にほぼ0%、Zランクに評価されている。

- る。
- (2) 日出生断層帯は、過去の活動時期は、約7千3百年前以後、6世紀前とされ、平均活動間隔は約2万～2万7千年とされている。活動時の地震の規模は、M7.5程度と推定され、将来の地震発生確率は、今後30年以内にほぼ0%、Zランクに評価されている。
 - (3) 万年山一崩平山断層帯は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百～3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定され、将来の地震発生確率は0.004%以下とされ、Zランクに評価されている。
 - (4) 周防灘断層帯主部区間は、全体が一つの区間として活動すると推定され、その場合、マグニチュード7.6程度の地震が発生すると推定される。30年以内の地震発生確率は、2～4%と見込まれ、我が国の主な活断層の中では高いグループ（Sランク）に属する。
 - (5) 大分県中部地震クラスのマグニチュード6程度以下の地震については、地表に断層のずれが表れないため、活動履歴の把握が出来ず、将来の地震発生の予測は困難で、この規模の地震は、中央構造線断層帯（⑩豊予海峡-湯布院区間）、日出生断層帯、万年山一崩平山断層帯のどこでも常に発生する可能性があるものとして考えておく必要がある。
 - (6) 海域の地震では、津波に対する注意も必要であるが、活断層型地震は、地震動による建物の倒壊、火災、地盤の液状化による被害が大きいことから、それらに対する注意が特に必要である。なお、活断層型地震による津波は、浅い海底で起き、短時間の間に海面が上下するため浸水範囲が限定される。津波波源で持ち上げられた水の量や津波のエネルギーは、海溝型地震に比べて小さく、したがって遡上する範囲や距離が小さいと考えられている。また、海溝型地震と同様に第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

3 その他のもの

県内では、海溝型地震・活断層による地震以外の地震も発生する可能性がある。このような地震については、地震発生場所の特定はもとより、地震発生確率等の長期評価を行うことは現時点では困難であるとされている。

臼杵市は、地形的には山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動による斜面崩壊の危険性がある。

また、埋立地などでは、その地盤の性質上、地震時に液状化が発生する可能性がある。

第3節 県内に被害を及ぼした地震・津波

1 地震による災害

災害の原因となった地震には、南海トラフや日向灘で発生したもの（海溝型地震）、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生したと考えられるもの（活断層による地震）及びこれらの地震以外の地震がある。特に被害を及ぼした地震の震源は、伊予灘、別府湾、豊後水道、日向灘、南海道沖及び県内の臼杵―八代構造線と中央構造線及び別府―島原地溝帯の活断層が分布する領域である。近年では、昭和50年（1975年）に大分県中部を震源とする地震が発生し、庄内町、湯布院町等に家屋倒壊等の大きな被害、平成28年（2016年）には、大分県中部を震央とする地震が発生し、別府市、由布市等に家屋倒壊等の被害を及ぼしている。

なお、令和4年1月22日には、日向灘を震源とする地震が発生し、本市で震度5弱の地震が記録されたが人的被害、家屋被害は確認されていない。

2 津波による災害

県内では、南海トラフで発生した1707年の宝永地震、1854年の安政南海地震、及び1946年の南海地震並びに別府湾で発生した1596年の慶長豊後地震並びに日向灘で発生した地震等によって津波が来襲した履歴がある。

南海トラフで発生した地震による津波は、東海道から四国にかけて大きな被害を及ぼしており、大分県でも、1707年の宝永地震が過去最大の地震と位置づけられている。この地震では、佐伯市米水津の養福寺で11.5mなど歴史的古文書の記録から津波の到達した高さが推定されている。

■ 資料編1-4「大分県内に被害を及ぼした地震・津波」参照

第4節 豪雨災害・台風災害

1 気象災害の概要

臼杵市の主な気象災害は、ほとんどは台風、梅雨、低気圧（前線）によるものである。この大雨によって河川の氾濫、土砂災害、風倒木災害、崖崩れ等が発生して大きな被害を及ぼしてきた。気象災害の約9割はこれらの大雨による水害・土砂災害である。

2 大雨の特徴

大雨の原因は、前線に伴うものが多く、次いで台風に伴うものである。

特に、平成24年7月九州北部豪雨では、県の西部や中部に「これまでに経験したことのないような大雨」の表現で警戒を呼びかけられ、記録的な大雨となった。

また、大雨は梅雨期から台風期にかけて多く発生しているが、10月～3月までの寒候期にも、県南部では前線によって日降水量100mm～150mmの大雨が降った事例がある。大雨の季節的特徴を以下に示す。

大雨の季節的特徴

4～5月 (春期)	主に中国大陸の南部や台湾付近で発生した低気圧が発達して、九州南岸を通過する時に大雨となることが多い。降水量は県南部と南西部及び国東半島の山間部に多く、北部や東部の沿岸部では少ない。
6～7月 (梅雨期)	梅雨前線が九州中部から北部に停滞し、東シナ海から小低気圧が接近する時に、南西からの湿った空気が山地に沿って上昇しやすい地域は大雨となる。特に県西部地方での降水量が多い。
8～9月 (台風期)	台風の経路によって、沿岸部が大雨になったり、内陸部が大雨になったりする差はあるが、いずれの場合でも県南部に降水量の多い地域がでる。また本州の南岸に前線が停滞している場合は、台風はるか南方海上を西進しても、宮崎県北部から県南部にかけては東よりの風による雨雲が流入し、地形効果も重なって局地的に大雨の降る地域がある。
10～11月 (秋期)	本州の南岸に前線が発生し、低気圧が前線に沿って九州の南岸を通過する場合、県南東部に雨量が多くなる。その他の地域では大雨にはならない。

3 梅雨の特徴

梅雨期には大災害には至らない場合でも、長雨や豪雨によって局地的な水害等が発生している。大分県における平年の梅雨入りは6月8日頃、梅雨明けは7月19日頃となっている。

梅雨初期では県の南部と西部に多雨域があり、梅雨が進行するにつれてしだいに県中部から西部に移る。最盛期（6月下旬から7月上旬）から末期にかけては、西部を中心に雨量が多くなる。特にこの期間中、台風が接近すると南海上から湿潤な空気が流れ込み、大雨となることがある。また、県東部には梅雨期による災害は少ない傾向にある。

4 台風の特徴

大分県は、鹿児島、宮崎両県とともに台風の常襲地帯となっている。年平均約数個の割合で台風が接近しているが、特に平成16年には過去に例を見ない10個の台風が日本に上陸し、この内4個の台風が九州に上陸した。台風が九州を北上する場合に、台風の進行方向の右側は風が強く左側は降雨が多いとされているが、近年の台風は強風とともに大雨を伴うことも特徴的である。

■ 資料編1－5「台風の経路と大分県の雨量分布」参照

第5節 その他の災害

1 火災

近年の火災は、産業経済、生活様式の変化により火災の内容も変化してきており、市内では平均で毎年約12件の火災が発生している。

火災の月別件数は10月から3月の秋から冬にかけての時期に多い。火災の件数で最も多いものは建物火災であるが、火災の原因は火器取扱者の不注意によるものが多く、コンロの火の取り扱い、タバコ、たき火の火の不始末、電気配線の不良、その他となっている。

■ 資料編1－6「臼杵市の火災の概要」参照

2 雪害

降雪期間は2月ごろであり、山間部を除くと大雪となることはほとんどないが、まれに大雪のために農林業や交通機関等に大きな被害を及ぼすことがある。

3 干害

近年の異常気象によって梅雨期や台風期に雨が少なく、飲料水や農業用水の不足によって市民生活、農作物への被害が発生している。近年の記録としては、平成6年の干害が上げられる。

第4章 被害の想定

第1節 地震・津波想定

平成29年12月に地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯の長期評価（第二版）」、「日出生断層帯の長期評価（第一版）」及び「万年山-崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を受けて、本県に及ぼす影響と対策について検討するため、平成30年2月に大分県有識者会議を設置し有識者からの意見を踏まえ、過去の調査内容を踏襲したうえで、最新の知見を反映した「平成30年度大分県地震被害想定調査」と、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を受けて、本県に被害を及ぼした地震・津波の歴史記録を繙き、大分県防災対策推進委員会（平成24年4月30日までは大分県地域防災計画再検討委員会）有識者会議・被害想定部会の意見を踏まえて行った平成24年度大分県津波浸水予測調査・地震津波被害想定調査、阪神淡路大震災規模の地震を想定して行った平成19年度大分県地震被害想定調査に基づき、次の地震・津波を想定する。

なお、防災・減災対策を推進するにあたっては、各地域において最大の被害が予測される地震・津波を対象とするが、津波被害のおそれがある沿岸市町村は、本県における海溝型地震と活断層型地震に係る過去の活動間隔や地震の発生確率から、南海トラフの巨大地震を喫緊の課題として捉え、防災・減災対策を推進し、活断層型地震に対する対応については、国の調査研究等の動向を踏まえて、中期的な課題として、今後検討していく。

1 想定する地震・津波

（1）想定する地震・津波被害（震源）

- 1) 南海トラフ
- 2) 中央構造線断層帯
- 3) 周防灘断層群(主部)
- 4) 日出生断層帯
- 5) 万年山-崩平山断層帯
- 6) プレート内

平成19年度 大分県地震被害想定調査 想定地震	平成24年度 大分県地震津波被害想定調査 想定地震	平成30年度 大分県地震被害想定調査 想定地震
日向灘	南海トラフの巨大地震	①南海トラフの巨大地震
東南海・南海 ^{※1}		
中央構造線	別府湾の地震 (慶長豊後型)	②中央構造線断層帯
別府地溝南縁断層帯	周防灘断層群主部	③周防灘断層群主部
別府湾断層帯		
周防灘断層帯		
別府地溝北縁断層帯		④日出生断層帯
崩平山-万年山地溝北縁断層帯		⑤万年山-崩平山断層帯
プレート内		⑥プレート内

（2）想定する津波浸水予測（平成24年度大分県津波浸水予測調査）

- 1) 南海トラフ
- 2) 別府湾の地震（慶長豊後型地震）
- 3) 周防灘断層群（主部）

2 地震動

平成30年度大分県地震被害想定調査の震源域から想定される地震動は次のとおりである。

対象地震等	最大震度	震度6弱以上が想定される地域
①南海トラフ	6強	臼杵市（6弱）、大分市（6強）、佐伯市（6強）、竹田市（6弱）、杵築市（6弱）、豊後大野市（6強）
②中央構造線断層帯	7	臼杵市（6強）、大分市（7）、別府市（7）、杵築市（6強）、宇佐市（6強）、由布市（7）、日出町（6強）、九重町（6弱）、玖珠町（6強）
③周防灘断層群（主部）	6弱	中津市（6弱）、豊後高田市（6強）、宇佐市（6弱）、国東市（6弱）
④日出生断層帯	7	臼杵市（6弱）、大分市（6強）、別府市（7）、中津市（6強）、杵築市（6弱）、宇佐市（7）、由布市（7）、日出町（7）、九重町（7）、玖珠町（7）
⑤万年山－崩平山断層帯	7	大分市（6弱）、日田市（6強）、竹田市（6弱）、豊後大野市（6弱）、由布市（6強）、九重町（7）、玖珠町（6強）
⑥プレート内	6強	臼杵市（6弱）、大分市（6強）、別府市（6弱）、佐伯市（6強）、津久見市（6弱）、杵築市（6弱）、豊後大野市（6強）、由布市（6弱）、日出町（6弱）

3 津波高及び津波到達時間等

平成24年度大分県津波浸水予測調査（以下「津波浸水調査」という。）に基づく津波高及び津波到達時間は資料編1－7のとおりである。

■ 資料編1－7「想定津波高及び津波到達時間等」参照

（1）防災対策の基準

津波シミュレーションにおける津波断層モデルの不確実性、計算誤差等を考慮して、津波浸水調査による浸水予測図を基準（原則として、堤防が機能しないとした場合の3つの地震に係る浸水予測図を重ね合わせた最大のもの）に、臼杵市において設定する津波避難対策等の基準は次のとおりである。

第1部 総則（共通）
第4章 被害の想定

市町村名	対象地震	対象地域	水平避難		垂直避難		【参考】平成23年度地震・津波高の緊急対応暫定想定を基にしたこれまでのソフト対策基準(m)
			市町村	県 (堤防が機能しない場合)	市町村	県 (最大浸水深)(m)	
津久見市	南海トラフ	津久見市内全域	海拔10m以上		海拔6m以上	海拔6m以上	海拔10m以上
臼杵市	南海トラフ	(海拔10m以下地域) 深江地区、上浦地区、中央地区、南部地区、市浜地区、下南地区、南津留地区、上北地区、下北地区、海辺地区、下ノ江地区、佐志生地区	海拔10m以上	「大分県津波浸水予測調査の浸水予測図(確定値)」による浸水域を基準とする。 なお、それ以上に内陸側に広く設定することができる。	海拔10m以上	深江地区 海拔5m以上 臼杵川河口 海拔6m以上	海拔10m以上
大分市	南海トラフ 別府湾	大分市全域	海拔10m以上 ※海拔10m以上の避難場所の確保が困難な地域については、津波の浸水想定を勘案しながら、避難場所の確保に努めていく。		海拔10m以上	田ノ浦～豊海 海拔7m以上 大野川 海拔8m以上 佐賀関港 海拔4m以上 佐賀関西町 海拔9m以上 上浦漁港 海拔6m以上	海拔10m以上

第2節 地震被害想定

1 人的・物的被害の想定

第1節で想定する地震・津波に対して、平成30年度大分県地震被害想定調査に基づき予測される被害は次のとおりであり、各地域の実情に応じて被害を想定する。

朝 5 時人口（人）（冬）		38,700		
昼 12 時人口（人）（夏）		41,200		
夕 18 時人口（人）（冬）		40,400		
面積（km ² ）		291.20		
最大となる震度（中央構造線断層帯による地震）		6 強		
最大津波高（中央防災会議 平成 24.8.29）		7 m		
最大津波高（平成 24 年度 大分県津波浸水予測調査）（地殻変動後 臼杵川河口）		T.P. 5.75m		
建物棟数		木造	24,600	
		非木造	4,600	
原因別建物 全半壊棟数	南海トラフ	ゆれ	全壊 120 半壊 418	
		液状化	全壊 134 半壊 203	
		急傾斜地崩壊	全壊 2 半壊 —	
		津波による被害	全壊 4,134 半壊 4,166	
	中央構造線断層帯による地震	ゆれ	全壊 70 半壊 273	
		液状化	全壊 107 半壊 161	
		急傾斜地崩壊	全壊 2 半壊 —	
		津波による被害	全壊 6 半壊 427	
火災	南海トラフ	出火件数（全出火） 夕 18 時（冬）	2	
		焼失棟数 夕 18 時（冬）	1	
	中央構造線断層帯による地震	出火件数（全出火） 夕 18 時（冬）	1	
		焼失棟数 夕 18 時（冬）	20	
ブロック塀 倒壊件数	南海トラフ	1,327		
	中央構造線断層帯による地震	1,073		
人的被害	死者	建物崩壊	南海トラフ（人） （南海トラフ、中央構造線断層帯による地震の最大値、以下同じ）	2
			中央構造線断層帯による地震（人）	1
		津波	南海トラフ（人）	3,924
			中央構造線断層帯による地震	20
		急傾斜地崩壊（人）	0	
		火災（人）	1	
	ブロック塀等（人）	0		
	負傷者	建物崩壊	南海トラフ（人）	4
			中央構造線断層帯による地震	2
		津波	南海トラフ（人）	561
			中央構造線断層帯による地震（人）	39
		うち重傷者（津波）	南海トラフ津波（人）	191
中央構造線断層帯による地震による津波（人）			13	
要救助者数		1		

避難所生活者数	1日後	南海トラフ	避難所（人）	6,688
			避難所外（人）	3,601
		中央構造線断層帯による地震	避難所（人）	640
			避難所外（人）	345
	1週間後	南海トラフ	避難所（人）	6,609
			避難所外（人）	3,563
		中央構造線断層帯による地震	避難所（人）	628
			避難所外（人）	345
	1ヶ月後	南海トラフ	避難所（人）	6,561
			避難所外（人）	3,533
		中央構造線断層帯による地震	避難所（人）	551
			避難所外（人）	297
帰宅困難者			県内で帰宅困難（人）	3,214
			県外から帰宅困難（人）	96
孤立集落の発生箇所数（箇所）			—	
長期的住機能支障 応急仮設住宅（世帯）			627	
仮設トイレ需要量（人数 6,617人 基/100人）			66	
瓦礫発生量（トン）			293,961	
ごみ発生量（トン）（発生～3ヶ月）			5,297	
孤立集落の発生箇所数（箇所）			—	

2 減災目標と具体的な防災・減災対策

1の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、第2部災害予防で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定め、進行管理を行うとともに、県と目標を共有しながら推進する。

参考) 大分県地震・津波防災アクションプラン

1) 減災目標

大分県地震被害想定調査の対象となっている各地震において想定されている死者数の半減を目指し、その中でも、喫緊の課題である南海トラフの巨大地震については、同調査で示された軽減効果（死者数約2万人を約6百人に軽減）の達成を目指す。

さらに、これらの目標にとどまらず、人的被害を限りなくゼロにすることを旨とする。

2) 具体的な防災・減災対策（施策体系）

上記減災目標を達成するために、次のとおり「3つの柱」「27の施策項目」「100のアクションプラン項目」の施策体系に沿って58の目標指標を設定し、着実に推進する。

■ 資料編1-8「地震被害の想定」参照

■ 資料編1-9「避難所・避難地の整備例」参照

第3節 豪雨・台風の想定

近年大分県に襲来した比較的大規模な豪雨災害・台風の状況は、下記のとおりである。

- 1 昭和55年（1980年）7月の梅雨前線による九州及び山口県の大雨
- 2 昭和57年（1982年）の7月豪雨
- 3 平成2年（1990年）6月29日～7月2日の梅雨前線豪雨
- 4 平成3年（1991年）9月27日の台風第19号（日田の最大瞬間風速44.4m/s）
- 5 平成5年（1993年）台風第13号（大分の日降水量414mm、最大1時間降水量81.5mm）
- 6 平成9年（1997年）台風19号（宇目の降水量415mm）
- 7 平成11年（1999年）台風18号（日田の最大瞬間風速45.0m/s）
- 8 平成17年（2005年）7月の梅雨前線による大雨（椿ヶ鼻の総降水量500mm）
- 9 平成17年（2005年）台風第14号（湯布院の総降水量726mm）
- 10 平成24年（2012年）6月30日～7月4日の梅雨前線による大雨（耶馬溪の最大1時間降水量91.0mm）
- 11 平成24年（2012年）7月11日～7月14日の豪雨（「平成24年7月九州北部豪」期間降水量（4日間）：日田市462.0mm、竹田市402.0mm）
- 12 平成29年（2017年）7月九州北部豪雨（期間降水量：日田市402.5mm）
- 13 平成29年（2017年）台風第18号（期間降水量：臼杵市465.5mm、佐伯市447.0mm）
- 14 平成30年（2018年）台風第24号（期間降水量：佐伯市402.0mm）
- 15 令和元年（2019年）台風第8号（期間降水量：佐伯市287.5mm）
- 16 令和2年（2020年）7月豪雨（期間降水量：日田市1714.5mm）
- 17 令和4年（2022年）台風第14号（期間降水量：臼杵市481mm）

臼杵市において、これら既往の風水害と同程度の災害に加え、近年多発する局地的な集中豪雨による大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害と位置づける。

なお、豪雨・台風ともに事前の気象警報や気象情報に留意することで、ある程度その前兆を捉えることは可能だが、時期を逸すると通信網の麻痺、道路・交通手段の寸断、避難障害が発生する。風水害の場合、本格的な災害状況が生じる段階までいわゆる「警戒段階」があり、この時期において、必要な状況把握、情報連絡、必要に応じて事前避難等の活動を実施できる。

第4節 その他の災害

臼杵市におけるその他の各種災害については、臼杵市の災害特性を踏まえ、既往の最大規模の災害による被害を本計画の想定災害と位置づける。

第5章 防災関係機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

第1節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 関係機関の基本的責務

（1）市の責務

市は、基礎的な自治体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関等の協力を得て、市の地域にかかる防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する責務を有している。

市長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び市民の隣保互助の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。（災害対策基本法第5条）

なお、消防機関は、この計画に定めるもののほか必要な事項については、「臼杵市消防計画」を定め、その責務を行う。

（2）指定地方行政機関の責務

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施する。

指定地方行政機関の長は、市の防災活動が円滑に行われるように、市に対し、勧告、指導、助言、その他適切な措置をとらなければならない。（災害対策基本法第3条）

（3）指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるように、その業務について市に対して協力する責務を有している。（災害対策基本法第6条）

2 市民及び事業所等の基本的責務

（1）市民の果たす役割

市民は、「自分の命は、自分で守る。」という防災の観点に立って、災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するために、次の事項の実践に努める。

- 1) 3日分の食糧、飲料水と携帯トイレ、トイレトーパー等の生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備及び家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策
- 2) 危険箇所、避難場所の把握・確認、災害時の家族の連絡体制づくり
- 3) 防災訓練、防災に関する研修会等への積極的な参加

- 4) 自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画・協力
- 5) 災害発生時には、地域において相互に協力し、正確な情報の把握、出火防止、初期消火、救出救助、応急手当、高齢者など要配慮者に対する支援

（2）事業所等の果たす役割

事業所等は、従業員及び利用者等の安全を確保するとともに、事業活動の維持、地域への貢献など、災害時における事業所等の果たす役割を十分に認識し、次の事項の実践に努める。

- 1) 施設及び設備の耐震性の確保
- 2) 食糧、飲料水等の備蓄と防災資機材の整備
- 3) 防災責任者の育成と自衛防災体制の確立等、事業活動における防災対策
- 4) 防災訓練及び防災に関する研修の実施
- 5) 業務を継続するための事業継続計画の作成
- 6) 災害発生時には、地域住民、自主防災組織と連携し、情報の収集・伝達、消火・救出活動、応急手当、避難誘導など地域の防災活動への積極的な参画・協力

3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

臼杵市、大分県、警察及び臼杵市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等は、概ね次の事務又は業務を処理する。

（1）臼杵市（市長、消防機関、教育委員会）

臼杵市は、第1段階の防災関係機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

- 1) 臼杵市防災会議に関すること。
- 2) 災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- 3) 気象予報若しくは警報の地域住民への伝達に関すること。
- 4) 災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること。
- 5) 被害状況の調査報告に関すること。
- 6) 消防、水防、その他の応急措置に関すること。
- 7) 居住者、滞在者その他の者に対する避難の勧告又は指示に関すること。
- 8) 被災者の救難、救助、その他の保護に関すること。
- 9) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること。
- 10) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- 11) その他防災に関し臼杵市の所掌すべきこと。

（2）大分県（知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局）

県は、市及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ

市に対し、必要な防災上の指示、勧告を行う。

- 1) 県防災会議に関すること。
- 2) 災害対策本部を設置し、県の地域にかかる防災の推進を図ること。
- 3) 被害状況の収集調査に関すること。
- 4) 水防その他の応急措置に関すること。
- 5) 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関すること。
- 6) 県営ダム等の防災管理に関すること。
- 7) 緊急輸送車両の確認に関すること。
- 8) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- 9) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- 10) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。
- 11) その他防災に関し、県の所掌すべきこと。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、県及び市の処理すべき防災事務に関し積極的な協力を行う。

(1) 九州管区警察局

- 1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること。
- 2) 広域的な交通規制の指導調整に関すること。
- 3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。
- 4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。
- 5) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- 6) 災害時における警察通信の運用に関すること。
- 7) 津波警報等の伝達に関すること。

(2) 九州財務局（大分財務事務所）

- 1) 公共事業等被災施設査定の立会に関すること。
- 2) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。
- 3) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。
- 4) その他防災に関し、財務局の所掌すべきこと。

(3) 九州厚生局

- 1) 被害状況の情報収集、通報に関すること。
- 2) 災害時における関係職員の現地派遣に関すること。
- 3) 災害時における関係機関との連絡調整に関すること。
- 4) その他防災に関し、厚生局の所掌すべきこと。

(4) 九州農政局（大分県拠点）

- 1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の応急復旧に関すること。

- 2) 災害時における応急用食糧の調達・供給に関すること。
- 3) 主要食糧の安定供給対策に関すること。
- 4) その他防災に関し、農政局の所掌すべきこと。

（5）九州森林管理局（大分森林管理署、大分西部森林管理署）

- 1) 国有林野の治山事業の実施に関すること。
- 2) 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。
- 3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。
- 4) その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと。

（6）九州経済産業局

- 1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。
- 2) 被災した中小企業等に対する融資あっ旋に関すること。
- 3) その他防災に関し、経済産業局の所掌すべきこと。

（7）九州産業保安監督部

- 1) 鉱山における災害の防止に関すること。
- 2) 鉱山における災害時の応急対策に関すること。
- 3) 危険物等の保全に関すること
- 4) その他防災に関し、産業保安監督部の所掌すべきこと。

（8）福岡管区気象台（大分地方気象台）

- 1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- 2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること。
- 3) 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。
- 4) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市に対しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。
- 5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。（活動に当たっては大分県や市、その他の防災関係機関との連携に配慮する。）
- 6) 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設並びに設備の整備に関すること。
- 7) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること。

（9）第七管区海上保安本部（大分海上保安部、津久見分室、佐伯海上保安署）

- 1) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
- 2) 災害に関する情報収集及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- 3) 地震・津波警報等の伝達に関すること。

- 4) 海難救助及び緊急輸送等に関すること。
- 5) 流出油・有害液体物質の防除指導に関すること。
- 6) 海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に関すること。
- 7) 犯罪の予防・治安の維持等に関すること。
- 8) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。

(10) 大阪航空局（大分空港事務所）

- 1) 航空法及び空港法に基づく空港の整備又は施設の拡充、強化に関すること。
- 2) 航空保安施設の整備点検及び施設の耐震補強に関すること。
- 3) 航空機捜索救難業務の強化並びに関係行政機関との協調に関すること。
- 4) 航空機の安全運航の向上に関すること。
- 5) 航空機災害に対する消火救難業務の拡充強化及び訓練の実施に関すること。
- 6) その他防災に関し、空港事務所の所掌すべきこと。

(11) 九州運輸局（大分運輸支局）

- 1) 陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者に協力要請を行うこと。
- 2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。
- 3) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。
- 4) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。
- 5) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。
- 6) その他防災に関し、運輸支局の所掌すべきこと。

(12) 九州地方整備局（佐伯河川国道事務所）

- 1) 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること。
- 2) 直轄国道の整備、管理及び防災に関すること。
- 3) 直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること。
- 4) 高潮、津波災害等の予防に関すること。
- 5) 大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合の協定に基づく応援に関すること。
- 6) その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと。

(13) 九州総合通信局

- 1) 非常通信体制の整備に関すること。
- 2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
- 3) 災害時における通信機器、移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器の貸し出しに関すること。
- 4) 災害時における電気通信の確保に関すること。
- 5) 非常通信の統制、管理に関すること。
- 6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

(14) 大分労働局

- 1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- 2) その他防災に関し、労働局の所掌すべきこと。

5 自衛隊

- 1) 災害時における人命救助、消防、水防に関すること及び被災地への医療、防疫、給水、災害通信に関すること。
- 2) 災害復旧における道路の応急復旧に関すること。
- 3) その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと。

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、概ね次の事項について県及び市が処理すべき防災事務に関し、積極的に協力する。

(1) 九州旅客鉄道株式会社（大分支社）

- 1) 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
- 2) 災害時における鉄道車両等による人員の緊急輸送の協力に関すること。

(2) 日本貨物鉄道株式会社（九州支社大分営業支店）

- 1) 鉄道施設等の防災、保全に関すること。
- 2) 災害時における鉄道車両等による救援物資の緊急輸送の協力に関すること。

(3) NTT 西日本株式会社（大分支店）

電気通信施設の防災、保全と重要通信の確保に関すること。

(4) KDD I 株式会社（九州総支社）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(5) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州（大分支店）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(6) 日本銀行（大分支店）

- 1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- 2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- 3) 金通機関の業務運営の確保に係る措置
- 4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- 5) 各種措置に関する広報

(7) 日本赤十字社（大分県支部）

- 1) 医療救護に関すること。
- 2) 救援物資の備蓄と配分に関すること。
- 3) 災害時の血液製剤の供給に関すること。
- 4) 義援金の受付と配分に関すること。
- 5) その他災害救護に必要な業務に関すること。

(8) 日本放送協会（大分放送局）

- 1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。
- 2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。

(9) 日本通運株式会社（大分支店）

災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。

(10) 九州電力株式会社（大分支店）

- 1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。
- 2) 災害時における電力供給確保に関すること。
- 3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(11) 西日本高速道路株式会社（九州支社）

管理する道路等の整備・改修に関すること。

(12) 日本郵便株式会社（大分中央郵便局）

- 1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。
- 2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
 - エ 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免除に関すること。
 - オ ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに関すること。
- 3) その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。

(13) ソフトバンク株式会社

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

(14) 楽天モバイル株式会社（九州営業部）

携帯通信施設の保全と重要通信の確保に関すること。

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ防災に関し、概ね次の事項について県及び市が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

（1）株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社、株式会社エフエム大分、大分県デジタルネットワークセンター株式会社

気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に關すること。

（2）公益社団法人大分県トラック協会

- 1) 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に關すること。
- 2) 災害時における輸送・物流に関する専門知識を有する者の派遣協力に關すること。

（3）一般社団法人大分県バス協会、大分交通株式会社、大分バス株式会社、日田バス株式会社、亀の井バス株式会社

- 1) 災害時における自動車による被災者及び一般利用者等の輸送の協力に關すること。
- 2) 災害時における輸送路線及び施設の確保に關すること。

（4）一般社団法人大分県医師会

災害時における助産、医療救護に關すること。

（5）大分瓦斯株式会社

- 1) ガス施設の整備と防災管理に關すること。
- 2) 災害時におけるガス供給確保に關すること。
- 3) 被災施設の応急対策と災害復旧に關すること。

（6）一般社団法人大分県LPガス協会

- 1) ガス施設の整備と防災管理に關すること。
- 2) 災害時におけるガス供給確保に關すること。
- 3) 被災施設の応急対策と災害復旧に關すること。

（7）一般社団法人大分県歯科医師会

災害時における医療救護及び被災者の特定等に關すること。

（8）有限会社大分合同新聞社、株式会社朝日新聞社大分支局、一般社団法人共同通信社大分支局、株式会社時事通信社大分支局、株式会社西日本新聞社大分総局、株式会社日刊工業新聞社大分支局、株式会社日本経済新聞社大分支局、株式会社毎日新聞社大分支局、株式会社読売新聞社大分支局

気象予警報、災害情報の新聞による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報の協力に關すること。

(9) 公益社団法人大分県看護協会

- 1) 災害時における災害看護に関すること。
- 2) 災害後の要配慮者の支援に関すること。

(10) 一般社団法人大分県地域婦人団体連合会

災害時における女性の福祉の増進に関すること。

(11) 公益社団法人大分県薬剤師会

災害時における医療救護及び医薬品の供給への支援に関すること。

(12) 一般社団法人大分県建設業協会

- 1) 災害時における道路啓開に関すること。
- 2) 公共土木施設等の災害応急対策に関すること。

(13) 太平洋セメント株式会社大分工場

災害時における災害廃棄物の処理に関すること。

(14) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

- 1) 災害ボランティアに関すること。
- 2) 避難行動要支援者への支援に関すること。
- 3) 生活福祉資金の貸付に関すること。

8 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、市及び県が処理する防災業務について、自発的に協力する。

第2節 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

第2部 災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第2章 災害に強いまちづくり

第3章 災害に強い人づくり

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第5章 その他の災害予防

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え方

白杵市において地震・津波災害から市民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。

なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に準拠する。

1 災害に強いまちづくりのための対策

ハード整備による予防を完璧に実施することは、物理的にも予算的にも限界がある。そのため、本項で言う「災害に強いまちづくり」とは、災害の発生を抑制したり、発生したとしても被害を最小限に止めるための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害発生・拡大要因の低減（斜面、堤防、護岸等における防災事業による）
- (2) 防災まちづくり（防災施設の予防管理、都市・地域の防災環境の整備）
- (3) 施設・設備の耐震安全化（建築物及び公共施設等の耐震安全性の確保）
- (4) 特殊災害の予防対策（危険物等）
- (5) 地震防災緊急事業5箇年計画の推進
- (6) 防災調査研究（地震災害危険箇所等の調査等）
- (7) 社会資本の老朽化対策（長寿命化計画の作成・実施等）

2 災害に強い人づくりのための対策

防災訓練、防災知識の普及・啓発活動、消防団・自主防災組織の育成・強化事業を通じて、防災関係機関職員や市民の防災行動力を向上させ、災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策であり、主な内容は以下のとおりである。

- (1) 自主防災組織・防災訓練
- (2) 防災教育・消防団・ボランティアの育成・強化
- (3) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（旅行者・外国人対策を含む）
- (4) 帰宅困難者の安全確保
- (5) 地域ごとの避難計画の策定
- (6) 市民運動の展開

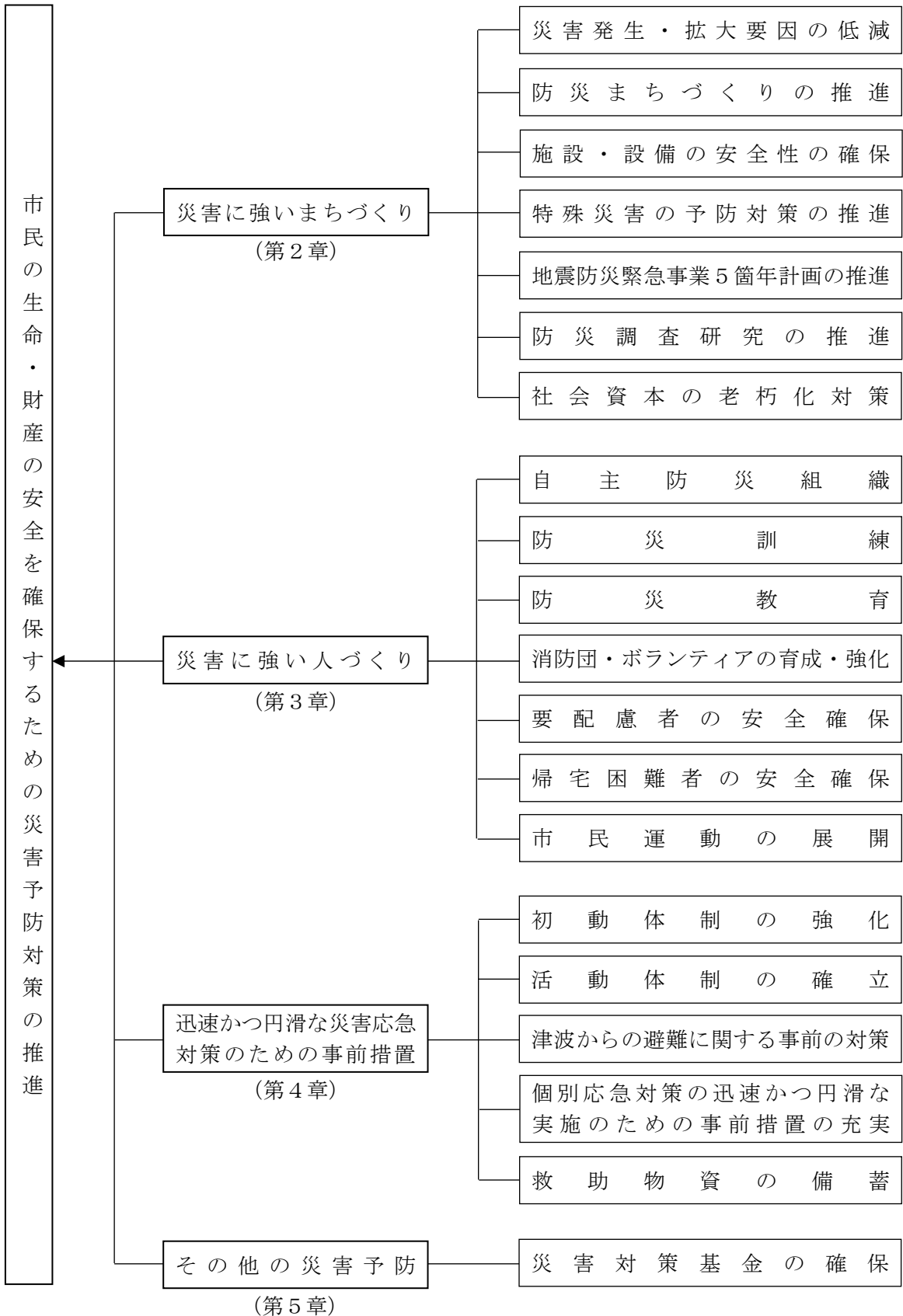
3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するのに必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策であり、主な内容は以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・災害対策本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報体制、防災拠点の整備等）
- (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）
- (5) 津波からの避難に関する事前の対策（指定緊急避難場所、避難路等の指定・整備、居住者等の避難対策、指定避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発）

第2節 災害予防の体系

第2章～第5章に示す災害予防計画の体系は、以下のとおりである。



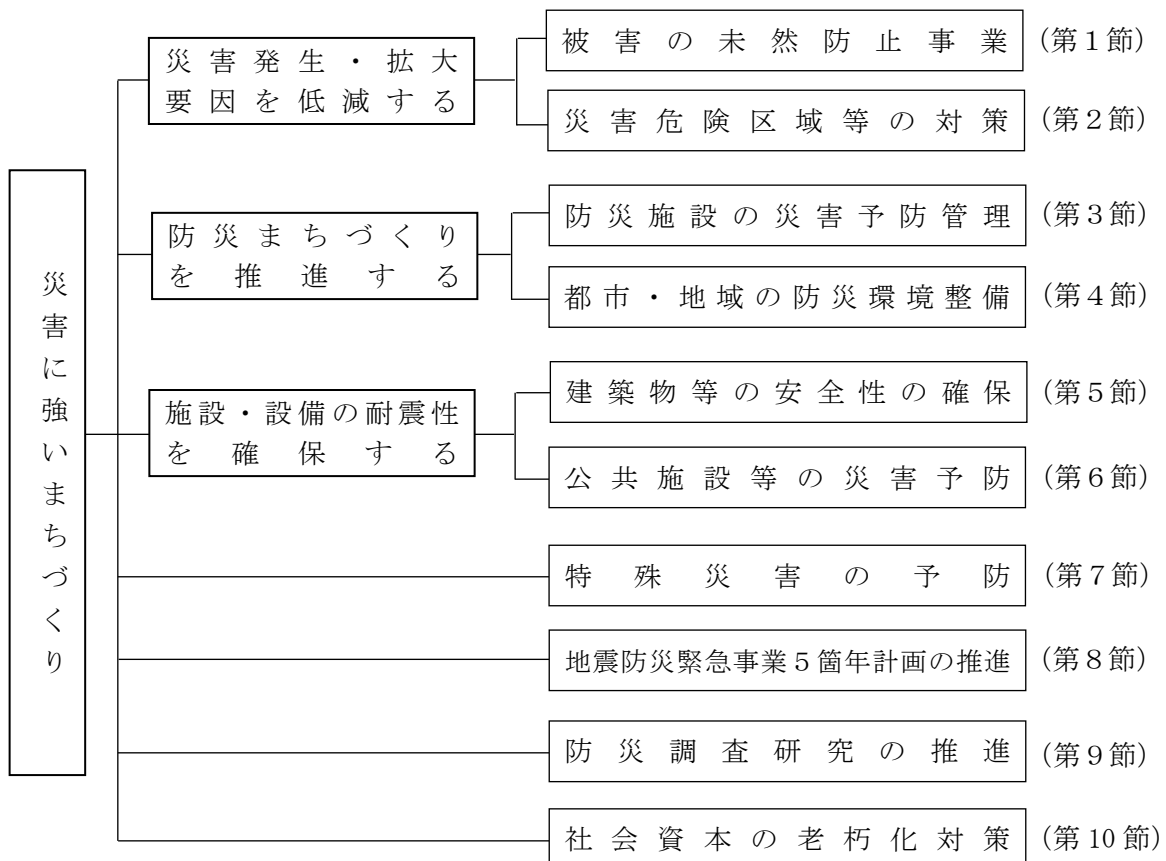
第2章 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちづくりの基本的な考え方

「災害に強いまちづくり」とは、災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の最小化をめざすものである。

津波災害対策として、最大クラスの津波に際しては、市民等の生命を守ることを最優先として、市民等の避難を軸に、市民の防災意識の向上及び海岸保全施設の整備、浸水を防止する機能を有するインフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビルや避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進していく。また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を促すとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。

災害に強いまちづくりを、以下に体系図として示す。



第1節 被害の未然防止事業

災害から市民の生命、身体、財産を保護するための防災施設の新設及び改良等の事業は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

被害を未然に防止するための防災事業は、概ね以下のように区分される。

- 1 港湾事業、河川事業、道路事業、農業農村整備事業等の重要構造物の新設の際の地盤改良など液状化の対策
- 2 土砂災害防止としての治山事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施
- 3 海岸、港湾、漁港等の整備
- 4 老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地解消としての防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備
- 5 情報通信網確保としての電線共同溝の整備
- 6 市長が指定する指定緊急避難場所（避難地）・指定避難所・避難路の整備

1 地盤災害防止事業（臼杵市、大分県）

（1）地盤災害防止事業の基本方針

地震による液状化等の被害は、地盤特性、地形及び地質に大きく左右され、低地部等の砂質地盤において液状化が懸念される。

液状化対策としては、土木施設については地盤の改良による方法、構造物については基礎・支持杭・擁壁による対策工法、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などによる対策方法がある。

液状化による被害を最小限にとどめるためには、上記構造物の新設時に、法令や各構造物の技術基準等を遵守する。

（2）地盤災害防止事業の実施

地盤災害を念頭にした市内の都市開発、市街地開発、産業用地の整備並びに地域開発に伴う地盤改良による液状化対策や宅地造成の規制誘導等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

- 1) 市の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想される場所については、新設の際に所要の対策を実施し、構造物の補強対策を実施する。
- 2) 今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。
- 3) 将来発生のおそれがある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野でもあるため、その成果について積極的に市民や関係方面への周知・広報に努める。

2 土砂災害防止事業（臼杵市、大分県）

（1）土砂災害防止事業の基本方針

臼杵市は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやす

い特質があり、地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。

このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は全県的国に比べて多く、従来から、県計画により土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備されているが、引き続き県事業計画への働きかけと事業実施段階における地元協議に積極的に協力し、地震に伴う土砂災害防止に努める。

このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所ともその総数は全県的国に比べて多く、従来から、県計画により土砂災害危険箇所や砂防指定地等を中心に施設整備されているが、引き続き県事業計画への働きかけと事業実施段階における地元協議に積極的に協力し、地震に伴う土砂災害防止に努める。

また、土砂災害危険箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。

さらに、盛土等については、盛土等及び特定盛土等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度の周知に努める。

（2）土砂災害防止事業の実施

- 1) 重要交通網などの重要インフラ、指定避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に 対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。
- 2) 土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。
- 3) 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施し、特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムや間伐等の森林整備などの対策を推進することにより、災害に備える。
- 4) 市は危険箇所の公表・周知等を推進する。点検・補強事業等及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備を行う。
- 5) 土砂災害防止法に基づく特定開発行為（住宅宅地分譲、要配慮者関連施設建築のための開発行為）、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の際の指導・監督等を通じて安全措置を実施する。
- 6) 土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘引となる雨量を観測・公表するとともに、气象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、市の行う警戒避難体制の整備を支援する。

3 河川災害防止事業（臼杵市、大分県）

（1）河川災害防止事業の基本方針

従来、市内の河川法（昭和 39 法律第 167 号）適用河川及び準用河川は、一定規模の風水害

に耐えうるよう整備されているが、通常の水位に比べて堤内地盤が低いところでは、地震時の液状化発生による堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが懸念される。そのため、必要に応じて河川堤防及び河川構造物の耐震対策事業の推進に努める。

(2) 河川災害防止事業の実施

- 1) 堤防の耐震対策は、地盤沈下が顕著な地域など必要区間に対して後背地の資産状況等を勘案して、事業を推進する。
- 2) 河川水等を緊急時の消火、生活用水として確保するため、階段護岸、取水用ピット等の整備を促進する。
- 3) 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施：津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施する。
- 4) 水門等の自動化・遠隔操作化の推進：地震発生時に多数の水門等の閉鎖を迅速かつ確実にを行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

4 海岸保全事業（臼杵市、大分県、国）

(1) 海岸保全事業の基本方針

大分県の海岸の長さや形状の特質から、特に、佐賀関半島以南の海岸部は典型的なリアス式海岸となっており、地震時の津波の影響を受けやすい特質がある。これまで、主に台風高潮等を念頭にした海岸保全事業により、海岸堤防等の築堤を漸次進捗してきた。今後大規模な地震災害が発生した場合に備えて、背後に人口・資産が集中した地域など必要な箇所において耐震対策、液状化対策、老朽化対策や安全情報伝達施設の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を促進する。

今後の津波対策については、発生頻度はきわめて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす大規模な津波と、大規模な津波に比べ発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定し、前者については市民の生命を守ることを最優先とし、市民の避難を軸に土地利用、避難施設、防災施設等を組み合わせた総合的な津波対策を進める。後者については人命保護に加えて市民財産の保護、地域の経済活動の安定、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めていく。

なお、海岸保全施設等については設計対象の津波高を超えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、整備していく。

(2) 海岸保全事業の実施

従来の台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽化した海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽化対策等の改修等を計画的に実施する。

また、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、各施設の管理者は以下に示す事業を推進する。

(3) 津波防災施設の計画的な整備及び点検の実施

津波による被害を防止・軽減するため、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して、防潮堤、堤防、水門等の津波防災施設の計画的な整備を実施する。また、既存の津波防災施設については耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施する。

(4) 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

地震・津波発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実にを行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努める。この場合において、強い地震（震度4程度以上）を感じた時、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時、又は、地震を感じなくとも津波警報が発表された時は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し、津波到達時間までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施することを踏まえ、水門等の閉鎖に係る作業員の安全確保に配慮する。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずる。

5 港湾・漁港整備事業（臼杵市、大分県、国）

(1) 港湾・漁港整備事業の基本方針

港湾・漁港は、地震・津波災害時の住民の避難や救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点になることから、海上輸送網の確保のため臼杵港（新臼杵港は、耐震強化岸壁により整備済み）は、拠点港として整備する。

津波災害のおそれのある区域については、後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努める。

(2) 港湾・漁港整備事業の実施

港湾・漁港は、地震災害時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送拠点となることから、市の管理漁港において、施設の改良事業を推進する。

6 道路整備事業（臼杵市、大分県）

(1) 道路整備事業の基本方針

道路は、市民の生活と産業活動の基礎施設として重要な社会資本であるとともに、地震・津波災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を發揮する。特に、風水害に比較して地震・津波災害は、災害の発生に際して道路の被害が即時表面化し、被災者の避難行動や各機関の災害応急対策の障害となって現れることが想定されることに鑑み、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。

そのため、比較的発生頻度の高い一定規模の津波に対しては、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するなどの道路防災対策を通じて安全性、信頼性の高い道路網

の整備を図る。

(2) 道路整備事業の実施

地震災害を念頭にした今後の道路整備事業は、以下の事業を実施する。

- 1) 大地震による広域幹線道路の寸断が経済活動、市民生活に及ぼす影響を最小限にとどめ、必要な代替ルートが可能となるよう高規格幹線道路、地域高規格道路等の整備を推進する。
- 2) 地域間相互の連携、交流を図り、災害に強いまちづくりの実現に資するため、交通拠点へのアクセス道路や広域交通ネットワークの整備を実施する。また、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。
- 3) 道路利用者に対する情報提供のため、道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置の整備を図る。道路網が脆弱な地域で災害が発生した場合、集落の孤立を招き、住民生活に深刻な影響が及ぶおそれがあるため、特定の集落に至る唯一の道路（「生命線道路」）においては、幅員が狭小、極端な急勾配・急カーブなど、交通に支障がある区間の改良や落石対策などの防災対策を実施する。
- 4) 指定緊急避難場所（避難地）・指定避難所、避難路となる道路、都市公園等においては、段差を解消し、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮する。

7 農地防災事業の促進（臼杵市、大分県）

(1) 農地防災事業の基本方針

地震時には、液状化をはじめとする地盤災害、ため池等の決壊による農地や家屋、公共施設等の被害が発生する。これに対して、地震対策としては、防災ダム事業（地震対策ため池防災工事）を中心とする事業、用排水施設等の整備等その他地震に対する農地防災事業について長期計画を策定し、計画的に実施し、地震時の被害の拡大防止に努める。

(2) 農地防災事業の実施

地震に伴う土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水路、排水機場等の施設の整備を引き続き推進する。

特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を推進する。

また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点農業用ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて実施する。

(3) 地域防災施設整備事業の実施

地震等災害発生時に消防水利又は生活水利を容易にするための施設としての防火水槽、吸水柵、給水栓及びアクセス施設等の整備を行い、地域の防災対策を支援する。

第2節 災害危険区域等の対策

地震に関する災害危険区域及び災害予想危険箇所等、並びに津波による人的被害を防止するための津波災害（特別）警戒区域（以下、「災害危険区域等」という）における対策は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

1 災害危険区域等の対策（臼杵市、大分県）

市及び県は、災害危険区域における対策を効果的・系統的に推進するため、法令等に基づく災害危険区域や、その他の災害予想危険箇所を念頭に、防災工事等の計画的推進、がけ地近接危険住宅マップ等の作成、関係住民への広報・啓発、並びに警戒避難体制の整備等の事業を推進する。

（1）災害危険区域

- 1) 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域等の災害危険区域と同様であり、地震時においても、地震直後の崩壊や二次災害等の危険が予想される区域
- 2) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波災害（特別警戒区域）

（2）地震災害に伴う危険箇所

今後の防災調査研究によって把握される地盤振動、液状化、斜面崩壊その他の災害予想危険箇所

■ 資料編2-1「重要水防区域等」参照

■ 資料編2-2「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」参照

第3節 防災施設の災害予防管理

地震による被害の拡大を防止するための施設を整備するとともに、これら施設を維持・管理するための災害予防管理事業は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。地震災害時の対策は、地震動に伴う施設・構造物等への直接的な損傷等が急激に発生する点において風水害とは異なるため、個々の防災施設の様相に応じた災害予防計画を定める。

1 地震時水害防止施設の予防管理（臼杵市、大分県）

（1）地震時水害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の河川堤防及び海岸堤防の決壊・漏水に備えた施設の維持管理においては、必要に応じて耐震化を図りつつ風水害時に備えた施設のものと同様とする。

（2）地震時水害防止施設の予防管理の実施

県防災行政無線網等を利用した情報連絡手段として、水防管理団体（県・市）相互の情報収集・伝達ネットワークの整備を推進するとともに、各施設の維持管理に努める。

2 土砂災害防止施設の予防管理（臼杵市、大分県）

（1）土砂災害防止施設の予防管理の基本方針

地震災害時の斜面崩壊や降雨による土砂災害等の二次災害を予防するための諸施策は、危険区域の防災工事や砂防設備・土木構造物等の整備等により災害要因を除去する。

（2）土砂災害防止施設の予防管理の実施

土砂災害警戒区域等の事前把握を行い、地震時の斜面崩壊や地すべり等の前兆が現れたら、ただちに県の関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう事前に検討しておく。

第4節 都市・地域の防災環境整備（防災まちづくり）

都市・地域の防災環境の整備に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。市は、地震・津波に強いまちづくりを推進するため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画などにより、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図る。また、都市・地域の基盤施設の整備を推進し、被害の拡大を防ぎ、軽減させるため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されている各種都市・地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

1 防災的土地利用の推進（臼杵市、大分県）

（1）防災的土地利用に関する事業の基本方針

地震災害の発生を前提にした土地利用の推進に関する事業の一部として、土地区画整理事業や市街地再開発事業等が実施されている。地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための事業の基本方針は、以下のとおりである。

1）土地区画整理・市街地の再開発

既成市街地及び周辺地域においては、土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施するなど、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

2）新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整・指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

（2）防災的土地利用に関する事業の実施

1）土地区画整理事業・市街地の再開発

事業実施中の土地区画整理事業については、その完成を急ぐとともに、新規に予定している事業については、県より、その計画策定における技術面等の指導を受け、事業意欲の育成を図る。

2）新規開発に伴う指導・誘導

危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

（3）所有者不明土地法に基づく措置の活用

市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

2 都市の防災構造化（臼杵市、大分県）

（1）都市の防災構造化に関する基本方針

都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべきである場合、道路・公園、河川・港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、指定緊急避難場所（避難地）・指定避難所、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

（2）都市の防災構造化に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

1）都市基盤施設等の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

2）緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山間部などの溪流・斜面等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を実施する。市は、津波災害に対する多重防御の一つとしての機能を有する公園緑地等を整備する。

3）指定緊急避難場所（避難地）・指定避難所、避難路の確保、誘導標識等の設置

都市基幹公園等の広域緊急避難場所（避難地）、住区基幹公園の一次緊急避難場所（避難地）を計画的に配置・整備し、必要に応じ下水処理場等のオープンスペースを利用した指定緊急避難場所（避難地）・指定避難所及び避難路を確保するとともに、市は避難誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

県は、津波災害に対する復旧・復興支援機能を有する公園等の整備に際して、その機能や役割が果たされるよう指導を行う。

4）電線共同溝等の整備

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、都市・地域生活の根幹をなす電線類（電力線・電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、電線管理者と協議のうえ、災害時における安全性向上に資する受入れ施設としての電線共同溝を整備し、道路の無電柱化を進める。

5）防災拠点の確保・整備

災害時における災害応急対策活動、情報収集・通信の場として、市庁舎の安全性を確保する。特に、臼杵庁舎の安全性の確保にあたっては、津波浸水の危険性をふまえ機能の確保を図る。

また、臼杵市総合公園及び臼杵市社会基盤整備・災害支援センターについては、防災拠点としての機能をより一層効果的に発揮するよう整備する。

その他、大規模災害時における広域災害拠点の拡充に努める。

ア 防災拠点施設として、備蓄倉庫及び地域内輸送拠点の整備を推進する。

- イ 全国から集積する救援物資の地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能
なお、市は、広域防災拠点の追加指定が行われた場合、その拠点の整備に協力する。

3 地震火災の予防（臼杵市、大分県）

（1）地震火災予防事業の基本方針

地震により発生する火災の防止を前提にした事業として、今後予想される大規模地震の発生に際して、特に、地震火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

1）建築物や公共施設の不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や公共施設の不燃化が不可欠なため、土地利用の変化や建物の更新状況を見ながら、規制誘導を検討していく。

2）消火活動困難地域の解消

市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の推進により、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域を解消する。

3）延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路・公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化、市街地の緑地化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を図る。

4）その他の地震火災防止のための事業

耐震性貯水槽等を計画的に整備するとともに、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

（2）地震火災予防事業の実施

地震により発生する火災の防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な事業の内容は以下のとおりである。

1）耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

第5節 建築物等の安全性の確保

建築物の災害予防施策に関する事業は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。特に、既存建築物の耐震性向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び同法に基づく大分県耐震改修促進計画（平成26年3月改訂）の的確な施行により、公共施設及び一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進に努めるとともに、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

1 公共施設の安全性確保（臼杵市、大分県）

（1）公共施設に関する事業の基本方針

市・県・消防・警察等の施設をはじめ、災害拠点病院等医療機関、学校、公民館等の救護・避難施設、不特定多数の者が利用する公的建造物の安全性を確保する。

（2）公共施設に関する事業の実施

所管施設について以下の対策を講ずる。

- 1) 耐震性の確保：新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。特に、発災時、災害対応の拠点となる庁舎や避難所施設等の耐震化対策が必要である。
- 2) 非構造部材の脱落・転倒防止対策：天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具の転倒防止対策等の推進に努める。
- 3) 非常用電源設備等の整備：再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄を行い、平時から点検に努める。
- 4) 津波浸水対策：できるだけ浸水の危険のない場所に立地するように整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化の推進に努める。また、浸水のおそれのある場所に非常用電源設備がある場合には、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

2 一般建築物の安全性確保（臼杵市、大分県）

（1）一般建築物に関する事業の基本方針

- 1) 住宅をはじめ要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設や不特定多数の者が利用する劇場、集会場、百貨店、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の安全性を確保する。
- 2) 地震発生時に通行を確保すべき道路である「緊急輸送道路」沿道の建築物の耐震化を促進する。

（2）一般建築物に関する事業の実施

- 1) 耐震性の確保：施設管理者等を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開

設や、講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。特に旧耐震基準で建てられた木造住宅については、耐震アドバイザーの派遣や耐震診断、改修を促進するための助成等を実施する。

- 2) 非構造部材の脱落・転倒防止対策：天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の促進に努める。
- 3) 津波に対する安全性の確保：津波避難ビルの管理者は、施設の適切な維持管理を通じて、津波に対する建築物の安全性の確保を図る。

3 文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保（臼杵市、大分県）

（1）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の基本方針

不特定多数の者が鑑賞等を目的とした利用を行う文化財構造物及び公開・収蔵施設については、耐震診断等により、これらの耐震化を推進する。

（2）文化財構造物及び公開・収蔵施設に関する事業の実施

文化財構造物の修理・修復事業にあたっては、耐震診断等を実施し文化財的価値を損なうことなく、耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。文化財の公開・収蔵施設の新設、改修事業についても耐震措置を講じることができるよう事業体系の整備を図る。

第6節 公共施設等の災害予防

上・下水道、電力、ガス、通信、交通等のライフライン施設の災害予防に係る事業は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。ライフライン施設は、都市・地域生活の基幹をなすものであり、地震により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいため、それらの被害を最小限に止める予防施策を講ずる。

1 上・下水道施設の災害予防（臼杵市、大分県）

（1）上・下水道施設災害予防事業の基本方針

上・下水道施設は、市民の日常生活に不可欠である。市は、これまでも災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行っているが、引き続き地震災害に強い施設の整備に努める。そのため、上下水道一体となって、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等を整備することにより、耐災害性強化を促進する。

（2）上・下水道施設の災害予防事業の実施

1）上水道

市は、水道施設の整備については、社団法人日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、
「水道施設耐震工法指針」等によって施設の耐震化を推進する。特に、水供給機能が麻痺した時の社会的影響の大きさにかんがみ、供給システム自体の耐震性の強化や飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を推進する。また、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

2）下水道

市は、新設の下水道施設については、建設当初の段階から耐災害性を有した整備を行う。また、既設下水道施設については、耐震及び浸水津波対策を図るために、地震・津波時において下水道が有すべき機能の必要度や緊急度に応じて段階的な整備目標を設定し、耐災害性強化の促進に努める。

2 道路施設の災害予防（臼杵市、大分県）

（1）道路施設災害予防事業の基本方針

道路は、災害発生時の消防、救出・救助、避難、医療・救護、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されているが、地震災害発生時の道路被害は、著しい活動障害となることが想定されるため、道路施設の耐震性確保を基本とする対策を推進する。

なお、道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化したり、耐震性に問題のある箇所の点検・補修を行うことにより耐震性の確保に努める。

(2) 道路施設災害予防事業の実施

1) 市

道路施設の重要度に応じて、既存道路施設の耐震性の向上のための補強対策を実施する。

ア 道路の整備

地震災害発生時における道路機能を確保するため、所管道路については、危険箇所調査を実施し、補修等対策工事により道路の整備を推進する。道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路法面、盛土について道路防災点検」を実施し、この結果に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について対策工事を実施する。

イ 橋梁の整備

地震災害発生時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁については、点検調査を実施し調査結果に基づき対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。

ウ 横断歩道橋の整備

地震災害発生時における歩道橋が、落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋の点検調査を実施し、補修等の対策を行う。

エ トンネルの整備

地震災害発生時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要である箇所について、トンネルの補強を実施する。

3 ライフライン施設の災害予防

(1) 電力施設災害予防（九州電力株式会社）

電力施設は、九州電力(株)の災害予防計画の定めにより、地震災害に伴う電力施設被害の防止について恒久的設備対策計画を推進する。また、電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、地震による被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずる。

(2) ガス施設災害予防（一般社団法人 大分県LPガス協会）

ガス施設は、(一社)大分県エルピーガス協会の災害予防計画の定めにより、常日頃から災害が発生した場合にも対処できるよう備えておくとともに、災害発生時には、迅速かつ的確な措置により二次災害の防止と供給停止地域の極小化を図るため、これに必要な体制、設備・予防対策、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行う。

市は、協会が実施する対策等に対して協力をする。

(3) 通信施設災害予防（NTT 西日本株式会社）

通信・電話施設は、NTT 西日本(株)の災害予防計画の定めにより、災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保する。

(4) 携帯通信施設災害予防（KDDI株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティドコモ九州、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）

携帯通信施設は、各携帯通信会社の災害予防計画の定めにより、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進し、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保、通信施設の予防措置に万全を期する。

(5) 鉄道施設の災害予防（九州旅客鉄道株式会社）

鉄道施設は、地震災害に際して、乗客の安全確保を図るとともに、被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造とすべく整備されている。

今後、地震災害に際して鉄道施設に被害が生じた場合、著しい活動障害となることが想定されるため、九州旅客鉄道(株)の災害予防計画の定めにより、施設の耐震化の一層の向上に努める。

第7節 特殊災害の予防

特殊災害の予防は、危険物、火薬類、高圧ガス等の種類や属性に応じて法令を遵守しつつ、基本的な対策を実施することとなる。地震災害が発生した場合に危険が増大するこれらの物品及びその運搬、移動についての災害防止対策は、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して実施する。

1 危険物災害予防対策

最近の産業経済の発展に伴い危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げるものをいう。以下同じ。）の使用量が急速に増加しており、これらの製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の施設数は減少しているが、老朽化に伴い危険物流出事故等が増加しているため、その維持管理については、一層厳正を期す必要がある。

（1）製造所等の維持管理の指導

消防機関は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定期的な立入検査を行い、製造所等における災害防止について積極的な指導を行う。

- 1) 位置、構造及び設備の維持管理状況
- 2) 消火設備、警報設備の保守管理状況
- 3) 危険物の貯蔵及び取扱状況
- 4) 危険物取扱者の立会状況

（2）危険物の運搬指導

危険物の運搬上の災害を予防するため、消防機関においては、随時警察官の立会を求めるなどして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行う。

（3）危険物の保守管理指導

消防機関は、製造所等の設置者又は危険物取扱者に対する研修会、講習会又は協議会を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所については、予防規定の作成を通じて必要な指導を行う。

- 1) 少量危険物、指定可燃物に関する届出等の励行
- 2) 危険物（少量、指定可燃物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- 3) 休業、廃止の届出の励行
- 4) 製造所保安管理体制の確立
- 5) 危険物取扱者立会の励行
- 6) 危険物保安管理体制の確立

(4) 危険物製造所等の未改修施設に対する改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導する。

- 1) 整備計画の提出を求め計画的な改修の促進（その裏付として改修期限の誓約書の提出）
- 2) 消防機関の立入検査の強化
- 3) 現地指導による整備計画の推進
- 4) 誠意のない者に対しては、業務の停止命令等の行政処分

2 高圧ガス保守対策

- (1) 高圧ガスに係る保安は、法による「規制」に加えて、事業者の「自主保安」の確保にある。
 - 1) 各事業者は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図る。
 - 2) 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。
 - 3) 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、又は液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。
- (2) (1)の対策のほか、災害に関して次の対策を行う。
 - 1) 液化石油ガス消費者保安対策

災害を防止し、軽減するためには、LPガス設備等の耐震性強化をはじめ、災害発生時の対応、応急、復旧体制をあらかじめ整備し、有効に機能させる必要があり、行政当局、管理保安団体により、次のことに取り組む。

ア 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施。

イ 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入り検査等の実施。

ウ 販売事業者に対し、法令に基づくLPガス設備等の耐震性向上策に基づいて、必要な設備の整備を促進する。

エ 業界の保安団体による防災体制組織の整備を促進し、緊急点検等に必要な資機材の確保、防災訓練の実施、応急復旧体制の整備及び消費者に対する情報提供手段の整備等を行なう。
 - 2) 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、同応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡の集合訓練等の実施を促進する。

- 3) 国の定める高圧ガス設備等の耐震設計基準に基づいて、各関係事業者に対し、必要な耐震設備等の整備を促進する。

第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進

地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行に伴い、県知事は、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画を作成することができることとなった。

このため大分県では平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業5箇年計画、更に、令和3年度を初年度とする第6次地震防災緊急事業5箇年計画を策定し、緊急を要する施設等の整備を重点的・計画的に行うこととなっている。

なお、計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮し、沿岸地特有の地理的条件についても配慮する。

また、災害応急対策等の内容と十分調整する。

- 1 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、大分県全域とする。
- 2 計画対象事業は、以下の施設等である。
 - (1) 避難地、避難路
 - (2) 消防用施設、消防活動用道路
 - (3) 緊急輸送道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設、漁港施設
 - (4) 共同溝等
 - (5) 医療機関
 - (6) 社会福祉施設
 - (7) 公的建造物（公立の幼稚園・小中学校、公立の特別支援学校、その他）
 - (8) 海岸保全施設、河川管理施設
 - (9) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
 - (10) 地域防災拠点施設
 - (11) 防災行政無線設備等
 - (12) 災害時に飲料水、電源を確保するための代替施設（井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備等）
 - (13) 備蓄倉庫
 - (14) 救護施設等
 - (15) 老朽住宅密集市街地にかかる地震防災対策
 - (16) その他の地震防災上緊急に整備すべき施設等

第9節 防災調査研究の推進（臼杵市、大分県、防災関係機関）

市、県及び関係機関が実施すべき地震防災対策上の課題に対応した防災調査研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 防災調査研究の目的・内容

市は、地震災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国、県等が行う調査研究の成果や既往の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害の発生が予想される危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、地震時の防災関係機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種のボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災調査研究の実施体制

市は、防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

防災関係機関等は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努める。

第10節 社会資本の老朽化対策

市、県及び関係機関は、老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第3章 災害に強い人づくり

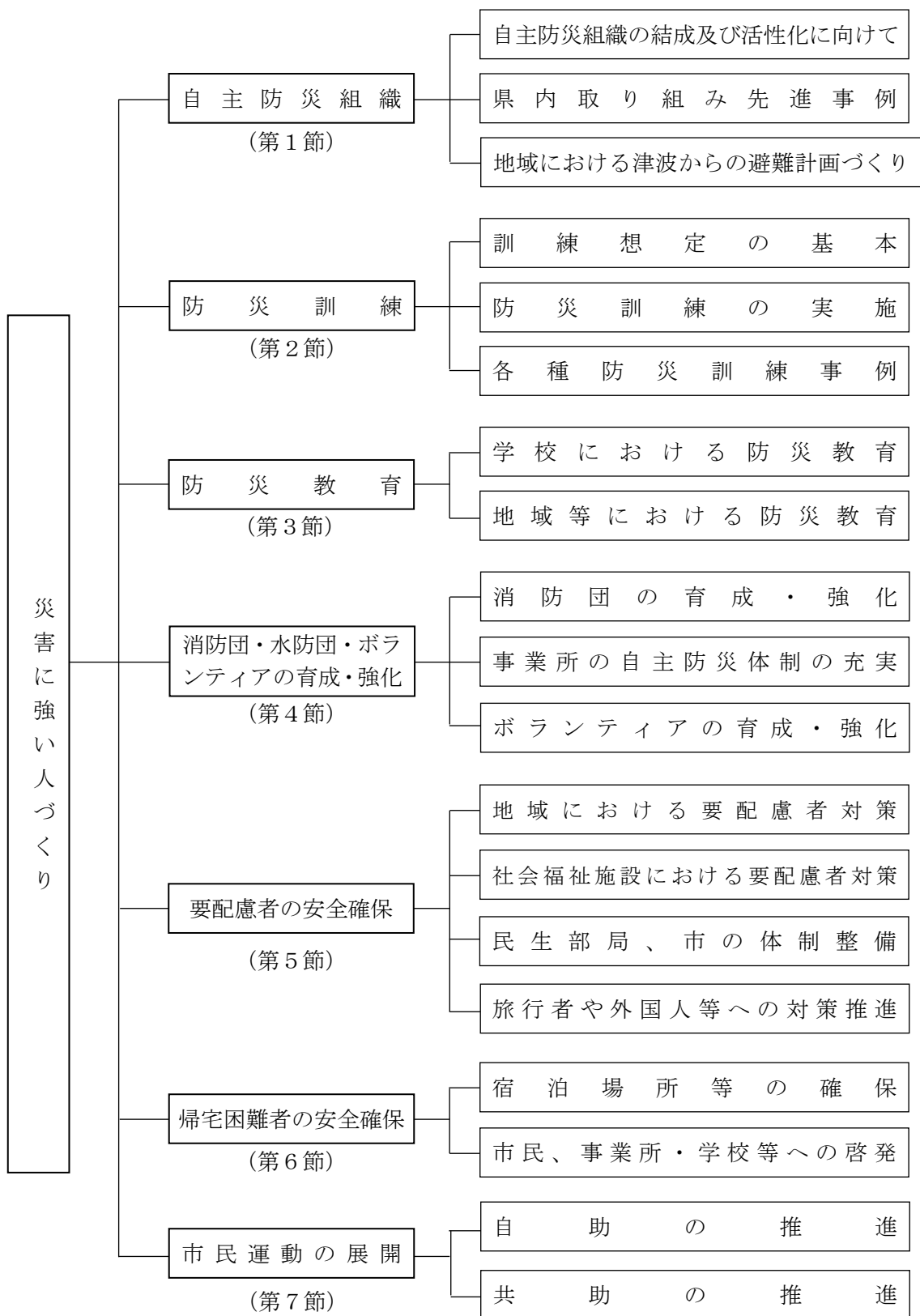
1 災害に強い人づくりの基本的な考え方

「災害に強い人づくり」は、市、県、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに市民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、市、県及び消防機関並びに防災関係職員及び市民が主体となって取り組むべきものである。

したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、市民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。

なお、防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、デジタル技術も活用しながら、地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にしつつ実施する。

これらの節の体系図を以下に図示する。

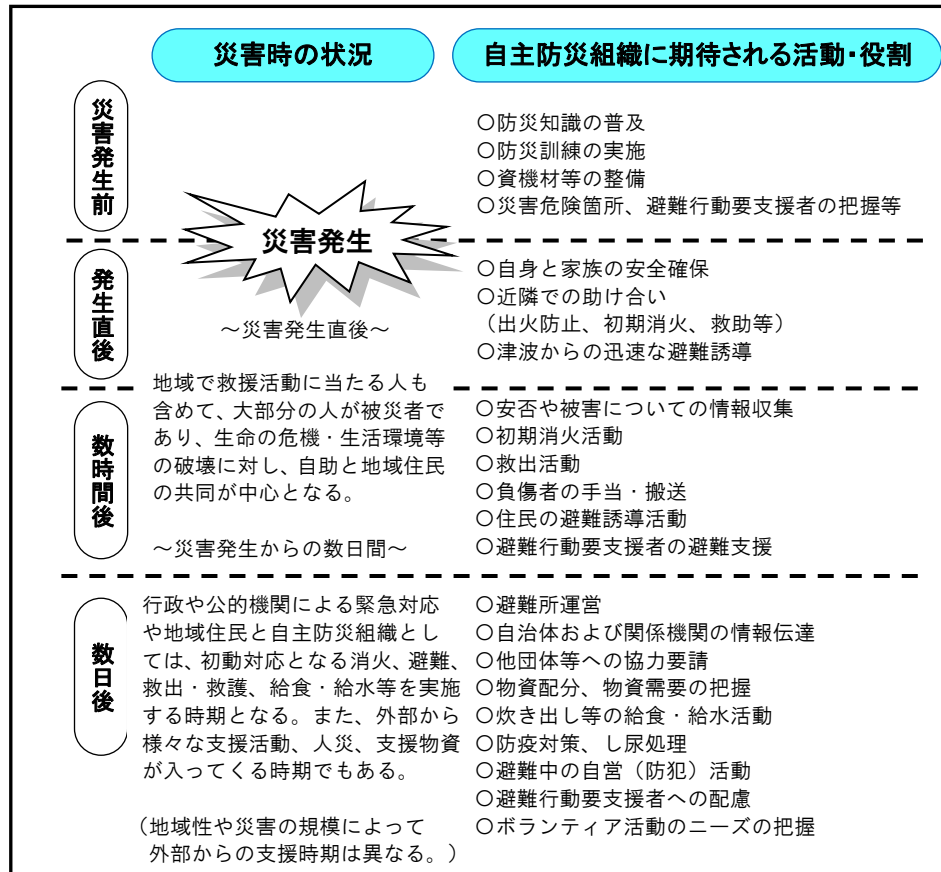


第1節 自主防災組織

1 自主防災組織の必要性

地震・津波に備えるには、災害対策基本法第5条に規定された隣保協同の精神に基づく地域住民による自主的な防災活動を行える体制の確立が、被害の未然防止、軽減に有効な対策となる。

自主防災組織の主な活動（地震・津波時）



2 臼杵市の現状と課題

臼杵市における自主防災組織の数は令和8年2月1日時点で302組織（結成率99.34%）である。今後は組織活動の活性化が課題である。

3 自主防災組織の果たす役割と活動

（1）行政と地域住民との架け橋

避難率の向上を図るには、津波に関する情報伝達手段の拡充や防災教育・啓発の充実とともに、行政と住民との信頼関係の構築が重要であることから、自主防災組織が仲立ちとなり、行政と地域住民が平時からコミュニケーションを密にすることで適切な行動がとれるよう取り組む必要がある。

（2）地域コミュニティの活性化と防災体制づくり

自主防災組織は、ハザードマップを活用し、津波避難ビルや高台などの指定緊急避難場所・指定避難所や避難経路の見直し、海拔表示板の設置場所の検討及び地域の危険箇所や防災に

役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」や防災訓練を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取り組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、防災士等の多様な主体との連携を通じ災害時に有効な体制づくりを行う。

また、指定避難所の運営に自主防災組織があたる際、着替えや授乳のスペースなど女性の視点に立った対応が必要となるため、組織の立ち上げ・運営に女性の参加を促すことも重要である。

そのため、女性視点を持った防災人材の育成やリーダー層の意識醸成のための啓発等を推進し、自主防災組織など防災現場における女性参画の拡大に努める必要がある。

(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進

避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定着を図るため、訓練の計画から実施までの取組を促進する。

(4) 防災訓練～学校との連携

自主防災組織は、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び関係機関団体との連携を図るため、組織的な訓練を実施する必要がある。

津波に対しては指定緊急避難場所・指定避難所、避難路の周知を徹底し、地域住民が自主避難行動をとれるよう取り組む必要がある。

また、地域ぐるみで児童生徒等の生命を守るため、学校とも協働して防災訓練を行う必要がある。なお、学校は市の指定避難所となっている場合も多く、災害時に地域住民の防災拠点として学校の防災機能の向上を図ることも重要である。

(5) 防災教育

自主防災組織は、市の防災部局や消防署などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。特に津波防災啓発は地域の中で津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、そのための人材育成が重要である。

(6) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりである。自主防災組織は、地域で支援を必要とする避難行動要支援者の把握と支援体制の確立のため、民生部局や社会福祉協議会の協力のもとに地域住民の理解を得るとともに、自治会、社会福祉施設、介護保険事業者、生涯福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋である。自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練に、民生委員・児童委員にも参加を依頼し、要配慮者に配慮した避難方法や指定避難所の運営のあり方等について助言を受け、要配慮者を含めた防災訓練を実施するとともに、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

(7) 率先避難と声かけ

津波が発生した際、まずは自主防災組織の役員等が率先して指定緊急避難場所・指定避難所に避難する姿を見せることが、地域住民の避難のきっかけになる。また東日本大震災で自主防災組織の役員が地域住民の避難誘導に時間をとられ被害にあった事例も踏まえ、玄関先での声かけやハンドマイクのサイレンを鳴らしたまま避難するなど、自主防災組織の役員等が自らの安全を確保しつつ、地域住民の緊張感を高め、避難行動を連鎖的に広げ、いち早く避難させることができるような工夫が重要である。

4 市の推進方針

市は、自主防災組織の充実活性化の支援として次の取組を県と連携して推進する。

(1) 自主防災組織の要として活動できる防災士（防災リーダー）の養成育成・強化

- 1) 防災士養成研修の実施
- 2) 防災士指導者養成スキルアップ研修の実施
- 3) 防災士相互支援ネットワークの構築に向けた取組への支援

(2) 自主防災組織における防災啓発の促進

- 1) 防災アドバイザー派遣の実施
- 2) 地震体験車や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用

(3) 自主防災組織の活動が活動ノウハウを修得するための支援

- 1) 地域で行う避難訓練や避難所運営訓練への支援
- 2) 要配慮者世帯への家具等の転倒・落下防止対策への支援
- 3) 避難・救助活動用具購入への支援
- 4) 防災訓練への参加促進

(4) 県との連携強化

- 1) 自主防災組織活性化支援センターの設置協力
- 2) 情報伝達手段の多様化、多重化の推進

(5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援

5 地域における津波からの避難計画について

地域住民が自らの命を守り、かつ地域の避難行動要支援者を支援するためには、地域ごとに津波災害に備えるための体制や行動をあらかじめ整理した津波避難計画づくりが求められる。

平成25年9月に策定した大分県津波避難計画策定指針に基づき、臼杵市において臼杵市津波避難計画を策定するとともに、津波による浸水が予想される地域においては、自主防災組織等が地域の実情を反映した実践的な地域避難行動計画を策定する。

津波による人的被害を軽減するため、地域津波避難行動計画に基づいた避難訓練を定期的に行うなどにより、内容を検証し、迅速かつ安全な避難行動に繋げていくことが大事である。

6 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震・津波を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定緊急避難場所

市は、指定緊急避難場所として次の要件を満たす施設を指定する。

- 1) 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等
- 2) 安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設
- 3) 想定される津波の水位以上の高さに避難者の受け入れ部分をする施設
- 4) 指定緊急避難場所への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するもの。

(2) 指定避難所

市は、指定避難所として次の要件を満たす施設を指定する。

- 1) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する施設
- 2) 速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設
- 3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの

また、耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受け入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。

7 地区防災計画

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、臼杵市防災会議において、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

8 その他

東日本大震災時、内陸部の住民グループが、津波を受けた沿岸部の避難所を支援した。{福島県石川町（内陸部）・いわき市久之浜町（沿岸部）}

これは、久之浜町の地域づくりグループが、同町の「港まつり」に石川町を招くなど、日頃の地域間交流（地域外との「顔」の見えるコミュニケーション）が、緊急時の温かい支援につながったものである。

- 資料編2-4 「各種整備事業補助金交付要綱」参照
「臼杵市自主防災組織・防災士連絡協議会等活性化事業補助金交付要綱」
「臼杵市災害用避難通路整備事業補助金交付要綱」

第2節 防災訓練

市、県及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、地震・津波災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施する。

なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意する。

- 1 防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。
- 2 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 3 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。
- 4 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。
- 5 地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。
- 6 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

1 訓練想定の基本

本計画のほか、「第1部第4章第1節」参照する。

(1) 想定地震・想定津波高・津波到達時間

本市の場合、南海トラフの巨大地震では、高さ1mの津波が最も早い地域（臼杵川河口）では約58分後に津波が到達するものと想定されている。これに対し、活断層型の地震が発生した場合、震源に近い地域では数分以内の津波到達が予想される。よって、これらを踏まえ、避難に要する時間の長短等を考慮に入れた避難訓練の実施が必要である。

2 総合防災訓練の実施（県、市、防災関係機関）

市は、県、国及び防災関係機関との連携のもと、地震・津波災害時の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施する。総合防災訓練では、概ね次に掲げる内容を取り入れて行う。

- (1) 地震防災応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練
- (2) 地震情報、津波警報等の情報の収集・伝達に関する訓練
- (3) 交通規制、事前避難等に関する訓練
- (4) 災害対策本部等の運営に関する訓練
- (5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、緊急救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練
- (6) 大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練

- (7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練。なお、総合防災訓練には、多くの防災関係機関が参加することから、その準備段階を活用し、関係機関相互の協力体制確立に向け、担当者間の人間関係構築に努めるとともに、現地調整や受援など、防災関係機関の相互連携が必要な実践的な訓練を実施すること。

3 防災訓練の実施

市は、津波による被害を防止するため、自主防災組織等とともに津波に対する防災訓練を実施する。津波に対しては自主避難行動が重要であることから、特にその啓発に努める。

(1) 住民等の防災訓練

市は、津波による被害のおそれのある地域の住民に対して、平時から指定緊急避難場所、避難路等を周知するとともに、地域住民による自主防災組織等の組織化、活性化を図る。

(2) 教育施設での防災訓練

市及び県は、学校等の教育施設において、児童・生徒等に対して津波に対する避難方法を教えるとともに、自主的な避難が行えるよう指導する。また、野外活動における津波対応について、引率者となる教職員等にその方法を周知する。

(3) 要配慮者及び医療施設での安全確保

市は、高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保のため、防災関係機関、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て避難訓練を行う。

医療施設等では、関係機関を含めた防災組織の組織化を図るとともに、入院患者等を含めた避難訓練を行うことが必要である。

(4) 船舶等の安全確保

大分海上保安部、県、市及び防災関係機関は、船舶、海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練等の実施にあわせて、あるいは別途、防災訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期、避難方法等について周知する。

4 救助・救急関係機関の教育訓練

市及び救助・救急関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

■ 資料編 2－5 「各種防災訓練例」参照

第3節 防災教育

1 目標

災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、学校における防災教育の重要性が改めて認識された。このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。

また、避難にあたっては地域においても防災リーダーを中心として地域コミュニティにおける自主防災組織を充実・活性化することが重要になる。

市は、防災リーダーの養成、自主防災組織等各団体に対する研修会や講習会等を通じて、学校における防災教育と地域における防災教育がそれぞれ相互に補完しながら、人から人へ、子世代から孫世代へと受け継ぎ、横と縦のつながりを通じて県土の自然の特徴を理解しつつ高い防災意識を維持するために一体的に普及・啓発していくこととする。

東日本大震災（いわき市久之浜町）の教訓

「35年前に亡くなり、今、生きていれば109才となる母から、小さい頃（小学校低学年頃）、紀伊半島の地震・津波の話聞き、『地震の時、海の近くは津波が来るから逃げるのよ』と言われた覚えがある。それから60年余り、今回3月11日の地震（東日本大震災）の時、その覚えが意識のどこかにあり、津波から避難することができた。60年余り前の幼い頃の母の教えが私の命を守った。」

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。防災教育も同様に、家庭での教育が、子、孫の命を守っていく。そのため、家庭・学校・地域で災害の経験、教訓を伝えていくことが、次の世代を守る要となる。

2 学校等における防災教育

(1) 基本方針

- 1) 東日本大震災のように想定した被害を超える自然災害等の発生に際しても、自ら危険を予測し回避するために、災害に関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、習得した知識に基づいて的確に判断し、迅速な行動を取ることができる「主体的に行動する態度」を育成する防災教育を推進する。
- 2) ボランティア活動などを通して、思いやりや生命尊重などの心を養い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うための防災教育を推進する。
- 3) 災害時における児童生徒等の安全を確保するため、教職員の資質向上や津波に係る対応マニュアルの整備、市の防災担当課等との連携体制の構築、地域ぐるみの避難訓練など防災管理・組織活動を充実していく。
- 4) 市及び教育委員会は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 各発達段階等における防災教育

各学校等で、児童生徒等の発達段階や地域の実情を考慮して計画を作成し、指導にあたる。

1) 幼児

日常生活で、自らが安全に対する認識や関心を高めることができるようにする。災害時には、教職員・保育士や保護者の指示に従い行動できるようにする。また、危険な状態を発見したときには教職員や保育士など近くの人に伝えることができるようにする。

2) 小学生

ア 低学年

安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。また、危険な状態を発見した場合や災害時には、教職員など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。

イ 中学年

災害安全に関する様々な危険を理解し、危険に気付くことができるようにするとともに、自ら安全な行動をとることができるようにする。

ウ 高学年

中学年までの学習を一層深め、様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。また、家族など身近な人々の安全にも気配りができるようにする。さらに、簡単な応急手当ができるようにする。

3) 中学生

小学校までの学習をさらに深め、災害安全に関して適切な行動をとるとともに、応急手当の技能を身に付けたり、防災への日常の備えや的確な避難行動ができるようにする。また、他者の安全に配慮することはもちろん、自他の安全に対する自己責任感の育成も必要である。さらに、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動（例：避難所運営の手伝い）等の大切さについても理解を深め、参加できるようにする。

また中学2年生を対象に、防災に関する知識や技術を習得することにより、災害対応能力を身につけ、責任感・連帯感を養い、家庭や学校、地域において防災啓発・指導ができるジュニア防災リーダーを養成する。

4) 高校生

自らの安全の確保はもとより、友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献する大切さについて一層理解を深める。また、心肺蘇生などの応急手当の技能を高め、適切な手当が実践できるようにする。さらに、安全で安心な社会づくりの理解を深めるとともに、地域の安全に関する活動や災害時のボランティア活動（例：避難所運営）等に積極的に参加できるようにする。

5) 障がいのある児童生徒等

児童生徒等の障がいの状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。

(3) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

- 1) 大分県における地震・津波の歴史
- 2) 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- 3) 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- 4) 避難所等の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- 5) 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- 6) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- 7) 災害時における心のケア

(4) 教育課程における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として教育課程の各教科・科目、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に位置付け、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じ適切に実施する。

そのためには、各学校において指導内容、指導時間数について整理した「学校安全計画（生活安全、交通安全、災害安全を盛り込んだもの）」を作成し、安全学習と安全指導を密接に関連付けながら、計画的に実施する。

また、児童生徒等の学習効果を高めるため、危険予測の演習、視聴覚教材や指導資料の活用、地域校内の安全マップづくりなど指導方法の多様化を図る。

(5) 地域ぐるみの防災教育

児童生徒等は地域住民の一員という側面もあり、また、登下校時や放課後など学校管理下外で災害に遭う場合も想定されることから、保護者等との連携を図りながら、自主的な判断力を養うとともに、地域における避難場所等について理解させることが重要である。

そのため、学校として地域の防災訓練等に参加することや、学校を拠点とした防災教育プログラムを、地域住民と協働して実施するなど、日ごろから地域の防災担当部局、消防署、公民館や自主防災組織などの関係機関団体との連携を図るよう努める。

さらに、「学校安全委員会」に保護者や地域の防災関係者の参加を得るとともに、地域の「協育」ネットワークを積極的に活用し、体験学習や過去の体験談を聞く機会の設定、隣接する学校、病院等との合同避難訓練の実施等、学校、家庭、地域ぐるみの防災教育の推進に努める。

(6) 教職員に対する防災教育

全ての教職員は、災害発生時に児童生徒等の安全を確保するための適切な指示や支援をすることとともに、児童生徒等の発達段階や、各教科等それぞれの特質に応じた防災教育を適切に実施することが求められる。

管理職や学校安全の中核となる教職員は、そのために必要な知識や技能について他の教職員に指導・助言し、防災管理・組織活動の体制の整備を図ることが必要である。

そのため、管理職や安全担当教職員に対する専門的知識や資質の向上を図る研修を充実させるとともに、各学校等においては、管理職や安全担当教職員を核とした校内研修の充実、避難時における学校での点呼のあり方や児童の引き渡し方法などを盛り込んだ地震・津波に対応したマニュアルの整備等を通じて教職員の防災対応能力や指導力の向上を図る。

3 地域等における防災教育

(1) 基本方針

- 1) 市は、市民が災害時に危険を認識し、状況に応じて自らの安全を確保するための行動ができるようにする。なお、防災教育にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者や被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する。
- 2) 市は、地域防災リーダー（防災士）を育成し、その者を中心に自主防災組織を充実・活性化することにより、地域ぐるみの防災対策を推進する。
- 3) 市は、防災関係機関や団体等への効果的な防災教育により、災害発生時の応急対応のための体制の早急な確立ができるようにする。

(2) 一般市民に対する防災教育

市は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、県及び防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じてマスメディア・ホームページ・SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

災害による人的被害をなくすためには、市民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

1) 地震・津波に関する知識

ア 地震・津波に関する基礎知識、大分県の地震・津波の歴史等

イ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

ウ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所・指定避難所の孤立や指定避難所自体の被災もあり得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

2) 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識

- 3) 正確な情報入手の方法
- 4) 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、指定避難所での行動
- 5) 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め
- 6) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識
- 7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 8) 平素住民が実施しうる応急手当、最低3日間、推奨一週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の家庭での輸送・安全対策
- 9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(3) 家庭における防災教育

教育の原点は、家庭にあり、親、祖父母、兄弟等の教えである。家庭での防災教育が、子、孫の命を守ることにつながるため、災害の経験、教訓を伝えていくことが重要となる。

そのため、市民は地域の防災訓練に親子で参加し、住んでいる地域の特性を学ぶとともに、指定避難所の位置や避難経路を確認すること、子が学校教育で学んだことを家庭で共有することなど、地域における教育や学校教育と併せ、あらゆる機会を利用して家庭でのコミュニケーションを通じて、家庭における防災教育の充実を図る。

(4) 自主防災組織に対する防災教育

県は、講習会を開催し、地域の防災リーダー（防災士）を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図る。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会などの開催などに取り組む。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

市は、防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行う。

(6) 各種団体等に対する防災教育

市は、防災関係機関と連携して、少年消防クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行う。

また、大分海上保安部は、海事関係者等に対して、平時から津波の危険性、津波来襲時の船舶等の避難方法等について防災教育を行う。

さらに、日本赤十字社大分県支部や防災関係機関と連携して、児童・生徒及び地域住民に対して、次の事項を含む必要な防災教育を対象者（年齢）に合わせた内容で行う。

- 1) 指定避難所生活で、特に体調悪化や生活不活発病を生じやすい高齢者を適切に支援するための知識と技術を習得する「災害時の高齢者生活支援講習」
- 2) 心肺蘇生、応急手当等の知識と技術を習得するための「救急法講習及び幼児安全法講習」
- 3) 災害時における危険の理解と安全な行動の仕方、非常持ち出し品や災害時の食事体験等を通じ、災害から命を守る力を身につけるための「防災プログラム」

(7) 防災対策要員（市職員等）に対する防災教育

市職員のうち災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、次の事項を含む必要な防災教育を行う。

- 1) 地震・津波に関する知識
- 2) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（後発地震への注意を促す情報が発信された場合を含む）
- 3) 職員等が果たすべき役割
- 4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 5) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- 6) 後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識

(8) 災害教訓の伝承

市及び県は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。

また、市及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第4節 消防団・ボランティアの育成、強化

消防団、自主防災組織（事業所）の育成及び強化に関しては、本節の定めるところにより、防災関係機関と連携して推進する。

1 消防団の育成・強化（臼杵市、大分県）

（1）消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における地域防災力の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要である。

（2）消防団の育成・強化策の推進

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

1）消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを推進する。また、大規模災害等に備えるため資機材、訓練等の充実に向けた取組を推進する。

2）消防団への加入促進

消防団への若者の入団者が減少の傾向にあることから、若年層をはじめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、あらゆる機会を活用し教育訓練の充実に図る。

3）消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能別団員・分団制度」を推進する。特に、大規模災害を想定し、団員のみでは対応できない役割を補佐するため、自主防災組織や防災士等の参画を促す。

2 事業所の自主防災体制の充実（臼杵市、大分県、防災関係機関）

多数の者が勤務し又は出入りする施設については、自らの施設からの災害の未然防止・拡大防止を図るため、消防法により消防計画を作成し自衛消防組織を設置することとなっている。今後は、それら施設に対する消防機関による指導を強化するとともに、法令に基づき段階的に適切な措置を施す等、適正な対策を実施する。

また、それ以外の事業所についても、自主的な防災組織の設置を推進することとし、関係機関は指導に留意する。なお、自衛消防組織の行うべき事項は次のとおりとする。

- (1) 防災訓練、消火設備等の維持管理
- (2) 消火活動、通報連絡及び避難誘導措置
- (3) 防災要員の配備

(4) 情報収集能力の強化（連絡体制の確立）

市及び県は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、地域貢献等）を認識させるとともに、業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定を促す。

3 ボランティアの育成・強化（臼杵市、大分県、防災関係機関）

災害発生時には、被災地や被災者一人ひとりの状況に応じた支援活動が重要であり、市・県など公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、NPO・ボランティア等の特性を活かしたきめ細かな活動が不可欠である。

このため、町及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。なお、主な育成・強化は以下のとおりである

- (1) 市は、NPO・ボランティア等活動の支援に関する情報提供やコーディネート等を実施する（福）大分県社会福祉協議会大分県ボランティア・市民活動センターや災害中間支援組織、被災者援護協力団体などと連携し、平時からNPO・ボランティア等と顔が見える協働関係を構築するとともに、防災士や防災コーディネーターなどを早期に育成し、併せて災害時にNPO・ボランティア等が効果的に活動できる環境整備を行う。
- (2) 大分県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアネットワークや災害中間支援組織が実施する情報共有会議等に参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備え等を行う。
- (3) 災害ボランティアセンターの機能強化を図るため、リーダーとして運営実務を担うことができるスタッフ等の育成を目的とした研修を実施する。

なお、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と市が実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とする。

第5節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

避難行動に支援を要する人だけでなく、指定避難所での生活に困難を来す人も「要配慮者」に含まれる。

【 災害発生時の避難行動に支援を要する人（例） 】

- 1 四肢、視覚、聴覚等に障がいがある人
- 2 状況の把握が困難な人（知的障がい者、精神障がい者、認知症の人）
- 3 要介護の高齢者
- 4 日本語の理解が不十分な外国人 など

【 要配慮者（例）】

- 1 人工透析を行っている人
- 2 インスリンの自己注射をしている人
- 3 特殊な薬剤（治療）を必要とする人（精神疾患患者、難病患者等）
- 4 集団生活や環境の変化になじみにくい人（発達障がい児・者）
- 5 妊産婦や乳幼児 など

1 地域における要配慮者対策（臼杵市、自主防災組織）

（1）避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等

- 1) 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（R3.5月 内閣府）」を参考に、臼杵市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- 2) 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- 3) 市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

- 4) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- 5) 市は、避難支援等に関わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- 6) 市は、避難支援等関係者に平時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援の実効性を確保するため、本人の同意がなくても平時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討する。
- 7) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備などに配慮をする。
- 8) 市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

（2）避難誘導體制の整備

市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平時において、自主防災組織との協働により地域ごとに指定緊急避難場所・避難路の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

（3）福祉避難所

市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所の指定に努める。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。

1) 福祉避難所の指定

ア 指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受け入れ対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知（公示）

する。また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。

イ 市は、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する他、災害福祉広域支援ネットワークの構築に努める。

さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

市外への広域避難も想定し、福祉避難所や一般避難所福祉避難スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から県や隣接市町村との共有を図る。

また、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」の作成や福祉避難所、社会福祉協議会等と連携し、研修会に参画する。

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組が円滑に行うことができるよう、事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

2) 福祉避難所について

ア 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、平常時は介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者を対象とする。

イ 福祉避難所への入所対象者の把握

市は要配慮者の情報を基に、福祉避難所の入所対象者概数及び現況を平時に把握しておく。

ウ 福祉避難所として利用可能な施設の把握

市は、現状において要配慮者の入所が可能な社会福祉施設だけでなく、一般の指定避難所のように現況では特別な機能を有していない場合であっても、災害発生に伴い設備を整備することによって福祉避難所として利用可能となる施設に対して、災害時に緊急的な受け入れを要請する可能性があることから、それらの施設に関する情報もデータベースとして整備を行う。また、災害時にすぐに福祉避難所が利用できない場合は、一般の指定避難所に要配慮者用の窓口を設置するとともに、介護や医療相談を受けるスペースを確保する。

エ 福祉避難所の指定目標

福祉避難所は、要配慮者や同居家族の生活圏等に配慮し指定するが、地域における身近な避難所として、市は小学校区に1か所程度の割合を目標とし、指定を推進する。

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

市は、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水等について、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

市は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

市は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進する。

また、市は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2 社会福祉施設における要配慮者対策（大分県、臼杵市、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織）

(1) 組織体制の整備

- 1) 市は、要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。
- 2) 市は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。
- 3) 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。また、市、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

- 1) 市は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。
- 2) 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。
また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

市は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し、指定緊急避難場所・避難路及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

また、県は、市の防災基盤の整備事業を支援する。

3 要配慮者における市の体制整備

市は、災害の発生に伴い、被災地域においては、指定避難所の設置・管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。
- (2) 近隣市町村と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請する。
- (3) 県を通じ、内閣府政策統括官（防災担当）に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請する。
- (4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずる。

4 傷病者対策における市町村の体制整備

災害発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合がある。市は、これらの者の安全の確保をはじめ、医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5 旅行者等の安全確保（大分県、臼杵市、観光施設管理者、自主防災組織）

（1）基本方針

観光地を多くかかえる大分県の特性を考慮し、市、県、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、土地勘のない旅行者等が地震災害に遭遇した場合を想定した安全確保対策や避難・救護・輸送対策の構築に努める。

（2）実施内容

市及び施設管理者等は、以下の点に留意した対策を推進する。

- 1) 市は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。
- 2) 市及び自主防災組織等は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- 3) 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受け入れ体制の整備に努める。
- 4) 市は、旅行者等の安全確保対策の実施状況を的確に把握しておくとともに、適宜その対策を支援する。

6 外国人の安全確保（臼杵市、自主防災組織）

（1）基本方針

市は、国際化の進展に伴い、市内に居住、又は来県する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

（2）実施内容

市及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。

- 1) 市は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。
- 2) 市、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。
- 3) 市は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語をはじめとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。
- 4) 市は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。

7 要配慮者利用施設管理者等が実施する避難確保計画作成の支援

市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波発生時における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を支援するため、要配慮者利用施設の管理者等が実施する避難行動確保計画作成を支援する。

第6節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、都市部では、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保（臼杵市、交通機関、事業所、学校）

- 1) 市は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の確保に努める。
- 2) 事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。
- 3) 市は、帰宅困難者のために学校、公民館等を宿泊施設として開設したときは、臼杵市情報システム（同報無線）、広報車等で帰宅困難者に周知する。この場合、帰宅困難者に人数の把握に努め、食料・水・毛布・暖房器具（ストーブ・オイルヒーター）・扇風機等を提供する。
- 4) 市は、公共的施設等との協定締結し、代替交通機関の確保等についてJR等の交通機関と検討を行なう。

2 市民、事業所・学校等への啓発（大分県、臼杵市）

（1）市民への啓発

市は、市民に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

（2）事業所への要請

市は、事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、市及び県は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第7節 市民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は市民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 市民は、防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努める。
また、市は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への参加を促進するため必要な措置を講ずる。
- (2) 市民は、自らが生活する地域において、市、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険個所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 市民は、災害の発生に備え、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 市民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、市、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策 のための事前措置

1 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置の基本的な考え方

市は、迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を推進する。

市及び防災関係機関は、次に示す事項に基づき、より実効性のある事前措置を推進する。

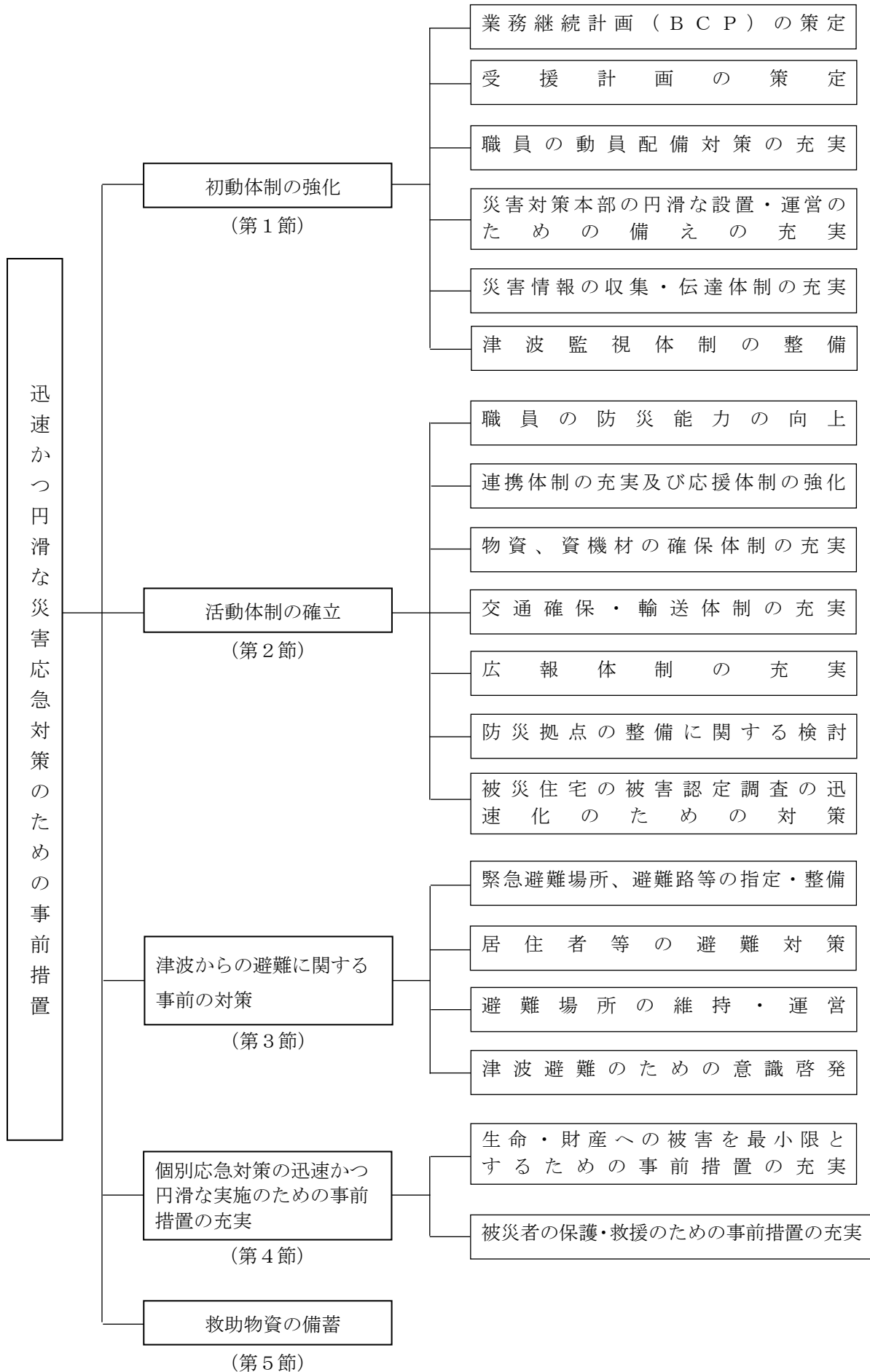
(1) 市

- 1) 白杵市防災会議は、白杵市地域防災計画の見直しや防災に係る調査研究に携わるだけでなく、防災施策の点検・調整を行う。
- 2) 災害対策本部及びそれに準ずる事前体制（災害警戒本部等）や初動段階の職員参集基準等について、市の地域特性にあわせて事前に整備しておく。また、県の事前措置に準じた措置を講じる。

(2) 防災関係機関

各機関別の防災体制を点検・整備し、効果的に災害時の対応がとれるよう、各機関の防災計画及び活動マニュアルを整備する。

これらの節の体系を以下に図示する。

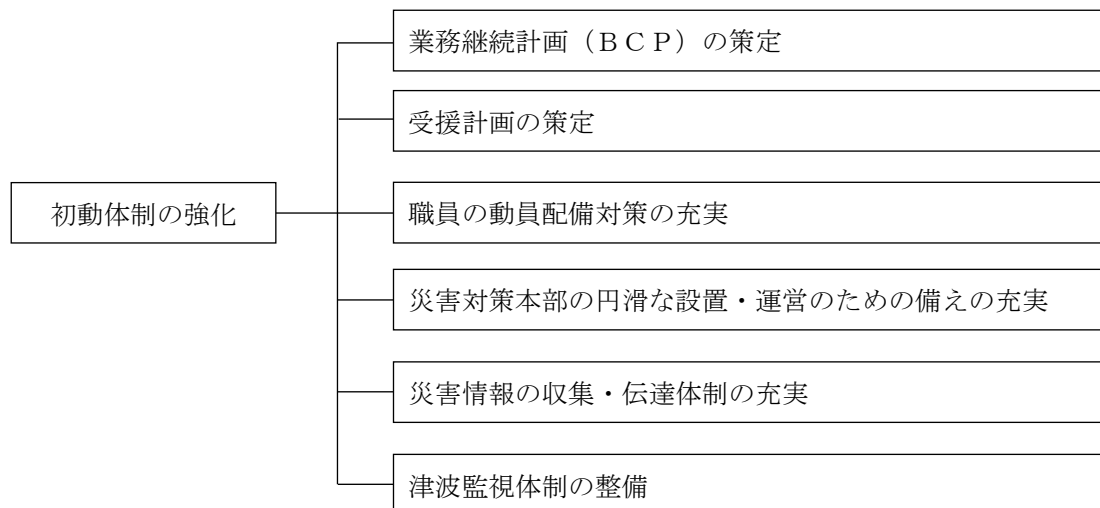


第1節 初動体制の強化

市は、第3部「災害応急対策」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を全庁的に逐次推進していく。

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を素早く把握し、市としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

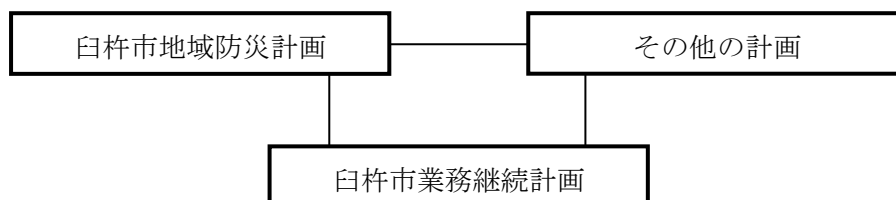


1 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定

市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における市役所の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。

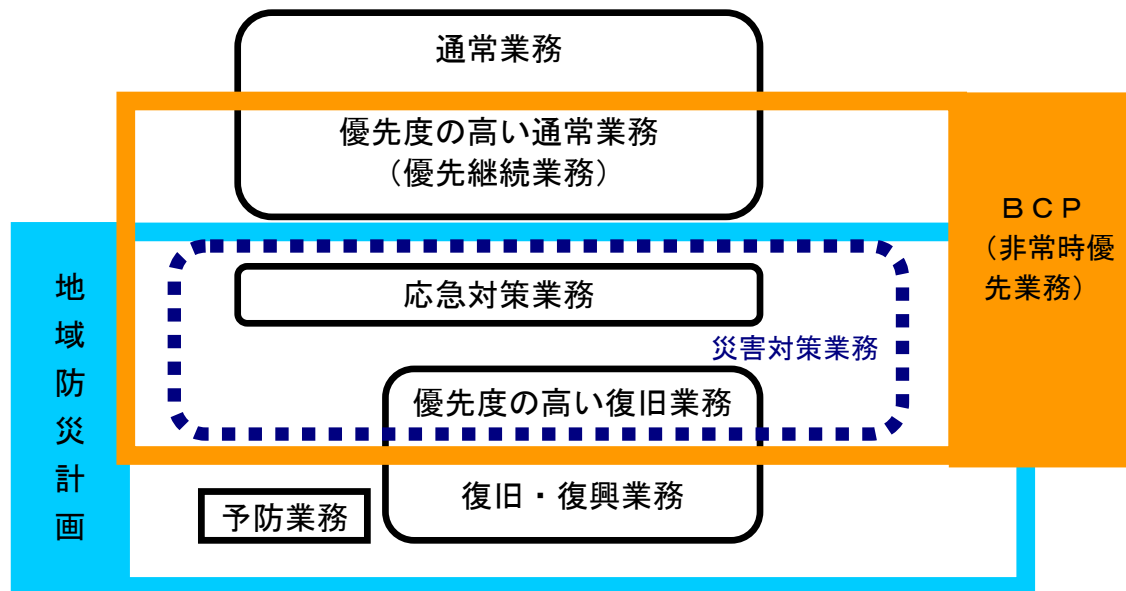
（1）非常時における核計画の構成



※ 業務継続計画は、地域防災計画やその他の計画に定められた業務が円滑に進むように下支えするとともに行政サービスに支障が生じないように必要な備えを行うもの。

(2) 地域防災計画と業務継続計画

地域防災計画とBCPが対象とする業務関係は次のようになる。



2 受援計画の策定

市は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定をはじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保を行う。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる公共施設等の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

加えて、策定された受援計画については、訓練等を通じた検証や必要に応じた見直し等を行い、受援体制の強化を図る。

3 職員の動員配備対策の充実

職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

(1) 災害対策職員用携帯電話の拡充

地震の場合、県内一円で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい

揺れでも、他の地域で大きな揺れを記録していることもある。そのような場合、いち早く連絡体制を確立し、災害対策職員の確保を図るためには、防災関係職員などに携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える必要があり、順次それを拡充していくこととする。

(2) 職員参集・安否確認システムの活用

迅速な動員配備を行うため、職員全員を登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否・参集等に関する情報を送信し、自動集計できる職員参集・安否確認システムを活用する。

(3) 24時間体制の整備

地震は、いつ発生するか予測が困難である。勤務時間内、勤務時間外を問わず常に要員が待機することにより、予測が困難な地震についても迅速な初動体制が確保できる。このため、消防職員の宿直業務により24時間体制を執る。

(4) 臼杵市職員防災マニュアルの作成配布

災害発生時の職員の基本的な対応を確認できる臼杵市職員防災マニュアルを全職員に回付することにより、初動体制意識の徹底を図る。

(5) 職員の災害情報取得の取り組み

職員の災害情報の取得手段として、平成31年度から稼働した防災システムに登録促進を行う。

(6) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員は家庭においても防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

なお、発災時に家族と離れていた職員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。※災害時の安全確認方法の例

- 1) 災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」など）の利用
- 2) 携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- 3) 「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かったの電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

4 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 災害対策本部等の機能強化

大規模災害発生時に災害対策本部が迅速・的確に対応できるよう、また自衛隊や警察や消防との円滑な連携、国及び県の現地対策本部の受け入れも踏まえ、災害対策本部の機能強化を図る。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(3) 市有施設等の防災対策強化

災害発生時における初動対応や復旧作業を迅速かつ着実に行うため、液状化の危険度が高い地域や津波浸水想定区域内に立地している市有施設等の移転や、市庁舎近隣に居住している職員等が居住する公舎の再整備を検討する。

また、市庁敷地内にある公用車についての駐車場の整備についても検討する。

5 災害情報の収集・伝達体制の充実（臼杵市、大分県）

(1) 情報機器の整備と通信手段の多様化

市は、災害の発生直後に必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を素早く把握し、市民へ伝達するため、以下の対策を推進する。

1) 震度計の設置

地震による被害発生の可能性を最初に覚知する方法は、震度の把握である。現在、県内には気象庁所管の震度計等が設置され、これに加え大分県震度情報ネットワークシステムにより、市の震度が地震発生後速やかに把握できるシステムを構築されている。

2) 情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、以下の対策を推進していくこととする。

ア 被災地から直接市へ情報が伝達できる体制を充実するため、市の防災関係機関に対する通信施設の整備や臼杵市情報伝達システム及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実等に努める。

イ 防災関係機関に対する通信設備の整備

ウ 臼杵市情報伝達システム（MC A移動系）及び衛星携帯電話・衛星通信等の移動通信機器の充実

エ 市防災無線の設置箇所や端末局の増加、デジタル化の推進等による最新機器への更新等について指導する。

オ 市は、防災行政無線電話応答サービスなどの利用を促進する。

3) 通信手段の多重化

大規模災害による通信手段の停止を想定した、防災情報の伝達手段の多重（複数）化を平時から構築する。

ア Lアラート、市ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。

- イ 市民安全・安心メールの登録、臼杵市登録制メールを促進する。
- ウ おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）の利用を促進する。
- エ 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- オ ソーシャルメディアの利用を促進する。
- カ 民間通信事業者との災害時の連絡・協力体制を構築する。
- キ アマチュア無線局やタクシー等の業務用無線局の災害時の活用について協力体制を検討する。
- ク 災害情報収集に必要なパソコンや臨時回線等の資機材の調達方法について検討するとともに実際の調達手順について定期的に確認する。

4) IP電話に係る停電対策

IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

5) 定期フェリー等からの情報収集体制の整備

本市から本州・四国の間に就航している定期フェリー等から海面状態について情報収集する体制を検討する。

※ Lアラート

報道機関やポータルサイト（Yahoo等）、携帯事業者（緊急速報メール）等のメディアに一斉に情報を発信するシステムであり、住民としては、災害時に安全安心に関わる情報テレビ、ラジオ、携帯電話など多様なメディアを通じて、迅速かつ確実に得ることができる。

■ 資料編2-6「雨量観測所」参照

■ 資料編2-7「水位観測所」参照

■ 資料編2-8「震度観測点」参照

■ 資料編2-9「臼杵市防災情報システム管理運用規程」参照

(2) 地震・津波に関する情報伝達体制の整備

1) 防災関係機関相互及び機関内部における情報伝達

市、県及び防災関係機関は、機関相互間及び各機関内部において、津波警報等の情報が確実に伝達され、共有化できるようその経路及び方法を確立する。また、情報伝達の経路及び方法を確立するにあたっては、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておく。なお、津波発生時に活用できるよう平時においても利用する。

2) 居住者等への情報伝達

市は、市内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び市内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、臼杵市情報伝達システムを活用するとともに、全国瞬時警報システム（j-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキ

ヤスト)、臼杵市登録制メールの利用を促進する。

また、インターネット（ホームページやSNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。

なお、避難指示等の情報について、防災GISの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行う。

3) 船舶、港湾関係者等への情報伝達等

市は、船舶及び港湾、漁港等の関係者に対する津波警報等の情報伝達について、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を利用した同報無線での自動一括放送や、県の「安全・安心メール」への登録促進等により、伝達の経路及び方法を示す。また、船舶等の船主については、津波の発生場所や規模により、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、港外退避をとるべきか、或いは人命優先で避難すべきか、などの考え方を整理し周知する。

4) 普及啓発

市は、県、関係機関と連携し、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による、津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、普及啓発を図る。

6 市の津波監視体制の整備

(1) 海面監視体制の確立

震度4以上の揺れを感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等が発表されるまでに津波が来襲するおそれがある。

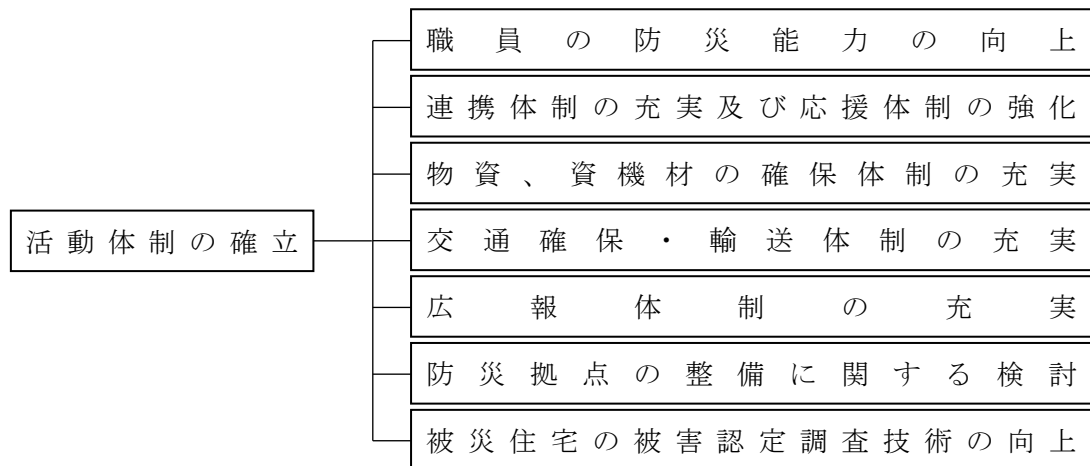
そのため、市は、速やかにテレビ、ラジオの視聴等を行うとともに、安全な地点で海面の監視を行う体制がとれるよう、津波の監視場所、監視担当者、監視情報の伝達手段をあらかじめ定めておく。

(2) 監視方法等

- 1) 海上からの監視：航行中の船舶及び出漁中の漁船等にあつては、異常な海象等を発見した場合は、速やかに無線等で海岸局へ通報する。
- 2) 陸上からの監視：津波監視場所は、監視者の安全を確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設置する。海岸近くの低地での監視は行わない。
- 3) 津波監視担当者の専任：地震発生後、速やかに津波の監視を開始できる者を津波監視担当者として専任する。
- 4) 遠方監視設備等の導入：地震発生直後からの潮位等の海面変化を監視するため、監視カメラ等の遠方監視設備等の導入を図る。

第2節 活動体制の確立

地震や津波は前ぶれもなく不意に発生し、被害が同時にかつ広域的に及ぶことから、即座に対応できる組織を整備する。また、交通・通信網の途絶、職員自身の被災等を考慮した防災活動が相互に有機的な体制の確立を図るため、以下の7つの点を重点に活動体制の確立を図る。



1 職員の防災能力の向上

一般に、職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、その防災能力を日々向上させておく必要があるため、市は、以下の対策を推進する。

(1) 職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に行い、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配布し職員の防災への理解を深めるとともに、定期的アンケートを実施し、防災意識向上に向けた普及啓発に努める。

(2) 職員を対象とした参集訓練の実施

勤務時間外に災害が発生した場合であっても、予め定めた参集場所まで職員を迅速かつ確実に到達させるため、職員を対象とした参集訓練を定期的に行う。

なお、訓練にあたっては、夜間の発災や二次災害のおそれ等も考慮した様々な状況を想定する。

(3) 臼杵市防災マニュアルの作成

臼杵市防災マニュアルを作成し、平時から、災害対策本部設置等における各班の体制、事務分掌等を周知させることにより、防災意識の向上を図る。

(4) 図上訓練の実施

職員の防災能力の向上、災害対策本部員としての役割及び行動を確認（各種機器操作等を含む）するため、図上訓練を定期的に行う。

2 連携体制の充実及び応援体制の強化（臼杵市、大分県、防災関係機関）

振興局管内ごとに設置される、市と地域の防災関係機関・団体等の連携強化を目的とした「防災対策推進ブロック協議会」に参加し、県内関係業界、民間団体ほか、ボランティアとの連携体制の充実を図る。

また、市町村間の相互応援協定、広域応援協定を締結した場合は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも以下の対策を講じることとする。

（1）地域における連携体制の充実

地域において県地区災害対策本部の関係機関（振興局、土木事務所、保健所等）、市、その他防災機関・団体等は、平時から緊密な連携関係を図るため、平成24年度を中心に「防災対策推進ブロック協議会」を設置した。

今後は、以下の対策を講じていく。

- 1) 市災害対策本部と地区災害対策本部との連携
- 2) 防災対策に関する専門研修等の実施
- 3) 図上訓練等の実施により連携体制の強化
- 4) その他

（2）市内関係業界、民間団体との連携体制の充実

市は、官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。

1) 市内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結

災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する市内関係業界、民間団体との間で当該団体等が災害時等に担うべき役割、当該団体等との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有した上で、応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

- 2) 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。

3) 建設業団体等の担い手の確保・育成

災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

（3）ボランティアとの連携体制の充実

市及び県は、災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

- 1) 事前登録された医療業務、介護業務、被災建築物の応急危険度判定及び急傾斜地の危険度判定等、資格又は技術を要する専門ボランティアやボランティア団体の事前登録、並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
- 2) 日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人大分県社会福祉協議会、大分県看護協会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等について研修会等を行い、災害ボランティアセンター運営人材の養成に努める。
- 3) 市は、災害発生後の迅速な災害ボランティアセンター設置や、円滑な運営を実施する体

制を構築するため、平常時から「臼杵市災害ボランティアネットワーク会議」に参画し、県地域振興局、市社会福祉協議会等が顔を合わせ、意見交換等により連携強化を推進する。

(4) 市町村間の相互応援協定締結の推進

現在、市では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」をはじめ、多くの相互応援協定を締結している。今後はこれらの協定が災害時に迅速に運用できるよう、緊急消防援助隊の受援計画に記載している各消防本部管内の進出拠点、到達ルート、指揮命令体制、無線運用体制等に準じて、平素から訓練等を通じて周知を図る。併せて、常備消防については、締結している協定に基づき訓練を実施する。

■ 資料編2-10「災害・防災に関する協定の締結状況」参照

(5) 広域応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、県へ応援を求める必要がある。

県は、「九州・山口9県災害時応援協定」をはじめ、「防災ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しており、市は、応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくなど、実効性の確保に努め、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、県と連携し、応援体制の充実強化を図る。

ただし、市は、予定していた物資等の支援を受けられず、市内に有する資源のみで一定期間対応せざるを得ない場合を想定し、市内の保有資源を明らかにし、活動の優先順位付けを行い対処する方法を検討していく。

(6) 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

県外から応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、活動拠点の候補地をリストアップしておき、災害時にできるだけ迅速に対処できるようにする。

また、緊急消防援助隊については受援計画に記載している消防本部の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択する。

さらに、迅速な支援体制を確立するため、インターネット（市のホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア）を活用した問い合わせ窓口や要支援地域の情報提供体制の整備についても検討する。

(7) ヘリコプター運用調整のための体制・ルールづくり

大規模災害時には、生存率が急激に低下する72時間以内の救出救助が大事になり、道路の被災状況が明らかでない中では、ヘリコプターを用いた空から活動が有効となる。

また、緊急消防援助隊ヘリベースとしての運用を再検証し、航空燃料の確保や駐機スポットの整備など、必要な機能を整備する。

(8) 重要施設の非常用電源の確保

災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電

源を確保するよう努める。

(9) 重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ

市は大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

3 物資、資機材の確保体制の充実（臼杵市、大分県）

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等）、消火用資機材（消火器、可搬ポンプ等）、医薬品・医療用資機材、食料・水・被服寝具等の生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、市は、以下の方針の下に、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制を推進していく。

(1) 救急・救助用資機材の整備

救急・救助用資機材の保有状況を把握するとともに、平時から県、国及び救助・救急関係機関等と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。

(2) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、住民等が身近で確保できるよう、市は町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

- 1) 県の市に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助
- 2) 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発
- 3) 救助工作車等の消防機関への整備促進
- 4) 資機材を保有する建設業者等との協定等締結の促進
- 5) 市立施設における救出救助用資機材の整備促進

(3) 消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

- 1) 県の市に対する自主防災組織用の消火用資機材の補助
- 2) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発
- 3) 消防自動車等公的消防力の整備促進

(4) 医薬品・医療用資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は災害発生時に極めて緊急的に使用されるので、十分な量を備蓄し保存しておくことが難しいため、緊急調達を迅速に実施できるよう、協定締結の推進、緊急医薬品等の備蓄を行う。また、被災地への搬送については、県と関係機関の協力の下で対応できる体制を整える。

(5) 食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品の確保体制の充実

県や国等からの食料、水、被服寝具、携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活用品（以下生活用品という。）の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は家庭や地域等で確保できるような対策を講じる。

- 1) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料、水、被服寝具等の生活用品の備蓄に関する啓発
- 2) 食料、水、生活用品の備蓄に関する住民への啓発
- 3) 大手取扱業者（大型小売店舗、生活協同組合、問屋等）との協定等締結の促進
- 4) 公的備蓄ネットワーク（市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる体制）の構築
- 5) 学校プールや災害時協力井戸などの事前把握

4 交通確保・輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していく。

(1) 地域内輸送拠点の選定

市は、地域内輸送拠点を選定する。県等からの物資を集積し、指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連携して行う。

市は指定避難所への物資の円滑な供給のために、地域の防災倉庫等の整備、公共施設の相互利用を促進し、物資輸送の円滑化を推進する。

(2) 交通規制計画の策定等

1) 緊急交通路の指定等

大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定し、規制計画を作成する。

2) 緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知

公安委員会は、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、災害発生以降の確認手続き等の事務の省力化、効率化を図るため緊急通行車両の事前届出及び確認制度の周知を行い、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにする。

3) 災害発生時の車両の運転者の措置等の周知

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、運転免許証の取得・更新時に配布する「交通の教則」（（財）全日本交通安全協会発行）により、以下の事項を周知する。

ア 大地震が発生した場合、運転者は次のような措置を採るようにすること。

- a 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に

停止させること。

b 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

c 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のために車を使用しないこと。

ウ 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（これに隣接し又は近接する県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されることから、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間）内の一般車両の運転者は次の措置をとること。

a 速やかに、車を次の場所に移動させること。

- ・道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

- ・区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

b 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

c 警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。なお、警察官は通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがあり、運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車等を破損することがあること。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(3) 緊急輸送道路の整備等

1) 緊急輸送道路の見直し

市は、地域内輸送拠点を選定する。また、緊急輸送道路が選定された地域内輸送拠点に接続するよう必要に応じ地域内輸送拠点など、防災拠点施設の見直しを検討する。

2) 道路の防災対策

道路管理者は、緊急輸送道路を中心とした橋梁の耐震化や法面崩壊対策など道路施設の災害予防対策と道路改良事業を実施する。

3) 道路啓開等の計画策定

道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を策定し、定期的に見直しを行う。

4) 道路啓開、復旧についての関係機関の協力体制の確認

ア 国土交通省との協定

市は、県が締結している国土交通省九州地方整備局との「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づき、仮設橋梁など資機材の保有数量など、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施が図れるよう努める。

イ 大分県建設業協会との協定

市は、大分県建設業協会と締結している「災害時における緊急作業等についての協定書」について、毎年度更新に努め、道路啓開や応急復旧の作業体制の確保に努める。

(4) 臨時ヘリポート等の確保

孤立した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、小学校区内に1か所以上臨時ヘリポート等を確保する。

5 広報体制の充実（臼杵市、大分県）

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願ひ、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで、市及び県は、以下の体制を早急に整える。

(1) プレスルールの整備

報道機関を通じて、県・市からの情報を迅速・的確に発信するため、必要に応じてプレスルームを設置する。

(2) 災害時における報道機関との協力体制の構築

災害時に市からの情報が報道機関を通じて的確に市民に提供できるよう、報道機関との協力体制を構築する。

(3) インターネットを活用した情報発信

災害等緊急時に県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）、臼杵市登録制メール、市ホームページやソーシャルメディア等を通じて情報を発信し、情報の早期伝達、内容充実に努める。

- 1) 臼杵市ホームページによる迅速な災害情報の発信を行う。
- 2) 市防災情報提供メール（緊急情報伝達システム）、県民安全・安心メール、臼杵市登録制メールの登録を促進する。
- 3) おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）の利用を促進する。
- 4) 携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）を活用する。
- 5) ソーシャルネットメディアの利用を促進する。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、平時より災害時の情報伝達手段等の周知に努める。

6 広域防災拠点の整備（臼杵市、大分県、防災関係機関等）

大規模災害時における県の広域防災拠点は、大分スポーツ公園が位置づけられており、県広域防災拠点と地域内輸送拠点との連携を図り、計画的な整備を推進する。また、大規模災害時における広域災害拠点の拡充に努める。

(1) 防災拠点施設として、備蓄倉庫及び地域内輸送拠点の整備を推進する。

(2) 全国から集積する救援物資の地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能

災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点となることから、臼杵港の整備を促進する。

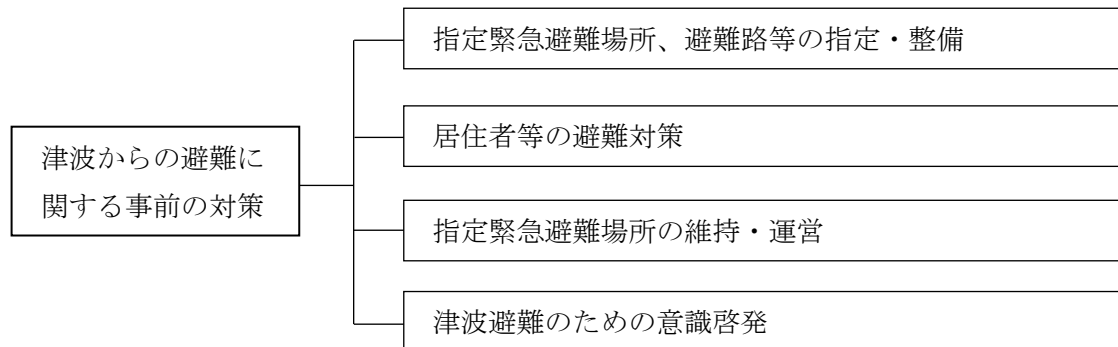
7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策（臼杵市、大分県）

被災住宅の被害調査については早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、市は、県の住家被害調査に係る実践的な研修会に参加し、市職員の被害調査技術の向上を図るとともに、り災証明書の迅速な発行に向けて、県の「被災者台帳システム」により、非被災市町村からの職員の受援を円滑化し、市町村間や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援態勢の構築を図る。

また、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努め、発災後すみやかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の住民向け説明会を実施する。

第3節 津波からの避難に関する事前の対策

津波から迅速に避難するため、以下の4つの点を重点に津波からの避難に関する事前の対策を進めていく。



1 指定緊急避難場所、避難路等の指定・整備

(1) 指定緊急避難場所、避難路等の指定

市は、津波に対する人的被害を防止するため、あらかじめ指定緊急避難場所や避難路が津波に対して危険な区域に位置していないかどうかを調査し、津波に対して安全な緊急避難場所、避難路を指定し、積極的に周知・広報する。

(2) 指定緊急避難場所等の整備

市は、地震が発生した場合、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下、「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区における緊急避難場所の計画的な整備を行う。また、当該地域においては重点的に避難体制の整備を図る。

(3) 津波避難ビル等の活用

市は、高台までの避難に相当の時間を要する平野部などにおける緊急避難場所については、堅固な高層建物の中・高層階を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルや船舶等の活用を推進する。また、津波避難ビル等の指定については、国が示した最新の「津波避難ビル等ガイドライン」等に沿う。

なお、民間ビルを津波避難ビル等として活用する場合には、あらかじめ管理者（及び地元自治会）と協定を結ぶなど、いざという時に確実に避難できるよう体制を構築しておくことが必要である。

(4) 避難路等の整備

市は、地震発生に伴う土砂災害等のおそれのない避難路、徒歩専用の避難路等、安全な避難路の整備・確保に努める。避難路の整備にあたっては、高台等への避難路には手すりをつけるとともに道を平坦にして歩きやすくしておくなど高齢者等の要配慮者に配慮した。

背後地が急峻で避難が困難な地域、高齢者などの避難困難者の多い地区における避難路は、重点的に整備を行うことが必要であるため、建物の倒壊等により避難路が通行困難とならないよう、避難路沿いの建物の耐震化やブロック塀の補強、道路幅員の確保などの措置を講ずる。

なお、避難がスムーズに行えるよう、避難路の整備とあわせて海拔表示板や避難所表示板等の整備も図る。

(5) 夜間や停電時の避難対策

市は、夜間でも安全に避難できるよう、指定緊急避難場所に投光器や発電機等の整備を図る。また避難路の整備にあたっては、地震による停電時にも点灯可能な太陽蓄電式パネル等の導入を推進する。

なお、必要に応じて、海拔表示板や避難所表示板等に反射材等を活用するなど、夜間や停電時でも住民等に分かりやすい表示にすることが必要である。

2 居住者等の避難対策

- (1) 市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行うとともに、次の事項について県と相互に調整を行う。
 - 1) 南海トラフ地震などによる広域大規模災害等の際に、学校等の県の管理する施設等を避難場所として開設する際の協力
 - 2) 避難にあたり、他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち、県が管理するものについて、収容者の救護のための必要な措置
- (2) 市は、要配慮者の避難について必要な支援を行う。また、外国人、出張者及び観光客等の避難誘導等の適切な対応を行う。なお、この場合、支援を行う者の避難に要する時間に配慮する。
- (3) 市、県及び防災関係機関は、観光客等に対して津波警報等の情報を迅速かつ確実に伝達できるよう県民安全・安心メール、市の防災情報提供メール（緊急情報伝達システム）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）、臼杵市登録制メール、インターネット（県庁ホームページやのソーシャルメディア）、ワンセグ放送、情報提供装置等を用いた情報伝達体制の確立を図るとともに、観光客等の避難誘導計画を策定する。
- (4) 県、市及び防災関係機関は、港湾就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者の避難誘導計画を策定する。また、海岸・河川・港湾施設・漁業施設の管理者は、船舶・漁船等の避難に関して、地震発生後の津波到達時間を勘案して、港外退避などの措置を円滑に取れるよう、あらかじめ対応策を定めて関係者に周知する。
- (5) 南海トラフ地震等は数時間から数日間の時間差で発生する可能性もあることから、市は、後発地震により大きな被害を受ける可能性のある地域（大きな津波の来襲が懸念される地域、土砂災害の発生が懸念される地域等）では、数日間に限った避難の実施を検討し実施する。数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について具体的な計画を策定する。

3 消防団員等防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が津波の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、市は、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備に努め、可能な限り水門等の自動化・遠隔操作化を進めていく。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

防災業務従事者の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

県は、津波被害が予想される地域をもつ市町村及び防災関係機関と連携して、地域ごとに避難誘導等の活動ができるタイムリミットを算出し、情報を共有できる仕組みを検討する。

4 避難所等の維持・運営

(1) 避難後の救護内容の明示

市は、地域防災計画等において、避難後の救護の内容を明示する。

(2) 避難所等の運営

避難した居住者等は、自治会、町内会、自主防災組織等を中心に互いに協力しつつ、避難所等の運営に協力する。

市は、避難所運営訓練等を参考に、日ごろから自主防災組織等を中心に地域内で確認しておくよう指導に努めるとともに、避難所等への津波警報等の情報の提供について配慮する。

5 津波避難のための意識啓発

- (1) 市は、避難対象地区の居住者等が迅速かつ的確な避難を行うことができるよう、地域の実情を反映した地域避難行動計画の策定を支援するとともに、指定避難所、避難路等の街頭表示の整備、防災マップ等の配布により、当該地区の指定避難所等について周知徹底する。

1) 津波緊急一時避難所の表示

白杵市の津波浸水予想は、平成24年度大分県津波浸水予測調査のとおりであるが、平成24年8月29日に発表された内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による市町村別最大津波(白杵市=7m)を踏まえ、概ね海拔10m(東京湾平均海面(TokyoPeil:T.P.))の地点に「津波避難目標地点」を掲示する。

2) 一時避難所への避難誘導の表示

避難誘導の表示として、地盤の海拔(T.P.)及び避難方向を矢印で掲示する。白杵～佐伯間の幹線道路の標示は渋滞等の混乱を避けるため最寄りの一時避難所に誘導せず直

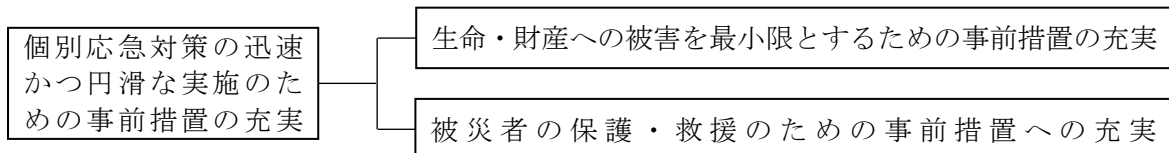
進の表示とし、幹線道路以外の市道等については、最寄りの一時避難所に誘導する。

- (2) 市は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、また、デジタル技術も活用し、津波避難に関する意識啓発を図る。特に、東海・東南海・南海地震等は複数の地震が時間差をもって発生する可能性もあることから、あらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定した種々のシミュレーションの結果などにより、時間差発生による災害等について居住者等の意識啓発を図る。

第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。



1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、救急医療、消防活動、二次災害防止活動の各々についてきめ細かな事前措置を施していく必要があるので、以下の対策を積極的に推進する。

(1) 地震・津波に関する情報伝達の充実

地震の余震や津波による被害をより効果的に防止するためには、余震情報や津波に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。市及び県は、津波等に関して大分県防災情報通信システムにより情報の伝達体制の充実を図っているが、今後は、その運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

また、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

市は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴場、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、同報無線（臼杵市情報伝達システム）の整備、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）ワンセグ放送、学校等における情報端末の設置、県民安全・安心メール、市の防災情報提供メール（緊急情報伝達システム）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）、臼杵市登録制メール、インターネット（県・市のホームページやSNS等）の活用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、Lアラートの活用、報道機関との連携など、情報伝達手段の多様化を図る。

さらに、避難指示等の情報について、防災GISの入力により、各種メールに自動配信されるよう必要な改修を行う。

(2) 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を県、市、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していくこととする。

- 1) 社会福祉施設、市立学校、その他市立施設の耐震補強と避難体制の再点検
- 2) 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導
- 3) 要配慮者のための支援マニュアルの作成
- 4) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成の指導
- 5) 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する市との調整の推進
- 6) 避難経路沿線施設の耐震性についての点検及び防災マップの作成

(3) 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進していくこととする。

- 1) 市、県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練を含む。）
- 2) 自主防災組織用の救出救助用資機材（避難所情報サインを含む。）の整備

(4) 救急医療対策の充実

- 1) 大きな地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフライン機能の停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と日本赤十字社大分県支部、医師会等医療関係者に加えて、保健・福祉関係者の連携のもとに、県により以下の対策が推進される。

ア 病院の耐震化

イ 災害拠点病院の施設・設備の整備拡充

ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等

ウ 災害拠点病院における大規模災害時の医療活動マニュアルの策定及び多数傷病者の受け入れを想定した実働訓練の実施

エ 災害派遣医療チーム（大分DMA T）の出動体制の確保・充実

オ 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

カ 初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄

キ 医療救護班（日本赤十字大分県支部、郡市医師会、大分県歯科医師会等が編成する救護班をいう。）及び大分DMA Tが消防、警察、自衛隊等の関係機関と連携する緊急救急医療活動訓練の実施（総合防災訓練を含む。）

ク 急性期以降の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

ケ 災害時における医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害・救急医療情報システム」（EMIS）を活用した情報ネットワークの整備及び入力訓練の実施

コ 被災地での対困難な重症患者を被災地外に搬送するための航空搬送拠点臨時医療施設

(SCU) の設置候補地をあらかじめ選定するとともに、必要な設備を整備

- サ) 保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等による、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成及び災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)の活用体制の整備
- 2) 被災地における精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制の充実に努める。

(5) 建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制を整える。

(6) 宅地の危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した宅地等に対して、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地の危険度判定が迅速かつ的確に実施できる体制を整える。

(7) 各種情報システム・データの適切な保全

市民生活に密接に関連するものや各種行政関係事務に係る情報システム・データについて、被害を最小限に抑えるため、情報セキュリティ対策基準等に沿った適切な保全、バックアップ体制を整備するとともに、その運用を的確かつ円滑に行う。

また、遠隔地における各種データの保全整備の検討を行う。

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実(大分県、臼杵市)

市は、被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、避難所設置者は次の点に留意する必要がある。

- 1) 無線設備の整備
- 2) 教職員の役割の事前規定
- 3) 調理場の調理機能の強化
- 4) 保健室の救急医療機能(応急処置等)の強化
- 5) シャワー室、和室の整備
- 6) 学校プールの通年貯水(消火用、断水時の生活用水用)及び浄化施設の整備
- 7) 給水用・消火用井戸、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
- 8) トイレの増設及びトイレットペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 災害福祉広域支援ネットワークの構築

要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受け入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

また、市内の社会福祉施設等が、災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用等の協力が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

さらに、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(3) 市における生活必需品等の備蓄等

大規模災害に対応できるよう、指定緊急避難場所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、快適なトイレ環境確保のため、トイレカーの導入を進める。また、携帯トイレ・簡易トイレ、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、段ボールベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー保護のためのパーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

(4) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

(5) 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

賃貸型応急住宅の円滑な供給に向け、不動産関係団体と協定を締結し、災害時の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

また、災害により住家を失った人に対して迅速に建設型応急住宅を供給できるよう、住宅関係団体と協定の締結を図る。

「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に基づき、県との連携を図り、災害時に迅速に供給できるよう、平時から体制を整備しておく。

(6) 物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行う。

(7) 文教対策に関する事前措置

災害発生時に、文教対策を円滑に行うため以下の事前措置を実施する。

- 1) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校教職員の行動方針等の検討
- 2) 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒の被災状況の把握方法の検討

- 3) 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討
- 4) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導

（8）被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

市は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。

居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（復興庁が提供する全国避難者情報システム等）の円滑な運用・強化を図る。

（9）障がい者の意思疎通に係る施策の推進

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。

（10）被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、市は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討するとともに、県下統一の「被災者台帳システム」を活用する。

第5節 救助物資の備蓄

東日本大震災を踏まえ、臼杵市内の最大避難者数を6,688人と想定し、支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒薬及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行う。

また、市において整備しにくい物資、要配慮者が必要とする物資を別途備蓄するとともに、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄場所の分散化に努める。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、新物資システム（BP1o）を活用し、平時から、訓練等を通じて、施設ごとの物資の備蓄状況や運送手段等の確認・更新を定期的に行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

さらに、孤立が想定される地域については、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、避難所への分散備蓄を進めるなど地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄する。

（1）公的備蓄

市は、大規模災害の被災により正常な生活ができない住民に対し、食料調達等の対応ができるよう備蓄に努める。そのため、市は、食料の備蓄にあたり、地域の実情に応じて指定緊急避難場所等を考慮し、分散備蓄を行うよう努める。なお、市は、毎年1回、物資の備蓄状況を公表する。

■ 資料編2-11「臼杵市備蓄物資内訳（目標値及び備蓄状況）」参照

（2）流通備蓄

市の災害用備蓄品は、食料調達が困難な発災直後の対応のみとなるため、指定販売業者等から必要に応じて直ちに協力が得られるよう、災害時の協力協定締結し、必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

（3）個人備蓄

市は、住民及び事業所等に対し、最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水の自主的確保を啓発、指導する。

第5章 その他の災害予防

第1節 災害対策基金の確保

災害救助の実施に必要な費用及び災害対策に要する費用の財源にあてるための基金の確立、運用等は、この節の定めるところによって実施する。

災害が発生した場合は、被害を最小に止めると同時に速やかに復旧することにより、民生の安定、福祉を図らねばならないので、市は災害対策基金等の設置を検討する。

第3部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第2章 活動体制の確立

第3章 生命、財産への被害を最小限とするための活動

第4章 被災者の保護・救護のための活動

第5章 社会基盤の応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。市民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、県、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。

また、相互支援体制や連携体制の整備にあたっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。

2 県における被災市町村への積極的支援

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位としては市があたる。しかしながら、臼杵市の対応能力を超えるような災害が発生した場合、又は市行政の中核が被害を受けその機能が麻痺した場合は、市が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。

そのため、県は、市域に災害発生後、早期に市の対応能力を見極め、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等を行うとともに、応援要請があった場合は、市のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施する。

3 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、県、市、その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行する。

4 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の市民の生活安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、指定避難所にいる被災者を含め市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、臼杵市情報伝達システム（同報無線）、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおい防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）、臼杵市登録制メール、防災行政無線電話応答サービス、インターネット（市ホームページやソーシャルメディア等）、アマチュア無線局等多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 市民に期待する行動

地震又は津波による災害から市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、市民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。

このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。市、県、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、地震・津波による被害を最小限に止めるため、市民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（火災の延焼、山・がけ崩れのおそれ等）、津波に関する情報等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携帯できるように備えておくとともに、自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等二次的な災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部（署を含む。）、警察署（交番）等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線等によって正しい情報の把握に努める（むやみに県、消防本部、警察署（交番）等の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動を妨げることがある。）。

2 地域（隣近所、町内会・自治会、自主防災組織）

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。指定避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、市職員等に協力する。また夜間や停電の場合に備え、す

みやかに指定避難所を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定緊急避難場所等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

（２）的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器やバケツリレー等による初期段階での消火に努めるとともに、消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（３）的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや等）を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、消防署、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（４）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（５）近所の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難、初期消火等の援助に努める。

（６）的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市、消防本部、警察署等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

（１）的確な避難

災害発生時、従業員や顧客などを安全な場所へ避難させる。

（２）的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（３）負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

（４）地域（隣近所、町内会・自治会）の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

4 災害対応社員の家族の安否確認

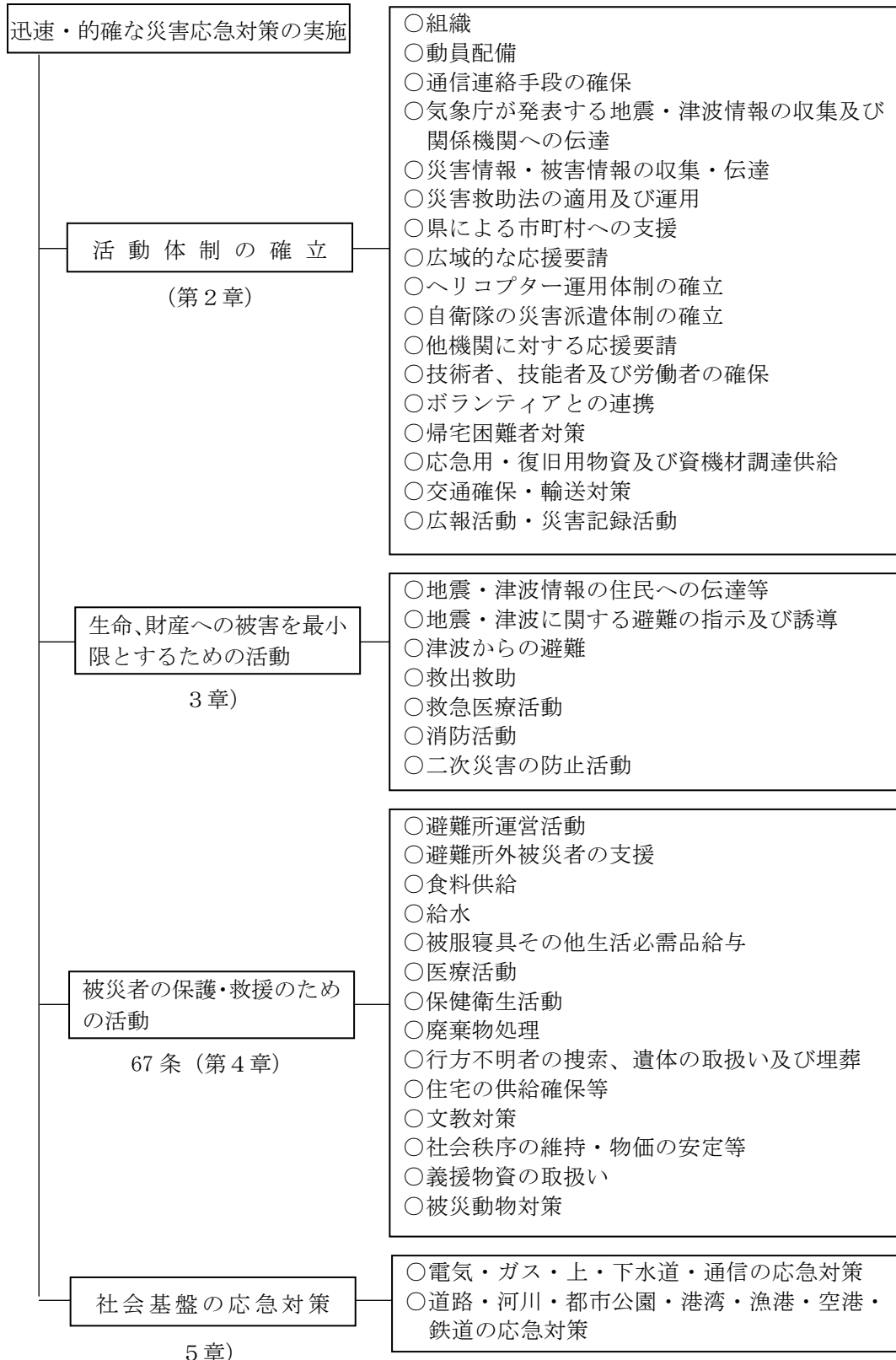
発災時に家族と離れていた社員は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

(1) 災害時の安全確認方法の例

- 1) 災害用伝言ダイヤル（NTTの「171」、 「災害用ブロードバンド伝言板171」など）の利用
- 2) 携帯メールによる連絡（通話よりも着信確率が高いとされる）
- 3) 「三角連絡法」（被災地へ向けての電話がつながりにくい状態でも、被災地から外に向かった電話は通じる場合があるので、隔地の親類や知人などの家を連絡の中継地として、そこを伝言板がわりに利用する方法）の実施

第3節 災害応急対策の体系

災害応急対策の体系は、次のとおりである。



第2章 活動体制の確立

第1節 組織

1 活動組織の整備確立方針

地震・津波は、風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後、極めて短時間に起動する体制づくりを常に整備しておく必要がある。しかし、職員が被災すること、また交通が途絶すること等により、職員も迅速に参集できない場合があり、さらに、防災中枢機能そのものが被災する場合がある。その厳しい条件のなかで、初動時に必要な要員を確保し、中枢機能を迅速に立ち上げる必要がある。

本市において、本節に定めるほか個別具体的な事項は、「臼杵市災害対策本部条例（平成17年1月1日条例第17号）」及び「臼杵市災害対策本部規程（平成17年1月1日災害対策本部訓令第1号）」により確立する。

なお、市の防災活動組織は、概ね次のとおりである。臼杵市災害対策本部、以下「災害対策本部」という。

- 資料編3-1 「臼杵市防災会議条例」参照
- 資料編3-2 「臼杵市防災会議規程」参照
- 資料編3-3 「臼杵市災害対策本部条例」参照
- 資料編3-4 「臼杵市災害対策本部規程」参照
- 資料編3-5 「防災拠点施設等における災害対策本部設置に関する基準」参照

2 住民サービスの停止等

(1) 住民サービスの縮小又は停止

大規模な災害の発生、又は発生が予測される場合において、初動時に必要な人員、災害対応に必要な組織・機能を確保するため、住民サービス機能の縮小又は停止を実施する。

緊急に住民サービス機能の縮小又は停止を行う必要があるときは、住民生活への影響を考慮し、関係施設や窓口の縮小又は停止を判断し、市長に報告する。

(2) 広報

住民サービス機能の縮小又は停止を実施するときは、ホームページ等の広報手段を通じて住民への周知を行う。

市の対策本部組織は、概ね次のとおりである。

(活動組織系統図)



3 災害発生時における組織体制

市長は、地震又は津波による災害が発生し又は発生することが予想される場合、災害応急対策地震・津波対策を迅速かつ的確に実施するため、「臼杵市災害対策本部条例」に基づき、市長を臼杵市災害対策本部長（以下「本部長という。」）として、臼杵市災害対策本部（以下「災害対策本部」という）を設置する。

なお、災害対策本部の設置前又は設置がされない場合には、災害の種類及び規模等に応じて災害警戒本部（災害警戒本部長：防災危機管理課長）又は災害情報連絡室（災害情報連絡室長：防災危機管理課長）を設置する。

(1) 災害情報連絡室

1) 設置基準

防災危機管理課長は、次の基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、動員配備基準「レベル1」の体制にて、災害情報連絡室を設置する。

- ア 市内で震度4を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- イ 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波注意報を発表したとき
- ウ その他、特に必要と認めるとき

2) 組織・職制

室長：防災危機管理課長

副室長：防災危機管理課長代理、市民生活推進課長

3) 処理すべき主な事務

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 市の対処態勢・活動状況の把握
- ウ 関係機関等に対する災害対策上の通報

(2) 災害警戒本部

1) 設置基準

防災危機管理課長は、次の基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に動員配備基準「レベル2」の体制にて、災害警戒本部を設置する。

- ア 市内で震度5弱を観測し、気象庁が地震情報を発表したとき
- イ 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波警報を発表したとき
- ウ 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したとき
- エ その他、特に必要と認めるとき

2) 組織・職制

警戒本部長：防災危機管理課長

副本部長：総務課長、消防長、市民生活推進課長

3) 処理すべき主な事務

- ア 災害情報の収集及び伝達

- イ 市の対処態勢・活動状況の把握
- ウ 関係機関等に対する災害対策上の通報
- エ 関係部局の初動措置等の総合調整

(3) 災害対策本部の組織

1) 災害対策本部の設置

臼杵市災害対策本部設置基準
市長は、次の基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、動員配備基準「レベル3～6」の体制にて、災害対策本部を設置する。 <ul style="list-style-type: none">ア 市内で震度5強を観測し、気象庁が地震情報を発表したときイ 気象庁が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波警報、大津波警報を発表したときウ その他、特に必要と認めるとき

2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、消防庁舎に設置する。但し、状況に応じて臼杵庁舎及び消防庁舎、野津庁舎、社災センターにおいてテレビ会議により対応する。

3) 災害対策本部設置の通知

本部を設置し又は廃止したときは、必要な関係機関に通知するとともにその協力を求める。

- ア 大分県危機管理室
- イ 大分県中部振興局総務部
- ウ 臼杵津久見警察署警備課
- エ 臼杵市消防本部
- オ その他必要と認められる防災機関

4) 災害対策本部の廃止

市長（本部長）は、概ね次の場合に災害対策本部を廃止する。

廃止した場合、その旨を3)に準じて関係機関に通知する。

- ア 当該災害にかかる災害予防及び災害応急対策が概ね終了したと認められるとき。
- イ 発生が予想された災害にかかる危険が解消されたと認められるとき。

5) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、以下により構成される（「災害対策本部対策班編成表」を参照）。

- ア 災害対策本部（本部会議）

本部長、副本部長、各対策班の代表によって構成し、災害予防、災害応急対策、その他の重要な事項について協議し、各対策班に指示を行う。

- イ 対策班

各対策班長を長として、各対策班の要員により構成され、別に定める分掌事務に従って具体的な災害応急対策活動を行う。

ウ 現地災害対策本部

災害が発生し、特に必要と認められる場合に、本部長が指名した要員によって当該災害地に必要に応じて組織し、情報の迅速な収集・伝達及び被災地の実情を踏まえたきめ細かな対策を行う。

6) 災害対策本部職員

災害対策本部職員は、次のとおり区分する。

- ア 本部長：市長
- イ 副本部長：副市長、教育長、消防長、政策監
- ウ 各対策班長：課長級の職にある者
- エ 各対策副班長：課長級及び班長があらかじめ指定する者
- オ 各対策班員：班長を長とする各課職員

7) 連絡事務所員

各連絡事務所管内の職員のうちから、その都度任命する。

8) 本部長が不在等の場合の責任体制

災害応急対策の最高責任者は、本部長（市長）（以下本部長という）であるが、本部長が不在等の場合は、副市長、教育長の順位でその責務を代行する。本部長及び副本部長とともに事故あるときは、あらかじめ本部長の指定した者が、その職を代理する。

本部等体制	第1順位	第2順位	第3順位
市長	副市長	教育長	本部長が指定した者

臼杵市災害対策本部対策班編成表

班名	班 長	副班長	班 員
本部班 (事務局)	防災危機管理課長	防災危機管理課課長 代理	防災危機管理課員
職員・受援対策班	総務課長	班長の指定する者	総務課職員
広報対策班	秘書・総合政策 課長	班長の指定する者	秘書・総合政策課、（総務課DX推進室）
情報収集対策班	財務経営課長 (野津地域：市民 生活推進課長)	地域力創生課長 (野津地域：班長の 指名する者)	財務経営課職員、地域力創生課職員、 市民生活推進課（総務調整Gr.）職員
救護地域対策班	部落差別解消推 進・人権啓発課長	市民課長 税務課長 議会事務局長 総合行政事務局長 避難所となる施設管 理部所長	市民課職員、税務課職員、 部落差別解消推進・人権啓発課職員、 議会事務局職員、選挙管理委員会職員、 監査委員事務局職員、 臼津広域連合事務局職員、 避難所となる施設管理部所職員

班名	班 長	副班長	班 員
救護地域対策班 (健康医療対策班)	(保険健康課長)	(子ども子育て課長)	保険健康課職員、子ども子育て課職員
救護地域対策班 (要配慮者支援班)	(福祉課長)	(高齢者支援課長)	福祉課職員、高齢者支援課職員
衛生対策班	環境課長 (野津地域：市民 生活推進課長)	班長の指定する者	環境課職員、清掃センター職員、 市民生活推進課（市民・健康 Gr.）職員
経済対策班	産業観光課長	会計課長	産業観光課職員、契約検査課職員、会計課 職員
農林対策班	農林振興課長	農業委員会事務局長 有機農業推進室長 農林基盤整備室長	農業委員会事務局職員、農林振興課職員
土木水産施設対策班	建設課長	都市デザイン課長	建設課職員、都市デザイン課職員、 契約検査課職員
上下水道対策班	上下水道課長	上下水道課参事	上下水道課職員
文教対策班	教育総務課長	学校教育課長 文化・文化財課長 社会教育課長	教育総務課職員、学校教育課職員 文化・文化財課職員、 社会教育課職員
消防対策班	消防署長	消防予防課長 消防総務課長	消防本部職員（野津分署含む）

（４）災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害発生時に逐次開催するが、協議事項としては次の点に留意することとする。

- 1) 災害応急対策の重点（優先）項目の決定に関する事項
- 2) 災害応急対策の進捗状況に関する事項
- 3) 自衛隊の災害派遣要請に関する事項
- 4) 広域応援要請に関する事項
- 5) 報道機関による広報に関する事項
- 6) 要配慮者対策の進捗状況に関する事項
- 7) 効果的な組織編成に関する事項
- 8) 災害に伴う迅速な会計処理、財政措置に関する基本方針に関する事項
- 9) 県への要望事項に関する事項
- 10) 関係機関、業界への要望に関する事項

(5) 災害対策本部各班の分掌事務

各対策班の分掌事務について示す。

各対策班の分掌事務

班名	担当課等	分 掌 事 務
本部班	防災危機管理課	(1) 総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること。 (2) 大分県災害対策本部及び臼杵市防災会議その他関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 本部会議に関すること。 (4) 災害救助法の適用申請に関すること。 (5) 自衛隊の派遣要請、受入れ及び連絡調整に関すること。 (6) 災害に関する情報の収集及び伝達並びに被害状況等の大分県への報告に関すること。 (7) 防災無線の管理運用並びに有線及び無線通信の確保に関すること。 (8) 災害援助協定先への連絡調整に関すること。
職員・受援対策班	総務課	(1) 業務継続計画に関すること (2) 受援体制に関すること。 (3) 災害対策本部の市民対応（電話）等に関すること。 (4) 罹災証明書の発行に関すること。 (5) 被災証明の発行及び発行に係る手数料の減免に関すること。 (6) 防災危機管理課の分掌事務の応援に関すること。 (7) 各対策班との連絡調整に関すること。 (8) 職員の安否に関すること。 (9) 職員の動員及び配備計画に関すること。 (10) 職員の健康状況の把握に関すること。 (11) 他の地方公共団体との相互応援に伴う職員の派遣及び受入れに関すること。
広報対策班	秘書・総合政策課	(1) 市長、副市長の安否確認に関すること。 (2) 報道機関に対する情報提供及び連絡に関すること。 (3) 災害視察者及び見舞者等の応接に関すること。 (4) 災害広報に関すること。 (5) 地域の情報及び連絡に関すること。 (6) 防災危機管理課の分掌事務の応援に関すること。
情報収集対策班	財務経営課	(1) 災害情報の集約及び職員への周知に関すること。(通行止箇所等の災害情報、避難状況等) (2) 臼杵庁舎の被災状況の確認に関すること。 (3) 臼杵庁舎の非常電源装置の稼働確認に関すること。

班名	担当課等	分掌事務
情報収集対策班 市民生活推進課 については、情報 収集対策班と衛 生対策班を兼 ねる	財務経営課	(4) 業務の継続に関する事 (5) 白杵庁舎における不法行為防止措置に関する事 (6) 災害対策に係る予算措置に関する事 (7) 災害に伴う財政計画及び財政に関する政府機関との連絡調整に関する事 (8) 義援金の配分に関する事 (9) 緊急物品の購入に関する事 (10) 市有財産の被害状況調査及び応急対策に関する事 (11) 災害対策の公用車の配備、燃料及び運行に関する事 (12) 緊急輸送車両等の確認に関する事
	地域力創生課	(1) コミュニティセンター施設の被害状況調査に関する事 (2) コミュニティセンター施設（防災拠点施設）の避難所又は活動拠点の開設に関する事 (3) 防災危機管理課の分掌事務の応援に関する事
	市民生活推進課	(1) 災害対策本部各班との連絡調整に関する事 (2) 野津地域における災害の情報収集に関する事 (3) 防災危機管理課の分掌事務(8)の野津地域に係る事 (4) 産業観光課の分掌事務のうち(1)の野津地域に係る事 (5) 野津庁舎の職員の動員及び配備計画に関する事 (6) ごみ及びし尿の非常処理に係る豊後大野市との連絡調整に関する事 (7) 野津地域における災害時の防疫の実施及び衛生材料の供給に関する事 (8) 野津地域における医療機関の被害状況調査及び応急対策に関する事 (9) 野津地域における要支援者の避難状況の把握に関する事 (10) 野津地域における福祉施設の被害状況調査及び連絡に関する事
救護地域対策班	税務課	(1) 指定避難所の開設及び管理運営に関する事 (2) 建物の被害状況調査に関する事 (3) 災害による市税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免に関する事
	市民課 部落差別解消推 進・人権啓発課	(1) 災害に関する市民相談の受付及び処理に関する事 (2) 指定避難所の開設及び管理運営に関する事

班名	担当課等	分掌事務
救護地域対策班	議会事務局 総合行政委員会事務局	(1) 市議会議員等の安否に関する事 (2) 避難所の開設及び管理運営に関する事
	臼津広域連合事務局	(1) 臼津葬斎場の被害状況調査及び応急対策に関する事 (2) 避難所の開設及び管理運営に関する事
救護地域対策班 (健康医療対策班)	保険健康課 子ども子育て課	(1) 罹災者の医療、助産及び救護に関する事 (2) 医療機関の被害状況調査及び応急対策に関する事 (3) 医療機関との連絡調整に関する事 (4) 救急医薬品等の供給に関する事 (5) 災害時の食品衛生の指導に関する事 (6) 感染症、食中毒等の予防に関する事 (7) 孤児・遺児の調査援護に関する事 (8) 児童福祉施設の被害状況調査及び保育等の実施に関する事 (9) 救助物資の調達及び配分に関する事。(保健師を除く) (10) 避難所の開設及び管理運営に関する事。(保健師を除く) (11) 災害時保健活動マニュアル業務に関する事 (12) 災害時医療救護活動に関する事 (13) 救護所の開設・運営に関する事
救護地域対策班 (要配慮者支援班)	福祉課 高齢者支援課	(1) 避難所の開設及び管理運営に関する事 (2) 要配慮者の避難状況の把握に関する事 (3) 避難所の要配慮者支援班等との連携に関する事 (4) 福祉避難所に関する事 (5) 避難行動支援者及び支援情報を把握並びに防災関係課との連絡調整に関する事 (6) 罹災者の医療、助産及び救護に関する事 ※保険健康課が事務担当 (7) 福祉施設の被害状況調査及び連絡に関する事 (8) 福祉施設入所者の援護に関する事 (9) 義援物資の受入れ及び配分に関する事 (10) ボランティア活動の支援及び社会福祉協議会との連絡調整に関する事 (11) 日赤その他社会福祉団体との連絡及び協力要請に関する事 (12) 奉仕団の受け入れ及び奉仕車両の配車計画に関する事 (13) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事

班名	担当課等	分 掌 事 務
救護地域対策班 (要配慮者支援班)	福祉課 高齢者支援課	(14) 災害見舞金に関すること。 (15) 災害時保健活動マニュアル業務に関すること。※保険健康課が事務担当 (4)～(14)については保健師を除く。
衛生対策班	環境課	(1) 清掃業務計画の総合調整に関すること。 (2) 清掃応援要請及び各種応援団体の掌握に関すること。 (3) ごみ及びし尿の非常処理計画及び収集車両の配備編成に関すること。
		(4) 仮設トイレ（※マンホールトイレを含む）に関すること。 (5) 所管施設の管理及び必要施設の応急設営に関すること。 (6) 災害時の防疫の実施及び衛生材料の供給に関すること。 (7) 保健衛生関係機関等への協力要請に関すること。 (8) 死体安置所の開設及び死体の安置に関すること。 (9) 被災地の動物救護に関すること。
経済対策班	産業観光課	(1) 商工業施設及び商工業製品、水産物並びに観光施設の被害状況調査に関すること。 (2) 水産業者の災害復旧資金の融資に関すること。 (3) 中小企業等の災害復旧資金の融資に関すること。 (4) 避難所の開設及び管理運営に関すること。
	契約検査課	(1) 他班（農地・農業用施設災害の窓口業務）への協力に関すること。
	会計課	(1) 災害対策に係る現金の出納に関すること。 (2) 指定避難所の開設及び管理運営に関すること。
農林対策班	農林振興課 農業委員会事務局	(1) 農業施設及び農産物、林業関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2) 災害時における病虫害の防除に関すること。 (3) 救助用食糧のあっせんに関すること。 (4) 農協等との連絡調整に関すること。 (5) 罹災農林業者に対する融資に関すること。 (6) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の安否に関すること。
	農林振興課 農林基盤整備室	(1) ダム、ため池及び農業用施設の水位の通報、監視及び警戒に関すること。 (2) 野津地域の河川の水位の通報、監視及び警戒に関すること。 (3) 農業施設の応急対策に関すること。 (4) 農業用排水路の水門、閘門及び堤体の応急対策に関すること。

班名	担当課等	分掌事務
土木水産施設対策班	建設課	(1) 河川の水位及び港湾の潮位の通報、監視及び警戒に関する こと。 (2) 仮設道路の建設、障害物除去、交通規制等応急交通対策に 関すること。 (3) 街路樹等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 (4) 道路、橋梁、河川等の保全、被害状況調査及び応急復旧に 関すること。 (5) 地すべり、砂防及び急傾斜に係る山崩れ、がけ崩れ等の予 防応急対策に関すること。 (6) 漁業関連施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (7) 公園緑地施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。
	都市デザイン課	(1) 市有建築物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 (3) 各種緊急施設及び応急受け入れ施設の建設及び修理に関す ること。 (4) 建築物の災害状況等の現地確認調査に関すること。 (5) 被害者の建築相談に関すること。 (6) 被災建物の応急危険度判定に関すること。 (7) 被災宅地の危険度判定に関すること。 (8) 大規模盛土造成地の被害状況調査・応急復旧に関すること。 (9) 都市施設等の被害状況調査・応急復旧に関すること。
上下水道対策班	上下水道課	(1) 公共下水道、一般下水道、都市下水路等の被害状況調査及 び応急対策に関すること。 (2) 終末処理場・深田農集排水処理施設・王子農集排水処理施設・ 野津特環排水処理施設・迫ヶ内漁集排水処理施設の保全及び 応急復旧に関すること。 (3) 浄水施設及び配水施設の保全及び応急復旧に関すること。 (4) 送水管及び配水管の応急復旧に関すること。 (5) 応急給水に関すること。 (6) 応急用水道管及び仮設給水装置の設置等に関すること。 (7) し尿の非常処理（※マンホールトイレ含む）に関すること。
文教対策班	教育総務課	(1) 教育長及び教育委員の安否確認に関すること。 (2) 学校施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (3) 避難所の供与及び管理に関すること。 (4) 教育緊急物品の調達に関すること。

班名	担当課等	分掌事務
	学校教育課	(1) 児童及び生徒の避難及び被災状況の調査に関すること。 (2) PTA 等関係団体への協力要請に関すること。 (3) 児童及び生徒の保健及び学校給食に関すること。 (4) 応急教育に関すること。
文教対策班	学校教育課	(5) 罹災児童及び生徒に対する教科書及び学用品の支給に関すること。 (6) 学校給食センターの被害状況調査に関すること。 (7) 避難所の開設及び管理運営に関すること。
	文化・文化財課	(1) 文化財施設及び文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2) 文化財施設等の来館者の避難に関すること。 (3) 避難所の開設及び管理運営に関すること。
	臼杵市文化財管理センター	(1) 施設の被害状況調査に関すること。 (2) 中臼杵地域体育館の被害状況調査及び報告に関すること。 (社会教育課管理施設) (3) 広域避難場所等として受け入れ準備に関すること。
	社会教育課	(1) 社会教育施設の被害状況調査に関すること。 (2) 社会教育施設の避難所開設の協力に関すること。 (3) 公民館来館者の避難に関すること。 (4) 公民館施設の避難所開設の協力に関すること。 (5) 図書館の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (6) 避難所の開設及び管理運営に関すること。
消防対策班	消防本部	(1) 気象情報、予報、警報等の収集伝達に関すること。 (2) 市民に対する災害情報の広報に関すること。 (3) 災害に対する警戒及び防御に関すること。 (4) 消防団員の動員及び配置に関すること。 (5) 緊急避難の指示及び誘導に関すること。 (6) 人命救助及び救急活動に関すること。 (7) 行方不明者の捜索に関すること。 (8) 災害通信の運用に関すること。 (9) 緊急消防援助隊等受援体制に関すること。

(6) 現地災害対策本部

本部長（市長）は、激甚な災害が発生し、特に必要と認められる場合に現地災害対策本部を、災害現場における緊急な応急措置が終了するまでの期間設置する。

現地災害対策本部は、原則として災害が発生した地域の公共施設に設置する。現地災害対策本部には災害対策本部との連絡のため、無線を配置するほか、必要に応じて臨時電話を架設する。

1) 組織

ア 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長、現地災害対策本部員、その他の職員を置く。

イ 現地災害対策本部長は、副市長、部長級の職にある者から、本部長（市長）が指名する。

ウ 現地災害対策副本部長は、課長級の職にある者から、本部長（市長）が指名する。

エ 現地災害対策本部員等については、現地災害対策本部長が関係対策班の要員のうちから指名する。

2) 事務分掌

現地災害対策本部においては、各対策班の分掌事務のうち本部長（市長）が必要と認める事項を総合的に処理するが、具体的には次のとおりである。

ア 被害状況等の調査、確認に関する事項

イ 市の実施すべき応急措置に関する事項

ウ その他災害対策に必要な事項

第2節 動員配備

災害時において、防災関係機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節に定めるところによって実施する。

1 動員配備体制の確立

災害を防御し又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの部署において必要な手続及び方法を確立しておく。

2 動員配備体制

職員の動員配備体制については、概ねつぎのとおりである。

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策
第2章 活動体制の確立

注) 各レベルごとの災害区分の基準は概ねのものであり、状況に応じて体制は変わる。

区分	レベル 1	レベル 2	レベル 3																	
災害区分	風水害 大雨、洪水、暴風などの警報が発令されたとき 観測所河川の水位が 水防団待機水位に達したとき	河川水位区分表の 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき ※状況により「高齢者等避難」の発令あり	気象庁が防災気象情報「警戒レベル3相当」を発表 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 河川の水位が避難判断水位（高齢者等避難の発令）に達 したとき※避難指示の発令可能性あり																	
	台風 台風が大分県に接近することが予想され 高潮や満潮と重なる恐れがあるとき ※状況により「高齢者等避難」の発令あり	台風が大分県に接近することが予想され 高潮や満潮と重なる恐れがあるとき ※状況により「高齢者等避難」の発令あり	台風が臼杵市に接近し風雨等により相当規模の災害が発生 又は発生する恐れがあるとき ※状況により「避難指示」の発令あり																	
	地震 震度 4	震度 5 弱	震度 5 強 市内数カ所で土砂崩れ、道路の寸断、停電などが発生																	
	津波	津波注意報が発表されたとき (1m未満の津波)	津波警報が発表されたとき (3m未満の津波)																	
対応体制	災害情報連絡室	災害警戒本部 ※概ね2～3割動員	災害対策本部 (一次体制) ※概ね5割動員																	
本部等 設置場所	消防庁舎及び臼杵庁舎、社災センター、野津庁舎 (TV会議室) ※休日・夜間の地震の場合は消防庁舎		消防庁舎及び臼杵庁舎、社災センター、野津庁舎 (TV 会議室) ※津波警報・・・消防庁舎																	
具体的な 対応体制	体制	課名	対応場所	体制	課名	対応場所	体制	課名	対応場所	体制										
	連絡室長	防災危機管理課長	1	風水害・台風 地震・津波	警戒本部長	防災危機管理課長	1	風水害・台風 地震・津波	本部	市長										
	連絡副室長	防災課長代理	1	風水害・台風 地震・津波	警戒副本部長	総務課長	1	風水害・台風 地震・津波	副本部	副市長、教育長、消防長、政策監										
	情報連絡員 (執務場所)	建設課 財務経営課 秘書・総合政策課 農林振興課 上下水道課 教育総務課 保険健康課 福祉課 高齢者支援課 産業観光課	1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	風水害・台風 地震・津波	警戒本部長 警戒副本部長 警戒本部長 警戒副本部長 警戒本部長 警戒副本部長 警戒本部長 警戒副本部長 警戒本部長 警戒副本部長	総務課長 消防長 総務課長 消防長 建設課 財務経営課 都市デザイン課 教育総務課 保険健康課 福祉課 高齢者支援課 産業観光課	2 4 4 5 3 2 1 1 1 2	風水害・台風 地震・津波	主幹本部員	防災危機管理課長 秘書・総合政策課長 地域力創生課長 財務経営課長 建設課長 上下水道課長 産業観光課長 保険健康課長 環境課長 福祉課長 議会事務局長 市民生活推進課長 教育総務課長 農林振興課長 消防署長										
	※上記対応場所のうち、地震・津波については、津波の心配のないことが確認された場合は各執務場所に移動（移動できる場合に限る）																			
	※台風接近時、事前に臨時避難所開設は、高齢者等避難が発令した場合																			
	教護地域対策 班 施設管理部署	避難所開設に必要な人数を動員							本部班 (事務局)	防災危機管理課										
	※災害の状況により班長が判断する。 (地震・津波)	消防対策班 (地震・津波)		消防総務課 警防課 予防課		野津分署			職員・安否対策班 広報対策班	総務課 秘書・総合政策課										
	連絡室合計	11		警戒本部合計			57													
	※災害の状況や時間帯などに応じて、出動する職員数は臨機応変に対応																			
※＜河川水位区分表＞																				
区分	観測所名	河川名	水防団待機 水位レベル1	はん濫注意 水位レベル2	避難判断 水位レベル3	はん濫危険 水位レベル4														
A河川	万里橋	臼杵川 田井ヶ迫川	3.10m	3.30m	3.50m	3.60m														
B河川	黒丸橋	末広川	1.60m	2.50m	3.00m	3.40m														
	竹尾橋	海添川	1.30m	1.90m	2.10m	2.20m														
	山崎橋	佐志生川	0.90m	1.50m	1.70m	2.00m														
	堂籠橋	熊崎川	0.80m	1.20m	1.50m	1.90m														
	福良1号橋	温井川	1.30m	1.90m	2.30m	2.60m														
	南津留小学校橋	左津留川	1.30m	2.30m	2.80m	3.10m														
※避難判断水位は避難指示等の判断の参考値として使用するが、避難指示等を行う場合は潮位や各河川ごとの状況に応じて判断が必要がある。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>レベル 0.5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害区分</td> <td>風水害/台風 大雨、強風等の警報が発令される前</td> </tr> <tr> <td>地震 震度 3</td> </tr> <tr> <td>津波 津波予報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>対応体制</td> <td>災害情報予備連絡室</td> </tr> <tr> <td>本部等設置場所、人</td> <td>防災危機管理課</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 防災危機管理課が対応できない時は総務課職員が対応する。</p>										区分	レベル 0.5	災害区分	風水害/台風 大雨、強風等の警報が発令される前	地震 震度 3	津波 津波予報が発表されたとき	対応体制	災害情報予備連絡室	本部等設置場所、人	防災危機管理課	2
区分	レベル 0.5																			
災害区分	風水害/台風 大雨、強風等の警報が発令される前																			
	地震 震度 3																			
	津波 津波予報が発表されたとき																			
対応体制	災害情報予備連絡室																			
本部等設置場所、人	防災危機管理課	2																		

		レベル 4	レベル 5	レベル 6	
災害区分	風水害	気象庁が防災気象情報「警戒レベル4相当」を発表 土砂災害警戒情報が発表されたとき	気象庁が防災気象情報「警戒レベル5相当」を発表 特別警戒情報が発表されたとき 大規模な土砂災害等が発生したとき		
		観測所河川の水位が「はん濫危険水位」 (避難指示発令) に達したとき	大規模な河川のはん濫が発生したとき 災害発生もしくは切迫したとき (緊急安全確保の発令)		
	台風	台風が白杵市に接近し、風雨等により大規模な災害 が発生又は発生する恐れがあるとき	堤防の決壊等により 市内全域にわたり浸水が発生したとき		
	地震	震度6弱 液状化による家屋やブロック塀の崩壊 土砂崩れ、地割れ、断水、停電、津波が発生	震度6強 家屋やブロック塀の崩壊、大規模な土砂崩れ 道路の寸断、断水、停電、大津波による負傷者も発生	震度7以上 全てのライフラインが寸断 大津波による犠牲者や負傷者が多数発生	
	津波	大津波警戒情報が発表されたとき			
対応体制	災害対策本部 (二次体制)	災害対策本部 (三次体制)	災害対策本部 (緊急体制)		
本部等 設置場所	消防庁舎 ※震度6弱以上、大津波警戒・・・消防庁舎				
具体的な 対応体制	注) レベル4以上では各班、各課とも全職員で対応 (本部長は順位表により対応可能な者が対応する。)				
	本部長	市長	本部班	防災危機管理課 (事務局)	
	副本部長	副市長、教育長、政策監、消防長	職員・受援対策班	総務課	
	主幹本部員	防災危機管理課長 総務課長	広報対策班	秘書・総合政策課 総務課DX	
		秘書・総合政策課長 地域力創生課長	情報収集対策班	財務経営課 地域力創生課 市民生活推進課	
		財務経営課長 建設課長	教護地域対策班	部差別解消推進・人権啓発課 市民課 税務課	
		上下水道課長 部差別解消推進・人権啓発課長	(健康医療対策班)	議会事務局 選挙管理委員会 監査委員事務局 白津広域連合	
		産業観光課長 保険健康課長	(要配慮者支援班)	福祉課 高齢者支援課	その他避難所となる施設管理部署
		環境課長 福祉課長	衛生対策班	環境課 市民生活推進課 清掃センター	
		議会事務局長 市民生活推進課長	経済対策班	産業観光課 契約検査課 会計課	
	教育総務課長 農林振興課長	農林対策班	農林振興課 農業委員会事務局 有機農業推進室 農林基盤整備室		
	消防署長 農林基盤整備室長	土木水産施設対策班	建設課 都市デザイン課		
	※色塗りは班長	上下水道対策班	上下水道課		
		文教対策班	教育総務課 学校教育課 文化・文化財課 社会教育課		
		消防対策班	消防署長 消防総務課 警防課・予防課 野津分署		
災害区分	設置場所	参集場所等			
レベル1 災害情報連絡室	消防庁舎	情報連絡員は、執務場所 指定避難所を開設・・・救護地域対策班責任者 (部差別解消推進・人権啓発課長) は、消防庁舎 ※市長、副市長、教育長は白杵庁舎 (または自宅待機)			
レベル2 災害警戒本部	消防庁舎	警戒本部長、警戒副本部長は、消防庁舎、ただし警戒副本部長のうち市民生活推進課長は野津庁舎 待機職員は、消防庁舎・市浜コミュニティセンター・社災センター・野津庁舎 ※応急業務を行う上で、資材等が執務場所にある場合は、執務場所 (建設課、上下水道課等) ※市長は市長室 (または自宅待機)、状況によって消防庁舎の臨時市長室 ※副市長は副市長室 (または自宅待機)、状況によって消防庁舎 ※教育長は教育長室 (または自宅待機)、状況によって消防庁舎 ※テレビ会議システムを使って、各庁舎との情報収集を行う			
レベル3 以上 災害対策本部	消防庁舎	本部長、副本部長、主幹本部員は、消防庁舎、ただし市民生活推進課長、農林振興課長は野津庁舎 待機職員は、消防庁舎・市浜コミュニティセンター・社災センター・野津庁舎 ※応急業務を行う上で、資材等が執務場所にある場合は、執務場所 (建設課、上下水道課等) ※テレビ会議システムを使って、災害対策本部会議を行う			
津波の場合	設置場所	参集場所等			
レベル3 以上 災害対策本部 [津波警戒]	消防庁舎	勤務時間中は、「職員の定められた行動 (P41参照)」に基づいて避難の後、災害対応行動へ ※市長、副市長、教育長は、白杵公園へ 勤務時間外は、「職員が参集する場所 (P43参照)」に集合の後、災害対応行動へ ※市長は、南山園へ ※副市長は、白杵公園へ ※教育長は、南山園へ			

第3節 通信連絡手段の確保

災害時において、防災関係機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この節に定めるところにより迅速、的確かつ円滑に実施する。

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。また、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等の活用体制について整備を行う。

2 通信連絡手段の確立措置

市における通信連絡手段の確立措置は、特に、市内のきめ細かな情報収集・伝達が可能となるよう、関係機関の協力も得ながら、次の方法により確立する。

- (1) 市防災行政無線による通信連絡
- (2) 地域無線による通信連絡
- (3) 移動系無線（MCA無線）による通信連絡
- (4) 衛星通信による通信連絡
- (5) ケーブルテレビによる通信連絡
- (6) その他による通信連絡

3 公衆電気通信設備の利用

(1) 加入電話の利用

防災危機管理課長は、災害に際して必要があると認めるときは、あらかじめ指定されている災害通信専用電話を使用する。この場合指定された電話は災害通信以外に使用しない。

(2) 携帯電話の利用（災害優先電話）及び衛星携帯電話

防災危機管理課長は、災害に際して必要であると認めるときは、あらかじめ指定されている災害通信専用携帯電話を使用する。この場合指定された携帯電話は災害通信以外に使用しない。

4 専用通信施設の利用

市と県との災害通信は、大分県防災情報システムを利用する。

5 その他の方法による通信

主として公衆電気通信設備の利用ができない状態になった場合で通信の内容が緊急で特別を要するものであるときは、事前に次の専用通信設備の管理者と協議し、その設備を利用する。

- (1) 警察通信設備

- (2) 国土交通省佐伯河川国道事務所（水防無線）
- (3) 大分県臼杵土木事務所（県防災無線）

6 無線通信設備の利用

優先通信設備又は防災行政無線設備や移動系無線等を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難なときは、警察無線、九電無線又はその他の無線を利用する。

7 大分地区非常無線通信協議会

有線通信の途絶、その他緊急に必要な場合は、県に対し移動無線の臨時配置を要請する。また、大分地区非常無線通信協議会（大分県危機管理室（情報通信班））無線電話 8-50-380 に非常無線の発動を要請して、関係機関との連絡を確保する。

8 災害情報を伝達するシステムの維持管理

大分県防災情報システム、大分県震度情報ネットワーク、防災情報配信システム（インターネットメール）等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

また、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、大分県防災情報システム等を活用することにより、震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

9 非常通信措置

災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信連絡会（大分県危機管理室内）を構成する無線局等に対して非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。

（1）通信の内容

- 1) 人命救助に関する事
- 2) 被災地への救援に関する事
- 3) 交通通信の確保に関する事
- 4) 秩序の維持に関する事
- 5) その他緊急な事項

（2）非常通信の利用手続き

非常通信を行おうとする防災関係機関は、通報用紙等を使用して無線局に対して非常通信を依頼する。

様式は特に定めていないが、大分地区非常通信連絡会で使用している「非常用通報用紙」

を使用する場合は次により記載する。

- 1) 通報番号欄は、発信人が発信する通報順に一連の番号を記入する。
- 2) あて先、発信人の欄を記入する。機関名、役職名を用いることとし、住所を記入する必要はない。
- 3) 通報内容は、簡潔で要領よく記載する（200字程度）。

その他の用紙を使用する場合は、上記にならって記載すること。なお、通信文の余白に必ず「非常」と明記すること。

(3) 非常通信受領後の措置

非常通信の第1報は、無線局側で責任をもって配達又は交付する。

第2報以下については、受取人が責任をもってあらかじめ受取人を無線局に派遣するか、適宜の方法で通報の有無を問い合わせるなどして受領に遺漏のないようにすることが必要である。ただし、FAXによる通報の場合は、着信の確認を行うことが必要である。

第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達

本節は、気象庁が発表する緊急地震速報、震度速報、地震情報（「震源・震度に関する情報」、
「各地の震度に関する情報」）、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報
の収集・伝達に関する要領等を定めるものである。

1 基本方針（地震）

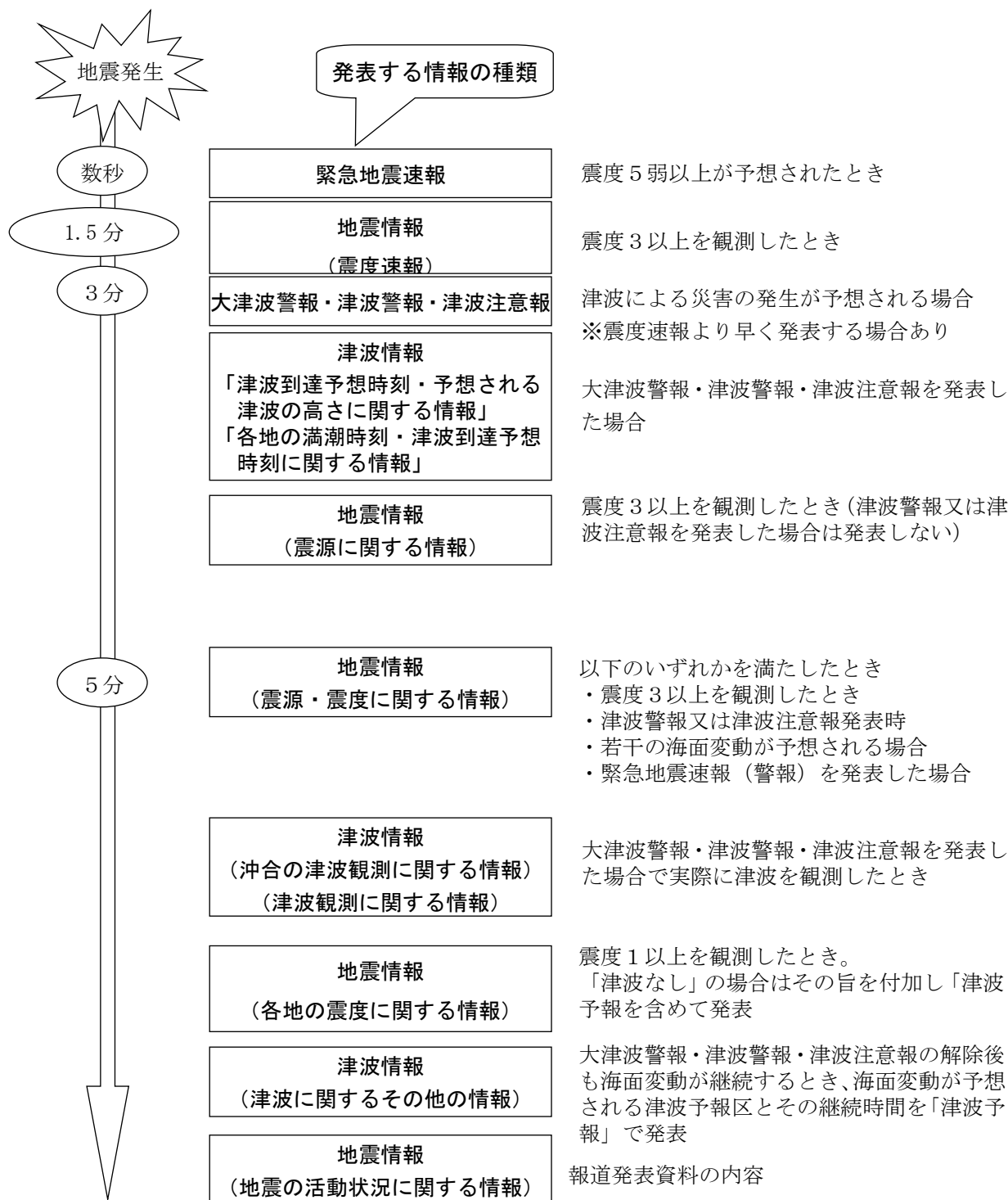
地震発生後、気象庁から発表される緊急地震速報・震度速報については、各防災関係機関
において直接テレビ・ラジオ・携帯電話等を通じて入手する。また、地震情報については気
象庁が発表する情報を防災情報提供システム（専用線又はインターネット回線）により入手
し、これらの伝達ルートを持たない機関は、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手する。揺れ
の大きさは、県内の各所で異なることもあるので、初期の段階から防災関係機関が一丸とな
って市民の生命、身体、財産への被害を最小限とする体制を整えるため、揺れの大小に関わ
らず直ちに気象庁からの情報伝達及びテレビ・ラジオ等からの情報に留意する。

（1）地震・津波に関する情報の概要

気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本及びその周辺で地震が発生すると、
各地の地震計のデータを直ちに解析し、震源と地震の規模（マグニチュード）を決め、防災
関係機関が速やかに必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情報を
発表する。

また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが伝わる前に緊急地震速
報（警報）を発表する。震源が近い場所では強い揺れに間に合わない場合もある。

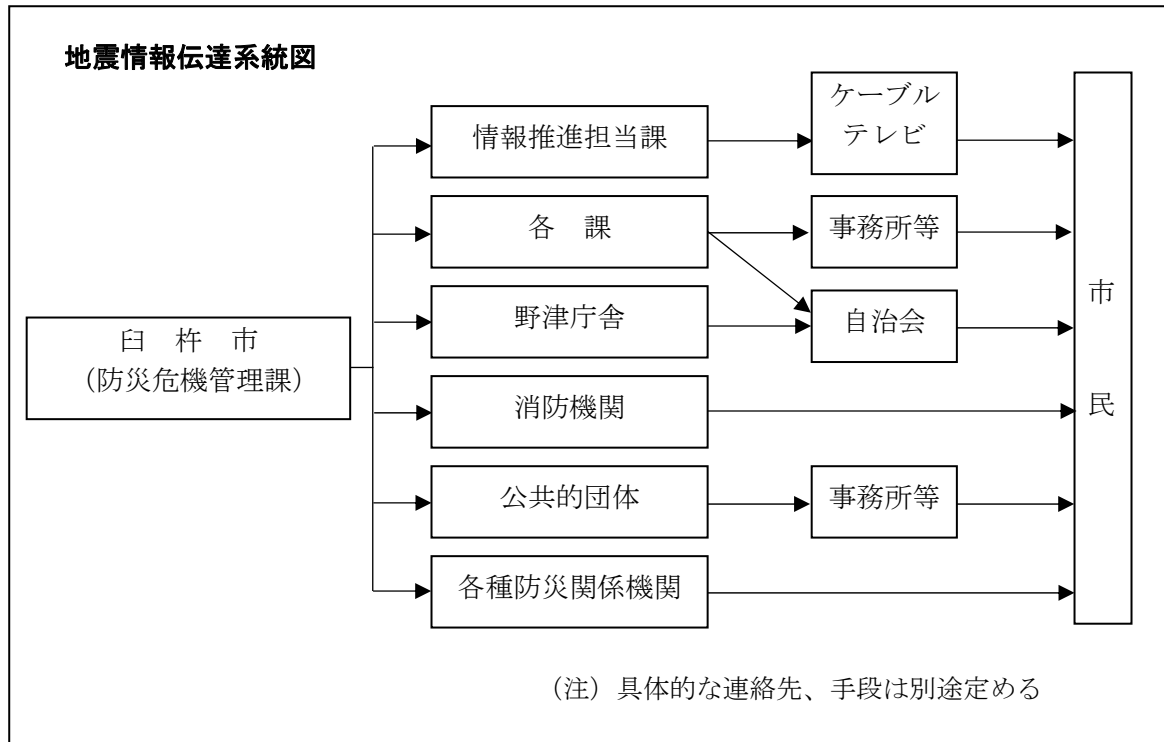
情報発表の流れ



■ 資料編 緊急地震速報、震度速報、地震情報の解説 参照

2 市の措置（地震）

市は、関係機関から警報、注意報、気象情報を入手し、防災上必要と認める場合、その情報を関係機関及び住民に伝達する。



3 基本方針（津波）

地震発生後に気象庁から発表される津波警報・津波注意報、津波情報及び津波予報については、海岸部を所管する各防災関係機関は、第一次的には防災情報提供システムによるほか、直接テレビ・ラジオ等を通じて入手することが可能である。これらは、県内での地震による揺れが小さい場合にも発表されることがあるので、初期の段階から防災関係機関が一丸となって被害を最小限とする体制を整えるため、各防災関係機関は、揺れの大小に関わらず直ちにテレビ・ラジオ等からの情報に留意する。

4 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表基準及び種類等

(1) 発表基準

地震発生後、「大分県瀬戸内海沿岸」及び「大分県豊後水道沿岸」において、津波による災害が予想される場合に大津波警報・津波警報又は津波注意報を発表する。

1) 津波予報区

九州・山口県については16の津波予報区に分けられ、大分県の沿岸は「大分県瀬戸内海沿岸」及び「大分県豊後水道沿岸」に分けられている。

(臼杵市は「大分県豊後水道沿岸」)

津波予報区	大分県瀬戸内海沿岸	大分県豊後水道沿岸
区 域	大分県（関崎東端以南を除く）	大分県（関崎東端以南に限る）
大分県沿岸 市町村名	中津市、宇佐市、豊後高田市、姫島村、国東市、杵築市、日出町、別府市、大分市	大分市、 臼杵市 、津久見市、佐伯市

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報

1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生から15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

2) 津波警報等の留意事項等

ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

ウ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

エ 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予報の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海岸保全施設等よりも海側にいる人は避難する。 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海ら上がって、海岸から離れてください。

注) 1 大津波警報は、津波特別警報に位置づけられています。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

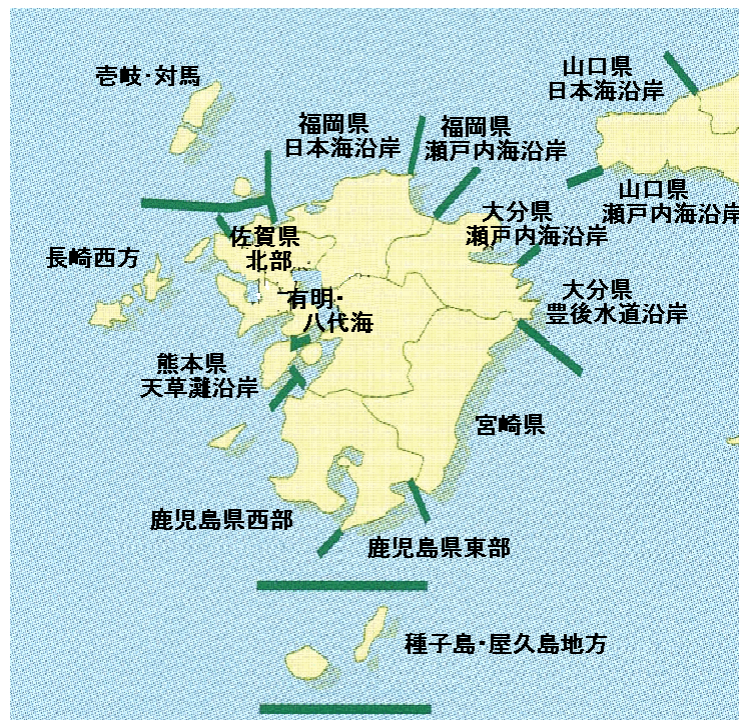


図 津波予報区分図

5 海面状態の監視等

(1) 海面状態の監視

市は、津波警報等が発表された場合又は震度4以上の揺れを感じた場合、あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、高台等津波の危険性のない場所において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

(2) 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、市長、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報する。

この場合において、市長が通報を受けた場合は、速やかに知事及び大分地方気象台に通報する。

また、警察官、海上保安官が通報を受けた場合は、速やかに市長、警察本部長、大分海上保安部長に通報するものとし、通報を受けた市長、警察本部長、大分海上保安部長は速やかに知事に通報する。知事は速やかに大分地方気象台に通報し、地震・津波に関する情報伝達に準じた伝達を行うよう依頼する。

第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報（避難、交通規制等応急措置の実施状況等）及び被害に関する情報は、この節の定めるところにより収集・伝達する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、市、県機関（災害対策本部を含む。）は、災害対応支援システムを活用する。

1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、市は関係機関等の協力を求めて積極的にその情報及び被害状況等を収集し、県に報告する。

2 地震発生直後の被害の収集・伝達

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

3 災害情報の収集、調査報告

市は、各段階で求められる災害状況の把握に必要な情報収集項目、あるいは応急対策の具体化に必要な項目等を事前に整理する。

なお、災害に関する情報の調査収集、報告又は通報要領等は、それぞれ防災関係機関の定めるところによる。

4 市の災害情報・被害情報収集・共有体制

（1）災害情報収集・伝達責任体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市は関係機関等の協力を求めて積極的にその情報及び被害情報等を収集し、県に報告する。

（2）被害情報の収集、調査報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市はあらゆる方法を講じ気象等の予警報の発表機関その他の災害情報の収集に努める。

（3）災害対応支援システム等の活用

市は、被災状況等を災害対応支援システムに入力するとともに、災害対応支援システムが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより県へ災害情報・被害情報を伝達する。また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関と共有を図る。

また、必要に応じ消防庁に被害情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を通じて関係省庁等とも共有する。

（４）被害状況の収集、調査、報告

被害状況の調査は、関係機関及び関係団体の協力を得て、次に掲げる分担により実施する。収集した情報を県（危機管理室）及び中部振興局（総務課）へ報告する。

担 当 班	協 力 団 体	調 査 事 項
本 部 班 職員・受援対策班 広報対策班 情報収集対策班	各区長、消防団等	被害状況及び応急対策状況の総括 市有財産被害
救護地域対策班	各区長、施設の管理者等	人、住家被害及び社会福祉関係被害
衛生対策班	各区長、施設の管理者等	衛生関係被害
農林対策班	農協、森林組合	農林水産関係被害
土木水産施設対策班	各区長、県土木事務所	土木、水産施設関係被害
経済対策班	商工会議所、漁協	商工鉱業、水産関係被害
上下水道対策班	各区長	水道、公共下水関係被害
文教対策班	施設の管理者	教育関係被害

■ 資料編3－8「被害状況報告（様式）」参照

（５）その他

大規模災害発生直後は、情報入手が困難な状況になることが想定されるため、SAR衛星を含む人工衛星や高所監視カメラ、またSNSを活用した情報収集・分析など、県と連携して多様な手段により情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努める。

5 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例（市長の意思決定、市民への呼びかけ・周知のために必要な情報）

災害対策本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、災害発生から市長の指示があるまでの間、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を本部班（災害対策本部が未設置の場合は総務課とする。）が収集・伝達する。

これらの情報は、市長（本部長）が自衛隊への災害派遣要請や広域応援要請等の意思決定、市民への呼びかけ及び周知を行う上で不可欠な情報であるとともに、各部局及び防災関係機関が対策を講じるにあたって共有すべき情報であり、一元的に把握すべきものである。各部局は必要な情報を、本部班を通じて収集する。

（１）共有すべき災害情報・被害情報

- 1) 人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報
- 2) 避難者数、指定避難所の場所等に関する情報の収集

- 3) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集
- 4) 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報
- 5) 漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
- 6) 空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報
- 7) 電気、上・下水道、通信の被害及び応急対策の状況に関する情報

なお、情報の重複、ふくそうを可能な限り抑制するため以下の点に留意する。

- 1) 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
- 2) 現場の位置
- 3) 発信する情報を入手した時刻

（2）総合的な被害状況等の収集方法及び形式

総合的な被害状況等の収集方法及び形式は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による。

なお、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後速やかに県へ提出する。県への報告手段が途絶した場合は、国（総務省消防庁）へ伝達する。

（3）防災関係機関から収集した災害情報の伝達

市は、防災関係機関から入手した災害情報・被害情報を市民へ提供するため、市ホームページやSNSでの情報発信や報道機関等へ情報提供を行う。

第6節 災害救助法の適用及び運用

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用とこれに基づく必要な救助は、この節の定めるところによって実施する。

1 災害救助法適用基準

(1) 災害によって生じた被害が次の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態であると認められるときは、知事は災害救助法を適用し、これに基づいて応急救助を実施する。

- 1) 市内の住家が滅失した世帯数が60世帯以上であるとき。（別表1参照）
- 2) 県内で住家が滅失した世帯数の合計が1,500世帯以上で、市内の住家が滅失した世帯数が30世帯以上であるとき。（別表2参照）
- 3) 県内で住家が滅失した世帯数の合計が7,000世帯以上でかつ市内の被害世帯数が多数であるとき。
- 4) 次のように、被災者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合でかつ多数の世帯が滅失した場合で、厚生労働大臣との協議が成立したとき。

ア 被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。

イ 有毒ガスの発生、又は放射性物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。

ウ その他これらに類する特別な事情があるとき。

※上記ア、イ、ウで規定する住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯の2世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯となす。

(2) 次のように住家の被害には関係ないが、多数の者が生命又は身体に危険を受け又は、受けるおそれが生じた場合で、内閣府令で定める基準に該当するとき。

（内閣府令で定める基準）

- 1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- 2) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は、災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

（例）

ア 交通路の途絶のため多数の登山者が放置すれば飢餓状態に陥る場合

イ 火山爆発、又は有毒ガスなどの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

ウ 群集の雑踏により多数の者が死傷した場合

エ 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合

オ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合。

別表1 (住家が滅失した世帯の数が当該市町村の人口に応じ次の世帯以上であるとき。)

市町村の区域内の人口 (直近の国勢調査)	5,000 人未満	5,000 人以上 15,000 人未満	15,000 人以上 30,000 人未満	30,000 人以上 50,000 人未満	50,000 人以上 100,000 人未満	100,000 人以上 300,000 人未満	300,000 人以上
住家が滅失した世帯数	30	40	50	60	80	100	150

別表2 (県内の市町村ごとの滅失被害世帯の合計が1,500世帯以上となり、かつ当該市町村の人口に応じ住家の滅失した世帯の数が次の世帯以上であるとき。)

市町村の区域内の人口 (直近の国勢調査)	5,000 人未満	5,000 人以上 15,000 人未満	15,000 人以上 30,000 人未満	30,000 人以上 50,000 人未満	50,000 人以上 100,000 人未満	100,000 人以上 300,000 人未満	300,000 人以上
住家が滅失した世帯数	15	20	25	30	40	50	75

■ 資料編3-9「被害認定の基準」参照

- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に本市が含まれ、市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

2 応急救助の実施基準

(1) 救助の程度及び期間

救助の程度及び期間は、「災害救助の事務取扱要領(内閣府)」の災害救助基準を参照する。

■ 資料編3-10「応急救助の実施基準(救助の程度及び期間)」参照

(2) 応急救助の委任

- 1) 応急救助のうち次の事項は、その実施を県から委任されている。

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の設置
- ウ 炊出しその他による食品の供与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服寝具その他生活必需品の給与
- カ 医療及び助産
- キ 被災者の救出
- ク 福祉サービスの提供
- ケ 災害にかかった住宅の応急修理
- コ 学用品の給与
- サ 埋葬

シ 遺体の捜索

2) 委任を受けた応急救助費の繰替支払

ア 市においては、委任を受けている応急救助費の繰替支払を行なう。

イ 委任を受けている救助の実施に関しては、救助実施記録日経票等を作成し、保管しておくとともに次の事項を電話等の方法により報告する。

救助の種類	情報提供事項
指定避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の捜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

第7節 広域的な応援要請

災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、県及び他の市町村に対して応援を要請する。なお、市が受援を要する業務やその必要人数及び県や応援可能市町村の応援可能人数について、平時から県と市の間で情報を共有し、災害時に備える。

1 関係機関との相互連絡

市は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速適切な推進に努める。

- (1) 県に災害対策本部及び中部地区災害対策地区本部が設置されたときは、県と常に密接な連絡を保ち、協力して災害対策に万全を期する。
- (2) 県、他の市町村及びその他防災関係機関と密接な連絡を保ち、これら機関と協力して災害対策に万全を期する。

2 応援措置の実施

応援措置を実施するため必要と認めるときは、県、他の市町村及び各防災機関に対して応援を要請する。

(1) 応援協力の基準

相互に応援協力を求める場合の基準は、概ね災害規模が大きく、当該災害について災害救助法の適用があり、自力により応急措置の実施が困難と認められる場合とする。

(2) 応援協力の範囲

応援協力の範囲は、概ね次のとおりとする。

- 1) 被災者に対する給食、給水措置
- 2) 被災者に対する衣料、生活必需品の調達、供給
- 3) 応急復旧用資機材の調達、供給
- 4) 傷病者に対する応急的な医療及び救助
- 5) 防疫に関する措置
- 6) 指定避難所の開設に関する措置

(3) 他団体への応援

県又は他の市町村から災害応急措置の実施について応援要請があった場合は、努めて応援協力を行う。

応援を行う場合には、直ちに職員を動員し、応援隊を組織し、又は物件を整備し指揮者を定めて必要な指示を行い指定された場所に急行させる。

(4) 他団体に対する応援要請

- 1) 災害の規模が拡大し、他からの応援を必要とする場合は、本部長は県又は他の市町村に対し応援を求める。この場合、応援を行う者に対する宿舎、食料その他必要な措置を講じなければならない。

- 2) 応援要請は、次の事項を記載した文書により行う。但し、緊急の場合は、口頭その他最も迅速な方法により行い事後速やかに文書を提出する。
- 3) 応援要請の記載事項
 - ア 災害の状況及び応援を要請する理由
 - イ 応援を要請する人員
 - ウ 要請の日時、場所及び到着地点
 - エ 要請する援助の内容又は資材、器材等の品名
 - オ その他参考となるべき事項
- 4) 応援隊が到着したとき本部長は、当該応援隊の配置場所、業務内容等を説明する。
- 5) 応援隊に対する応急措置の実施指揮は、本部長が行う。

(5) 締結している応援協定

現在締結している応援協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び消防組織法第39条の規定による相互応援協定で、協定先及び協定事項は次のとおりである。

1) 協定先

津久見市、豊後大野市、東京都目黒区、茨城県常陸太田市、宮城県気仙沼市、静岡県伊東市、神奈川県横須賀市、長崎県平戸市、大分県及び県内市町村相互間

2) 協定事項

相互応援協定

3) 費用の負担

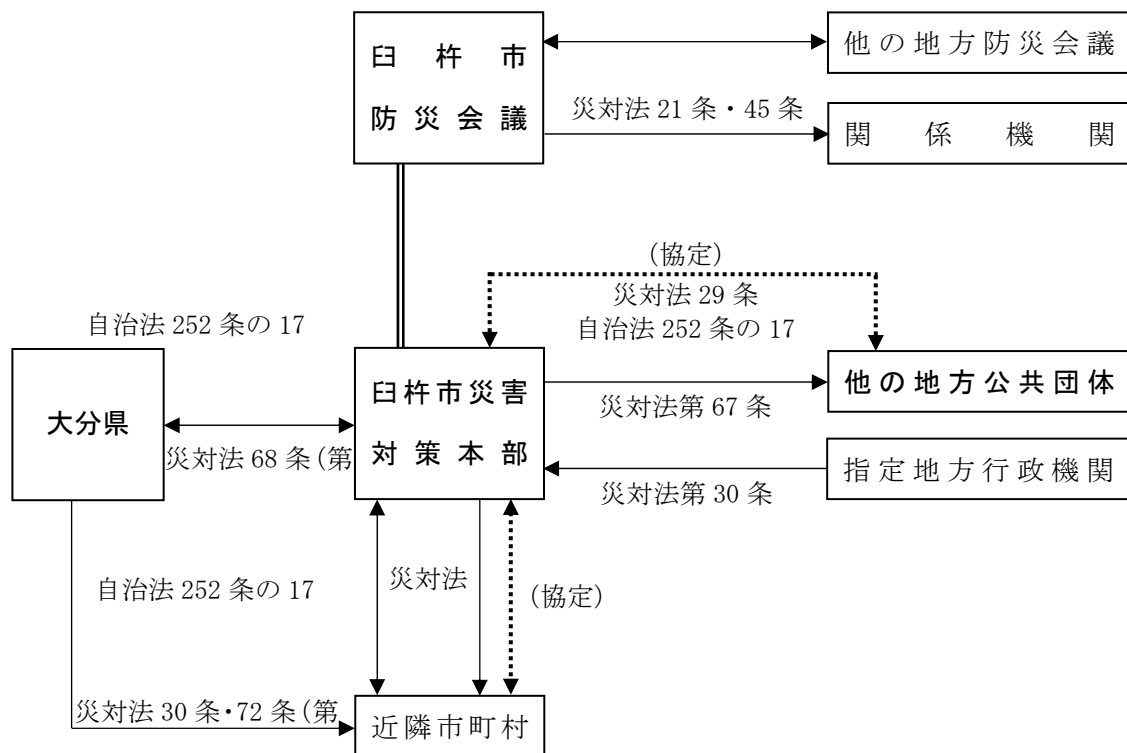
相互協定事項のとおり

(6) 緊急消防援助隊等

緊急消防援助隊及び都道府県の航空消防隊の応援要請は、県及び消防機関が定める、大分県防災ヘリコプター応援協定及び緊急消防援助隊受援計画による。

大分県防災ヘリコプター緊急運航要請書（第38号様式）

災害時の広域応援協力体制図



- 1) 地方自治法第252条の17（職員の派遣）
- 2) 災害対策基本法第21条（関係行政機関等に対する協力要求）
- 3) 災害対策基本法第22条（地方防災会議等相互の関係）
- 4) 災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）
- 5) 災害対策基本法第30条（職員の派遣のあつせん）
- 6) 災害対策基本法第45条（地方防災計画の実施の推進のための要請等）
- 7) 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
- 8) 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
- 9) 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示）
- 10) 消防組織法第39条（市町村の消防の相互の応援）

第8節 防災ヘリコプターの運用体制の確立

災害が発生した場合、県は「大分県防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、自らの判断で又は市からの要請に基づき、大分県防災ヘリコプター「とよかぜ」を運航し、被災者の捜索・救助活動を行う。

1 活動内容

(1) 災害応急対策活動

地震、津波の災害状況の把握や住民への避難誘導・警報等の伝達及び被災地への緊急物資等の搬送

(2) 災害予防対策活動

住民への災害予防の広報、災害危険箇所の調査等

(3) 救急活動

山村、離島などからの救急患者の搬送、高度医療機関への傷病者の緊急転院搬送

(4) 救助活動

海、河川等の水難事故及び山岳事故等における捜索・救助

(5) 火災防御活動

林野火災等における空中からの消火活動、情報収集

(6) ヘリTV活動

地震・津波の災害発生時、ヘリコプターTV装置を装着して災害現場の情報を映像と音声により送信

※防災ヘリコプター「とよかぜ」は機種有能力・特性により、ヘリTV活動中の救助活動はできないなど、通常は単一活動を原則としており、異なる活動を行う場合には装備替えを必要とする。

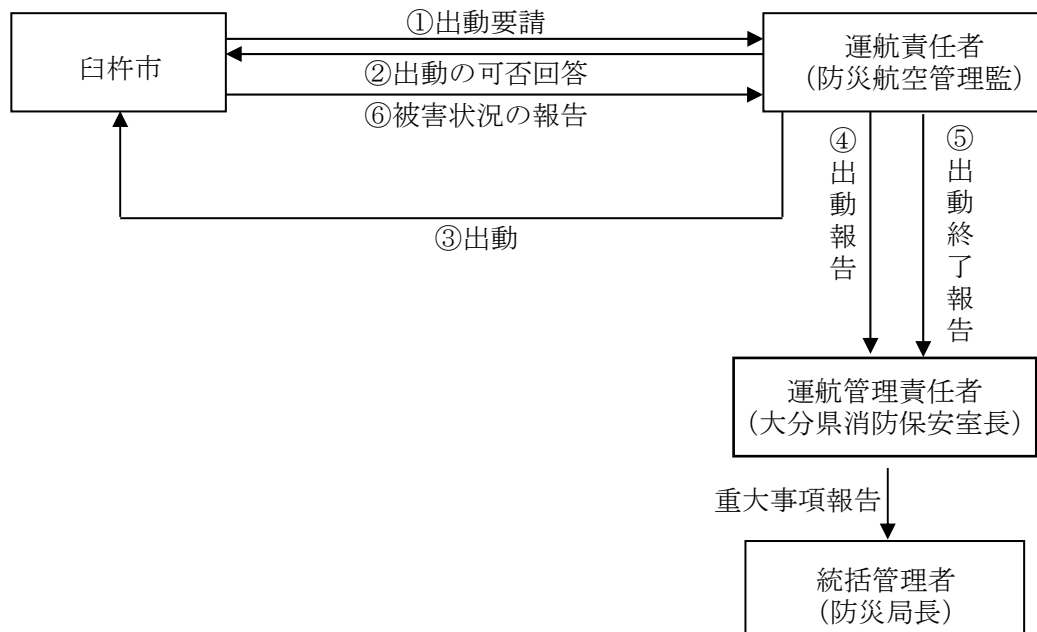
2 緊急運航の要件

防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ、「大分県防災ヘリコプター緊急運航基準」に該当する場合にできる。

- (1) 公共性：地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護する目的であること。
- (2) 緊急性：差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性：防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

3 緊急運航要請に係る手続

(1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。



(2) 防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、市長、消防一部事務組合の長が防災航空管理者に対し行う。

4 要請連絡先及び連絡方法

防災航空隊：豊後大野市大野町田代 2592-2

電話 0974-34-2192

FAX 0974-34-2195

緊急運航要請専用電話 0974-34-3136

第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

- 1 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。
- 2 市長は、知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知することができる。
- 3 市長は、1、2の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

1 災害派遣の要請者

(1) 市長（本部長）の緊急派遣要請

市長（本部長）は、事態が急迫し、速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、陸上自衛隊別府駐屯地司令にその内容を通報するとともに、直ちに県知事に対し災害派遣要請を申請しなければならない。

(2) 市長（本部長）の代行

市長に事故あるときは、副市長、教育長（副本部長）の順位で職務を代行する。

(3) 警察署長等の緊急派遣通報

警察署長及びその他の防災機関の長も市長（本部長）と同様に自衛隊の緊急派遣について、その内容を通報することができる。

この場合、警察署長及びその他の防災機関の長は、市にその旨を通報し、市長（本部長）を通じて知事に対し災害派遣要請を行う。

2 災害派遣要請

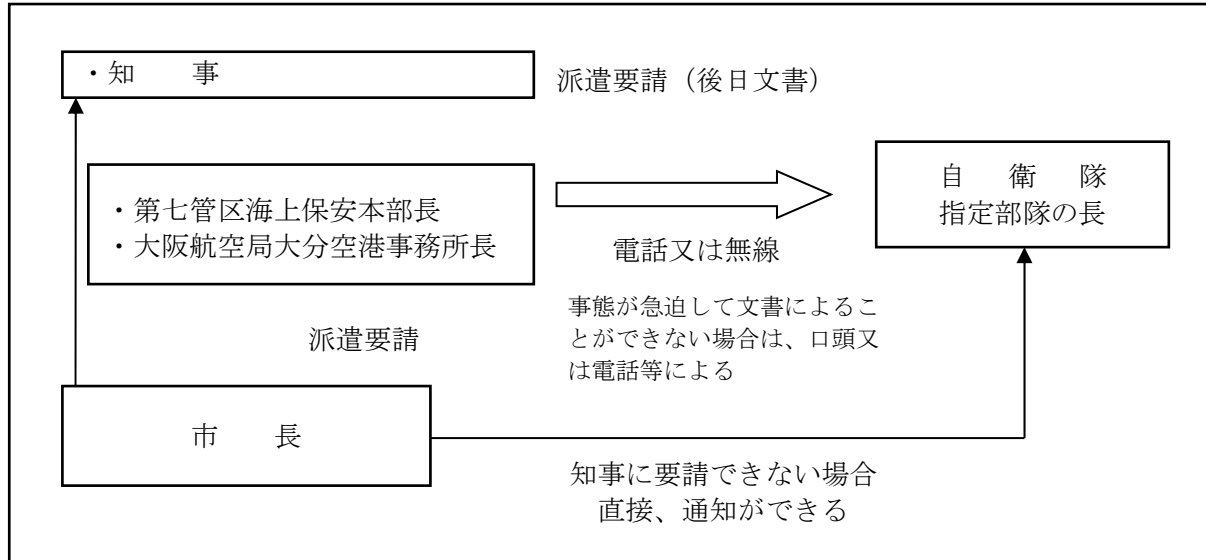
自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次に定める事項を記載した派遣要請書（第34号様式）を知事あてに提出する。但し、緊急やむを得ないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出しなければならない。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

3 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

(1) 自衛隊の災害派遣系統図



(2) 要請先等

	要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指定部隊等の長	備 考
陸 上 自 衛 隊	第2特科団 (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上 941 TEL 0977-84-2111 FAX 0977-84-2111	団長	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄
	第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大字鶴見 4548-143 TEL 0977-22-4311 FAX 0977-23-3433	連隊長	大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄
	西部方面戦車隊 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足 2494 TEL 0973-72-1116 FAX 0973-72-1116	隊長	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄
	第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町 5-12 TEL 092-591-1020	師団長	九州北部4県(大分県含む)全域
海上 自 衛 隊	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町 8-1 TEL 0823-22-5511 22-5680(直通) 22-5692(直通)	総監	大分県沿岸部全域を管轄

要 請 先 等		連 絡 方 法 等	指定部隊等の長	備 考
航空 自衛隊	西部航空方面隊 司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 FAX 092-581-4031	司令官	大分県全域を管轄
地本	自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長	緊急の場合等における連絡先

(3) 要請連絡先及び連絡方法

- 1) 大分県生活環境部防災局：大分市大手町3-1-1
 電話 097-506-3155、3152 FAX 097-533-0930
 防災電話 50-264、204 FAX 50-387
- 2) 第七管区海上保安本部：福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10
 電話 093-321-2931
- 3) 大阪航空局大分空港事務所：国東市武蔵町糸原大海田
 電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

4 臼杵市における派遣部隊の受入れ体制

市は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力する。

(1) 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供する。

(2) 連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため総務班員（総務課職員）を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は、当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施する。

(3) 宿舎のあっせん

派遣部隊の宿舎等のあっせんを行う。

この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。

(4) 臨時ヘリポートの設定

臨時ヘリポートの基準

- 1) 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。
- 2) 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

3) 危険予防の措置

- ア 離着陸地帯への立入禁止：離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲に立ち入らせない。
- イ 防塵措置：表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

■ 資料編資料編3-11「臨時ヘリポートの設置基準」参照

■ 資料編3-12「市内指定飛行場外離発着場」参照

(5) 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を、可能な限り確保する。

(6) 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行う。

5 自衛隊の活動内容

(1) 一般の任務及び業務

- 1) 自衛隊の災害派遣部隊は、主として人命及び財産の救援のため関係公共機関と協力して行動する。
- 2) 派遣要請をうけた部隊の長は、要請の内容及び収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、単独で又は他の部隊の長と協力して派遣その他必要な措置をとる。
また、災害の発生が突発的で、その救援が急を要し要請を待ついとまがないときは、部隊の長は、独自の判断に基づいて部隊等を派遣することがある。

(2) 災害派遣時に実施する作業等

災害派遣時に実施する作業は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、派遣要請の内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、一般的には次のとおりである。

- 1) 被害状況の把握
- 2) 避難の援助
- 3) 死者、行方不明者、負傷者等の搜索、救助
- 4) 水防活動及び消防活動の支援
- 5) 道路又は水路の啓開
- 6) 応急医療、防疫、病虫害防除等
- 7) 通信及び交通規制の支援
- 8) 人員及び物資の緊急輸送
- 9) 給食及び給水
- 10) 入浴支援
- 11) 救援物資の無償貸与又は譲与

- 12) 危険物の保安及び除去
- 13) その他

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長（本部長）に通知する。

なお、当該措置に伴う補償費等については、法令に定めるところによる。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車輛の円滑な通行確保のための措置

7 派遣部隊の到着時の措置

- (1) 派遣部隊が到着したときは目的地に誘導するとともに作業内容を派遣部隊の長と明確、具体的に協議する。
- (2) 派遣部隊については下記事項について記録する。
 - 1) 派遣申請日
 - 2) 派遣部隊の長の官職氏名
 - 3) 隊員数及び到着日時
 - 4) 活動内容及び活動日程
 - 5) 主な使用機材

8 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次による。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	緊急事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	市職員又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

9 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 災害の救援が他の機関をもって実施できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に対し部隊の撤収要請の申請（第3号様式）を行う。
- (2) 撤収申請は、とりあえず電話等により報告した後、速やかに次号に定める事項を記載した撤収申請書を知事に提出する。
- (3) 撤収申請書の記載事項
 - 1) 撤収日時
 - 2) 撤収要請の事由
 - 3) 事故の有無
 - 4) その他

10 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、市の負担とする。

細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。

- (1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- (5) 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

■ 資料編3-13「自衛隊災害派遣要請書様式（第2号・第3号）」参照

第10節 他機関に対する応援要請

1 市町村広域応援要請

災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、市が他の市町村、防災関係機関、関係事業所及び業者等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。市は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて応援を要請する。

- (1) 相互応援協定書（津久見市）
- (2) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定
- (3) 災害時相互応援協定（豊後大野市）
- (4) 災害時相互応援協定（東京都目黒区）
- (5) 災害時における救援物資提供に関する協定
- (6) 災害時における避難場所についての協定
- (7) 災害時における応急対策業務に関する協定
- (8) 災害時における福祉避難場所提供に関する協定
- (9) 津波発生時における緊急避難施設（津波避難ビル）の使用に関する協定
- (10) 臼杵市と国土交通省九州地方整備局における大規模な災害時の応援に関する協定
- (11) 大規模災害時における臼杵市災害対策本部の移転に関する協定
- (12) 災害時におけるLPガスの供給等の協力に関する協定
- (13) 災害時における応急対策協力に関する協定
- (14) 津波発生時における避難誘導に関する協定
- (15) 災害廃棄物の処理等に係る総合監理に関する協定
- (16) 災害時における石油類燃料の供給に関する協定
- (17) タクシー無線を用いた災害時情報通信に関する協定
- (18) 「子どもたちの命を守るとりくみ」についての確認
- (19) 災害時の相互援助協定（茨城県常陸太田市）
- (20) 災害時における応急生活物資供給等に関する協定
- (21) 津波発生時における緊急二次避難施設としての使用に関する協定
- (22) 災害時における飲料水の提供に関する協定
- (23) 避難所施設利用に関する協定
- (24) 下南保育所園児の避難誘導に関する協定
- (25) 三浦按針連携市による災害時の応援協定（静岡県伊東市、神奈川県横須賀市、長崎県平戸市）
- (26) 災害時の相互援助協定（宮城県気仙沼市）
- (27) 備蓄缶詰製造に関する覚書
- (28) 地域住民の安心・安全に関する協定
- (29) 災害時における医療救護活動に関する協定
- (30) 災害時における副食調味料の調達に関する協定
- (31) 災害発生時における臼杵市と臼杵市内郵便局の協力に関する協定
- (32) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定

- (33) 災害時におけるボランティアの協力に関する協定
- (34) 臼杵市・日本下水道事業団災害支援協定
- (35) 災害時における特設公衆電話（事前設置）に関する協定
- (36) 臼杵市災害復旧に関する覚書
- (37) 大規模災害時における被災状況調査の支援活動に関する協定

2 県の広域応援要請

災害応急対策の実施に必要な協力を求めるため、県が他の都道府県、防災関係機関等と締結している主な応援協定・覚書等は以下のとおりである。市は、必要があると認めるときは、これらの協定等に基づいて県を通じて応援を要請する。

- (1) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- (2) 九州・山口9県災害時応援協定
- (3) 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定
- (4) 九州・山口9県災害時愛護動物救援応援協定
- (5) 陸上自衛隊西部方面隊と九州地方知事会との相互協力に関する協定
- (6) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (7) 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定
- (8) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定
- (9) 防災消防ヘリコプター相互応援協定（九州7県協定）、大分県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定
- (10) 大分県防災ヘリコプター応援協定
- (11) 大分県が所有する防災ヘリコプターにおいて撮影した映像の提供及び使用についての覚書
- (12) 防災画像情報の相互協定に関する協定
- (13) 災害時における放送要請に関する協定
- (14) 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定
- (15) 大規模災害時における相互協力に関する協定
- (16) 緊急・救援輸送に関する協定
- (17) 大分DMA Tの派遣に関する協定
- (18) 災害時の医療救護に関する協定
- (19) 災害時における医薬品等の供給等に関する協定
- (20) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定
- (21) 大分県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定
- (22) 大分県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定
- (23) 緊急給水車による支援活動に関する契約書
- (24) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定
- (25) 災害時における食料の調達に関する協定
- (26) 災害時における木材物資の調達に関する協定
- (27) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定

- (28) 災害時における被災者の支援及び燃料の優先供給に関する基本協定
- (29) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定
- (30) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定
- (31) 災害時における緊急作業等に関する協定
- (32) 土砂災害防止のための活動に関する協定
- (33) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定
- (34) 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定
- (35) 災害時における相互連携に関する協定書
- (36) 災害時における車両等の移動協力に関する協定

3 広域応援要請

- (1) 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができる。

この場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長へ通知することができる。

- (2) 知事に対して災害派遣の要請を求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令の職にある部隊等の長に通知する。

- (3) 市長は、(1)、(2)の通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

- 資料編3-14「他市町村、県等への応援要請文書」参照
- 資料編3-15「市内の公共的団体等への協力依頼文書」参照

4 応急措置の実施の要請の要求

市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関への応急措置の実施を要請するよう求める。

上記の要求ができない場合には、その旨及び地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知する。この場合、通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

第11節 技術者、技能者及び労働者の確保

災害による応急対策を迅速的確に実施するために必要な要員の供給は、この節に定めるところにより実施する。

1 労務供給における責任体制

市が実施する災害対策に必要な要員の供給は市が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は県（知事）が行う。

2 技術者、技能者及び労働者の確保対策

市長は、応急対策を実施する場合、市の職員を動員してもなおかつ不足する技術者、技能者を他の防災関係機関の応援を求めるか民間の技術者又は技能者に協力を求める。

この場合、災害の程度、規模等により、市内で技術者、技能者の確保が困難な場合は、県又はハローワーク佐伯及び臼杵市ふるさとハローワークに対し、これらの技術者、技能者の確保あつせんを求める。

3 労働者等の確保対策

(1) 労働者等の確保方法

労働者の確保は、次により行う。

1) 民間団体の活用

女性団体連合会、自治会、青年団等の民間団体に次に掲げる事項についての労務提供を要請する。

- ア 指定避難所に受け入れた被災者の世話
- イ 炊き出し
- ウ 救助物資の配布
- エ 清掃及び防疫作業
- オ 被害調査
- カ 災害応急措置の応援

2) 県等に対する応援及び派遣要請

市は、災害応急対策、災害復旧等の実施について必要な労働者等が市内のみでは確保できない場合は、県又はハローワーク佐伯及び臼杵市ふるさとハローワークに対して労務者の確保を要請して、求職者のうちから適格者の紹介を受ける。

4 災害救助法に基づく労働者の雇上げ

災害救助法が摘要された場合、被災者の救助を実施するため必要な労働者は、知事が次の要領でこれを確保する。

ただし、市長に業務が委任された場合は、市長が行う。

(1) 労働者雇用の範囲

種 別	内 容
被災者の避難	・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	・飲料水を供給するためのもの。 ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。
救助物資の整理、輸送及び配分	・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積卸、上乗り及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 (注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
行方不明者の搜索	・行方不明者の搜索行為に必要なもの。 ・行方不明者の搜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取扱い (埋葬を除く)	・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

- 1) 遺体埋葬のための労働者
- 2) 炊出しのための労働者
- 3) 指定避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者

(2) 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難しい場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

第12節 ボランティアとの連携

本計画は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、民間団体及びボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

1 基本方針

大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増大することが想定され、市内外から参加するNPO・ボランティア等による被災者への積極的な支援活動が求められる。

そのため、市は大規模な災害の発生時において、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、ボランティアの参加を促すとともに、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を行い、相互協力の体制を構築する。

2 ボランティア活動の支援

市は、日本赤十字社大分県支部や県社会福祉協議会などの関係団体が行うボランティア活動に関する支援のため、臼杵市社会福祉協議会と連携し、被災状況、避難場所等、必要な救援活動などの情報提供に努める。

3 NPO・ボランティア等の受入れ及び配置

災害発生時から復旧期までボランティア活動を円滑かつ効果的に支援するための総合調整窓口として、災害対策本部本部班にボランティア調整班を設置する。

ボランティア調整班は、市、社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会（以下「社協」という）で構成し、市が班を総括する。

（1）班の役割

- 1) 市内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。
- 2) 本部班を通じて報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。
- 3) 被災地・避難所のボランティアニーズを把握するとともに、県内外から参加するNPO・ボランティアが行う業務や受入れ方法に関する総合調整を行う。
- 4) 災害ボランティアセンターの機能を強化し、専門性を有するボランティアの広域的な受け入れや効率的な運営を実現するため、県と連携して災害中間支援組織の育成等に努めるとともに、被災者支援団体相互の情報共有の場を設定するなど、広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）等による支援の総合調整を行う。
- 5) 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に県災害ボランティアセンター及び現地災害ボランティアセンター等に提供する。
- 6) NPO・ボランティア等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設置する場合には、現地災害ボランティアセンターと連携の調整を行う。
- 7) 災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な各種資機材については、被災地及び被

災者の状況等を勘案し各種支援団体等の協力を得てその調達に努める。

4 災害ボランティアセンターの役割

- (1) 被災者ニーズ把握システムを活用し、被災地及び被災者のニーズを迅速、効率的に把握するとともに、臼杵市災害対策本部との協働により、支援の「もれ・むだ」がないよう確実に対応する。
- (2) 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、NPO・ボランティア等の専門性や特性等を考慮したうえで受入れ及び配置を調整する。
 - 1) 一般ボランティア、NPO活動例
 - ア 清掃作業及び簡易な防疫作業
 - イ 危険を伴わない範囲での片付け作業
 - ウ 救援物資の搬入、仕分及び配布
 - エ その他被災者の生活支援に関する活動
 - 2) 専門ボランティア、NPO活動例
 - ア 生活支援ニーズの把握
 - イ 被災者の健康管理やカウンセリング
 - ウ 災害応急対策物など資材の輸送
 - エ 被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス
 - オ 外国人に対する通訳
 - カ 歴史資料の救出や修復
 - キ その他災害救助活動や避難所運営に関して専門的な資格や技術などを要する活動
- (3) NPO・ボランティア等の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨する。

なお、県社協が九州社会福祉協議会連合会や全国社会福祉協議会に対し広域応援を要請した場合は、当該団体との情報共有や連携を図る。

5 民間団体等の協力要請

(1) 協力要請の順序

市長は、災害応急対策を実施するため、民間団体等の協力を必要とする場合は、近隣の非被災地域の民間団体等に協力を求めるものとし、災害の状況により更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体等の応援協力を求める。

(2) 協力要請の方法

市長は、民間団体等の協力を必要とするときは、次の事項を示して要請する。

- 1) 応援を必要とする理由及び期間
- 2) 作業内容
- 3) 従事場所及び従事予定時間
- 4) 所要人員
- 5) 集合場所

6) その他必要事項

(3) 協力内容

民間団体等に協力を求める事項は、次のとおりとする。

1) 自治会

- ア 救援物資の配布
- イ 被災世帯の調査
- ウ 避難の周知徹底
- エ 危険箇所及び被害状況の通報、連絡
- オ その他災害応急対策の実施

2) 女性団体連合会、日赤奉仕団及びボランティア団体

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 夜具、被服、学用品、日用品等救援見舞金品の徴募
- ウ 負傷者、避難者の見舞、奉仕、弔問
- エ 被災幼児の託児、保育
- オ 医療、助産及び清掃等の協力
- カ その他必要な事項

3) 自治区体育振興会等

- ア 消防団への協力
- イ 災害対策本部との連絡活動
- ウ 被災者、遭難者の救出作業の協力
- エ その他必要な事項

4) その他の協力団体

その他協力団体等に対して概ね前記に準じて協力活動を求める。

第13節 帰宅困難者対策

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。本節では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所等の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていく。

2 対策の実施

(1) 市民、事業所等への情報提供

- 1) 市は、市民・事業所等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路等について必要な情報を提供する。
- 2) 市は、帰宅困難者のために学校、公民館等を宿泊施設として開設したときは、白杵市情報伝達システム（同報無線）、広報車等で帰宅困難者に周知する。この場合、帰宅困難者の人数の把握に努め、食料・水・毛布・暖房器具（ストーブ・オイルヒーター）・扇風機等を提供する。

(2) 代替交通手段の確保

市は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、鉄道途絶等の際のバス輸送、海上及び水上交通など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて、隣接する市及び交通事業者と調整を図る。

第14節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、必要とする救済用物資及び応急対策用資機材の調達供給は、この節の定めるところにより実施する。

1 物資等の調達供給の基本方針

市は、災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材等は、当該物資の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施する。

2 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

(1) 備蓄物資の供給

市は、保有する物資及び資機材の供給を行い、必要に応じて県等が保有する物資及び資機材の供給を求める。

(2) 流通在庫又は生産業者からの調達

市は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき物資及び資機材の確保を図るとともに、供給計画を作成し、その進行管理を行う。

(3) 業者に対する物資等の調達に対する協力要請措置

市は、物資及び資機材の調達供給について、その生産、集荷、又は販売等の業者に対する協力の要請事項は、次のとおりとし、文書又は職員を派遣して実施する。

- 1) 指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請
- 2) 指定する品目について適正な価格による需給に関する要請
- 3) 指定する品目についての数量の確保に関する要請
- 4) 指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請
- 5) その他必要と認める事項についての要請

3 物資等の調達供給の協力

市は、災害時における必要な救済用物資及び応急対策用資機材などの確保を図るため、関係事業所、業者等との協力協定の締結を行なう。

第15節 交通確保・輸送対策

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等、必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の輸送は、この節に定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

1 役割分担

(1) 市の役割

- 1) 市が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、原則として市長が行う。
- 2) 市長は、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

(2) 県の役割

県は、効率的な輸送を行うために、交通規制・交通量の状況、緊急輸送道路等の応急復旧の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口を一元化（総合調整室）し、輸送主体からの問い合わせに對して的確な情報伝達を行う。

(3) 国等の役割

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な輸送は、それぞれの機関が行うが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

2 輸送の基準

緊急輸送は、概ね次の基準により他の輸送に優先して実施する。

(1) 第1段階

- 1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- 2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- 3) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- 4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等：緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- 5) 輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

上記（1）の続行

- 1) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- 2) 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- 3) 輸送施設（道路、漁港、漁港、ヘリポート等）の応急復旧に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

上記(2)の続行

- 1) 災害復旧に必要な人員及び物資
- 2) 生活必需品

3 市の地域内輸送拠点の設置

市は、予め選定した緊急輸送基地に、県等からの物資を輸送・集積し、各避難所への輸送のための拠点とする。

なお、被災又は地形等の理由から、隣接市の地域内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市に要請し、連携して行う。

4 緊急輸送路の指定

大規模な災害時における市内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する緊急輸送路（代替路線を含む。）は次のとおりである。

大分県緊急輸送路道路ネットワーク（大分県道路管内図 R7 ネットワーク図）参照

高速道路	東九州自動車道（臼杵市 IC）	
一般国道	国道 10 号（大分市～佐伯市） 国道 217 号（大分市～佐伯市） 国道 502 号（臼杵市～豊後大野市）	
一般県道	臼杵坂ノ市線（臼杵市～大分市） 臼杵津久見線（臼杵市～津久見市）	
主要地方道	大分臼杵線（臼杵市） 臼杵停車場線（臼杵市）	
臼杵市道	臼杵坂ノ市線 総合公園線 市浜前田線 荒田家野線 家野久木小野線	

5 災害救助法の規定による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送は、知事に要請して実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市長が知事の委任を受けて、これを実施する。

(1) 輸送の範囲とその期間

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間
被災者の避難に関する輸送（資機材人員輸送）		災害が発生し又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送（人員輸送）		発生の日から14日以内
助産に関する輸送（〃）		〃 13日以内
被災者の救出に関する輸送（人員資機材輸送）		〃 3日以内
飲料水の供給に関する輸送（飲料水、ろ水器等、資機材輸送）		〃 7日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	〃 7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃 14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃 10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内 その他は15日以内
死遺体の捜索に関する輸送（捜索と必要な人員、資機材輸送）		発生の日から10日以内
死遺体の処理に関する輸送（埋葬を除く）		〃 10日以内

(2) 輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、概ね次の経費とする。

- 1) 輸送費（運賃）
- 2) 借上料
- 3) 燃料費
- 4) 消耗品器材
- 5) 修繕料

(3) 輸送実施市長の措置

市は、災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

6 陸上輸送体制

(1) 道路交通規制の実施及び緊急交通路の確保

1) 交通状況の収集・把握

市は、関係機関の協力を得て、交通事情を収集、把握する。

2) 交通規制の実施

ア 交通規制の法的根拠等

災害時の交通規制は、次の法令に基づき実施する。

実施者	規制内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内の道路に災害による危険事態が発生した場合において、その危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者、車輛等	道路交通法 第4条第1項
	同上	県内又は隣接県に災害が発生した場合に、災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するため必要があるとき	緊急輸送車輛 以外の車輛	災害対策基本法 第76条
警察署長	同上	所轄区域内の道路に、損壊等危険な事態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があるとき	歩行者、車輛等	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時において、車輛等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき	車輛	道路交通法 第6条第2項
	同上	災害発生時において、道路の損壊、その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者、車輛等	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法 第46条第1項

イ 緊急通行車両以外の車両の交通規制

公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

3) 緊急交通路確保のための措置

ア 交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示の設置又は警察官の指示により行う。

a 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。

b 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場警察官の指示により規制を行う。

イ 迂回路の指定

緊急通行路が指定された際は、必要に応じて迂回路を設定する。

ウ 警察官の配置

緊急交通路を確保するための警察官の配置は、主要交差点への重点配置など弾力的に運用する。

エ 交通検問所の設置

緊急交通路が指定された際は、必要と認められる場所に交通検問所を設置し、緊急通行車両の確認事務等を行う。

オ 警察官等の措置命令等

警察官（警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官等」という。）は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第1項及び第2項の規定により、次の措置をとる。

- a 当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し又は必要な措置を命ずること。
- b 上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとること。
- c 上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損すること。

カ 道路管理者による車両の移動等

市が管理する道路について放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

4) 市民への交通規制情報の提供

市は、全面通行止等の道路規制情報を市ホームページなどにより発信する。また、交通規制箇所について交通情報板等を活用し、また報道機関に協力を求めるなど、積極的に市民に対し情報を提供する。

5) 緊急通行車両の確認と標章及び証明書の交付

ア 知事又は公安委員会は、交通規制が実施された場合に災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両の確認を、次の部局において実施する。

- a 知事部局、地区災害対策本部庶務班
- b 公安委員会治安対策部交通班、警察署、交通検問所

イ 知事又は公安委員会は、災害対策基本法施行令に基づく緊急通行車両の確認を事前に行うことができる。

ウ 緊急通行車両の確認を実施する場合、既に災害対策基本法施行令に規定された届出済証の交付を受けている届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。

エ 緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則（昭和37

年総理府令第52号)別記様式第3の標章及び第4の緊急通行車両確認証明書を交付する。
オ 確認を行う車両は、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする(自己保有、他者保有を問わない。)

■ 資料編3-16「緊急通行車両等事前届出書及び確認申請書」参照

(2) 道路(緊急輸送道路)の応急復旧

1) 交通施設の被害状況の把握

ア 市における措置

- a 災害が発生した場合は、速やかに市内の緊急輸送道路及びその他の主要道路の被災状況(破損、決壊、流出等)を把握する。
- b 市内の道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに地区災害対策本部総務班及び警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努める。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

2) 総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

ア 交通施設の総合的な被災状況の把握

市は、必要に応じ上記(1)交通施設の被災状況の把握)や第5節(災害情報・被害情報の収集・伝達)により報告を受けた管理者毎の交通施設の被災状況を総合的にとりまとめ、輸送計画等の基礎資料とする。

イ 緊急輸送道路の啓開及び応急復旧方針の策定

市は、必要に応じ、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊等の救助のための緊急輸送や、被災者支援のための輸送拠点への輸送などの各段階に応じ、上記により取りまとめた道路施設の被災状況を勘案(復旧時間、大型車の通過可否、通行可能交通量等)し、大分県道路啓開計画(令和7年3月)に基づき、優先して啓開及び復旧する緊急輸送道路や主要道路を選定する。

3) 交通施設の応急復旧

ア 道路啓開の実施

道路管理者は、上記で道路啓開を優先するとされた緊急輸送道路や主要道路をはじめ、所管する道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検を実施する。

イ 応急対策の実施

道路管理者は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置などを実施し、関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

ウ 自衛隊への応援要請

道路管理者は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、出動要請を依頼する。

(3) 災害時における交通マネジメント

- 1) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を設置する。
- 2) 市は、必要に応じて県に対し、検討会の開催を要請することができる。
- 3) 検討会において協議・調整を行った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- 4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行う。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組

(4) 輸送手段等の確保

1) 車両の確保・配車

車両（市有車両、市有車両以外）の確保は、情報収集対策班が担当し、災害対策本部からの要請に応じて配車を行う。

なお、交通規制が実施されている場合、事前届出を行っていない車両も含め情報収集対策班は迅速に緊急通行車両の確認を行う。

ア 市有車両

a 車両の確保

情報収集対策班は、本庁又は災害対策本部の車両保有状況を考慮し、使用車両を決定し配車する。

b 輸送方法

迅速かつ効率的に輸送する。

イ 市有車両以外

a 車両の確保

「災害時における救援物資提供に関する協定書（平成20年1月）」に基づき、緊急・救援輸送を実施するうえで応援を必要とするときは、市は次に掲げる事項を明示して、文書により要請する。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付する。

〈明示事項〉

- ・ 災害の状況及び応援を要する事由
- ・ 応援を必要とする車両数、車両種類及び人員等

- ・物資積込み場所及び取り下ろし場所（物資輸送の場合）
- ・輸送品目（品名及び数量）（物資輸送の場合）
- ・輸送区間（人員輸送の場合）
- ・輸送人員数（人員輸送の場合）
- ・その他参考となる事項

2) 燃料の確保

輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、大分県石油販売協同組合臼杵支部との間で締結した「災害時における石油類燃料の供給に関する協定書」（平成24年10月）に基づき、確保する。この場合の調整窓口は経済対策班とする。

3) 自衛隊への応援要請

道路が寸断され、陸上輸送では物資輸送に支障を来す場合は、市は自衛隊に応援要請し、ヘリコプター等により輸送する。

7 海上輸送体制

(1) 海上交通規制及び海上輸送路の確保

1) 被災区域の交通規制

災害により航路障害となる事態が発生し、港内において船舶交通の安全確保のため必要がある場合は、海上保安部長（港長）において航路又は区域を指定し、船舶の航泊を禁止し又は制限する。

2) 交通規制の周知

交通規制の伝達方法は、巡視船艇により実施するほか、報道機関に協力を求める。

3) 海上輸送路の確保

ア 管理者は、海上保安庁、市、自衛隊等の協力を得て可航水域、港湾等の施設の被害へ復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、県に報告する。

イ 港湾施設等の被害状況の情報に基づき、県は海上保安部等と連携を図り、海上輸送ルートを決める。

ウ 管理者は、自衛隊、大分海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

(2) 港湾、漁港の応急復旧

港湾の応急復旧については、各港の港湾BCPに従い、航路啓開や応急復旧の体制確保に努める。

1) 緊急輸送港啓開の実施

管理者は、九州地方整備局及び海上保安庁等関係機関の支援を受け、緊急輸送港の被害状況、障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。

2) 復旧作業の実施

管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に機能回復できるよう、復旧工事を実施する。

3) 係留許可

管理者は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可を行う。

4) 障害物集積所の確保

管理者は、港湾・漁港施設公共用地等を利用して、回収した障害物の集積場所を確保する。

(3) 輸送手段の確保

海上輸送は、海上自衛隊、海上保安庁、大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会、防災関係機関等及び民間の協力を得て次の船舶等により行う。

- 1) 自衛隊の艦艇及び航空機
- 2) 海上保安庁の船艇及び航空機
- 3) 大分海上保安部から派遣要請を受けた大分県水難救済会所属救助船
- 4) その他防災関係機関及び民間船舶

(4) 集積場所の確保

管理者は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

8 航空輸送体制

(1) 大分空港事務所は、災害により大分空港が被災した場合、平成25年12月に策定した大分空港津波早期復旧計画に基づき、航空輸送の拠点としての機能を発揮できるよう、関係機関と連携し、早期の復旧に努める。

また、航空交通の障害が発生した場合、航空機の安全運航の確保及び秩序を維持するために必要な措置を講じる。

(2) 大分空港事務所は、防災関係機関から航空輸送についての要請があった場合は、関係航空各社に要請内容を伝え、輸送に協力する。

(3) 航空輸送にあたっては、自衛隊やその他の航空機保有機関、陸上輸送関係機関等とも調整・連携を図るとともに、輸送内容や輸送先に応じて、航空機（固定翼、回転翼等）を効果的・効率的に運航するよう努める。

9 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を輸送する場合は、市及びその他の防災関係機関は相互に協力し、必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣する。なお、市及びその他の防災関係機関が輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急通行車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出る。

10 防災関係機関が実施する輸送協力等

(1) 九州運輸局大分運輸支局は、輸送実施機関からの要請に応じて、陸上及び海上運送事業

者等へ輸送への協力要請を行う。

- (2) 運送事業を実施する指定公共機関（日本通運㈱大分支店）及び指定地方公共機関（県バス協会、大分交通㈱、大分バス㈱、日田バス㈱、亀の井バス㈱、県トラック協会）は、輸送実施機関からの要請に応じて、その輸送業務に積極的に協力する。
- (3) 九州旅客鉄道㈱大分支社は、輸送実施機関からの要請に応じて、人員の輸送を実施する。輸送実施機関は、発駅、着駅人員等の別のほか臨時列車（希望時刻を申し出る）又は定期列車の別を電話又は書面にて大分支社（運輸課）又は駅に申し込むものとし、15人以上の場合は所定の団体割引の運賃により実施する。

なお、地震発生時、走行路線に津波が来襲する危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じる。
- (4) 日本貨物鉄道株式会社大分支社大分営業支店は、輸送実施機関からの要請に応じて、救援物資の輸送を実施する。輸送実施機関は、災害発生地域等の事項を大分営業支店に申し出るものとし、災害の程度に応じ一定の条件に従って割引運賃により実施する。

11 その他（高速道路料金の免除（免除証明）手続き）

災害派遣等従事車両の高速道路料金の免除措置に係る手続きについては、県が直接、各高速道路株式会社と協議し、協議後に所要の事務を実施する。

また、県は、災害派遣等従事車両の申請があれば証明事務を行う。

第16節 広報活動・災害記録活動

災害に関する広報活動と災害記録活動は、この節に定めるところによって実施する。

1 広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、市民生活の安定のためには、市民のニーズに対応した情報を、市民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。市では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報が行われるボランティア団体等とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、臼杵市情報伝達システム（同報無線）広報車、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、テレビ、新聞、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）、臼杵市登録制メール、防災行政無線電話応答サービス、インターネット（ホームページやソーシャルメディア等）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、ワンセグ放送、アマチュア無線局等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。特に指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については口頭・紙媒体の併用など、適切に情報提供がなされるよう努める。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録する。

2 実施体制

（1）災害対策本部設置時

災害対策本部を設置した場合は、迅速・的確に広報広聴・災害記録活動を行なうため以下の体制をとる。

1) 円滑な広報体制の確立と一元的情報提供

市民に対する迅速かつ正確な情報提供を行なうため、本部各部長は災害対策本部の決定事項や被害状況などについて一元的かつ効果的な広報活動を展開する。

2) 関係機関との連絡及び協力体制

広報対策班は臼杵津久見警察署、臼杵消防署、ライフライン関係機関等との間で連絡体制を確立するとともに、迅速かつきめ細かな広報について報道機関に対して協力の要請を行なう。

（2）要配慮者対策

災害発生時の要配慮者に対する広報、広聴は、概ね次により実施する。

- 1) 在宅高齢者、障がい者についてはホームヘルパー、自治会長、民生委員・児童委員等の高齢者、障がい者の居宅に接することのできる者を通じて行う。
- 2) 旅行者、外国人については、その滞在先の施設管理者等を通じて行う。

3 広報資料の収集作成

市は、関係機関と緊密な連絡をとり、災害状況及び措置の状況等の報告資料を収集、必要

に応じて関係箇所により情報提供を求め資料を作成する。

(1) 広報上の情報及びその資料の収集

収集事項	収集内容	収集方法
気象情報	1) 情報の出所 2) 情報発表の日時 3) 情報の内容 4) 住民の心構え及び対策	気象予警報等の通報伝達に併行して行う。
災害情報及びその資料	1) 情報の出所 2) 情報発生の日時 3) 被害の対策、範囲、程度 4) 被害発生経過	災害情報収集に併行して行う。
避難等の措置の状況	1) 情報の出所 2) 避難措置の実施者 3) 避難した地域、世帯、人員 4) 避難先、避難日時 5) 理由及び経過	同上
消防団、水防団、自衛隊等出動の状況	1) 情報の出所 2) 出動機関又は出動要請者 3) 出動日時、出動対象、目的 4) 出動人員、指揮者、携行機械器具 5) 経過	同上
応急対策の情報及びその資料	1) 情報の出所 2) 応急対策実施日時、場所 3) 応急対策の内容 4) 実施経過及び効果	同上
その他、災害に関する各種措置の情報	1) 情報の出所 2) 措置の実施者 3) 措置の内容、対象、実施期間 4) 実施理由、経過、効果	災害情報収集に併行して行う。
美談などの災害関連情報	1) 情報の出所 2) 日時、場所 3) 内容、経過 4) 連絡先	同上

(2) 広報資料の作成

災害広報資料は、概ね次の内容により作成する。

- 1) 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- 2) 記事、写真、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。
- 3) その他：広報内容に食い違い等が生じないように各機関との情報及び資料の交換を密にする。

4 報道機関に対する情報の提供

報道機関に対する災害情報の提供は、本部長が認めたときに、本部長、副本部長、総務部長が発表する。

報道機関に提供すべき広報資料は、概ね次に掲げる事項とする。

- (1) 災害の発生場所及び発生原因

- (2) 災害の種別及び発生日時
- (3) 被害の状況
- (4) 安否情報
- (5) 応急対策の状況
- (6) 住民に対する避難指示及び避難場所等の状況
- (7) 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

5 災害放送

市長は、市民への情報提供の迅速化を図るため、県及び放送機関に放送要請をする。

6 庁内連絡

災害状況の推移を庁内放送又は文書により一般職員に連絡する。

7 各関係機関等に対する連絡

特に必要がある場合は、市内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し、災害情報を提供する。

8 市民に対する広報連絡

(1) 災害発生前の広報

市は、災害の規模、動向、今後の予想を検討し、被害の防止等に必要な注意事項を電話、広報車等最も適切な方法により市民に周知する。

(2) 災害発生後の広報

市長（本部長）は、災害の推移、避難指示等、応急措置の状況を確実かつ具体的に周知し、人心の安定と激励とを含めた沈着な行動を要請するよう広報活動を行う。

9 航空機による広報

市長（本部長）は、通常による広報が困難な場合又は特に必要と認めた場合は、県に対し自衛隊・大分県防災ヘリ等の派遣を要請し、航空機による広報を行う。

10 災害記録活動

情報収集対策班は、収集された情報を集約し、また写真、動画等を用いて独自の災害に関する情報の収集を行い、災害を幅広く記録することに努める。

11 安否情報の対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等

と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3章 生命・財産への被害を最小限 とするための活動

第1節 地震・津波に関する情報の住民への伝達等

本節は、地震・津波による生命、身体、財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定する。

発令基準の策定・見直しにあたっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や国（気象庁等）との連携に努める。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

1 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ（地震）

（1）基本方針

市は、市内で震度5強以上の地震が発生した場合、住民に対して出火防止、山・がけ崩れ等危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

（2）市の措置

市は、市域で震度5強以上の地震を覚知（震度計がない場合は体感による）した場合、同報無線（臼杵市情報伝達システム）、市の防災情報提供メール（県民安全・安心メールを含む）、おおいた防災アプリ、臼杵市防災アプリ（コスモキャスト）、臼杵市登録制メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車、インターネット（SNS）等を用いて住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

〔呼びかけの例〕

こちらは、臼杵市です。

ただいま、〇〇地方に大きな地震がありました。皆さん落ち着いてまわりを見てください。煙が出ているところはありませんか。けがをしている方はいませんか。落ち着いて点検してください。

また、ガスボンベは倒れていませんか。割れたガラスが落ちていませんか。部屋の中を点検するときは、必ず靴を履きましょう。

津波やがけ崩れの危険のある区域の方は、速やかに避難してください。その際、自動車による避難はやめてください。

今後の地震活動に注意してください。今後も同程度の地震に注意してください。ちょっとした衝撃で、割れかけたガラスや看板などが落ちてくる場合があります。十分注意してください。白杵市では、総力をあげて被害の拡大防止に努めております。市民の皆さんは、落ち着いて行動してください。

2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報（地震）

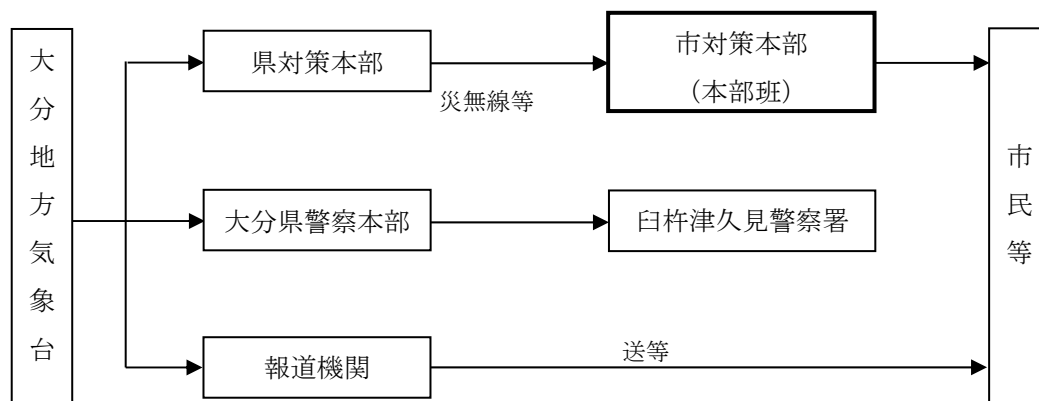
（1）基本方針

決壊のおそれのある堤防の漏水、地割れなど災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市長、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する（災害対策基本法第54条）。

（2）市の措置

発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた市長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。

1) 地震・津波情報の伝達系統図



災害対策基本法より抜粋

（発見者の通報義務等）

第54条

- 1 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。
- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 3 第1項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- 4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

3 津波に関する情報の住民への伝達等

(1) 海面状態の監視等

1) 海面状態の監視

市は、津波警報等が発表された場合又は震度4以上の揺れを感じた場合、あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波の危険性のない高台等において、直ちに潮位等の海面状態を監視する。

2) 異常現象を発見した者の措置等

海面の異常現象を発見した者は、市長、警察官、海上保安官のうち、通報に最も便利な者に速やかに通報する。

この場合において、市長が通報を受けた場合は、速やかに知事及び大分地方気象台に通報する。

また、警察官、海上保安官が通報を受けた場合は、速やかに市長、警察本部長、大分海上保安部長に通報するものとし、通報を受けた市長、警察本部長、大分海上保安部長は速やかに知事に通報する。

(2) 津波災害に備えた住民等への呼びかけ（津波に対する自衛措置）

1) 市の措置

ア 津波は、場合によっては津波警報が伝達されるよりも早く到達することがあるので、市は、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次の措置を行う。

- a 市長は、自らの判断で、海岸付近の住民はもとより、観光客、釣り客、ドライバー、漁業従事者、港湾労働者等の海浜にいる者に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。
- b 市は、テレビ、ラジオ放送を聴取するよう努める。

イ 市は、県内沿岸部（津波予報区（大分県瀬戸内海沿岸、大分県豊後水道沿岸））に津波警報等が発表された場合、又は、前アの海面監視で異常を覚知した場合、沿岸部を所管する各防災関係機関の協力を得ながら、次の措置を行う。

- a 市長は、海岸付近の住民、海浜にいる者等に対して、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。その際、要配慮者にも的確に呼びかけができるよう配慮する。
- b 放送ルート以外の法定伝達ルート等により、市長に津波警報等が連絡された場合も、同様の措置を行う。

2) 海岸付近の住民等の措置

海岸付近の住民、海浜にいる者等は、強い地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から退避し、高台等の安全な場所へ避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビ等の放送を聴取する。また、報道機関から津波警報等が放送されたときも、同様の措置をとる。


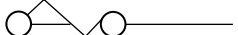

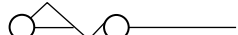

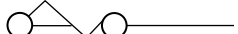

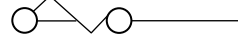
なお、異常現象を発見した者は、直ちに防災関係機関等へ通報する。

3) 住民への呼びかけ手段

市は、広報車、臼杵市情報伝達システム（同報無線）、県民安全・安心メール、市の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、インターネット（ホームページやソーシャルネットワーキングサービス等）、サイレン、半鐘、アマチュア無線局等、可能な限り多数の手段を用いて住民への呼びかけを直ちに行う。

津波警報等をサイレン又は半鐘によって周知させる場合の標識は次のとおりである。（サイレン音は、J-A L E R Tによる標準音を使用する。）また、津波情報の呼びかけの例を以下に示す。

津波警報等の標識

標 識 の 種 類	標 識	
	鐘	音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

[呼びかけの例1]

こちらは、臼杵市です。
ただいま、大津波警報が発表されました。ただいま、大津波警報が発表されました。
大津波が予想されますから、沿岸部にいる方々は、ただちに高台などの安全なところに避難してください。
なお、避難の際には、車を使用しないでください。
(繰り返し)

〔呼びかけの例2〕

こちらは、臼杵市です。
津波情報をお知らせします。
津波情報をお知らせします。
ただいま、〇〇港で津波の第1波を観測しました。
波の高さは、約〇〇メートルです。
津波は何回も押し寄せてきますから引続き警戒してください。
(繰り返し)

〔呼びかけの例3〕 有線放送、無線放送、広報車等による呼びかけ例

こちらは臼杵市です。
〇〇時〇〇分に、〇〇沿岸に大津波警報（津波注意報）が発表されました。
津波の高さは〇〇沿岸では高いところで3 m以上の大津波が予想されますので、厳重に警戒してください。（津波の高さは〇〇沿岸では高いところで2 m程度の津波が予想されますので、注意してください。）
海岸にいる方は直ちに海岸から離れて、高台などの安全なところへ避難して下さい。
〇〇、〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに〇〇、〇〇へ（高台などの安全な場所へ）避難してください。
避難する時には、車を使わないでください。
津波は繰り返し襲ってきます。大津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま避難を続けてください。
(繰り返し)

〔呼びかけの例4〕 防災ヘリコプター（特に港湾内の船舶への呼びかけ例）

こちらは大分県です。
〇〇時〇〇分に、〇〇沿岸に大津波警報（津波注意報）が発表されました。
津波の高さは〇〇沿岸では高いところで3 m以上の大津波が予想されますので、厳重に警戒してください。（津波の高さは〇〇沿岸では高いところで2 m程度の津波が予想されますので、注意してください。）
海岸にいる方は直ちに海岸から離れて、高台などの安全なところへ避難して下さい。
〇〇、〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに〇〇、〇〇へ（高台などの安全な場所へ）避難してください。）
避難する時には、車を使わないでください。
港の中の船舶は、直ちに港の外、水深の深い、広い海域へ退避してください。
港の外に退避できない小型の船舶は、高いところに引き上げて、津波が来ても流されないようし

っかり固定してください。

津波は繰り返し襲ってきます。大津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま港外への退避を続けてください。

津波は繰り返し襲ってきます。大津波警報（津波注意報）が解除されるまでは、そのまま避難を続けてください。

（繰り返し）

※ 東日本大震災で1人の死者も出さなかった茨城県大洗町の防災行政無線の事例では、①普段は使用しない命令調の表現を用いたことや②同じ内容の繰り返しではなく具体的指示や津波の現況情報等放送内容を刻々と変化させたことにより緊急事態の雰囲気伝わり避難行動を促進したとされているため、地域の実情に応じた効果的な伝え方を検討しておく必要がある。

第2節 地震・津波に関する避難の指示等及び誘導

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に受け入れるなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところにより実施する。

なお、本計画のほか、第4章第1節「避難所運営活動」参照する。

1 避難指示・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立ち退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛隊等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求める。

さらに、避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

2 避難指示等の基準

市長が行う避難措置は、概ね次の方法に基づき、関係機関の協力を得て実施する。

(1) 避難措置の区分

1) 避難指示

本部長は、余震で倒壊する危険のある建物からの避難、山・がけ崩れ・津波等の予想される地域からの避難、火災の延焼危険地域からの避難などの危険が予想され避難が適当と判断される場合、火災の延焼が間近に迫ったり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。

2) 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

■ 資料編3-17「避難指示等の発表又は発令の基準」参照

(2) 避難経路及び誘導方法

- 1) 避難誘導は、警察官、消防団等が連携し実施する。
- 2) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。
- 3) 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

- 4) 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。
- 5) 避難者が自力によって避難できない場合は、車両、船艇等により救出する。
- 6) 避難が遅れたものを救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請する。
- 7) 避難者の誘導の経路は、でき得るかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。
- 8) 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- 9) 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会、町内会単位で行う。
- 10) 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等としその他は最小限の着替え、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき得るかぎり軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。
- 11) 避難を指示するための信号は概ね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

（3）指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

指定緊急避難場所及び指定避難所について、次の点に留意しそれぞれ確保する。

- 1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設にあたって、市長は、指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者、専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- 2) 市の区域内に指定避難所が得られない場合は、隣接市に対し避難所の提供あっせんを求めめる。
- 3) 避難場所等の指定基準
 - ア 指定緊急避難場所：緊急的に避難する施設又は場所（災害対策基本法 第49条の4）円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、基準に適合する施設又は場所を異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。
 - イ 指定避難所：一定期間滞在し、又は一時的に滞在する施設（災害対策基本法 第49条の7）

災害が発生した場合における適切な避難所を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民の確保を図るため、基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

■ 資料編3-18「臼杵市内避難施設一覧」参照

（4）避難者に周知すべき事項

避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努める。

- 1) 避難すべき理由（危険の状況）
- 2) 避難の経路及び避難先

- 3) 避難先の給食及び救助措置
- 4) 避難後における財産保護の措置
- 5) その他

(5) 要配慮者への配慮

災害時には、高齢者、障がい者等の要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

市は、発災時には、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行い、また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行う。

■ 資料編3-19「要配慮者利用施設一覧」参照

(6) 学校、社会福祉施設等における避難

学校、社会福祉施設等の管理者は、児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

- 1) 避難実施責任者
- 2) 避難の順位
- 3) 避難誘導責任者及び補助者
- 4) 避難誘導の要領及び措置

(7) 車両等の乗客の避難措置

車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させ、市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

3 市の実施する避難措置

- 1) 本部長は、市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。
- 2) なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を指示することができる。
- 3) 本部長は、避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定緊急避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- 4) 本部長は、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。
- 5) 本部長は、避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。
- 6) 市は、避難措置の実施に関し「市地域防災計画」に、次の事項を定めておく。

ア 避難措置に関する関係機関の連絡方法

- イ 避難措置を実施する区域別責任者（市職員等の氏名）
- ウ 避難の伝達方法
- エ 地域ごとの指定緊急避難場所及び避難方法
- オ その他の避難措置上必要な事項

（1）避難措置に関する関係機関の連絡方法及び連絡先

1）住民等への伝達

- ア 臼杵市情報伝達システム（同報無線）
- イ 広報車・消防車両
- ウ 自主防災組織（地区・自治会）の会長…FAX、電話
- エ 市役所ホームページへの掲載
- オ 報道機関への依頼…FAX

2）要配慮者・福祉関係機関への伝達

- ア 支援者の事前登録者…FAX、電話
- イ 要配慮者の事前登録者…FAX、携帯電話メール
- ウ 要配慮者の避難所となる施設…FAX、電話

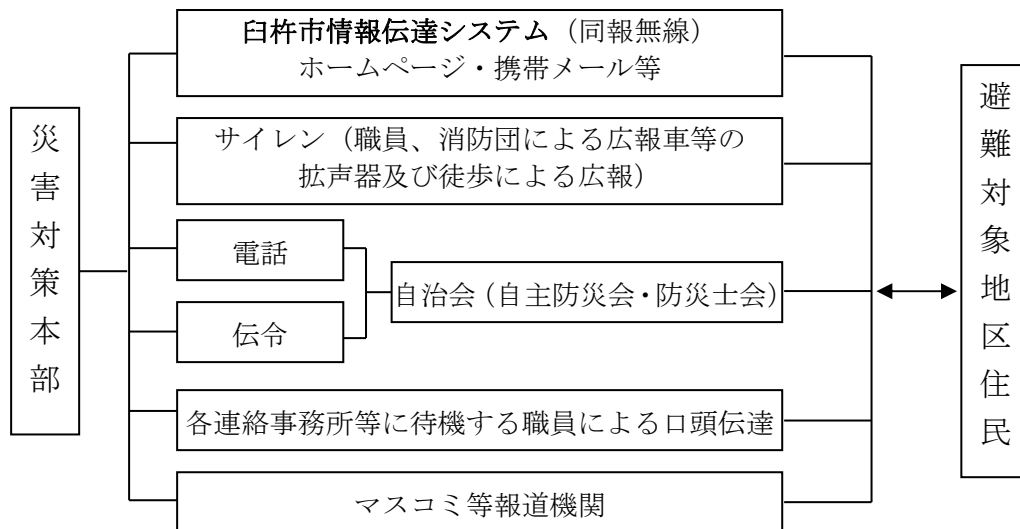
3）防災関係機関への伝達

- ア 消防団（分団長）…FAX、電話
- イ 大分県危機管理室…FAX、電話
- ウ 臼杵津久見警察署…FAX、電話
- エ 臼杵市消防本部…FAX、電話
- オ 大分県臼杵土木事務所…FAX、電話
- カ 陸上自衛隊第41普通科連隊…FAX、電話
- キ NHK 大分通信部…FAX・電話
- ク 大分合同新聞社臼杵支局…FAX、電話
- ケ 九州電力佐伯営業所…FAX、電話

（2）避難の伝達方法

市民への伝達は臼杵市情報システム（同報無線）を主とし、補完するものとして広報車等により伝達する。

伝達方法



(3) 各地域の避難所等及び避難方法

指定緊急避難場所、指定避難所は別に定め、「防災マップ」により市民に周知する。

(4) その他の避難措置上必要な要項

避難に必要な資機材（リヤカー、担架等）を配布し、避難に必要な緊急車両等については、救助対策班が必要な措置をとる。

4 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる（災害対策基本法第61条）。

この場合において、当該指示をしたときは、速やかに市長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。

(2) 警察官は、(1)の避難の指示のほか、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

(3) 警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる（災害対策基本法第63条）。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員、警察官又は海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定並び

にそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる（自衛隊法第94条）。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

5 県の実施する避難措置

（1）知事による避難の指示等の代行

知事は、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する（災害対策基本法第60条）。

（2）市が行う避難誘導の指導・応援協力

震度5強以上の地震を観測した場合（震度計がない場合は体感による）、県は、市の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。市から資機材、人員の提供等協力要請があった場合は、必要な応援を行う。

6 津波に関する避難の指示及び誘導

（1）沿岸の住民への避難の指示等の実施

市は、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、前第1節の3（2）1）にあるとおり、市長自らの判断で、沿岸の住民及び海浜にある者に対して、直ちに海浜から退避し、速やかに近隣の津波避難ビルや高台等の安全な場所へ避難するよう指示する。

また、浸水被害が発生するおそれがあると判断した場合は、速やかに海岸や河川及び河口付近の住民等に対して避難するよう指示する。

市長が必要と認める場合は、知事を通して、避難指示について放送機関に放送を行うことを要請する。また、避難指示等を防災GISで入力することにより、自動的に各種メールで一斉配信を行う。

（2）速やかな避難誘導の実施

沿岸の住民及び海浜にある者に対して避難するよう指示した場合は、あらかじめ定めた避難計画に従って指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指示し、市職員、消防団、自主防災組織等により速やかに避難誘導を行う。

なお、沿岸の住民等は、前第1節の3（2）2）にあるとおり、津波警報等が発表された場合や地震（震度4以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、あらかじめ指定された指定緊急避難場所に速やかに避難する。その際、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を互いに協力して行う。

7 避難指示等の解除

市は、避難指示等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努める。

第3節 津波からの避難

1 津波からの避難についての基本的な考え方

東日本大震災の被災者からの意見をはじめ、被災地における調査結果から、津波から安全に避難するためには早期避難が重要であることや、津波の襲来を予想していない人でも周囲の声かけにより避難したということが明らかになった。

このため、自主防災組織や自治会で隣近所に呼びかけながら、避難行動を連鎖的に広げていくことが重要であり、そのためにも地域での日頃の活動や付き合いを大事にし、防災訓練を重ねておくことが必要である。

また、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、想定にとらわれずに行動することが必要である。

今後の地震や津波襲来時の犠牲者を最小限に止めるためには、日頃から地震や津波襲来時における避難経路や、高齢者や障がい者などいわゆる要配慮者の避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ地震や津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても直ちに近隣の高台等に避難する意識を持つておくことが必要である。

東日本大震災の教訓を踏まえ、より実効性のある支援を行うため、市は避難行動要支援者名簿を作成し、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

ただし、避難支援等関係者の安全確保に配慮するため、地域住民全体で話し合い、ルールを決め、計画を作り、周知することが望ましい。その上で、避難行動要支援者には、避難支援等関係者等は全力で避難支援を行うが、避難支援ができない可能性もあることを理解してもらうことが大事である。

2 居住者等に求められる避難への備え

避難対象地区内の居住者等は、指定緊急避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を日頃から家族や地域と確認しておき、津波が襲来した場合の避難について、訓練等により所要時間を把握し、自主的な避難を行うよう努める。

3 要配慮者の避難

(1) 地域における要配慮者の避難

東日本大震災で被災し本県に避難された方々に「ご高齢の方や障がいのある方など、お一人での避難が難しい方の避難の方法」について、伺ったところ、下記の表①の意見を頂いた。

その結果から、地域における要配慮者の避難は、予め手助けが必要な方を地域で把握し、避難行動要支援者を含めた避難訓練を重ねて、自動車の利用ルール等を地域で話し合っておき、隣近所で声をかけ合って避難する。

(2) 施設における要配慮者の避難

施設における要配慮者の避難は、東日本大震災での下記1)、2)の事例から、施設職員

のスピーディな行動と危機感を持って日頃の訓練を積み重ね、避難行動時間の短縮化を図っておく。

1) 岩沼市（宮城県）：特別養護老人ホームにおける奏功した避難

岩沼市の特別養護老人ホーム「赤井江マリンホーム」は、海に面し、海岸からわずか200m程の場所に位置している。地震発生後、ラジオから津波が来るとの報道を職員が聞いたため、指定避難所となっている約1.5km北の仙台空港ターミナルビルに避難することを決めた。職員が所有する5台の車で、施設の利用者96人をピストン輸送することとし、14時50分に最初の車が出発した。15時20分頃に市役所の公用車4台が応援に加わり、15時30分にはすべての利用者の搬送が完了した。その後、職員がいったん施設に戻り、最後の確認をして144人全員が避難を終えたのは15時53分だった。その直後、仙台空港にも津波が襲来して、滑走路は津波で浸水し、空港ビル1階にはがれきや車などを押し込んだ。

2) 石巻市（宮城県）：介護施設の入居者等を救った日頃からの避難訓練

石巻市南浜町にある介護施設「めだか」には、震災当時、高齢者50人と職員30人の計80人がいた。

介護施設「めだか」は、海から400m程しか離れていない場所にあったため、日頃から地域ぐるみで防災対策を実施しており、年に4回の避難訓練に取り組んでいた。

今回の震災では、鉄骨2階建ての建物は津波の被害に遭ったものの、施設にいた全員が近隣の高台に避難して助かった。これは、危機感を持って日頃訓練をした成果であり、訓練実施当初には、約20分かかっていた避難時間も、5分にまで短縮できたことが、今回の奏功に繋がった。

4 夜間等の避難への備え

津波が夜間に発生したり、停電の場合に備えるためには次のことに留意しておく必要がある。

- (1) 懐中電灯や携帯ラジオ等を直ちに携行できるように備えておくこと。
- (2) 地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくこと。
- (3) すみやかに避難所等を開設できるように、自治会や自主防災組織では、防災関係者とともに指定避難所の開け方（鍵の管理）や電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておくこと。

5 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、地震の揺れやそれに伴う液状化などにより家屋の倒壊、落下物、道路の損傷や段差が発生したり、渋滞・交通事故が発生するなど、多くの課題が懸念されるため、避難については徒歩によることを原則とする。

ただし、津波到達時間や要配慮者の支援など、緊急で止むを得ない場合は、自動車による避難も考慮しておく必要がある。特に避難行動要支援者にあつては、徒歩による避難が困難な場合もあるため、地域の実情等を総合的に勘案し地域で合意形成を図ったうえで、避難方法をあらかじめ検討しておく。

6 居住者等に求められる避難

- (1) 強い揺れを感じたときは、海拔表示板や避難所案内板等を参考にして、指定緊急避難場所へ直ちに避難する。なお、津波到達時間が短い地域では、直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所等、いわゆる「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」へ一時避難をし、周囲の安全が確認できた後に、「避難生活を送るために避難する場所」へ避難することが必要である。
- (2) 避難の際、周囲に避難を開始していない人がいたら、積極的な声かけにより避難を促すとともに、自らが家族や地域内の率先避難者となるように努める。
- (3) 正しい情報をラジオ・テレビ・防災行政無線・携帯メール・ツイッターワンセグ放送など、あらゆる情報伝達手段を通じて入手する。
- (4) 津波警報や避難指示（緊急）等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。

7 船舶に求められる避難

- (1) 大分港長（大分海上保安部長）から、港則法に基づく港外退避等の命令・勧告が発令された場合には、それに従うこととする。（港則法適用港のみ）
 - (2) 正しい情報をラジオ・テレビ・無線放送等を通じて入手する。
 - (3) 津波来襲までの時間的余裕がない場合の措置
人命の安全確保を第一に考慮し、可能な限り船舶の流出防止措置をとった後、各地区、各機関にあらかじめ定めた指定緊急避難場所へ速やかに避難する。
 - (4) 津波来襲までの時間的余裕がある場合の措置
 - 1) 陸揚げできる小型船については、陸揚げし津波により海上に流出しないよう固縛後、上記(3)の措置をとるか、港外退避の措置をとる。
 - 2) 陸揚げできない船舶については、原則港外退避の措置をとる。
 - (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等の解除まで警戒を続ける。
- ※1 津波襲来までの時間的余裕がない場合とは
津波警報等が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）がない場合をいう。
- ※2 港外退避海域について
港外の水深が深く、十分広い海域とすること。

第4節 救出救助

地震により建物が倒壊し生き埋めとなった者、山・がけ崩れ等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者、津波でさらわれた者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

1 救出救助の実施体制

被災者の救出活動は、消防対策班が主体となり、警察、その他の関係機関に協力を求めて救出班を編成して実施する。また外部からの応援が必要と判断された場合、県災害対策本部に対して応援の要請を行う。

消防団、自主防災組織、事業所及び市民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。

2 救出の対象者

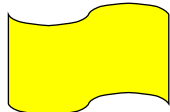
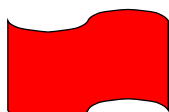
災害のために現に生命身体が危険な状態にある者及び被災したことにより救助を求める者。

3 避難所情報に関するサイン

市は、避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

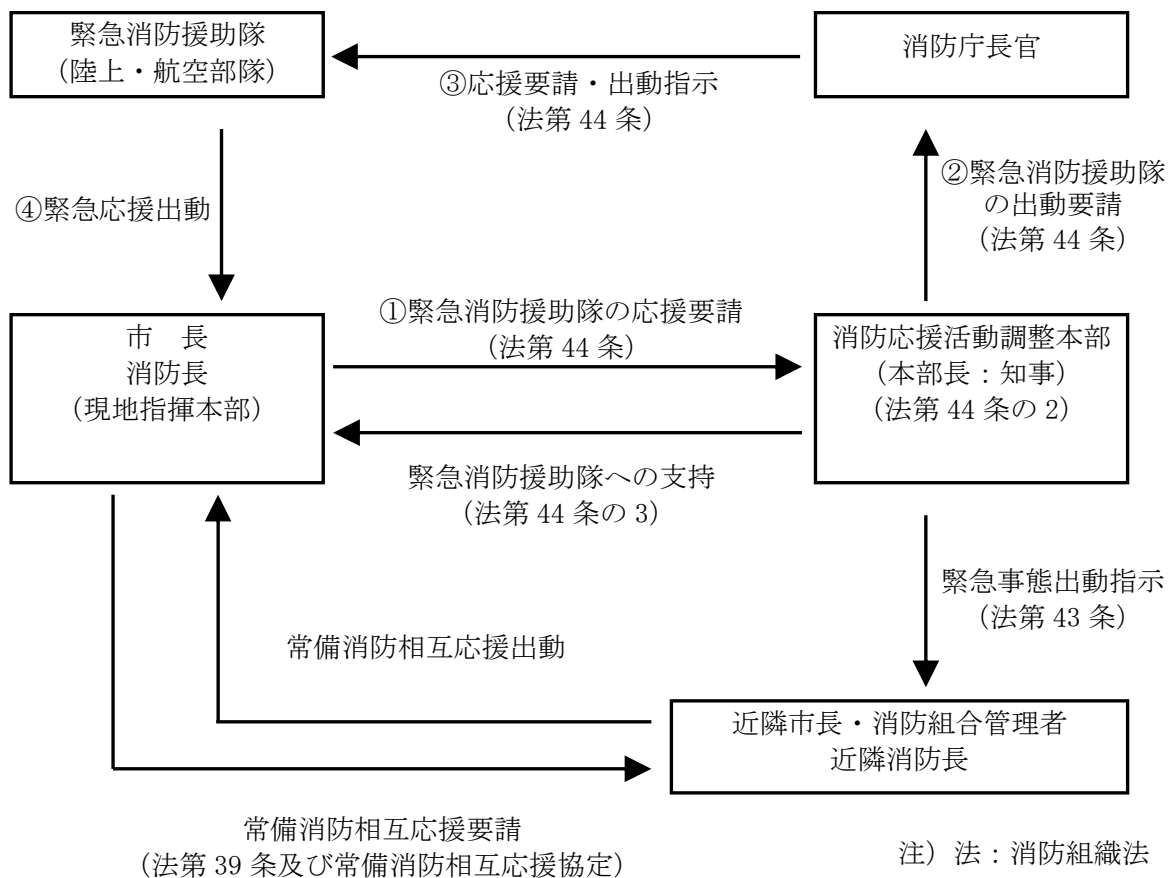
<避難所情報に関するサイン>

サインの内容：規格 布（概ね2m×2m）

①黄色 	避難者がいることを示す	②赤色 	避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す。
--	-------------	--	--------------------------------------

4 市における救出救助

- (1) 市における救出救助及び搬送は、消防機関との間で救出班等を編成、警察官及び海上保安官と協力し、救出に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。
- (2) 本部長は、外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、以下に示すとおり、緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



5 警察における救出救助

- (1) 市及び関係機関と協力のうえ積極的な被災者の捜索及び救出活動を実施する。
- (2) 活動上の必要な事項は、大分県警察における災害警備実施に関する規定に定めるところによる。

6 大分海上保安部における救出救助

- (1) 市及び関係機関と協力のうえ積極的な被害者の捜索及び救助活動を実施する。
- (2) 活動の実施内容については、海上保安庁防災業務計画による。

7 県における救出救助

(1) 要救出救助現場の状況把握

市は、関係機関と連携して要救出救助現場の状況把握を行う。

(2) 応援の必要性和応援要請先について検討

県は、(1)及び市からの応援要請を基に、応援の必要性について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の出

動を要請する。

(3) 応援の受け入れ方法についての検討

応援の受け入れ方法は、緊急消防援助隊の受援計画に記載されている消防本部の進出拠点及び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。

1) 交通ルートの検討

(2)において応援が必要と判断された場合、把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。(緊急消防援助隊等受け入れに伴うルート確保)

2) 応援隊の集結場所、活動拠点の検討

県は、応援隊の現地での集結場所や活動拠点、宿営場所等について、市と協議するなどして検討を行う。なお、宿営場所について、できる限り被災者の避難施設と共用しない場所を選定し、被災者と隊員の心理的負担感軽減に配慮する。

(4) 応援(派遣)要請

県は、(1)～(3)を踏まえ、次の関係機関に対して応援(派遣)要請を行う。

- 1) 被災地外県内消防本部
- 2) 自衛隊
- 3) 消防庁(緊急消防援助隊等)
- 4) 他の都道府県警察の警察災害派遣隊等

(5) 活動調整体制の確立

県は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。

- 1) 地区情報連絡員と災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。
- 2) 現地対策本部に関係機関協議の場を設定する。
- 3) 現地対策本部からの情報の集約及び全体の活動の調整を行う。
- 4) 必要な車両、資機材等の確保及び輸送を行う。

なお、国(消防庁)、市町村及び防災関係機関へ救出救助に関する情報を速やかに通報する。

8 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に、次の範囲内の被災者の救出については、知事の委任に基づき実施する。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用を負担する。

- 1) 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用（直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）
- 2) 救出のため使用した機械、器具の修繕費用
- 3) 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

（3）救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

（4）救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。

（5）記録と保存

市長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- 1) 救助実施記録日計票
- 2) 被災者救出用器具燃料受払簿
- 3) 被災者救出状況記録簿
- 4) 被災者救出関係支払証拠書類

第5節 救急医療活動

地震により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところによって実施する。（地震発生から概ね72時間を目処とした活動）

1 救急医療活動の基本方針

地震により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資器材等を最大限に活用し、1人でも多くの命を救う（あるいは「防ぐことのできた死」 preventable death を避ける）必要がある。

そのため、市は、県、消防機関、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、災害拠点病院、大分DMA T指定病院、大分県歯科医師会、大分県薬剤師会、大分県看護協会等が密接な連携を図りながら、その他の災害対応活動の状況に応じて実施する。

2 主な機関の救急医療活動

機関名		発災 (緊急対策)	72時間	(応急対策)
県	福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療福祉調整本部（DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）の設置 ○医療情報の収集及び提供 ○大分DMA T及び医療救護班への出動要請 ○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの保健医療福祉調整本部（DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等）への出動要請 ○災害派遣精神医療チーム（DPAT）隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請（必要に応じて） ○医薬品・医療資器材等の確保 ○県外のDMA T及び医療救護班の出動要請 ○県外の医療機関に負傷者等の受入れ要請 ○広域医療搬送のためのSCUの設置要請 		→
	保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○医療情報の収集及び提供 ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整 		→
臼杵市		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置 ○地域の医療提供体制の確保 ○医療救護班の受入れ・調整 ○医薬品・医療資器材等の確保 		→
日本赤十字社		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護活動の実施 		→

機関名	発災 (緊急対策)	72時間	(応急対策)
大分県支部			
災害拠点病院	○重症患者等の受入れ・地域医療搬送	→	
大分 DMAT 指定病院	○被災地でのDMAT活動 ○保健医療福祉調整本部での活動	→	
大分県医師会	○医療救護活動の実施		→
大分大学医学部 附属病院	○医療救護活動の実施		→
大分県看護協会	○災害看護活動の実施		→
大分県薬剤師会	○医療救護活動の実施		→
大分県歯科医師会	○医療救護活動の実施		→
大分災害リハビリ テーション推進 協議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期 (→) は72時間以降)		

3 医療情報の収集及び提供

(1) 医療情報の収集

県は、広域災害・救急医療情報システム (EMIS) を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。保健所及び地区災害対策本部保健所班は、EMIS への医療情報未入力 of 病院に対し入力を要請するとともに、必要に応じて電話又は訪問確認等を行い代行入力する。

収集する情報は、概ね次のとおりである。

- 1) 医療機関の被災状況 (電気、水道、医療ガスの確保状況) 及び稼働状況 (手術の可否、人工透析が必要な患者の受入れの可否、現在受け入れている重症・中等症患者数等)
- 2) 医療機関から転送が必要な入院患者数
- 3) 透析患者等難病患者が受診可能な医療機関の稼働状況
- 4) 負傷者の発生状況
- 5) 被災地及び近隣地域における医療機関の状況 (手術、透析等の診療情報及び受入れ可能患者数等)
- 6) 近隣県における受入れ可能医療機関
- 7) 道路交通状況
- 8) 医療救護活動に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数
- 9) 不足する医薬品・医療資器材等の種類・量及び調達可能量
- 10) 医療救護班、医薬品等医療資器材、負傷者を搬送する緊急車両及びヘリコプター等の確保状況
- 11) 市が開設する臨時救護所及び指定避難所の所在地及び受入れ人数等の規模

(2) 医療情報の提供

市は、県で収集された情報の提供を受け、市民、難病患者等へ情報を提供する。

なお、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して収集する情報は、医療機関に情報の随時更新を要請し、災害活動中の関係機関に対しインターネット上で継続的に情報提供する。

4 救急医療活動の実施

（1）保健医療福祉調整本部の設置

県は、県庁内に保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部、DPAT調整本部等）を設置し、収集した医療情報を活用し、医療救護活動の調整等を行う。

（2）医療救護所の設置

- 1) 市は、市内の医療機関では負傷者を受け入れできない場合、指定避難所内に医療救護所を設置する。
- 2) 市は、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。

■ 資料編3-18「臼杵市内避難施設一覧」参照

（3）災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班、災害支援ナース及び薬剤師班の派遣

- 1) 市は、医療救護活動上効果的であると判断したときは、大分DMAT指定病院に対する大分DMATの派遣を県へ要請する。大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。
- 2) 市は、医療救護活動上効果的であると判断したとき、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院に対し医療救護班の派遣を、災害支援ナース協定医療機関に対し災害支援ナースの派遣を、大分県薬剤師会に対し薬剤師班の派遣を、大分災害リハビリテーション推進協議会に対しJRATの派遣を県へ要請する。
医療救護班、災害支援ナース、薬剤師班及びJRATは互いに連携し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う。
- 3) 市は、大分DMAT指定病院に対し、あらかじめ登録した超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの、また、大分県薬剤師会に対し、予め登録した災害薬事コーディネーターの派遣を県へ要請する。
- 4) 市は、必要に応じて、精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チームDEATの編成・派遣を県へ要請する。

（4）医薬品・医療資器材等の供給

市は、指定避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を、最寄りの販売業者等から調達する。

（5）被災地内における救急医療活動の調整

- 1) 市は、大分DMAT、医療救護班及び災害支援ナースの受入れ及び医療救護活動を実施

するために必要な調整を行う。

- 2) 県（保健所）は、管内の医療救護活動の実施について必要な連絡調整を行う。必要に応じ、市災害対策本部に職員を派遣し、災害対応状況及び医療救護活動のニーズを把握する。

（6）広域的な緊急救急医療活動の調整

- 1) 県外のDMA T及び医療救護班等の派遣

県は、県独自では十分な医療救護活動が実施できないと判断した場合、他県及び厚生労働省に対しDMA T及び災害支援ナースの派遣を要請するとともに、九州・山口各県に対し「災害時相互応援協定」に基づく医療救護班の派遣を要請する。

また、県内外及び県内被災地間におけるDMA T等の受入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

- 2) 県内において医薬品・医療資器材等を調達できない場合、九州・山口各県及び厚生労働省の協力を得て調達する。
- 3) 県は、県内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、九州・山口各県や厚生労働省に対し受入れを要請する。

5 地域医療搬送及び広域医療搬送

（1）地域医療搬送（被災地に対応困難な重症患者等を被災地域外に搬送する活動で、広域医療搬送以外のもの）

- 1) 災害現場から救出された重症な負傷者、又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、被災地内の災害拠点病院に優先的に搬送し、同病院を地域医療搬送の拠点とする。
- 2) 搬送は、原則として、被災地内及び応援消防機関の救急車両等及び防災ヘリコプター等の航空機により行う。
- 3) 市及び県は、消防機関が災害拠点病院の近隣に選定するヘリコプター離発着場で、円滑な搬送が実施できるよう支援する。

（2）広域医療搬送（国の調整により、被災地に対応困難な重症患者を航空機を用いて被災地域外に搬送する活動）

- 1) 県は、広域医療搬送を実施するため、予め選定した候補地への広域搬送拠点臨時医療施設（Staging Care Unit：SCU）の設置を要請する。
- 2) 被災地内の医療機関では対応困難な広域医療搬送基準に該当する重症患者等は、国と連携を図りながら、救急車両又はヘリコプター等によりSCUに搬送する。
- 3) 県は、国と連携を図りながら、他県又は自衛隊に協力要請し、SCUから県外に搬送するために必要なヘリコプター等の航空機を確保する。
- 4) 消防機関、大分DMA T、日本赤十字社大分県支部、医師会、空港等の関係者は、SCUの運営について、県に協力する。

6 関係機関が実施する措置

(1) 日本赤十字社大分県支部の措置

日本赤十字社大分県支部は「日本赤十字社大分県支部災害救護計画」及び災害救助に関する委託契約に基づき、以下の医療救護を実施する。また、県が実施するその他の医療救護について援助協力する。

- 1) 医療及び助産の実施は、概ね県が実施する災害救助法の規定による医療及び助産に準じて実施し、また援助協力する。
- 2) 医療救護体制（常備救護班の編成）
 - ア 救護班の編成

医師 1人 看護師長 1人 看護師 2人 主事 2人 計6人
 - イ 救護班数 8個班
- 3) 災害時に赤十字防災ボランティアセンターを開設した上で、医療救護活動等を支援する。

(2) 災害拠点病院の措置

災害拠点病院は、被災地からの重症患者等の受入れ拠点及び地域医療搬送の拠点となる。

表：災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況 令和7年6月6日現在

医療圏	病院名	災害拠点病院		大分DMAT
		基幹災害拠点病院	地域災害拠点病院	指定病院
大分県	大分県立病院	○		○
	大分大学医学部附属病院	○		○
臼津	臼杵市医師会立コスモス病院		○	○

■ 資料編3-20「災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況」参照

(3) 大分DMAT指定病院の措置

- 1) 大分DMAT指定病院は、県からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣する。
- 2) 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。
- 3) 予め登録され、保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等）に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

(4) 大分県医師会の措置

- 1) 大分県医師会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。
- 2) 郡市医師会は、市又は大分県医師会からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

(5) 大分県看護協会の措置

大分県看護協会は、県からの要請に基づき、積極的に災害看護活動に協力する。

(6) 大分県薬剤師会の措置

大分県薬剤師会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力するとともに、市が行う医療救護活動に対する地域薬剤師会の協力について、必要な調整を行う。

(7) 大分県歯科医師会の措置

- 1) 大分県歯科医師会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。
- 2) 郡市歯科医師会は、市又は大分県医師会からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

(8) 大分災害リハビリテーション推進協議会の措置

大分災害リハビリテーション推進協議会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

7 災害救助法の規定による医療又は助産

(1) 医療の実施基準

1) 医療の実施範囲

- ア 診察（疾病の状態を判断するもの）
- イ 薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）
- ウ 処置、手術、その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への受入れ（病院、診療所等患者受入れの設備を有する施設に入院させ、治療を施すことになれば、平時のとおり医療保険で対応すべきである）
- オ 看護（傷病者に対する治療及び養生のために必要な医学的世話ないし介護をすること）

2) 医療救護の対象者

- ア 災害のため医療の途を失った者（り災者の有無を問わない）
- イ 応急的な医療をほどこす必要のある者

3) 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。

4) 医療のため負担する費用の範囲

- ア 医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費
- イ 病院又は診療所に受け入れした場合は、国民健康保険診療報酬の額以内
- ウ 施術者による場合には、当該地域における協定料金の額以内
- エ 従事命令により、医療に従事するものに対しては、必要に応じ日当・超過勤務手当・旅費が支給される。また、医療活動において負傷した場合には療養扶助金が支給され、その他に休業扶助金・障害扶助金・打切扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金の制度がある。

(2) 助産実施の基準

1) 助産の範囲

- ア 分べんの介助（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）
- イ 分べん前、分べん後の処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。）
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

2) 助産の対象者

- ア 災害のため助産の途を失った者
- イ 災害発生の日の前後7日以内に分べんした者

3) 助産の期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。

ただし災害発生の日前に分娩した者は、分べんの日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

4) 助産のための費用の負担の範囲

- ア 医療救護班による場合は、使用した材料の実費
- イ 助産所その他医療機関による場合、それぞれの地域における慣行料金の8割以内の額

第6節 消防活動

地震による火災に的確に対処し、生命、身体、財産への被害を最小限に止めるための活動については、この節の定めるところによって実施する。なお、消防計画の策定等に際しては、津波時の浸水想定を勘案するよう努める。

1 消防活動の実施体制

市（消防機関）は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。消防団、自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、消防機関の活動に積極的に協力する。

県は、消防機関において迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、市から要請があった場合等、応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。なお、甚大な被害が発生した場合は、県は最優先課題としてこれに取り組む。

■ 資料編3-21「消防組織等」参照

2 市における消防活動

- (1) 消防活動は、消防計画の定めるところにより実施する。
- (2) 市（消防機関）は、外部からの応援が必要と判断される場合、「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により県内の市及び消防組合に応援を求める。又は、県を経由して緊急消防援助隊や自衛隊等の応援要請を依頼する。

第7節 二次災害の防止活動

地震後の余震、降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

1 二次災害防止活動の実施体制

市、その他の防災関係機関は、地震発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設等の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度を活用する。

2 市における二次災害防止活動

市においては、各対策班において、次のような二次災害防止活動を行う。

(1) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動

市は次のとおり二次災害防止のための措置を行い、その実施状況を把握する。

1) 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとり、管理責任者とともに必要な応急措置を実施する。

2) 市の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

市道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

3) 被災建築物や斜面の応急危険度判定

市は必要に応じて、二次災害防止のため県に対して、応急危険度判定士や斜面判定士への協力依頼などの措置を行う。

4) 危険な一般建築物の応急措置等

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(2) 土砂災害等の防止活動

関係機関と連携して、土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握するとともに、本部班に報告する。

なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

- 1) 土石流危険渓流
- 2) 急傾斜地崩壊危険箇所
- 3) 地すべり危険箇所
- 4) 土砂災害警戒区域等
- 5) 山地災害危険地区

- 6) 保安林及び保安施設地区
- 7) 海岸危険地域
- 8) 落石等危険箇所
- 9) その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(3) 二次的な水害の防止活動

土木水産施設対策班は関係機関と協力し、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、立ち退きの指示等、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握するとともに、本部班に報告する。

(4) 高潮、波浪等による被害の防止活動

土木水産施設対策班は関係機関と協力し、高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握・指導するとともに、本部班に報告する。

- 1) 海岸保全施設
- 2) 河川施設
- 3) 漁港施設

(5) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、消防機関は、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を県に報告する。

- 1) 危険物施設
- 2) 火薬保管施設
- 3) ガス施設
- 4) 毒劇物施設
- 5) 放射性物質施設
- 6) その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(6) 流出油等による二次災害防止活動

災害等により船舶からの貨物油、燃料油又は有害液体物質等（以下「海上流出油等」という。）が海上に流出した場合、発生する有毒ガス等により甚大な被害が予想されるとともに、付近海域の航行が不能となるため、港湾啓開作業に多大なる支障をきたすことから、県の地区災害対策本部は、海上流出油等の除去にあたっては、法令の規定により排出源（船舶及び船舶を運航する企業等も含む。）及び除去委託団体等に対し、除去指導等も含め適切な措置をとる。市は、これらの県の二次災害防止活動と連携した措置をとる。

(7) 二次災害防止のための市民への呼びかけ

余震、降雨等による二次災害の危険性について報道機関へ広報を依頼し、市民に注意を呼

びかける。

(8) 被災建築物の石綿飛散防止活動

被災した建築物から石綿が飛散するおそれのあるときは、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に、建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。

また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。

第4章 被災者の保護・救護のための活動

第1節 避難所運営活動

本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。なお、救護地域対策班の初動活動については、「臼杵市避難所開設マニュアル」に詳細を示す。

1 指定避難所運営の責任体制

指定避難所の運営は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事の委任に基づく）。

市は、指定避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等とともに当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を適切に県に報告し、共有するよう努める。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所の開設方法

避難者を収容・保護する施設は、あらかじめ本計画に定める施設を主として使用する。

指定避難所は、公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設を利用するが、これらの適切な施設が得難いときは、野外にプレハブを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。

この場合、市内の被害が激甚であるため、市で指定避難所を設置できない場合には、隣接市町村に市民の受け入れを要請し、又は隣接市町村の建物・土地等を借り上げて、避難所を設置する。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、知事が必要と認める場合、これらの措置の実施について、県立施設を積極的に開放する。また、知事は、災害対策基本法第71条又は災害救助法第26条の規定に基づき、市長を通じて、避難者を収容・保護するために適切と思われる旅館その他の施設又は家屋の管理使用を実施する。

(2) 指定避難所に受け入れる被災者

指定避難所に受け入れる者は、災害によって被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

(3) 指定避難所開設の場合の手続

市において指定避難所を開設した場合は、概ね次の措置をとる。

1) 指定避難所開設の周知

市は、速やかに被災者及び警察官、消防本部、防災組織等関係者にその場所等を周知し、指定避難所に受け入れる者を誘導し保護する。その際、必要に応じて地区災害対策本部の応援を求める。

2) 避難者名簿の作成及び公表

市は、速やかに指定避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて地区災害対策本部や地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める

3) 指定避難所開設に関する報告

市は、指定避難所の開設に関する情報（日時・場所・箇所数・避難者数、ライフラインの状況、疾病別人数、ニーズ）を指定避難所開設後直ちに県に報告する。

また、市は上記の報告の後、速やかに次の事項を整理し、県に報告する。

- ア 指定避難所開設の日時及び場所
- イ 施設箇所数及び受入れ人員
- ウ 避難者名簿
- エ 開設見込期間

4) 指定避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の指定避難所の設置に要する経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

この場合、支出できる費用の内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 賃金職員等雇上費
- イ 消耗器材費
- ウ 建物の使用謝金
- エ 器物の使用謝金
- オ 借上費又は購入費
- カ 光熱水費
- キ 仮設便所等の設置費

5) 指定避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の指定避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、該当期間を超えて開設しなければならない特別な事情がある場合は、市はあらかじめその理由を県に申し出て承認を受ける。

6) 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、市は概ね次の帳簿等を備え必要な事項等について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア 避難者名簿
- イ 救助実施記録日計表
- ウ 指定避難所用物資受払簿

- エ 指定避難所設置及び受入れ状況
- オ 指定避難所設置に要した支払証拠書類
- カ 指定避難所設置に要した物品受払証拠書類

3 指定避難所における感染症対策

市は、指定避難所の開設にあたり、指定避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの指定避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じる。

また、市のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、県へ感染症対策に必要な措置の調整を依頼する。

(1) 住民への周知

市及び県は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、指定避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

(2) 避難先の検討・確保

市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。

併せて、平時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じる。特に、避難所が学校の場合は、学校薬剤師に助言を求める。

県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。

(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保

市は、マスクや消毒液など、指定避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

市において必要な物資が確保できない場合には、県へ用品調達先の調整を依頼する。

(4) 避難者の受入れ体制の確立

市は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた職員の体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

市は、必要に応じて保健師等で構成する保健師等チームを県に要請する。

(5) 指定避難所内での感染予防

市は、指定避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じる。

- 1) 指定避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスクを着用する。
- 2) 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。
- 3) 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。
- 4) 区画表示や簡易間仕切りを利用し避難者同士の距離を確保するよう努める。
- 5) 消毒液を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。
- 6) ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。
- 7) 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。
- 8) 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。

(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施

市は、自主防災組織等と感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を必要に応じて実施する。

(7) 感染症患者に関する情報共有等

行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、保健所、県と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。

4 要配慮者の避難等の措置

市は、指定避難所のバリアフリー化に努めるとともに、要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるなど福祉的支援を充実させ、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設する。

また、指定避難所での集団生活が困難な要配慮者のために必要に応じて、旅館・ホテルを福祉避難所に指定する。

なお、要配慮者の避難等の措置について市のみでは対応できない場合、県及び関係機関へ要配慮者の受入れ先の確保について協力を要請し、市外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

市は、福祉避難所や一般避難所福祉スペースの施設数や所在、受入可能人数等の情報について、平時から県との情報の共有を図る。

(1) 広域避難を必要とする要配慮者の把握

市は、救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避難

を必要とする者の状況について県へ報告する。

県は、市から要配慮者を他の市町村へ避難させるための協力要請を受けた場合、他の市町村との連絡調整等を行う。

(2) 広域避難施設への移送

市は、県を通じて、広域避難施設への移送について、必要に応じて、自衛隊、輸送関係指定地方公共機関等の応援を要請する。

(3) 広域避難施設への応援措置

県は、要配慮者の広域避難施設への移送が円滑に行われるよう、移送元の市町村と連携して、受入れ可能な広域避難施設を把握し、移送する。

また、その際、必要に応じて、広域避難施設の所在県、厚生労働省その他関係機関の協力を求める。

5 避難所の運営管理

指定避難所の運営管理は、市長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、市は、「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な指定避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校長等の施設責任者は、学校その他が避難所となった場合、避難所が円滑に運営管理されるよう市に協力する。

(1) 避難所の運営管理体制の確立

市は、指定避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者（町内会・自治会長等）と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

避難者は、先ず隣保班や居住域等により自主的に「班」をつくり、各班で話し合っ「班長」を決め、その後の食料や水等の配給・分配をスムーズに行うよう務める。

(2) 避難所での情報伝達

指定避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配布等により、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいのある避難者にも配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を指定避難所に設置する。

(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布

市は、指定避難所での食料・水・生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。

また、指定避難所ごとのニーズを的確に把握し、県と連携を図りながら新物資システム（B-P1o）を活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。

食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギー

に配慮した食料の確保・配付等にも努める。なお、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

(4) 避難所のニーズの把握

市は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(5) 避難住民の健康への配慮

市は県と連携して、避難者の健康管理のため、保健師等チームを派遣するとともに、各種団体に災害支援チーム（JDA-DAT 等）の派遣要請を行い、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

(6) 避難所の生活環境への配慮

市は、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、簡易トイレ（洋式）・携帯トイレの備蓄に加え、トイレカーを導入するなど、災害・断水時のトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。

特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。

また、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事、入浴、洗濯等の生活用水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

市は、避難所の生活環境に配慮するため、キッチンカーやトイレカーの派遣により要請する。

(7) 女性の視点からの避難所運営

指定避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

- 1) 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。
- 2) 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。
- 3) 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。
- 4) 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。
- 5) 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性やこどもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。

- 6) 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。
- 7) 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(8) 避難所運営訓練の実施

市は、円滑に指定避難所を開設・運営できるよう、県との共同により、市職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

(9) 避難所での外国人への配慮

市は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県と連携して配慮を行う。

6 避難生活者の保護・救援

(1) 医療救護班等の派遣・調整

市は、指定避難所における医療ニーズの有無を把握し、県へ速やかに医療救護班を派遣要請するとともに、各種団体等から参集する医療支援チームが円滑に活動できるよう調整する。

(2) 保健医療福祉活動チームの派遣・調整

市は、県へ避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため保健師等チームを派遣要請するとともに、各種団体等から参集する保健医療福祉活動チームが円滑に活動できるよう調整する。

(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整

市は必要に応じて、大規模災害の発生時、避難所や在宅、車中泊等避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣を要請する。

また、市は派遣された災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう県との連絡調整を行う。

(4) 福祉避難所サポーターの派遣・調整

市は、避難の長期化に伴う福祉避難所の職員不足等を解消するため、福祉避難所サポーターの派遣要請を行う。

7 広域避難

(1) 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入れ先の市町村と以下のとおり調整を行う。

- 1) 県内の他の市町村への避難については、受入れ先の市町村と直接協議することを原則とするが、必要に応じて県に調整を要請する。
- 2) 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入れ先の都道府県との協議を

求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市長自ら受入れ先の都道府県内の市町村と協議する。

- (2) 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (3) 市、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。
- (4) 市、県及び事業者は、避難者のニーズを充分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

8 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断したときは、県や受入れ先の市町村と以下のとおり調整を行う。

- (1) 県内の他の市町村への避難については、受入れ先の市町村と直接協議することを原則とするが、必要に応じて県に調整を要請する。
- (2) 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入れ先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市長自ら受入れ先の都道府県内の市町村と協議することができる。
- (3) 市は、広域一時滞在の受入れ先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行う。また、受入れ先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

第2節 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。

1 避難所外被災者の状況把握

市は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

指定避難所外被災者の状況把握を迅速に行うため、県は、市が行う避難所外被災者の状況調査に協力するとともに、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

2 避難所外の要配慮者

市は、指定避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。また、市は県と連携して、指定避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行う。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細かな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

さらに、市は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

4 車中泊避難者への支援

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊避難を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

5 食料・物資の供給

市は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、大規模災害に伴う孤立集落等対策指針に基づき、関係機関との連携により、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

6 巡回健康相談の実施

市は県と連携して、指定避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健師等チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給

本節は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

1 食料の供給責任体制

食料供給は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。市による食料供給が困難な場合、市は速やかに県に物資の確保及び配送を要請し、供給配布する。

また、その他の防災関係機関は、他の市町村及び県から食料供給に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 食料供給活動の流れ

（1）被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者、応急対策等への従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- 1) 避難者の状況
- 2) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- 3) 応急対策等への従事者の状況
- 4) 電気、ガス、水道の状況

（2）市による食料供給の実施

市は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

3 政府所有米穀の緊急引渡し

（1）市の手続

市長は、農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

1) 通常の手続きによる緊急引渡し等

市長は、所管の地区災害対策本部を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

2) 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

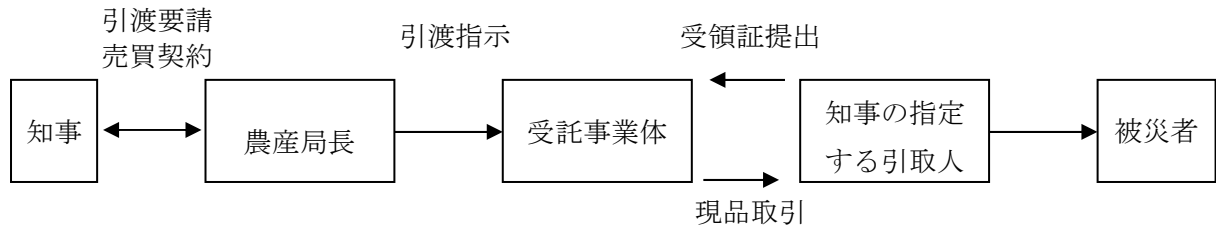
交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。

市長が農産局長に直接要請を行った場合、市長は、知事との通信体制が復旧した後、必

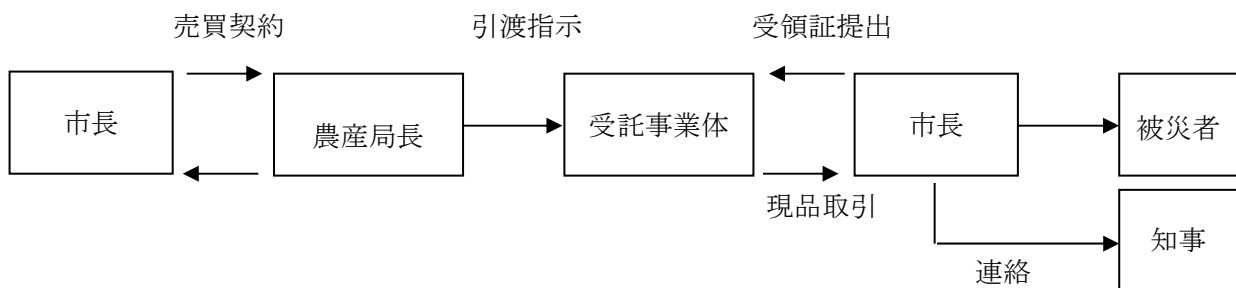
ずその旨を連絡することとし、県は農産局長へ要請書を送付する。

(2) 応急供給系統図

1) 知事に対する応急食糧の直接売却



2) 市長と県が連絡の取れない場合の現物引渡



4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は、市からの要請に基づき、県が実施する。

(1) 炊出し、その他による食品の給与基準

1) 給与を受ける被害者の範囲

- ア 避難所等に避難した者
- イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水等である場合、又は社会基盤の被災により炊事のできない者
- ウ 市内の旅館の宿泊人及び一般家庭の来訪客でア又はイと同一の状態にある者
- エ 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者
- オ 流通の途絶により食品が確保できない者

2) 炊出しその他による食品給与の方法

- ア 炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。
- イ 食品の給与にあたっては、現に食し得る状態にある物を給すること（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）。
- ウ 食品の給与は産業給食（弁当等）によっても差し支えない。
- エ 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。
- オ 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日あたり内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

3) 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

4) 費用の負担

県は1) から3) の基準に基づき、市にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、概ね次の範囲内の費用を負担する。

ア 主食費

- a 知事が一括売却を受け配分した場合の主食
- b 供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等

イ 副食費及び調味料費

ウ 炊出し用の燃料費

エ 雑費：器物の使用謝金、又は借上料等

(2) 市の措置

1) 県への情報提供等

市長は、知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、速やかにその概要を県に情報提供し、必要な指示を受ける。

2) 帳簿等の備え付け等

市長は、知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与される場合は、その責任者を指定するとともに、炊出し等の各現場に実施責任者を定め、概ね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

ア 救助実記録日計表

イ 炊出しその他による食品給与物品受払簿

ウ 炊出し給与状況

エ 炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

5 その他の機関が実施する食料の供給措置

(1) 自衛隊

特に緊急を要する場合は、部隊が管理する「乾パン」等の管理換えに応ずる。

(2) 日本赤十字社大分県支部

所管の赤十字奉仕団等を通じて、被災者等に対する炊出しその他の食品等の給与の応援協力を実施する。

(3) 九州農政局（大分県拠点）

知事等又は政府の要請に基づき、農林水産省が実施する応急用食料（精米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、乾パン及び水（ペットボトル）等）の供給可能量把握、供給団体等への出荷要請に連携し、職員の派遣等により応急用食料の供給支援を実施する。

第4節 給水

本節は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

1 給水の責任体制

給水は、第一に順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。市による給水が困難な場合、速やかに県災害対策本部に水の確保及び配送を要請し、これを供給する。

また、その他の防災関係機関は、市及び県から給水に関する要請があった場合には、積極的に協力する。

2 給水活動の流れ

（1）被災者に対する給水の必要性の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の衛生状況の把握は、県に協力を求める。

- 1) 被災者の状況
- 2) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- 3) 通水状況
- 4) 飲料水の衛生状況

（2）市による給水の実施

市は、（1）で給水が必要と判断された場合、次の点に留意して給水活動を行う。

なお、この節に定める事項のほか必要な給水措置は、臼杵市地域防災計画の定めるところによる。

- 1) 給水場所、給水方法、給水時間等について臼杵市情報伝達システム（同報無線）、広報車等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- 2) 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
- 3) 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、可能な限りボランティアとの連携を図る。

（3）県における給水の実施

市のみでは給水が困難と判断された場合、県へ応援要請を行い、被災地域への応急給水について、県との連携のもと総合的な調整、災害所管区域の補給水源の汚染衛生状況の調査を行う。

1) 所要量、運搬ルート等の情報管理

県は、給水に関する情報を集約し、飲料水・生活水の供給計画を作成し、その進行管理を行うとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請し、飲料水・生活水を調達する。

なお、情報の集約にあたっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

2) 給水等

- ア 給水の総合調整
- イ 流通在庫によるボトル水等水入り容器の供給及びあっせん
- ウ 自衛隊への派遣要請
- エ 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請
- オ 国土交通省、日本水道協会等、大分県薬剤師会への応援要請

3 給水の方法

(1) 飲料水

- 1) 給水車による給水
- 2) ろ水器による給水
- 3) ボトル水等水入り容器を運搬して行う給水

(2) 生活用水

- 1) 給水車による給水
- 2) 学校プールその他適当な場所への貯水
- 3) 災害時協力井戸による給水
- 4) 浄水剤の支給による給水

4 災害救助法に基づく措置

市長は、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- 1) 救助実施記録日計表
- 2) 飲料水の供給簿
- 3) 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- 4) 飲料水供給のための支払証拠書類

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

本節は、被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一順位としては市が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。

県は、市の活動状況を把握し、適切な支援を行うほか、市が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

(1) 被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

- 1) 被災者の状況
- 2) 医療機関、社会福祉施設の状況

(2) 被災者に対する給与又は貸与の実施

市は、(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

(3) 県における給与又は貸与の実施

市のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が困難と判断される場合は、県は以下の措置をとる。

1) 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

県は、被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係課に協力を求めるとともにその進行管理を行う。

なお、情報の集約にあたっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。

2) 給与又は貸与

ア 備蓄物資による給与又は貸与

県が、備蓄している物資により実施する。

イ 1) 以外の物資の給与又は貸与

以下により実施するものとし、必要に応じて、義援物資の受入れ及び日本赤十字社又は民間団体が行う支援との調整を図る。

a 流通在庫による給与又は貸与：県があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき

実施する。

- b 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請に準ずる。

3) 給与又は貸与の体制（集積・輸送・交付）

救助物資の給与又は貸与活動は、概ね次の基準により実施する。

- ア 県の支援物資部支援物資班、通信・輸送部輸送・調整班
 - a 救助物資の給与又は貸与活動の総合的な連絡調整及び指導を行うこと。
 - b 救助物資の配分及び輸送に関すること。
 - c 備蓄救助物資の放出と物資集積場（輸送計画による場所）までの輸送を行うこと。
 - d 調達した物資の物資集積場までの輸送を行うこと。
- イ 県の地区災害対策本部被災者救援班、支援物資班、通信・輸送班
 - a 指示に基づく不足物資の調達を行うこと。
 - b 救助物資の配分及び輸送に関すること。
 - c 備蓄救助物資の放出、所管物資調達地における救助物資の調達及び物資集積場までの輸送を行うこと。
 - d 市の要請により、救援物資の給与及び貸与について支援を行うこと。

3 災害救助法が適用された場合の措置

(1) 実施体制

- 1) 災害救助法が適用された場合、市は県と連携して、被災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、担当部署に情報提供する。
- 2) 県は、2（3）に基づく給与又は貸与を実施する。

(2) 給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、概ね次のとおりとする。

1) 給与又は貸与の対象者

- ア 災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）
- イ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者
- ウ 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2) 給与又は貸与品目

- ア 被服、寝具及び身の回り品：洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- イ 日用品：石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等
- ウ 炊事用具及び食器：炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- エ 光熱材料：マッチ、プロパンガス等

3) 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定める。

4) 給与又は貸与の限度額

- 1 世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とす

る。

5) 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から 10 日以内に給与又は貸与を終る。

4 その他災害時の救助物資の給与又は貸与

市は、災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、概ね次の基準により被災者に対し救助物資を給与する。

(1) 給与の対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水の被害を受けた者

(2) 給与実施基準

災害を受けた世帯が市町村の人口に応じて、次の数に達する場合とする。

市町村の人口	15,000 人未満	15,000 人以上 30,000 人未満	30,000 人以上 50,000 人未満	50,000 人以上 100,000 人未満	100,000 人以上	備 考
被災世帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる。

(3) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年度内閣府告示第 228 号）第 1 章第 4 条 3 のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

(4) その他

その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 市が実施する救助物資の給与又は貸与

市が実施する救助物資の給与又は貸与は、本計画に定めるところにより実施するが、特に災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与については、市長は知事の委任に基づき次の活動を行う。

- (1) 知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与又は貸与すること。
- (2) 交通途絶等特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与すること。

6 その他の防災関係機関が実施する救助物資の給与又は貸与

- (1) 日本赤十字社大分県支部臼杵市地区は、その保管する救援物資を被災者に対して配付する。
 - 1) 保管場所 ; 大分市千代町 2 丁目 3 番 31 号 日本赤十字社大分県支部倉庫

2) 対象者

ア 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受けた被災者

イ 避難所等に避難した被災者

3) 保管品名

毛布、タオル、タオルケット（夏期）、バスタオル、緊急セット、ブルーシート

(2) 緊急事態の場合、陸上自衛隊は、知事の要請に基づき、その保管し、管理する次の救助物資を知事による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間被災者に貸与し被災者の保護を図る。

(3) その他の防災関係機関においても、当該機関が保管し、管理する救助物資を積極的に放出して県又は市が実施する被災者の保護に協力する。

第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、市をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、救急医療活動に基づく超急性期の医療活動から、それ以降の急性期や慢性期（概ね発災から72時間以降）の活動にスムーズに移行できる体制を講じるとともに、以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

市は、次の情報を県地区災害対策本部と連携して収集し、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所等及び被災地域における医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

2 医療救護活動の実施

(1) 保健医療福祉調整対策本部

市及び県は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため、大分県医師会に対し、予め登録した急性期から慢性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの県庁（保健医療福祉調整本部（DMAT調整本部、必要に応じてDMAT・SCU本部等））への派遣を要請し、超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーターの調整業務等を引き継ぐ。なお、必要に応じて災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターから医療救護活動について助言を得る。

(2) 医療救護班等の派遣・調整

市は、必要に応じ医療救護班等の派遣を県に要請する。

県は、市から要請があったとき、又は、市が確保した医療支援チームでは十分な医療活動が実施できないと判断したときには、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会及び大分大学医学部附属病院へ医療救護班の派遣を要請するほか、大分県看護協会、大分県薬剤師会及び大分災害リハビリテーション推進協議会等に対し支援チームの編成・派遣を要請する。また、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請する。

(3) 医療救護班の調整

保健医療福祉調整本部に派遣された災害医療コーディネーターは、被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う。

県、郡市医師会及び市町村は、連携して被災地内の医療救護班の調整等を行う。

(4) 災害派遣精神医療チームの派遣

市は、必要に応じ災害派遣精神医療チームの派遣を県に要請する。県は、市からの要請があったとき、D P A T 統括者と協議のうえ派遣の有無を決定し、医療機関等に精神科医、看護師等からなる災害派遣精神医療チーム（D P A T）の編成・派遣を要請する。必要時は他県からの応援要請を図る。また、D P A T 調整本部を設置し活動の指揮・調整を行う。

3 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

県は、以下の情報を集約の上、報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。また、相談専用電話を設置し、市民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

第7節 保健衛生活動

本節は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、市が実施する。

感染症予防に関する防疫措置など、市のみでは対応が困難な場合、あるいは県へ応援要請を行った場合、県により代行等の措置をとる。

2 保健衛生活動の実施方針

(1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握

市は必要に応じて災害対策本部に県職員の派遣を受け入れる等、県と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。

また、県は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から人員を選定し、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等チーム等を編成し、被災地域に派遣する。

1) 把握する公衆衛生ニーズ

- ア 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- イ 避難所等における医療ニーズ
- ウ 避難所等にいる要配慮者の数
- エ 食料や飲料水の供給状態
- オ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- カ 避難所等における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- キ 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- ク 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- ケ トイレ等の衛生状態

(2) 保健衛生活動の体制整備

市は県と連携して、以下のような保健衛生活動の体制整備を行う。

- 1) 被災地域における医療・保健衛生ニーズ等の状況把握とアセスメント
- 2) 市が実施する保健衛生活動のプランニング
- 3) 時期に応じた保健衛生活動に必要な技術職員の職種と人員数の判断
- 4) 県主管課に対しての必要人員の派遣要請
- 5) 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派遣活動との情報共有

3 保健衛生活動の実施

市は、被災地域において、以下の保健衛生活動を実施する。

市のみでは対応が困難と判断された場合、あるいは市から要請した場合は、県地区災害対策本部との連携により保健衛生活動を実施する。

- (1) 市及び県が実施する支援活動は以下のとおりとする。
 - 1) 保健医療福祉活動チーム派遣要請
 - 2) 派遣された保健医療福祉活動チームの受入れ調整及び活動調整
 - 3) 災害対策に必要とされる情報の収集及び整理
 - 4) 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等派遣活動との相互連携
- (2) 派遣された保健医療福祉活動チームの業務は以下のとおりとする。
 - 1) 要配慮者への保健指導及び情報提供
要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。
 - 2) 健康相談
被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談を行う。
 - 3) 養指導対策
避難所等を巡回し、市の栄養士とともに、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養管理指導及び栄養に関する相談への対応を行う。
 - 4) 健康教育（普及啓発）
感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。
 - 5) 家庭訪問
被災地域（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

4 防疫活動の実施

(1) 防疫活動の実施

市は、2の(1)で把握した情報から判断し、防疫活動が必要と認めるときは、適切な防疫活動を実施する。市において実施が困難な場合は、県、関係機関と協力して実施する。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法に基づく対応

市は、感染症法第27条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について、県の指示に基づき消毒する。

(3) 臨時予防接種が必要となった場合

市及び地区災害対策本部は、臨時予防接種が必要となった場合、予防接種法第6条及び予防接種施行令第3条第1項第3号に基づき実施する。

特にこの計画に基づき、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受ける者の範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施する。

5 保健衛生活動情報の集約及び公表

県は、保健衛生活動に係る情報（以下「保健衛生活動情報」という。）をそれぞれ集約し

た上で以下の活動を行う。

(1) 広報

保健衛生活動情報の広報を、報道機関に依頼し、一般に広報する。

(2) 市町村及び厚生労働省等への報告

収集した保健衛生活動情報を、市、厚生労働省等必要な機関へ報告する。

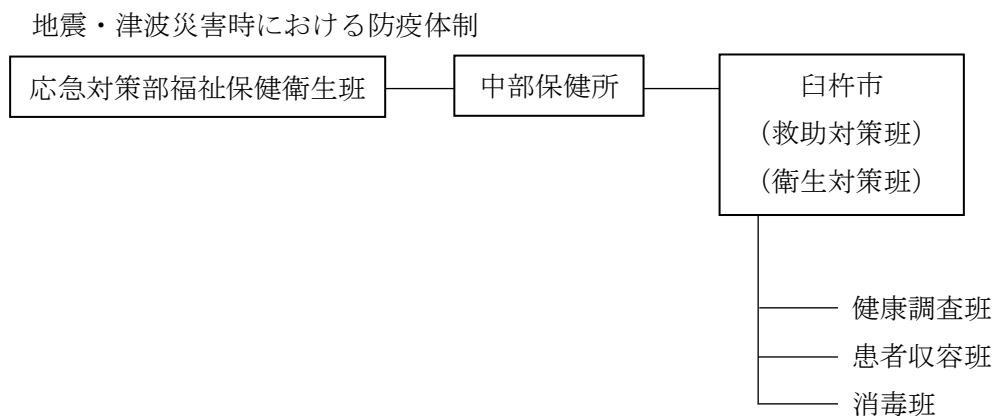
6 市が実施する防疫及び清掃

市は、次に定めるところにより、被災地域の防疫及び清掃を実施する。

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力・抵抗力の低下等により、感染症等が発生し、蔓延する危険性が高く、防疫活動の重要性が極めて高い。このため、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

(1) 防疫体制の確立

市は、地震・津波災害時における防疫体制の確立を図る。



(2) 防疫用薬剤等の備蓄等

市は、防疫用薬剤及び資機材について、備蓄を行うとともに調達計画の確立を図る。

(3) 感染症患者等に対する医療体制の確立

地震発生による感染症患者又は保菌者の発生が予測されることから、市は、市内の医療機関等の把握と患者又は保菌者等の把握及び医療体制の確立を図る。

7 その他の防災関係機関が実施する防疫及び清掃

- (1) 日本赤十字社大分県支部は、その業務を通じて防疫及び清掃の実施の推進に側面的な援助を行うとともに、知事又は市長の要請に応じて必要な防疫班を編成してこれに協力する。
- (2) 県内に所在する国立の医療機関及び公立の医療機関は、大規模な感染症が発生、又は重大な災害が発生した時、知事の要請に応じて必要な専門係員をその防疫班に参加させ防疫実施にあたらせる。

第8節 廃棄物処理

本節は、災害廃棄物の処理に関する事項について定めるものである。

1 災害廃棄物処理の基本方針

市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.WasteNet)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

なお、早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。

- (1) 市、関係事業者及び市民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。
- (2) 大分県災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。
- (3) NPO・ボランティア等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- (4) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。
- (5) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。
- (6) 災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- (7) 処理のため使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。

2 役割分担

- (1) 市は、災害廃棄物は一般廃棄物であることから、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
- (2) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。
- (3) 県は、全体的な廃棄物処理を推進する中で、必要に応じ地方自治法による廃棄物の処理事務の受託など直接的な役割を果たす。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬

本節は、災害により行方不明になった者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

1 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

市は、行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬について、警察機関、県及びその他の防災関係機関と相互に緊密な連絡のもと、迅速な措置によって行う。

2 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報

警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。

(2) 行方不明者の搜索

市は、自衛隊、消防機関、警察機関、海上保安部と相互に協力し、行方不明者の搜索にあたる。

3 遺体の取扱い

(1) 遺体の安置（検視前）

市は、発見された遺体について、警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

(2) 遺体の検視及び検案

- 1) 市は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付す。
- 2) 医療救護班又は医師は、遺体の検案を行うとともに、必要な処理を行う。
- 3) 市は、遺体の検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

(3) 遺体の安置（検視後）

- 1) 市は、遺体の安置所を設置する。
- 2) 市は、検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。
- 3) 市は、納棺した遺体についての死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。
- 4) 市は、遺体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

4 遺体の埋・火葬

遺体の埋・火葬は、市が実施する。市のみで埋・火葬が困難な場合は、大分県広域火葬計画（平成27年1月策定）に基づき、広域火葬を実施する。この場合、県は市から広域火葬に係る協力を求められたときは、県内他市町村、近隣県等での受入れ可能地を選定し協力を求める。

5 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報

(1) 行方不明者の搜索、遺体の取扱いに関する情報の集約・広報

警察本部は、遺体、行方不明者に関する情報を集約し、広報する。

(2) 埋葬に関する情報の集約・広報

市は、埋葬に関する情報を集約し、広報する。

(3) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

市や県、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月）」に基づいて行う。

6 災害救助法適用に関する事項

(1) 県の対応

災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき市長が実施する以下の業務について必要な措置を行う。

1) 遺体の搜索

ア 搜索する遺体の範囲

災害により現に行方不明の状況にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者（死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。）

イ 支出する費用

- a 船艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費（直接搜索作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）
- b 搜索のため使用した機械器具の修繕費
- c 搜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費
- d 搜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

ウ 支出費用の限度額

当該搜索地における実費

エ 搜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

2) 遺体の取扱い

ア 取扱う遺体の範囲

災害に際し死亡した者

イ 遺体の処理内容

- a 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- b 遺体の一時保存
- c 遺体の検案

ウ 支出する費用の限度

- a 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- b 遺体の時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、毎年度、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- c 検案は、医療救護班によって行うことを原則としているため特別に費用を必要としないと思われるが、医療救護班が検案を行うことができないような場合に一般開業医等が検案を実施した場合の費用は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

エ 遺体の処理期間：遺体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

3) 遺体の埋葬

ア 埋葬を行う範囲

- a 災害時の混乱の際に死亡した者
- b 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法：応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行う。

ウ 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

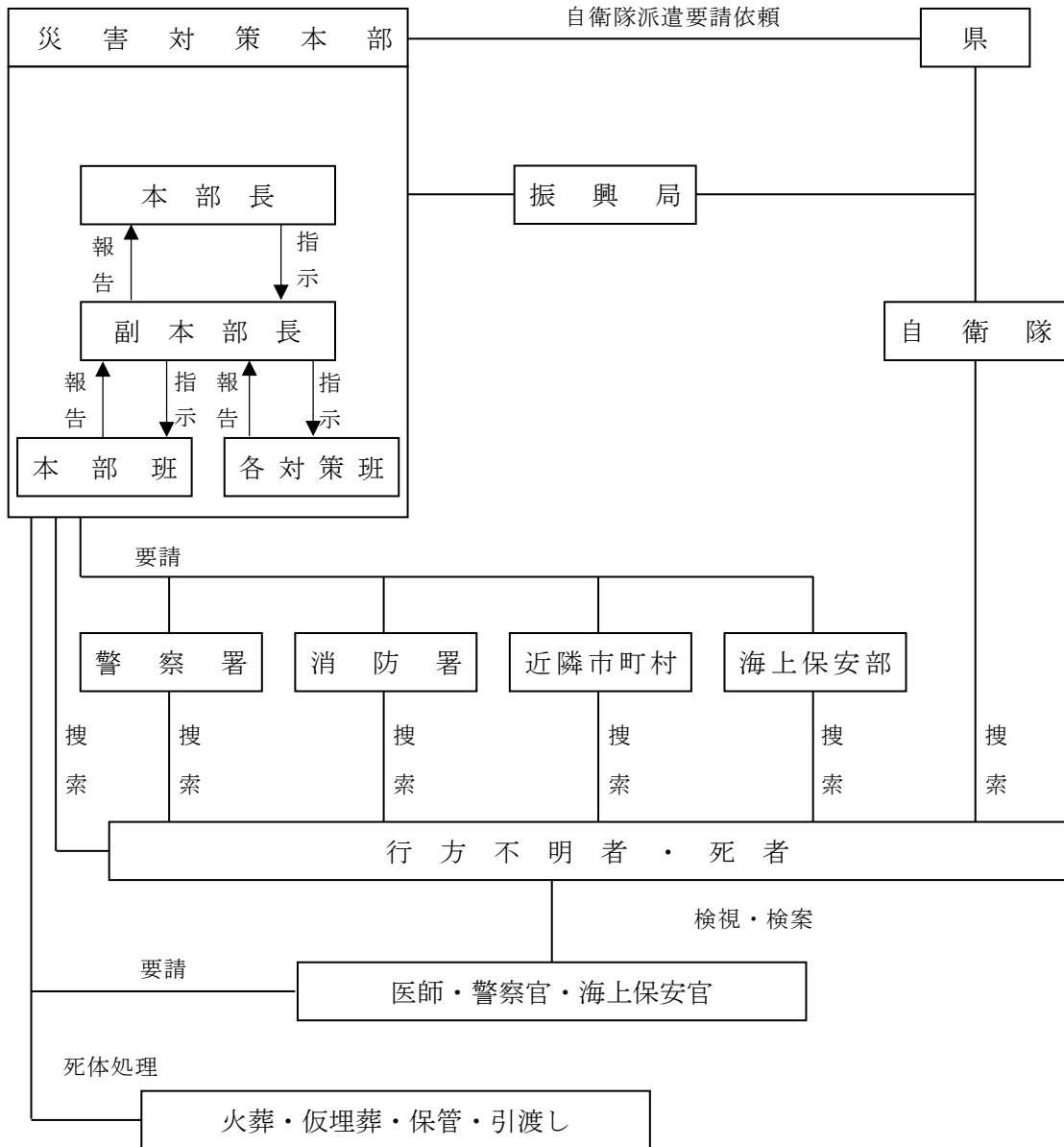
エ 埋葬の期間：埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 市の対応

市において、知事の委任に基づき市長が遺体の搜索、取扱い及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- 1) 救助実施記録日計票
- 2) 遺体の搜索状況記録簿
- 3) 搜索機械器具燃料受払簿
- 4) 埋葬台帳
- 5) 死体処理台帳
- 6) 死体搜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

行方不明者及び死体搜索系統図



第10節 住宅の供給確保等

本節は、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができない者のうち、主としてみずからの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

1 住宅の供給及び住居の確保措置の実施責任体制

- (1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急処理及び障害物の応急的な除去
- (2) 次の各号に該当する場合における災害公営住宅の建設
 - 1) 被害地全域において住宅500戸以上が滅失した場合、若しくは200戸以上が焼失した場合
 - 2) 1市町村の区域内で住宅200戸以上又は住宅戸数の1割以上が滅失した場合

2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、概ね次の方法により実施する。

- (1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び災害公営住宅（以下「災害公営住宅」という。）の建設
- (2) 住宅が半壊又は半焼の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が流入したため居住できない世帯に対する障害物の応急的な除去

3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置

県が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。

(1) 住宅の供給方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

(2) 住宅ニーズの把握

県は、市と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握し、住宅ニーズへの対応方針を決定する。

(3) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保

1) 応急仮設住宅の設置

ア 設置の基準

構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより応急仮設住宅を建設する。

- a 1戸あたり、建面積 29.7m²（9坪）を基準とする。
- b あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。
- c 1戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- d 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、事前に住環境等を考慮し、市町村が選択した場所とする。なお、公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。

また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮する。

e 設置方法

請負工事又は直営工事により実施する。

f 着工期日

応急仮設住宅の設置は、おそくとも災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させる。

イ 入居世帯の決定

市及び県は、次の各号に該当する世帯のうちから市長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。

- a 住家が全壊、全焼又は流失した世帯
- b 居住する住家がない世帯
- c 自らの資力で住宅を確保することができない世帯

また、応急仮設住宅の入居者の決定にあたっては、地域コミュニティの維持及び構築に配慮する。

なお、仮設住宅の建設にはある程度の期間を要することから、健康面に不安がある人や、高齢者、障がい者等、避難所等での生活が困難な方に対しては、入居者の意思を十分に尊重した上で、仮設住宅か借上民間賃貸住宅への入居の決定を判断する必要がある。

※借上民間賃貸住宅への入居についてのメリット・デメリット

- ・メリット：仮設住宅よりも速やかに指定避難所から退去することができる。
- ・デメリット：地域コミュニティの維持が困難、孤立化のおそれがある。

ウ 福祉仮設住宅の供与

要配慮者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

- a 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便に配慮する。
- b 老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。
- c 被災者に供給される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。

エ 応急仮設住宅の管理

県は、応急仮設住宅の管理を実施するが、状況に応じて市に委託することができる。

オ 応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から2か年以内とする。

2) 住宅の応急修理

県は、住宅の応急修理を下により実施する。

ア 応急修理の基準

- a 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。
- b 応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。
- c 応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了する。
- d 応急修理に要する1戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

イ 応急修理を受ける世帯の決定

県は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。

- a 災害のため住家が半焼又は半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷（準半壊）を受けた世帯
- b 当面の日常生活が営み得ない世帯
- c 自ら資力で応急修理ができない世帯

3) 住居又はその周辺の障害物の除去

県は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき、市町村が実施する住居又はその周辺に運ばれた土木・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行う。

ア 障害物の除去の基準

- a 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の応急的な除去とする。
- b 1戸あたりの除去費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。
- c 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
- d 除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了する。

イ 障害物の除去を受ける世帯の決定

県は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。

- a 災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯
- b 当面の日常生活が営み得ない世帯
- c 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

(4) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅の建設は、県が次により実施する。

1) 建設戸数の基準

ア 住家の滅失又は消失が200（激甚災害の場合は100戸）戸を超える市町村については、その滅失又は消失戸数の30%以内の戸数。ただし当該市町村において建設する場合はこの限りではない。

イ その他の被災市町村については、知事が特に必要と認める戸数。

2) 建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅等整備基準（平成23年国土交通省令第103）等に基づく。

3) 入居世帯の決定

災害公営住宅の入居世帯は、概ね次の各号に該当する世帯のうちから知事が関係法令に基づき決定する。この場合、知事は、市長の意見を聞くことができる。

ア 住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること。

イ 居住する住家がない世帯か又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。

ウ 自らの資力で住宅を確保することができない世帯であること。

エ 応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。

オ 規定の賃借料を納入できる世帯であること。

(5) その他住宅の供給あっせん措置

1) その他県有財産のうち、被災者に対する住宅の供給及び確保対策上、貸付その他必要な措置の講ぜられるものは、できる限り貸付その他必要な措置をとる。

2) 市が実施する住宅の供給及び確保対策に対する県の措置

県は、市が被災者に対する住宅の供給及び確保対策の実施上必要なときは、概ね次の事項について協力する。

ア 住宅の建設又は仮設上、不足する資機材の供給あっせん

イ 建設技術者及び建設技能者の派遣又はあっせん

ウ 保有地の優先的な貸付及び払下げ又は県有林の立木の払下げ

エ その他特に必要と認める事項

3) 県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合は、市はその実施を応援し、協力するものとし、その実施について指示を受けた事項は、その責任においてこれを処理する。

4) その他、被災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。県はその総合調整を行う。

ア 公営住宅の空き部屋調査

イ 緊急家賃調査の実施

ウ 総合住宅相談所の開設・運営

4 市が実施する住宅の供給及び確保措置

(1) この節に定める事項のほか、必要な住宅の供給確保措置は、市の地域防災計画に定めるところによって実施するが、特に県が実施する住宅の供給確保措置については、用地の確保並びにあっせん、技能者、技術者の供給について、必要な事項を計画しておく。

(2) 市は、県の委託に基づき、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要

な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- 1) 救助実施記録日計表
- 2) 障害物除去の状況
- 3) 障害物除去費支出関係証拠書類

5 その他の防災関係機関が実施する住宅の供給及び確保措置

住宅の供給及び確保措置について、他の地方自治体は、所有し備蓄する資機材の提供、技術者・技能者の派遣等それぞれの要請又は申請に基づき積極的な応援協力を行う。その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 資機材・技術者及び技能者の緊急輸送（陸上自衛隊、九州運輸局大分運輸支局）
- (2) 国有林の立木の供給（森林管理局が指定した森林管理署等）
- (3) 国有財産の売却又は貸付（大分財務事務所）
- (4) 建設用資機材の供給あっせん（九州経済産業局）

6 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

このため、市は必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、応援を行うための体制を整えておく必要がある。市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、県は、市の活動の支援に努める。

第11節 文教対策

本節は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

1 応急措置実施上の責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接幼児、児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は学校長等が保護者をはじめとするPTAなど関係機関等の協力を求めて実施する。

市立の学校等は市教育委員会がこれにあたる。

また、市長及び知事は、それぞれの教育委員会や私立学校設置者の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずる。なお、県は、市教育委員会が実施する応急措置について必要な援助協力を行う。

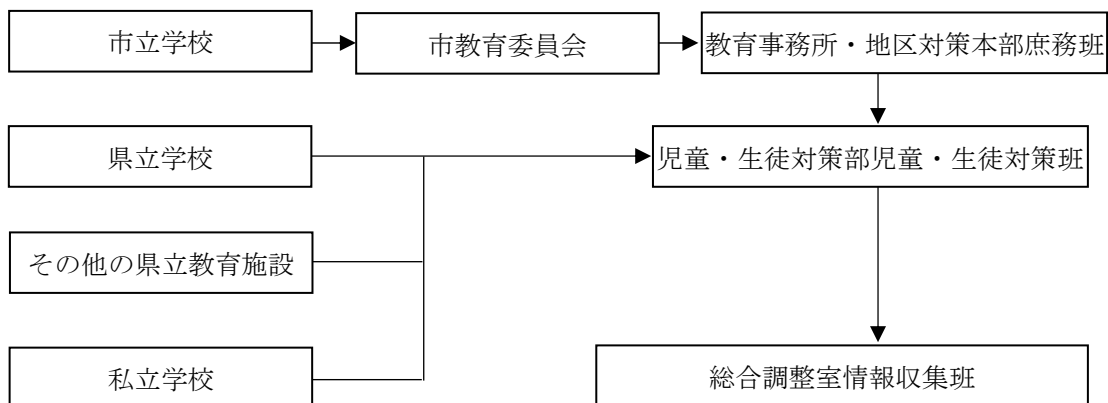
なお、学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、避難者の生活確保を考慮しつつ、市教育委員会と県が協議して適切な教育の確保に努める。

2 応急措置の実施基準

(1) 被災状況等の把握

市は、以下により教育施設の被災状況、幼児、児童、生徒の被災状況、教職員の被災状況、避難所としての使用状況等を把握する。

被災状況等の連絡経路図



(2) 教室の確保

各学校等は、必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

- 1) 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。
- 2) 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等の利用を考慮する。
- 3) 必要に応じて2部授業を実施する。

- 4) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。
- 5) 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮校舎を建設する。

(3) 応急授業等の実施

- 1) 各学校等は、災害発生の状況により授業が不可能なときは、取りあえず臨時休業の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。
- 2) 災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援・協力する。
- 3) 市教育委員会、県は応急授業等の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

(4) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずる。

災害救助法が適用された場合、市長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりとする。

1) 給与の基準

ア 給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

イ 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、概ね次のとおりとする。

a 教科書及び教材

- ・小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で所管教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

- ・高等学校等生徒

正規の授業で使用している教材

文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

- ウ 給与費用：学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校等
教科書及び教材	実 費	実 費	実 費
文房具通学用品	生徒又は児童1人あたりの学用品の給与に要する経費は、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。		

エ 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

- a 教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給する。
- b 学用品通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与する。

2) その他必要な措置

市長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア 救助実施記録日計表
- イ 学用品の給与状況
- ウ 学用品購入関係支払証拠書類
- エ 備蓄物資払出証拠書類

(5) 転校・転園措置及び進路指導

- 1) 各学校等は、転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、市教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講ずる。
- 2) 各学校等は、被災幼児・児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、市教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(6) 幼児・児童・生徒の安全対策

各学校等は、災害時における幼児・児童・生徒の安全対策について、警察署、消防本部・消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

- 1) 避難を行い、安全を確保した後、被災状況を勘案して、保護者への引渡しを行うか学校等の管理下での避難を継続するかの判断を行う。
- 2) 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。
- 3) 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。
- 4) 災害発生時に在校・在園していなかった幼児・児童・生徒については、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(7) 学校等保健衛生措置

各学校等は、幼児・児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校等での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にし

たがって応援を求める。

- 1) 幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。
- 2) 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。
- 3) 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。
- 4) 飲料水の取扱について必要な監視を行う。

また、必要に応じて、幼児・児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

3 その他の応急措置

(1) 授業料の減免措置

1) 減免の対象

県立・私立高校生徒の保護者が被災したため、家計困難となり、かつ他に学資の援助をするものがない者。

2) 減免等の区分

授業料の減免等は、授業料の減免及び徴収猶予とする。

3) 減免等の実施

県立学校は、減免の申請状況を取りまとめて、大分県教育委員会へ報告する。県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。私立学校の設置者は、生徒からの申請に基づき減免を決定し、県へ報告する。

(2) 奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、(財)大分県奨学会に特別措置を要請する。

(3) 就園奨励措置

幼稚園児の保護者が被災したため、所得が減少した場合等において、市町村が幼稚園の入園料・保育料を軽減する。

(4) 市内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、市内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置等をとる。

- 1) 児童・生徒の集団的な移動教育
- 2) 応急仮設校舎の設置

(5) その他応急教育上必要な措置

大分県教育委員会は、教育職員が確保できない場合に講師等の採用、教育職員の派遣等臨時的に補充する措置をとる。

4 学校等が避難所となった場合の学校等の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

- (1) 在校・在園中に災害が発生した場合においては、幼児・児童・生徒の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市町村と協議する。
- (2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業等が再開できるよう市、教育委員会、県等との間で必要な協議を行う。

5 市が実施する文教対策

災害のため教育施設及び設備の被災又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合における応急教育は、この計画に定めるところにより実施する。

(1) 責任体制

教育施設及び設備の応急対策は市立学校の場合は、臼杵市教育委員会、県立学校の場合は大分県教育委員会が実施するものとし、市及び県はそれぞれの教育委員会が実施する応急措置を援助し、その他必要と認める措置を講ずる。

災害発生に伴う各学校の措置は、各学校長が具体的な応急計画を立てて実施する。

(2) 各学校の応急措置の実施基準

各学校長は、次の基準により応急措置を講ずる。

1) 登下校対策

災害が発生し、又は発生が予想される場合に、学校長は教育委員会と協議のうえ必要に応じて休校措置を講ずる。

帰宅させる場合、危険防止の対策を十分講じ、特に低学年児童については十分な配慮を行う。

2) 教室の確保

学校長は、必要な教室等を確保するため被災箇所を調査し、教育委員会に報告するとともに次の措置を講ずる。

- ア 簡単な修理で使用可能な教室は速やかに応急修理を行う。
- イ 災害のため使用できない教室にかえて特別教室、体育館及び講堂等を使用する。
- ウ 必要に応じて2部授業を実施する。

3) 保健衛生措置

災害の発生時における児童、生徒の健康管理と伝染病、食中毒等の集団的な発生防止を図るため次の措置をとる。

- ア 保健衛生管理の実施
- イ 給食従事者に対する健康診断、検便の実施及び身体、衣服の清潔保持
- ウ 校舎内外の清掃、消毒の実施
- エ 飲料水の監視

(3) 教育委員会の実施する応急措置

教育委員会は、次により応急措置を実施する。

1) 教室の確保

校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設を確保する。

2) 教科書及び学用品の調達並びに支給

ア 調達方法

調達を必要とする数量を速やかに調査するとともに県に報告する。

イ 支給方法

a 支給対象者：住家の全半壊、全半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童及び生徒

b 支給品目

学用品の支給品目は、次のとおりとする。

- ・教科書及び教材
- ・文房具（ノート、鉛筆、クレヨン、消しゴム等）
- ・通学用品（カバン、傘、履物等）

c 支給期間

特別の事情がない限り次のとおりとする。

- ・教科書及び教材

災害発生の日から1ヶ月以内に現物を支給する。

- ・文房具及び通学用品：災害発生の日から15日以内に現物を支給する。

3) 支出する費用の限度

教科書及び教材は実費とし、文房具及び通学用品については、その都度市長が定める。

4) 費用の負担

学用品の給与に要する費用は、災害救助法が適用される場合を除き、市の負担とする。

ただし、災害の規模、程度等により費用の全部又は一部を学用品の給与を受ける者の保護者に負担させることができる。

5) 学校給食の措置

ア 給食施設の被害等により児童、生徒に給食ができない場合には、教育委員会及び関係機関と協議又は第3節食料供給計画に定める措置等による応急給食を実施する。

イ 次の場合には、教育委員会と協議のうえ給食を一時中止する。

- a 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害救助のため使用されたとき
- b 給食施設に被害を受け給食の実施が不可能になったとき
- c 伝染病その他の危険の発生が予想されるとき
- d 給食物資の供給が困難なとき
- e その他給食の実施が適当でないと考えられるとき

6) 教職員の確保

災害により教育職員に欠損を生じたときは、次の方法により措置する。

ア 欠員が少数の場合は、学校内において操作する。

イ 学校内で操作できないときは、所轄教育事務所長と協議して応援を求める。

6 文化財等の応急対策

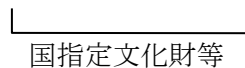
被災した文化財は、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置する。

(1) 文化財の被害状況の調査

大分県教育委員会は、国及び県指定等の文化財のき損届けを速やかに提出させ、可能な限り詳細な現状を把握する。

(2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。

所有者又は管理者 ⇄ 市教育委員会 ⇄ 大分県教育委員会 ⇄ 文化庁



(3) 文化財保護のための指導等

- 1) 大分県教育委員会は、国指定等の文化財について、文化庁と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、国庫補助事業等による災害復旧に努める。
- 2) 大分県教育委員会は、県指定等の文化財について、市と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

(4) 被災者の心の救済活動(地域に残る遺産の保全)

県・市・教育委員会は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第12節 社会秩序の維持・物価の安定等

本節は、災害後の住民の生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものである。

1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

災害後の社会秩序の維持に関する活動は、県が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

物価の安定等に関する活動は、県が市町村その他の関係機関の協力を得て実施する。

2 社会秩序の維持のための活動

市及び県は、災害後の被災地の社会秩序を維持するため、次のような活動を実施する。

(1) 困りごと相談所の開設

警察本部及び警察署に、困りごと相談所（外国人コーナーを含む。）を設置して、住民の心配や要望等の相談に応じ、事案によっては市その他関係機関との連絡調整を行う等当該事案の解決に努める。

(2) 防犯パトロールの実施

市及び県は、被災地域、避難所等、仮設住宅、食料倉庫、生活必需物資の貯蔵庫、金融機関、公共施設等の重点的な防犯パトロールを実施する。

(3) 地域安全情報等の広報

市は、県を通じて、地域住民に対し地域安全情報の提供を行うとともに、流言飛語等が横行した場合は、正しい情報の伝達等を適宜行い、被災者が安心して生活できるように努める。なお、その際には、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも適切に広報できるよう配慮する。

3 物価の安定等に関する活動

災害後の物価の高騰、悪質商法等を抑え被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。

- (1) 市は、被災地内に生活相談窓口を開設し、消費生活に関する相談に応じる。
- (2) 県が実施する生活関連物資の価格及び需給動向調査に協力する。

第13節 義援物資の取扱い

本節は、災害後に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

1 市に送付される義援物資の取扱いに関する基本方針

市は、次の方針により義援物資について取り扱う。

- (1) 市は、企業や自治体等からの義援物資について、被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。
- (2) 市は、義援物資の受入れ、仕分け、配送に関して、主に市社会福祉協議会及びボランティアを活用し、その他防災関係機関へも協力を要請する。

2 市に送付される義援物資の取扱い

(1) 義援物資の取扱いに関する広報

1) 受け付ける品目、目標量、送付場所等の決定

市は、被災地での物資の過不足の状況を把握し、物資の受入れ品目、送付場所を決定する。

2) 受け付ける品目、送付場所等の広報

市は1) で決定した事項を、報道機関を通じて広報する。

(2) 義援物資の集積、輸送、配分

義援物資の集積、輸送及び配分については、「被服寝具その他生活必需品給与計画」の取扱と同様に実施する。

第14節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。

2 危険動物の逸走対策

市は、危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

市は、避難所運営機関と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため、以下の措置を行う。

- (1) 各地域の被害状況、指定避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援
- (2) 指定避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他自治体との連絡調整及び要請

4 被災動物救護対策指針

市は、「大分県被災動物救護対策指針」を県や関係機関に周知するとともに、関係機関と連携したペット同行避難訓練など、ペット対策の取り組みを支援する。

5 応急仮設住宅等での対応

市及び県は、応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養の指導を行う。

6 市における対策

市における「被災地域における動物の保護」、「危険動物の逸走対策」及び「避難所における動物の保護」は、大分県被災動物救護対策指針に定めるところによる。

第5章 社会基盤の応急対策

第1節 電気、ガス、上・下水道、通信の応急対策

本節は、市民生活に欠かせない電気、ガス、上・下水道、通信の災害時の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

電気、ガス、上・下水道、通信に係る各事業者及び上下水道の担当課は、各々のBCPなど災害時対応計画に基づき、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。また、上下水道システムの基幹施設等のほか宅内配管も迅速に復旧できるよう、上下水道一体となった対応に努める。

市、その他の防災関係機関は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制の確立

九州電力（株）大分支店、NTT西日本（株）大分支店及び被災地の応急対策に関連するガス、上・下水道事業者は、市が災害対策本部を設置した場合には、市との連絡担当者を指定し逐次連絡が確保できる体制をとる。

また、人身に係わる二次災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合、市のほか、県、警察機関、消防機関、海上保安部に迅速に通報する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての市の支援

市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

また、以下の事項について各事業者から要請を受けた市及び関係機関は、可能な範囲で協力する。

- (1) 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- (2) 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- (3) 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての学校等公共施設の貸与
- (4) 広報車両、防災無線、有線放送等による停電、復旧状況の広報

第2節 道路、河川、都市公園、漁港、空港、鉄道の応急対策

本節は、各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、河川、都市公園、漁港、空港、鉄道の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

道路、河川、都市公園、漁港、空港、鉄道に係る各管理者等は、各々の災害時対応計画にしたがい、地震発生時には二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市、その他の防災関係機関は、事業者等から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡系統

第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に定めるところによる。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各管理者等は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

4 応急対策にあたっての市の支援

市は、各管理者等が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行おうとする場合は、応援隊の集結ルート、集結場所の紹介・あっせん並びにプレスルームの提供等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第4部 災害復旧・復興計画（共通）

- 第1章 災害復旧・復興の基本方針
- 第2章 公共土木施設等の災害復旧
- 第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立
- 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要
- 第5章 激甚災害の指定

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「第2部 災害予防」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を受けることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、被災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い市域を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 1 市民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと
- 2 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと
- 3 復興後の市の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと
- 4 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、市、県は必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、市では市民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の市の姿を明確にして、計画的な災害につよいまちづくりを進めていく。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。

加えて、職員の不足等により、市単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じる。

特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

本計画は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものである。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備える。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図る。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施する。

3 国土交通省等の権限代行制度

- (1) 市は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。
- (2) 市又は県は、災害時、県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。

4 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業に努める。

5 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間完全復旧に努める。

第3章 被災者・被災事業者の

自立支援体制の確立

1 市民サポートセンター（仮称）の設置

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、市では、必要に応じて「市民サポートセンター（仮称）」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、概ね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

（1）各種手続きの総合窓口

各種手続きの総合窓口は、見舞金交付、資金貸付、税の減税等に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

また、中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続き及び相談を一元的に処理する。

（2）各種専門分野での相談

医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける（電話でも対応できるようにする。）。

（3）法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる（電話でも対応できるようにする。）。

（4）情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

2 被災者の生活再建支援等

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

市は、国（総務省九州管区行政評価局、大分行政監視行政相談センター）と連携し、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行う。

（1）被災者台帳の整備

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（2）被災者の生活再建等のための情報の共有

市は、県・関係機関と連携して、被災者の状況を把握した被災者台帳を活用して、情報を共有し、継続的に被災者への支援を実施する。

3 災害義えん金の配分

(1) 配分組織の確立

災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて市に義えん金配分委員会を設立する（義えん金の出納は会計課、配分委員会の庶務は福祉事務所が他部局に協力を求めて行う。）。

1) 配分委員会の構成機関

配分委員会の構成機関は、次のとおりとする。

- ア 臼杵市
- イ 臼杵市議会
- ウ 臼杵市区長会（臼杵市自治会連合会）
- エ 日本赤十字社大分県支部
- オ 社会福祉法人臼杵市社会福祉協議会
- カ 臼杵市民生委員児童委員協議会
- キ その他の関係機関

2) 配分委員会の組織

ア 委員の任命

市長は、委員会構成機関の職員を委員に任命する。

イ 役員

委員会に、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

ウ 役員職務

会長は委員会を招集し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

エ 委員会の招集

会長は必要に応じて委員会を招集する。委員は必要と認めたときは、会長に委員会の招集を請うことができる。

オ 配分資料の整備、保管

会長は義えん金配分の基礎となった資料（被害状況調査書等）を整備、保管しなければならない。

(2) 配分の方法等

災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

※なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義えん金の配布等を求め住民が窓口に殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった事例もあることから、市は、県内で統一した被災者台帳システムの運用を推進する。

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

第1節 経済・生活面の支援

1 災害弔慰金

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律

支援の種類	給付
支援の内容	1) 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。 2) 支給額 ①生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内
対象者	1) 災害により死亡した方（臼杵市に住民登録のある方）の遺族。 2) 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。
対象となる災害	1) 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2) 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3) 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4) 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害
問合せ先	臼杵市

(2) 大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等

支援の種類	給付
支援の内容	1) 災害により死亡した方の遺族に対して、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2) 支給額 ①生計維持者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合：125万円を超えない範囲内
対象者	1) 災害により死亡した方（臼杵市に住民登録のある方）の遺族。 2) 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）。
対象となる災害	県内で発生した1（1）以外の災害で、下記の要件を満たす場合 1) 被害が発生した臼杵市に対して、気象警報又は特別警報が発表されたとき（海上警報を除く） 2) 被害が発生した臼杵市で震度4以上の地震が発生したとき 3) 被害が発生した臼杵市を含む津波予報区に対して津波注意報・津波警報又は大津波警報が発表されたとき
問合せ先	臼杵市

2 災害障害見舞金

（1）災害弔慰金の支給等に関する法律

支援の種類	給付
支援の内容	1) 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給する。 2) 支給額。 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合：250万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合：125万円を超えない範囲内
対象者	1) 災害により以下のような重い障がいを受けた方。 ①両眼が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1 (1)に同じ
問合せ先	臼杵市

（2）大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等

支援の種類	給付
支援の内容	1) 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、大分県災害弔慰金等補助金交付要綱等に基づき支給する。 2) 支給額 ①生計維持者が重度の障がいを受けた場合：125万円を超えない範囲内 ②その他の者が重度の障がいを受けた場合：62.5万円を超えない範囲内
対象者	1) 災害により以下のような重い障がいを受けた方。 ①両眼が失明した人 ②咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 ⑤両上肢をひじ関節以上で失った人 ⑥両上肢の用を全廃した人 ⑦両下肢をひざ関節以上で失った人 ⑧両下肢の用を全廃した人 ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各項目と同程度以上と認められる人
対象となる災害	1 (2)に同じ
問合せ先	臼杵市

3 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

（1）支援の種類：貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		
	ア	当該負傷のみ	150万円
	イ	家財の3分の1以上の損害	250万円
	ウ	住居の半壊	270万円
	エ	住居の全壊	350万円
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		
	ア	家財の3分の1以上の損害	150万円
	イ	住居の半壊	170万円
ウ	住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	
エ	住居の全体の滅失又は流失	350万円	
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）		
据置期間	3年以内（特別の場合5年）		
償還期間	10年以内（据置期間を含む）		

（2）対象者

以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象。

- 1) 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上
- 2) 家財の1/3以上の損害
- 3) 住居の半壊又は全壊・流出

（3）所得制限

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。

※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害。

（4）問合先

白杵市

4 生活福祉資金制度による貸付

（1）支援の種類：融資

- 1) 生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や介護を要する65才以上の高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるもの。

- 2) 生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）の貸付がある。

【福祉費】

貸付限度額	250万円（目安）
貸付利率	①連帯保証人を立てた場合 無利子 ②連立保証人を立てない場合 年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内（目安）

【緊急小口資金】

貸付限度額	10万円
貸付利率	無利子
据置期間	2か月以内
償還期間	8か月以内

- 3) このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

（2）対象者

- 1) 低所得世帯、障がい者のいる世帯、介護を要する65才以上の高齢者のいる世帯
- 2) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

（3）問合せ先

臼杵市社会福祉協議会、大分県社会福祉協議会

5 母子寡婦福祉貸付金

支援の種類	融資
支援の内容	(1) 母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるもの。 (2) 災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。 (3) 事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できる。
対象者	(1) 母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） 1) 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2) 母子福祉団体（法人） 3) 父母のいない児童（20歳未満） (2) 寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象） 1) 寡婦（かつて母子家庭の母であった者） 2) 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
問合せ先	県、市（福祉事務所設置町村含む）の福祉事務所

6 厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等

(1) 支援の種類：融資

共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。

貸付限度額	250万円以内（ただし、受給している年金の年額の範囲内）
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要

※金利については（株）日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構に確認すること

(2) 対象者

年金受給者

(3) 問合先

（株）日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構

7 恩給担保貸付

(1) 支援の種類：融資

恩給を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するもの。

貸付限度額	250万円以内（ただし、恩給年額の3年分以内）
対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	恩給証書等を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要

※金利については（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に確認すること

(2) 対象者

恩給受給者

(3) 問合先

（株）日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

8 教科書等の無償給与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して・教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
対象者	災害救助法が適用された臼杵市において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）
問合先	臼杵市

9 小・中学生の就学援助措置

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助する。
対象者	被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者
問合せ先	臼杵市、学校、大分県

10 私立高等学校授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	天災その他不慮の災害等により就学が困難となった生徒に対し、授業料の減免措置を行う私立高等学校に対し、県が補助する。
対象者	天災その他不慮の災害等により学資の負担に堪えられなくなりかつ、他に学資の援助をする者がいない生徒で学業の継続が著しく困難と知事が認めるもの。
問合せ先	各私立高等学校

11 大学等授業料減免措置

支援の種類	減免
支援の内容	災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、授業料等の減額、免除を行う。
対象者	各大学等において、減免等を必要とすると認める者
問合せ先	各大学等

12 幼稚園への就園奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減する。
対象者	幼稚園に通う園児の保護者（避難されている方も、この制度の活用可能。） ※ 私立幼稚園の保育料等の減免については、「私立学校授業料等減免事業」も参照のこと。
問合せ先	臼杵市、幼稚園

13 特別支援学校等への修学奨励事業

支援の種類	給付
支援の内容	被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助する。
対象者	被災により新たに特別支援教育修学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
問合せ先	臼杵市、学校、大分県

14 緊急採用奨学金

支援の種類	貸与
支援の内容	災害等により家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施する。
対象者	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の生徒・学生
問合せ先	各学校、独立行政法人日本学生支援機構

15 国の教育ローン（災害特別措置）

支援の種類	融資
支援の内容	災害により被害を受けた方に対して教育ローンを融資する。
	貸付限度額 学生・生徒1人あたり300万円以内
	対象経費 学生納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代 保全 (公財)教育資金融資保証基金
対象者	(1) 高等学校、短期大学、大学・大学院、専修学校、各種学校、海外の高校、大学等に在学する学生・生徒を持つ保護者であって、り災証明書等を受けている者 (2) 世帯の年収（所得）に関する上限学の設定（所得制限）あり
問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫

16 児童扶養手当等の特別措置

支援の種類	給与
支援の内容	被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じる。
対象者	障がい者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
問合せ先	臼杵市

17 地方税の特別措置

支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	(1) 地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けること。
	(2) 徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けること
	(3) 期限の延長 災害により、地方税の申告・納付等が期限までにできない方は、その期限が延長される。
対象者	(1) 災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方 (2) 地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なる。
問合せ先	臼杵市（税務課など）、大分県

18 国税の特別措置

支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	<p>(1) 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる。</p> <p>(2) 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができる。</p> <p>(3) 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができる。</p> <p>(4) 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができる。</p> <p>(5) 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長される。 これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがある。 ※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署へ。</p>
対象者	<p>(1) 雑損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象。</p> <p>(2) 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害によりその年の所得や税額が前年より減少することが見込まれる方。</p> <p>(3) 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象。</p> <p>(4) 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含む）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象。</p> <p>(5) 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象。</p>
問合せ先	税務署

19 葬祭の実施（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行う。
対象者	災害救助法が適用された臼杵市において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象。
問合せ先	災害救助法が適用された臼杵市

20 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免・猶予等

（1）支援の種類：減免、猶予

医療保険、介護保険の保険料・窓口負担（利用者負担）について、特列措置が講じられる。

国民健康保険料及び一部負担金等の減免等	国民健康保険の被保険者について、保険料や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられる。
健康保険料等の納期限の延長・免除及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合がある他、保険料が免除される場合がある。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合がある。
介護保険料及び利用者負担額等の減免等	介護保険料や利用者負担額等の減免等が講じられる。

（2）対象者

ご加入の医療保険者や市担当課へ確認

（3）問合せ先

各医療保険者、臼杵市、医療機関、日本年金機構年金事務所

21 公共料金・使用料等の特別措置

支援の種類	減免
支援の内容	(1) 災害により被害を受けた被災者に対しては、県や市において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがある。 (2) 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがある。
対象者	対象者については、臼杵市、大分県、関係事業者が定める。
問合せ先	臼杵市、関係事業者、大分県

22 放送受信料の免除

支援の種類	減免
支援の内容	(1) 災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間 NHK の放送受信料が免除される。 (2) 免除にあたっては、NHK による確認調査、又は受信契約者からの届け出により免除の対象者を確定する。
対象者	(1) 災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方 (2) このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがある。
問合せ先	日本放送協会

23 生活保護

(1) 支援の種類：給付

(2) 支援の内容

- 1) 生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。
- 2) 生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による扶養は保護に優先される。
- 3) 活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。
- 4) 扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。

項 目	地方郡部等
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	129,910円
高齢者単身世帯（68歳）	64,480円
母子世帯（30歳、4歳）	158,170円

（平成30年度生活扶助基準）

(3) 対象者：資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方

(4) 問合せ先

臼杵市、大分県

24 未払賃金立替払制度

支援の種類	その他
支援の内容	<p>(1) 企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う。</p> <p>(2) 対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているもの（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはならない。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはならない。</p> <p>(3) 立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償する。</p>
対象者	<p>次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができる。</p> <p>(1) 使用者が、 ア 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと イ 1年以上事業活動を行っていたこと ウ 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をした。この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要がある。 エ 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない）この場合は、労働基準監督署長の認定が必要。労働基準監督署に認定の申請を行うこと</p> <p>(2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6カ月前の日から2年の間に退職した者であること</p>
問合せ先	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

25 雇用保険の失業等給付

支援の種類	給付
支援の内容	災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取ることができない方や、一時的に離職を余儀なくされた方については、実際に離職していなくても失業給付が受給できる。
対象者	災害により休業を余儀なくされた方、又は一時的に離職を余儀なくされた者
問合せ先	公共職業安定所

26 職業訓練

支援の種類	その他
支援の内容	<p>(1) 震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練を受けることができる。</p> <p>(2) また、訓練期間中に生活費が支給される制度もある。</p>
対象者	震災により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者。
問合せ先	公共職業安定所

第2節 住まいの確保・再建のための支援

1 被災者生活再建支援制度

(1) 支援の種類

給付

(2) 支援の内容

- 1) 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。
- 2) 支給額は、下記のとおり。
 - ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 - イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	基礎支援金	加算支援金		計
		住宅の再建方法		
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
大規模半壊 (40～49%)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
中規模半壊 (30～39%)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる。）

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。支援金の用途は限定されない。

(3) 対象者

住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊、中規模半壊した世帯。

自然災害により

- 1) 住宅が全壊した世帯
- 2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 3) 危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）
- 4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

※被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。

（4）問合先

臼杵市、大分県

2 大分県災害被災者住宅再建支援制度

（1）支援の種類：給付

（2）支援の内容

1) 災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。

※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。

ただし、中規模半壊世帯のみ国制度と併給可能。

2) 支給額は、下記のとおり。

（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる）

被害程度	支給額（定額）			
	基礎支給金	加算支給金		合計額
全壊損害割合 50% 以上	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借	50 万円	150 万円
半壊 (20%~49%)	50 万円	建設・購入	100 万円	150 万円
		補修	80 万円	130 万円
		賃借	50 万円	100 万円
床上浸水	5 万円	—	—	5 万円

・ 国制度と併給する場合

被害程度	支給額（定額）			
	基礎支給金	加算支給金		合計額
半壊 (30%~39%)	50 万円	建設・購入	—	50 万円
		補修	30 万円	80 万円
		賃借	25 万円	75 万円

※支援金の使途は限定されない。

（3）対象者

住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯

留意事項

- 1) 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。
- 2) 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金については支給されない。
- 3) 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度において支給される。
 - ア 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

(4) 問合先

臼杵市、大分県

3 災害復興住宅融資（建設）

(1) 支援の種類：融資

- 1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資。
- 2) 融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。
- 3) 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- 4) この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

項目	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年
	本造主宅（一般）	1,400万円	35年
特例加算		450万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間
土地取得費		970万円	
整地費		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明」の発行を受けた方が対象。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となる。）

（3）問合先

取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

4 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）

（1）支援の種類：融資

- 1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資。
- 2) 原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要。
- 3) 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。
- 4) この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができる。

ア 新築住宅の購入

項目	構造等	融資限度額	返済期間
購入資金融資	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年
	本造主宅（一般）	1,400万円	25年
特例加算		450万円	併せて利用する購入資金 融資の返済期間とおなじ 返済期間
土地取得費		970万円	

イ 中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円
木造住宅（一般）	950万円	—
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

（2）対象者

自分が居住するために住宅を購入する方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす方は対象となる）

（3）問合せ先

取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

5 災害復興住宅融資（補修）

（1）支援の内容：融資

- 1) 自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を補修する場合に受けられる融資
- 2) 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要
- 3) この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長でない）。

項目	構造等	融資限度額	返済期間
補修資金融資	耐火住宅	640万円	20年
	準耐火住宅	640万円	20年
	木造住宅	590万円	20年
整地費		380万円	併せて利用する補修資金融資の返済期間と同じ返済期間
引方移転費用		380万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

（2）対象者

自分が居住するために住宅を補修される方で、住宅に10万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた方。

（3）問合せ先

取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

6 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

支援の種類	その他
支援の内容	<p>(1) 独立行政法人住宅金融支援機構が指定する災害により被害を受けた返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けて返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するもの。</p> <p>(2) 支援内容の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 返済金の払込みの据置：1～3年間 2) 据置期間中の金利の引き下げ：0.5～1.5%減 3) 返済期間の延長：1～3年 <p>(3) 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まる。 ※詳細については、住宅金融支援機構又は取扱金融機関に確認のこと。</p>
対象者	<p>以下のいずれかに該当する事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方 (2) 融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 (3) 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方
問合せ先	独立行政法人住宅金融支援機構又は取扱金融機関

7 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）

（1）支援の種類：融資

- 1) 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。
- 2) 貸付限度額

貸付限度額	250万円以内（目安）
貸付利率	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を立てた場合：無利子 ・連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	6か月以内
償還期間	7年以内（目安）

（2）対象者

- 1) 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯
- 2) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外。

（3）問合せ先

臼杵市、社会福祉協議会、大分県

8 母子寡婦福祉資金の住宅資金

（1）支援の種類：融資

- 1) 災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸付ける。

2) 貸付限度額等

貸付限度額	200万円以内
貸付利率	・連帯保証人がある場合：無利子 ・連帯保証人がいない場合：年1.5%
据置期間	6か月 ※貸付けの日から2年を超えない範囲内で延長することも可能
償還期間	7年

(2) 対象者

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・寡婦世帯

(3) 問合せ先

臼杵市、社会福祉協議会、大分県

9 公営住宅への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	(1) 低所得の被災者は、臼杵市又は県が整備する公営住宅に入居することができる。 (2) 公営住宅の家賃は収入に応じて設定されるが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがある。
対象者	(1) 以下の要件を満たす方 ア 住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかなる方 イ 同居親族要件：現に同居し、又は同居しようとする親族がある方 ウ 入居収入基準：21万4千円以下（災害発生日から3年を経過した後は15万8千円） (2) 一定の戸数以上の住宅が滅失した地域において自らの住宅を失った者等については、入居収入基準はなし。 ※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地法公共団体（臼杵市又は県）で別に定める場合がある。
問合せ先	臼杵市、大分県

10 特定優良賃貸住宅等への入居

支援の種類	現物支給
支援の内容	被災者の方は、臼杵市又は県、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができる。
対象者	以下の要件を満たす方が対象 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限る）
問合せ先	臼杵市、大分県

11 住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>(1) 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>(2) 応急修理は、臼杵市が業者に委託して実施（費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。</p> <p>(3) 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円（令和元年度基準）。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>
対象者	<p>災害救助法が適用された臼杵市において、以下の要件を満たす方</p> <p>(1) 災害により住宅が半壊又は半焼した者</p> <p>(2) 応急仮設住宅等に入居していない者（応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合を除く）</p> <p>(3) 修理した住宅での生活が可能となると見込まれる者</p> <p>(4) 自ら修理する資力のない世帯</p> <p>（※大規模半壊以上の世帯については資力を問わない）</p> <p>※世帯年収や世帯人員などの条件については、市に相談すること。</p>
問合せ先	臼杵市、大分県

12 応急仮設住宅の供与（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>(1) 臼杵市又は県が建設した応急仮設住宅に入居可能。</p> <p>(2) 臼杵市又は県が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。</p> <p>（住宅の応急修理との併用不可。ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大6か月間は、応急仮設住宅に入居可能）</p>
問合せ先	臼杵市、大分県

13 障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>(1) 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの（費用は災害救助法施行細則に掲げる額以内）。</p> <p>(2) 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。</p> <p>(3) 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり137,900円（令和元年度基準）。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。</p>
対象者	<p>災害救助法が適用された臼杵市において、以下の要件を満たす方</p> <p>(1) 自らの資力では障害物を除去し、当面の日常生活が営み得ない状態である</p>

	こと。 (2) 住家は、半壊半焼又は床上浸水したものであること（但し、生活に支障がなければ認められない。）。 ※ そこに居住していた世帯に対して行うもので、自らの所有する住家か、借家等かを問わない。
問合せ先	臼杵市

14 宅地防災工事資金融資

(1) 支援の種類：融資

- 1) 災害によって崩壊又は危険な状況にある宅地については、宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、その所有者に改善勧告又は改善命令が出される。
- 2) 改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地・擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む）の工事のための費用を融資する。

融資限度額	1,030万円又は工事費の9割のいずれか低い額
償還期間	15年以内

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認すること。

(2) 対象者

宅地造成及び特定盛土等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方

(3) 問合せ先

取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

15 地すべり等関連住宅融資

(1) 支援の種類：融資

- 1) 地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設する場合の資金を融資する。
- 2) 融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがある。

地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋。
土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設される住宅部分を有する家屋

- 3) 融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要。

ア 移転資金、建設資金又は新築住宅の購入

構造等	融資限度額		返済期間
	移転資金 建設資金又は新 築購入資金	土地取得資金	
耐火住宅 準耐火住宅 木造住宅（耐久性）	1,460万円	970万円	35年
木造住宅（一般）	1,400万円		25年
特例加算	450万円		併せて利用する移転資金、 建設資金又は新築購入資金 の各融資の返済期間と同じ 返済期間

イ 中古住宅の購入

構造等	融資限度額	
	リ・ユース	リ・ユースプラス
耐火住宅	1,160万円	1,460万円
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円
木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円
木造住宅（一般）	950万円	－
特例加算	450万円	450万円
土地取得費	970万円	970万円

建て方	種別	返済期間
一戸建て等	リ・ユース住宅	25年
	リ・ユースプラス住宅	35年
マンション	リ・ユースマンション	25年
	リ・ユースプラスマンション	35年

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構に確認。

(2) 対象者

関連事業計画若しくは改善命令若しくは勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借入又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象。

(3) 問合せ先

取扱金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構

（参考）り災証明書とは

り災証明書は、地方自治法第2条に定める自治事務として、市が被災状況の現地調査等を行い、確認した事実に基づき発行する証明書であり、各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって必要とされる家屋の被害程度について証明するものである。

り災証明書により証明される被害程度としては、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水・床下浸水、全焼、半焼等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づき被害程度の認定が行われる。

※原則、被災した日から6か月位以内に申請する。

1 被害認定基準

住家全壊 (全焼・全流出)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度とする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満とする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満とする。

2 問合せ先

臼杵市

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

1 天災融資制度

(1) 支援の種類：融資

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

1) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500	2,500
	一般農業者	45	200	2,000
林業者		45	200	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	500	2,500
	水産動植物養殖資金	50	500	2,500
	一般漁業者	50	200	2,000
被害組合		80	単協 連合会	2,500 5,000

被害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の天災資金より貸付条件が緩和される。

2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

項目		①又は②のうちどちらか低い金額		
		①損失額の%	②万円	
			個人	法人
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	80	600	2,500
	一般農業者	60	250	2,000
林業者		60	250	2,000
漁業	漁具購入資金	80	5,000	5,000
	漁船建造・取得資金	80	600	2,500
	水産動植物養殖資金	60	600	2,500
	一般漁業者	60	250	2,000
被害組合		80	単協 連合会	2,500 5,000

貸付利率、償還期限

資格者	貸付利率	償還期限
ア 被害農林漁業者で、損失額が30%未満の者 (激甚災適用の場合)	6.5%以内	3年、4年、5年以内 4年、5年、6年以内
イ 被害農林漁業者で、損失額が30%以上の者 (激甚災適用の場合)	5.5%以内	5年、6年以内 6年、7年以内
ウ 特別被害農林漁業者 (激甚災適用の場合)	3.0%以内	6年以内 7年以内

(2) 対象者

次の基準に該当すると市長の認定を受けた方

(ア)被害農林漁業者		(イ)特別被害農林漁業者
1 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上	2 樹体の損失額が30%以上	左のうち損失額が50%以上
1 林産物の流失等による損失額が、平年林業収入の10%以上	2 林業施設の損失額が50%以上	
1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上	2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が50%以上 左のうち損失額が70%以上

(3) 問合先

臼杵市

2 農林漁業者に対する資金貸付

災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。

(1) 支援の種類：融資

1) 株式会社日本政策金融公庫

資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の6/12又は年間粗収益の6/12のいずれか低い額	10年以内(うち3年以内の据置可能)
農林漁業施設資金	災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資	一般：負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額 特認：負担額の80%又は1施設あたり600万円のいずれか低い額 漁船： ・総トン数20トン未満の漁船：負担額の80%又は1隻あたり1千万円のいずれ	15年以内(うち3年以内の据置可能)

第4部 災害復旧・復興計画（共通）
第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
		か低い額 ・総トン数20トン以上の漁船：負担額の80%又は1隻あたり4.5億円～11億円のいずれか低い額	
農業基盤整備資金	農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資	負担額の100%	25年以内（うち10年以内の据置可能）
農業経営基盤強化資金	農地、牧野、農業用施設、農機具等の復旧のための資金や長期運転資金を融資	個人1.5億円、法人3億円	25年以内（うち10年以内の据置可能）
経営体育成強化資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	①負担額の80% ②個人1.5億円、法人5億円	25年以内（うち3年以内の据置可能）
林業基盤整備資金	森林、林道等の復旧のための資金を融資	①復旧造林：負担額の80（計画森林は負担額の90%） ②樹苗養成施設：負担額の80% ③林道：負担額の80%	①復旧造林 30年以内（うち20年以内の据置可能） ※別途特認要件あり ②樹苗養成施設 15年以内（うち5年以内の据置可能） ③林道 20年以内（うち3年以内の据置可能）※ 別途特認要件あり
漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資	負担額の80%	20年以内（うち3年以内の据置可能）
漁船資金	漁船の復旧のための資金を融資	①事業日×0.8 ②1隻当たり4.5億円（特定業種6～11億円）	15年以内（うち5年以内の据置可能）
漁業経営安定資金	漁業経営の再建整備を図ろうとする方等の負債整理資金を融資	個人750万円、 法人1,500万円	23年以内（うち6年以内の据置可能）

2) 農協・漁協等

資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
農業近代化資金	災害により被災した農業施設等の復旧のための資金を融資（認定農業者、集落営農組織のみ）	①個人1,800万円 ②法人2億円	15年以内（うち7年以内の据置可能）
農業経営負担軽減支援資金	既往債務の負担を軽減するための負債整理資金を融資	営農負債の残高	15年以内（うち3年以内の据置可能）

第4部 災害復旧・復興計画（共通）
 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

漁業近代化資金	災害により被災した漁船、漁業用施設等の復旧のための資金を融資	1,800万円～3.6億円	15年以内（うち3年以内の据置可能）
---------	--------------------------------	---------------	--------------------

上記のほかにも農林漁業者に対する長期・低利の資金の貸付を行っているので、各種貸付事業の詳細については下記問合先まで。

（2）対象者

農林漁業者

（3）問合先

株式会社日本政策金融公庫、農協・漁協等

3 災害復旧貸付

（1）支援の種類：融資

- 1) 災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。
- 2) 災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。
- 3) 株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等

ア 国民生活事業

貸付限度額	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円
償還期間	各融資制度の返済期間以内

イ 中小企業事業

貸付限度額	1億5千万円以内
償還期間	設備資金15年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

- 4) 株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等

貸付限度額	必要に応じ一般貸付枠を超える額
償還期間	設備資金10年以内（うち2年以内の据置可能） 運転資金10年以内（うち2年以内の据置可能）

- 5) 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なる

（2）対象者

中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等

（3）問合先

株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫

4 災害復旧高度化資金

（1）支援の種類：融資

大規模な災害により、既往の高度化資金の貸付を受けた事業用資産が被災した場合、被害を受けた施設の復旧を図る場合又は施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合に、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が高度化資金を貸付ける。

貸付割合	90%以内
償還期間	20年以内（うち3年以内の据置可能）
貸付利率	無利子

（2）対象者

中小企業経営者、中小企業協同組合・振興組合等であって、以下のいずれかに該当する場合

- 1) 既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合
- 2) 施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合

（3）問合先

県、独立行政法人中小企業基盤整備機構

5 経営安定関連保証

支援の種類	融資（保証）
支援の内容	災害などの理由により影響を受けた中小企業者に対して、経営の安定を図るために必要な資金について保証を行う。
対象者	中小企業信用保険法第2条第4項第4号により主たる事業所の所在地を管轄する市長から、「特定中小企業者」であることの認定を受けた方。
問合先	信用保証協会

6 小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経融資）

支援の種類	融資
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：20百万円 3 貸付期間：設備資金は10年以内（措置期間2年以内） 運転資金は7年以内（措置期間1年以内）
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主 2 商工会・商工会議所の経営指導を受けている等の要件を満たす者。
問合先	最寄りの商工会・県商工会連合会、最寄りの商工会議所

7 災害関係保証

支援の種類	融資（保証）
支援の内容	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令で指定した激甚災害により被災した中小企業者に対して、災害復旧に必要な資金について保証を行う。
対象者	被災地域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者（個人、会社、医療法人、組合）
問合せ先	信用保証協会

8 復旧・復興のための経営相談

支援の種類	経営相談
支援の内容	(1) 被災地への震災復興支援アドバイザー 中小機構が、被災中小企業や被災地域の自治体、支援機関に震災復興アドバイザーを派遣し、中小企業等の幅広い支援ニーズに対して無料でアドバイスを実施する。 (2) 商工会、商工会議所における経営相談 商工会や商工会議所において、窓口相談や巡回相談等を行います。
対象者	中小企業等
問合せ先	中小企業基盤整備機構の最寄りの窓口、最寄りの商工会、最寄りの商工会議所

9 職場適応訓練費の支給

支援の種類	給付
支援の内容	1 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。また、訓練生に対して雇用保険の失業等給付を支給する。 2 事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障がい者25,000円/月）が支給される。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障がい者1,000円/日）。 3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障がい者に係る訓練4週間）以内。
対象者	職場適応訓練は、雇用保険の受給資格者等であって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次の①から⑤に該当する事業主に委託して行う。 ①職場適応訓練を行う設備的余裕があること ②指導員としての適当な従業員がいること ③労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ④労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ⑤職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること
問合せ先	公共職業安定所又は都道府県労働局

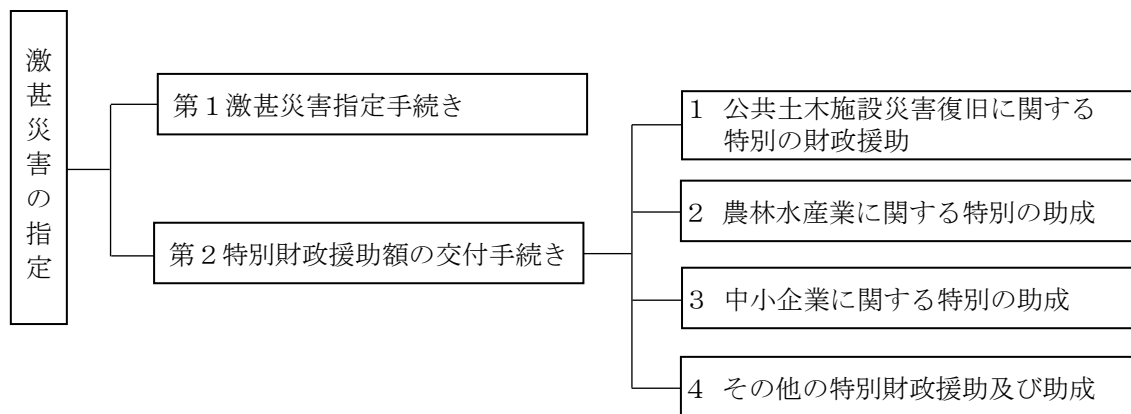
第5章 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、災害復旧事業費等の負担の適正化と迅速な復旧に努める。

1 関係法令

- (1) 災害対策基本法第97条～第98条
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

2 対策体系



第1節 激甚災害指定の手続

- 1 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。
- 2 県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。
- 3 市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- 4 内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚被害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。

1 激甚災害指定基準（本激の基準）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次のとおりとする。（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第3条、第4条（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 又は B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% 2 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	A 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農地等の災害復旧事業等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% 2 一の都道府県の査定見込額＞10億円
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	1 激甚法第5条の措置が適用される場合 又は 2 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、1及び2とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 3 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は 4 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.15%で激甚法第8条の措置が適用される場合 ただし、3及び4とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% 又は B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上ある場合 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% ただし、A及びBとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮する。
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業等に対する補助）	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% 又は B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% 2 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.0%

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
	ただし、A及びBとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、精算林業所得推定額は木材生産部門に限る。
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	<p>A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額 又は</p> <p>B 中小企業関係被害額＞全国中小企業推定所得額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合</p> <p>1 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、第19条（市施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される場合。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	<p>A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸 又は</p> <p>B 1 被災地滅失全域戸数≥2,000戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数の1割以上 又は</p> <p>2 被災地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上ある場合 一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上</p> <p>ただし、A及びBとも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。
上記以外の措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

2 局地激甚災害指定基準（局激の基準）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次のとおりとする。（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第2章（第3、第4条）（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業等の査定事業額が次のいずれかに該当する市町村が1以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額が概ね1億円未満のものを除く。）</p> <p>ア 当該市町村の標準税収入×50%を超える市町村（当該査定事業額が1千万円未満のものを除く。）</p> <p>イ 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業額が2億5千万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入×20%を超える市町村</p> <p>ウ 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入×20%に当該標準税収入から50億円を控除した額×60%を加えた額を超える市町村</p> <p>(2) (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数が概ね10未満のものを除く。）</p>
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。）</p> <p>ただし、当該経費の合算額が概ね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数が概ね10未満のものを除く。）</p>
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例）	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の農業所得推定額×10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。）</p> <p>ただし、当該経費の合算額が概ね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数が概ね10未満のものを除く。）</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、かつ、次の要件に該当する激甚災害に適用する。</p> <p>当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10%（漁船等の被害額が1千万円未満の者を除く。）</p> <p>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額が概ね5千万円未満である場合を除く。</p>
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	<p>当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る）＞当該市町村の生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5倍（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね0.05%未満のものを除く。）</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積＞300ha</p> <p>(2) その他の災害にあつては、要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25%</p>

第4部 災害復旧・復興計画（共通）
 第5章 激甚災害の指定

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額が概ね5千万円未満である場合を除く。
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚法第2章又は第5条の措置が適用される場合。

第2節 特別財政援助

市長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出する。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

激甚災害の指定を受けたとき、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きを実施する。

なお、激甚災害に対して適用すべき特別措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年8月27日法律247号）等の根拠法令に基づき災害復旧事業等が行われるが、激甚法第3条及び第4条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫負担率又は補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることになる。

※過去の例から見ると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば6～8割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9割程度まで引き上げられることとなる。

2 農林水産業に関する特別の助成

（1）農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設又は林道が災害により被害を受けた場合には、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律169号）（以下「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚災害法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業等に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

※過去の例から見ると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば概ね8割程度であるが、激甚災害の場合には、概ね9割程度まで引き上げられることとなる。

（2）農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設が災害により被害を受けた場合には、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助率がその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

※過去の例から見ると、国庫補助率は、一般災害であれば2割であるが、激甚災害の場合には、概ね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

（3）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年8月5日法律136号）（以下「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付限度額の引き上げ（一般被災農業者200万円→250万円、果樹栽培、家畜飼育、養殖業者等500万円→600万円）及び償還期限延長（3～6年→4～7年）が行われ、貸付条件の緩和が図られる。

※なお、利率については、天災融資法の発動により、特別被災者に対して3%以内の低利で貸すなどの措置がとられている。

（4）共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害の指定を受けた一定の都道府県が、漁業共同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その2分の1を特別に補助するものである。

（5）森林災害復旧事業に係る補助（激甚法第11条の2）

激甚災害の指定を受けた一定区域において市、県、森林組合等が森林を復旧するために行う被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林等の森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

3 中小企業に関する特別の助成

（1）中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保険限度額の別途設定（普通保険の場合、2億円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。

4 その他の特別財政援助及び助成

（1）公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

（2）私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

（3）水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

激甚災害の指定を受けた一定の地域において、都道府県又は水防管理団体が水防のため使用した資材の関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算制度がある。）

（4）罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその建設等に要する費用の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

（5）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

激甚災害によって生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、国庫補助の対象とならない1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債（小災害債）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法 昭和25年5月30日法律211号）の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第2章 重点施策に関する事項

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第4章 関係者との連携協力の確保

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

第6章 防災訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報

第8章 津波避難対策緊急事業計画

第9章 南海トラフ地震防災対策計画

第1章 総 則

第1節 推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、臼杵市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本計画に定めるほか、本編第1部から第4部に準じる。

第2節 地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域

1 地震防災対策推進地域(令和7年7月2日内閣府告示第107号)

南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震防災対策推進地域は、臼杵をはじめ、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町である。

2 津波避難対策特別強化地域(平成26年3月31日内閣府告示第22号)

南海トラフ特措法第10条第1項で規定する南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域は、臼杵市、大分市、佐伯市、津久見市である。

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、第1部第5章「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

第2章 重点施策に関する事項

第1節 「命を守る」「命をつなぐ」対策の重点化

事前の対策に費やせる時間には限りがあることから、地震・津波から命と社会を守るための「命を守る」対策と、直接的被害から助かった命や生活を維持するための「命をつなぐ」対策について、重点的に推進する。

「命を守る」「命をつなぐ」対策については、特に重要な施策として、おおむね10年間で完遂すべき具体目標を定め、重点的にモニタリングを実施し、進捗を図ることに努める。

以下に、南海トラフ地震防災推進基本計画（R7.7変更）で示された南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策のうち、特に重要な具体目標が定められた対策を示す。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策のうち、特に重要な具体目標が定められた対策（臼杵市に関連する項目のみ抜粋）

【地震対策】

対策	目標項目
①建築物の耐震化等	住宅の耐震化、学校の耐震化、医療施設・社会福祉施設等の耐震化、防災拠点となる公共施設等の耐震化
②火災対策	住宅の耐震化、電気起因する出火の防止、消防団の充実・強化、密集市街地の整備、
③土砂災害・地盤災害・液状化対策	土砂災害警戒区域の対策、大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策、森林の山地災害防止機能等の維持増進
④ライフライン・インフラ施設の耐震化等	上下水道施設の耐震化、通信・放送施設の対策、上下水道、電気、ガス、通信・放送の復旧体制の充実、交通インフラの機能維持に向けた対策、ダム等管理設備の耐震化

【津波対策】

対策	目標項目
①津波に強い地域構造の構築	河川堤防・水門等の耐震化、海岸保全施設整備の推進、港湾における津波対策の実施、避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進、安全な地域への移転の促進
②安全で確実な避難の確保	津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施、防災行政無線（同報系）等の多様な防災情報伝達手段の整備、避難場所・避難経路の整備

【総合的な防災体制】

対策	目標項目
①NPO・ボランティア団体等民間主体との連携	ボランティア活動の実施に向けた環境整備
②総合的な防災力の向上	消防団の充実・強化、事前復興に向けた取組の充実

【災害発生時の対応に係る事前の備え】

対策	目標項目
①消火活動等	消防防災分野における新技術の実用化・活用の推進、消防団の充実・強化
②緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	道路閉塞等の被害防止、道路における防災拠点機能強化、緊急輸送体制の確保
③食料・水、生活必需品等の物資の調達	備蓄の充実、物資の情報管理の整備、
④燃料の供給対策	災害時に備えた燃料供給体制の確保
⑤避難者等への対応	避難所の設備の充実、避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進、社会福祉施設等の事前防災対策の強化
⑥帰宅困難者等への対応	避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進、
⑦災害廃棄物等の処理対策	一般廃棄物・災害廃棄物対策
⑧災害情報の収集・共有	新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の推進、地方公共団体庁舎等における非常用通信手段の確保対策
⑨広域連携・支援体制の確立	避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進

【被災地内外における混乱の防止】

対策	目標項目
①基幹交通網の確保	道路ネットワークの機能強化対策
②民間企業等の事業継続性の確保	事業継続の取組の推進

【様々な地域的課題への対応】

対策	目標項目
①ゼロメートル地帯の安全確保	河川堤防・水門等の耐震化、海岸保全施設整備の推進
②孤立可能性の高い集落への対応	道路閉塞等の被害防止、代替路となる林道等の整備
③沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減の確保	農地等の湛水被害等の防止
④文化財・陵墓等の防災対策	文化財の防災対策強化
⑤デジタル技術を活用した防災対策の推進	防災分野におけるデジタル技術の活用の推進

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保 及び迅速な救助

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。

また、各施設の管理者等は、「災害に強いまちづくり」を推進するとともに、次の事項について留意する。

1 津波防護施設の早期点検・計画的な整備

海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が来襲するおそれのある地域において、防潮堤、堤防、水門等の津波防護施設の計画的な整備を実施する。また、既存の津波防護施設については早急な耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施する。

2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進等

海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため、水門等の自動化・遠隔操作化を推進する。

また、水門等の開閉体制、開閉手順、平時の管理方法等の確立及び定期的な開閉点検、開閉訓練等の実施に努める。この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮する。

内水排除施設等については、災害発生に備えて、施設の管理上必要な操作の熟知、非常用発電装置の準備、定期的な点検等の措置を講ずる。

3 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

地震発生時に地域が孤立することを防止するため、津波来襲時にも幹線道路としての機能を担う道路等や緊急活動に重要な役割を果たすヘリコプター臨時発着場、港湾、漁港等の基盤施設の整備を推進する。

なお、本節に定めるほか、第3部第2章第8節「防災ヘリコプターの運用体制の確立」による。

第2節 津波に関する情報の伝達等

- 1 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達、災害情報や被害情報の収集・伝達計画により実施する。

また、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておく。

なお、本節に定めるほか、第3部第2章第4節「気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。
- 2 白杵市、県は、管轄区域内の居住者、各種団体(以下「居住者等」という。)及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等(以下「観光客等」という。)並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう、県民安全・安心メール、各市町村の防災情報提供メール、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール、同報無線の整備及びそのデジタル化の推進、学校等における情報端末の設置、インターネット(ホームページやソーシャルメディア等)の利用、コンビニエンスストア、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報収集・伝達手段の強化を図る。

第3節 避難対策等

津波から迅速に避難するための、消防団の育成・強化、緊急避難場所・避難路等の整備、居住者等の避難対策、消防団員等の防災業務従事者の安全確保対策、避難所の維持・運営、津波避難のための意識啓発を推進する。

なお、本節に定めるほか、第2部第3章第4節「消防団、ボランティアの育成、強化」、第2部第4章第3節「津波からの避難に関する事前の対策」、第3部第3章第2節「地震・津波に関する避難の指示等及び誘導」、第3部第4章第1節「避難所運営活動」による。

第4節 消防機関等の活動

- 1 市は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。
 - (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
 - (2) 津波からの避難誘導
 - (3) 土嚢等による応急浸水対策
 - (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - (5) 救助・救急等
 - (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保
- 2 市は、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を講ずる。
 - (1) 地震が発生した場合、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て住民等に対し広報を行うこと。
 - (2) 地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、整備及び流通在庫の把握を行うこと。
 - (3) 地震が発生した場合、水防管理団体等は、次の措置をとる。
 - 1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
 - 2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作準備並びに人員の配置
 - 3) 水防資機材の点検、整備及び配備

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応

1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置をとる。

2 電気

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討する。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じる。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努める。

5 放送

(1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

(2) 放送事業者は、県、市町村及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用を努める。

(3) 放送事業者は、災害発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずる。

第6節 交通対策

1 道路

大分県公安委員会及び道路管理者は、津波来襲のおそれのあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に考慮しつつ、あらかじめ計画し、周知する。

なお、必要に応じて、隣接する県の公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

2 海上及び航空

(1) 大分海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じる。

(2) 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

3 鉄道

鉄道事業者は、地震発生時、走行路線に津波が来襲する危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じる。

4 乗客等の避難誘導

港湾・空港・鉄道等の管理者等は、船舶、列車等の乗客や、駅、空港、港湾等のターミナルに滞在する者に対して、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画等を定める。

第7節 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 道路

市が管理する道路の管理上の措置は次のとおりである。

- (1) 津波警報等の情報、ドライバーのとるべき措置を道路利用者に伝達する。
- (2) 交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握し、必要に応じて工事中の道路に部ける工事の中断等の措置を講ずる。
- (3) 災害発生後、迅速な情報収集を実施するため、重要区間を定め職員による情報収集を実施する。
- (4) 緊急輸送道路の応急復旧作業担当者に事前配備について連絡・確認する。
- (5) 応急復旧資機材の保有状況について情報収集・把握する。
- (6) 警察本部、市町村関係機関と連携協力し、必要な応急対策の措置を講ずる。

2 河川施設

市が管理する河川において、津波警報等が発せられた場合、必要に応じて河川施設の巡視を実施して状況を把握し、状況に応じて応急対策の措置を講ずるとともに、工事中の箇所がある場合は中断等の措置をとる。

3 不特定多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は、施設ごとに第8節の対策計画に準じた計画を策定する。

(1) 各施設に共通する事項

- 1) 津波警報等の来訪者等への情報伝達
情報伝達にあたっては、特に以下の事項について留意する。
 - ア 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。
 - イ 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること
なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときには、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。
- 2) 来訪者等の安全確保のための退避等の措置
- 3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止の措置
- 4) 出火防止の措置
- 5) 水、食料等の備蓄
- 6) 消防用設備の点検、整備
- 7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- 1) 動物園等にあつては、猛獣等の逃走防止の措置
- 2) 病院等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- 3) 学校、職業訓練校、研修所等(以下「学校等」という。)は、次の措置をとる。
 - ア 当該学校等が、津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(たとえば養護学校、盲学校、ろう学校等)は、これらの者に対する保護の措置
- 4) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

4 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部等がおかれる庁舎等の管理者は、前3の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。
 - 1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - 2) 無線通信機等通信手段の確保
 - 3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 市は、地震防災対策推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備への協力を求める。
- (3) 市は、屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等を依頼しておく。

5 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

なお、特別の理由により、津波被害の防災対策を行う場合は、従業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第8節 迅速な救助

1 救助・救急のための体制や車両・資機材の確保

地震発生後の迅速な救助・救急の体制、救命・救助に必要な車両や資機材の確保・充実に推進する。

なお、本節に定めるほか、「第2部第4章第2節 活動体制の確立」、第3部第3章第4節「救出救助」、第3部第3章第5節「救急医療活動」、第3章第6節「消防活動」による。

2 自衛隊・海上保安部・警察・消防等実動部隊の応援と連携

自衛隊・海上保安部・警察・消防等実動部隊の応援体制等具体的な活動要領や連携方策は、別に定める受援計画による。

3 消防団等における人員確保と車両・資機材や教育・訓練の充実

消防団等の育成・強化、救助等のために必要な車両や資機材の充実に推進する。

なお、本節に定めるほか、第2部第3章第4節「消防団・ボランティアの育成、強化」、第3章第2節「防災訓練」、第3章第3節「防災教育」による。

第9節 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。

このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。

具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震等に備えて、災害応急対策を実施する。

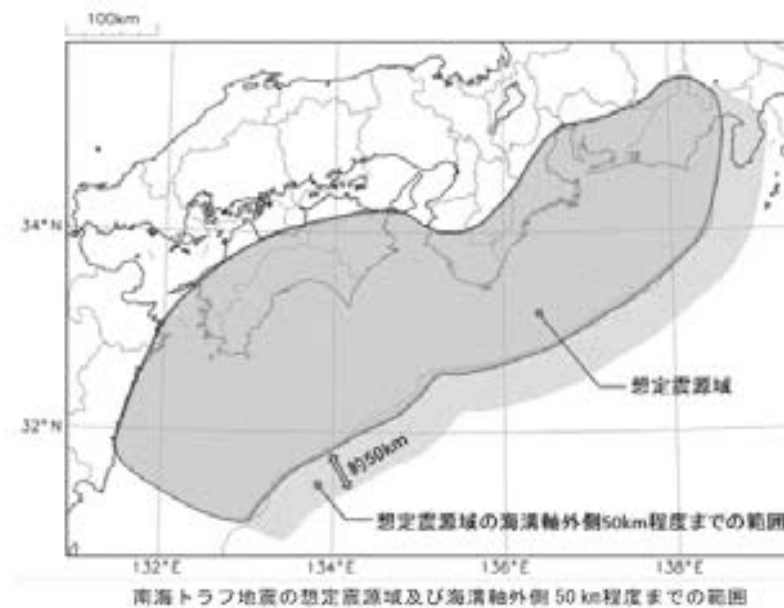
南海トラフ地震に関する臨時情報

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	
地震発生等から5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内(注1)でマグニチュード6.8以上の地震(注2)が発生 ○ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 	
		巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(注3)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
		巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(注2)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
地震発生等から最短で2時間後	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	

(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

(注2) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(注3) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。



2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応

確実に死者を出さないためには、事前避難は有効であるが、一方で、後発地震がいつ発生するか判然としない中、市民の日常生活や企業活動が必要以上に萎縮することは防がなければならない。そのため、市民の意見を十分に反映させ、人命優先の施策と日常生活維持とのバランスのとれた対策を行う。

(1) 市の体制

- 1) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」（調査中）を発表した際は、速やかに災害警戒本部を設置し、情報収集を行う。また、関係部局と相互に情報を共有する。
- 2) その後、気象庁が南海トラフ沿いに大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」（以下、「臨時情報」という。）を発表した場合は、速やかに災害対策本部を設置し、災害対策本部会議を開催する。
- 3) 国や県、気象台等と連携を図り、状況に応じて災害対策本部への移行を検討するとともに、情報収集の継続、迅速な災害対応が可能な連絡体制及び災害応急対策の確認、所管する防災上重要な施設等の点検等を行う。

なお、設置した災害対策本部等については、観測された異常な現象について気象庁が巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価し、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を発表した段階で廃止する。

(2) 住民等への注意喚起及び広報等

「臨時情報」発表後、住民等に対して後発地震への警戒や、地震に対する日頃からの備えの再確認等について注意喚起及び広報等を行う。なお、注意喚起及び広報等を行う際には、混乱が生じることのないよう細心の注意を払う。

3 避難所の運営

市は、避難者全員を収容できるよう避難所を確保する。

市は、避難所が確保できない場合、隣接する市の避難所、県有施設、民間の宿泊施設等を含めた広域的な受け入れの調整・支援が必要な場合、避難者全員が収容できるよう県に避難所の確保を要請する。また、食料等の確保、後発地震に備えて流通備蓄の確保を要請する。

避難所の運営については、「第3部第4章第1節 避難所運営活動」による。

第10節 管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川施設及び漁港施設、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の措置は、おおむね次のとおり。

(1) 各施設に共通する事項

- 1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達

<留意事項>

- ① 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。
- ② 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

- 2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 4) 出火防止措置
- 5) 飲料水、食料等の備蓄
- 6) 消防用設備の点検、整備
- 7) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- 8) 必要に応じた各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

- 1) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- 2) 河川、漁港施設について、水門等の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- 3) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- 4) 学校等の措置
 - ア 児童生徒等に対する保護の方法
 - イ 保護を必要とする児童生徒等がいる場合（特別支援学校等）の保護の方法
- 5) 社会福祉施設等の措置
 - 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 市は、不特定かつ多数の者が出入りする施設の措置をとるほか、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- 1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - 2) 無線通信機等通信手段の確保
 - 3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (2) 市は、指定する避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材、配備で不足する場合は県へ要請する。

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物、その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を行う。

第11節 市のとるべき住民への措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、市民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関や市ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。また、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第4章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

市、県及び防災関係機関は、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に行うため、食料、飲料水、生活必需品、応急用・復旧用物資及び資機材等の調達、供給を行うとともに、災害応急対策に係わる措置を行う要員の配備を実施する。

1 物資等の調達手配

市は、あらかじめ地域の必要な物資、資機材の確保状況を把握しておき、災害時に不足がある場合は、物資等の供給を依頼し、供給体制の確保を図るとともに、物資等のあつせん、協力要請等の措置をとる。

なお、本節に定めるほか、第3部第4章第3節「食料供給」、第4章第4節「給水」、第4章第5節「被服寝具その他生活必需品給与」による。

2 人員の配備

(1) 市は、人員の配備状況を把握し、必要に応じて、県への市町村等の人員派遣等、広域的な応援を要請する。

(2) 災害応急対策の実施に必要な技術者、技能者及び労働者の確保を推進する。

なお、本節に定めるほか、第3部第2章第11節「技術者、技能者及び労働者の確保」による。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

市・県及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、大分県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

なお、本節に定めるほか、第3部第2章第14節「応急用・復旧用物資及び資機材調達供給」による。

第2節 他機関に対する応援要請

甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、第3部第2章第7節「広域的な応援要請」及び第2章第10節「他機関に対する応援要請」による。

なお、自衛隊に対する災害派遣要請は、第2章第9節「自衛隊の災害派遣体制の確立」による。

第3節 帰宅困難者への対応

地震等の発生により、交通機能が停止し、自宅に帰ることが困難な者に対する対応について、第3部第2章第13節「帰宅困難者対策」による。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき

施設等の整備

地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備等を計画的に行う。

具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序・方法について考慮する。

第1節 耐震化の推進

市及び県、防災関係機関は、災害発生時の被害軽減のため、次の建築物、構造物等の耐震化等を計画的に行う。

- (1) 自宅の耐震診断、耐震改修の推進
- (2) 公共施設等の耐震診断及び耐震化の推進
 - 1) 学校、病院等多数の者が利用する施設の耐震化
 - 2) 道路、鉄道、港湾・漁港等主要な施設の耐震化
- (3) 電気、ガス、上・下水道、通信施設等のライフライン施設の耐震化の推進

第2節 施設等の整備

市及び県、防災関係機関は、地震防災対策及び災害発生後の応急対策を実施するうえで、必要な施設等の整備を行う。整備を行う施設等は次のとおりである。

1 緊急避難場所等の整備

市は、居住者及び観光客等の避難の円滑化と、延焼火災等からの避難者の保護を図るため、緊急避難場所、避難所案内標識等の整備を計画的に行う。

2 避難路の整備

市及び県は、居住者等及び観光客等の避難の安全と円滑化を図るため、道路及び緊急避難場所誘導標識の整備を計画的に行う。

3 津波対策施設の整備

市及び県は、海岸・河川・港湾施設・漁港等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、津波防護施設の耐震点検や補強を実施するなど、必要な施設整備を計画的に行う。

4 消防用施設の整備

市及び県、防災関係機関は、多様な災害に対応可能な消防用施設及び消防用資機材の計画的な整備促進に努める。

5 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

市及び県、防災関係機関は、緊急輸送道路等の整備を計画的に行う。

6 通信施設の整備

市及び県、防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するために、次に掲げる通信施設の整備を計画的に行う。なお、本節に定めるほか、第3部第2章第5節「災害情報・被害情報の収集・伝達」による。

- 1) 市防災行政無線の整備
- 2) その他の防災機関等の無線の整備

7 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他の公共空地の整備

市は、狹隘道路など木造密集地域では緩衝地帯として、緑地、広場、その他の公共空地の整備を計画的に推進する。

第6章 防災訓練

白杵市、県及び防災関係機関は、関係機関及び自主防災組織等との連携強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を、少なくとも年1回以上実施する。

その際、地域の実情にあわせて、より高度かつ実践的なものとするよう努める。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報

市は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織等、事業所の自衛消防組織、各種団体等と連携して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

なお、防災教育を推進するにあたっては、第2部第3章第3節「防災教育」によるものとし、地域、学校、家庭それぞれにおいて、適切に行うことで、被害が最小限となるよう努める。

教育方法としては、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

第8章 津波避難対策緊急事業計画

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された市町村は、津波の浸水想定に基づき、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業をまとめた津波避難対策緊急事業計画を作成することができる。

その際、津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定する。

第9章 南海トラフ地震防災対策計画

地震防災対策推進地域に指定された地域内で、水深 30cm 以上の浸水が想定される区域（津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に基づき公表した浸水想定において、南海トラフ地震を想定した場合の浸水域及び浸水深を基準とする。）において、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成 15 年政令第 324 号）第 3 条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、次の事項を定めた対策計画を策定する。

1 津波からの円滑な避難の確保

（1）共通事項

- 1) 津波に関する情報の伝達等
- 2) 避難対策
- 3) 応急対策の実施要員の確保等

（2）個別事項

- 1) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - ア 津波警報等の顧客等への伝達
 - イ 顧客等の避難のための措置
 - ウ 施設の安全性を踏まえた措置
- 2) 石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
- 3) 必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止その他当該施設の損壊防止のために特に必要がある応急的保安措置の実施等
- 4) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業を運営する者
 - ア 津波警報等の旅客等への伝達
 - イ 運行等に関する措置
- 5) 学校、社会福祉施設を管理・運営する者
避難場所、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- 6) 水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係

2 防災訓練

3 地震防災上必要な教育及び広報